

令和4年度

八代市政の概要

八代市議会事務局

市 章



合併した旧6市町村の「6」をイメージしたものに、未来への躍動感を加えた造形となっており、その中に、新しさの中にも親しみを感じさせるよう旧八代市章をアレンジしたマークを入れたものです。

宣 言

- 交通安全都市宣言 (平成18年6月23日議決)
- 人権尊重都市宣言 (平成18年6月23日議決)
- 健康都市宣言 (平成18年7月28日議決)
- 非核平和都市宣言 (平成18年8月1日公告第60号)
- 男女共同参画都市宣言 (平成21年6月19日議決)

市 の 花 : 桜 (平成20年8月1日制定)

市 の 木 : 晩白柚 (平成20年8月1日制定)

市 の 鳥 : かわせみ (平成20年8月1日制定)

市民の花 : やつしろ草 (平成20年8月1日制定)

目 次

I 市 勢

1. 位 置 ・ 地 勢	3
2. 沿 革	3
3. 市 政	4
4. 市 域 の 変 遷	5
5. 人 口 ・ 世 帯	5
6. 土 地 利 用 状 況	8

II 議 会 ・ 選 挙

1. 歴代正副議長・現職議員名簿	11
2. 議 会 構 成	12
3. 議 員 構 成	12
4. 委 員 会 構 成	13
5. 議 会 活 動 状 況	14
6. 議 会 傍 聴 者 数	16
7. 政 治 倫 理	17
8. 政 務 活 動 費	17
9. 議 会 運 営 に 関 する 申 し 合 わ せ 事 項 (抜 粋)	19
10. 行 政 視 察 来 訪 状 況 (地 域 別)	20
11. 議 会 図 書 室	21
12. 議 会 広 報	21
13. 議 会 事 務 局	22
14. 議 会 費 予 算 (令 和 4 年 度 当 初)	23
15. 選 挙	24

III 総 務 ・ 企 画

1. 歴 代 特 別 職	27
2. 総 合 計 画	29
3. 行 政 機 構	31
4. 職 員 構 成	33
5. 報 酬 ・ 給 与	34
6. 旅 費	38
7. 職 員 の 退 職 ・ 研 修	39
8. 行 財 政 改 革	42
9. 市 町 村 合 併	46
10. 公 共 交 通	50
11. 情 報 管 理	51
12. 広 報 広 聴	53
13. 市 民 相 談 等	56
14. 国 際 交 流	57
15. 表 彰	61
16. 開 発 (港 湾 ・ 干 拓 ・ 土 地 開 発)	62
17. 広 域 行 政	71
18. 市 庁 舎	81
19. デジタル化推進	84
20. 坂本町復興計画	86

IV 財 政

1. 予 算 (令 和 4 年 度 当 初)	89
2. 地 方 債 (企 業 債) 現 在 高	92
3. 補 助 (助 成) 金 交 付 状 況	93
4. 預 託 金 運 用 状 況	105
5. 基 金 運 用 状 況	106
6. 決 算	108
7. 市 税	115
8. 市 有 財 産 (物 品 ・ 基 金 を 除 く)	118

V 市 民 協 働

1. 人 権 ・ 同 和 対 策	123
2. 人 権 同 和 教 育 啓 発	123
3. 男 女 共 同 参 画 推 進	124
4. 青 少 年 健 全 育 成	125
5. 協 働 と 住 民 自 治 の 推 進	126
6. 市 民 活 動 支 援	128
7. 交 通 安 全	129

VI 文 化 ・ ス ポー ツ

1. 文 化 振 興	133
2. 市 民 ス ポー ツ	142

VII 消 防 ・ 防 災

1. 消 防	163
2. 非 常 備 消 防	164
3. 危 機 管 理	165

VIII 環 境

1. 環 境 保 全 対 策	169
2. 環 境 衛 生 対 策	178
3. 廃 棄 物 対 策	179
4. 廃 棄 物 処 理	182
5. 斎 場	190

IX 健康福祉

1. 援 護	193
2. 児 童 福 祉	197
3. 高 齢 者 福 祉	209
4. 障がい者(児)福祉	226
5. 国 民 年 金	233
6. その他の福祉	234
7. 健康福祉施設	238
8. 医 療 機 関	241
9. 国民健康保険事業	243

X 産業経済

1. フードバレー推進	249
2. 農 業	251
3. 林 業	266
4. 水 産 業	270
5. 商 業	271
6. 工 業	277
7. 観 光 ・ 物 産	287
8. 産業活性化支援事業	294
9. 地籍調査事業	295

XI 建設

1. 都 市 計 画	299
2. 市 街 地 開 発	306
3. 道 路 (橋 梁)	306
4. 建 築	311
5. 下 水 道 事 業	318
6. 日奈久港整備事業	339
7. 鏡 港 整 備 事 業	340
8. 九州新幹線整備関連事業	343

XII 教育

1. 学 校 教 育	347
2. 社 会 教 育	358

XIII 水道・病院事業

1. 上 水 道 事 業	371
2. 病 院 事 業	378

巻末資料

○令和3年主要付議事件一覧 及びその処理状況	381
---------------------------	-----

作成要領

1. 記載されている各事項は、原則として令和4年4月1日現在。ただし、数値等は、令和4年7月1日までの資料収集した時点現在。また、一部収集時点により掲載し、それぞれの該当部分に注記した。
2. 内容は合併後の八代市を範囲としており、市の各課かい、国・県・広域・生活環境・学校等の関係機関から収集。

※本書作成に当たり、御協力いただいた皆様方に心より感謝いたします。

市勢

議会
選挙

総務
企画

財政

市民
協働

文化
スポーツ

消防
防災

環境

健康
福祉

産業
経済

建設

教育

水道
病院
事業

巻末
資料



I 市 勢

1. 位置・地勢	3
2. 沿革	3
3. 市政	4
4. 市域の変遷	5
5. 人口・世帯	5
6. 土地利用状況	8

1 位置・地勢

八代市は、県都・熊本市の南約 40 km に位置し、市域は東西約 50 km、南北約 30 km にわたり、約 681 km² の面積を有しています。

東は九州山地の脊梁地帯を形成し宮崎県に境を接し、西は不知火の海八代海を隔てて天草諸島を臨みます。全面積の約 73% が山間地、約 27% が平野部からなっており、日本三急流の一つである球磨川の河口に位置する八代平野は、球磨川と氷川などから流下した土砂が堆積してできた扇状地と三角州を基部とした沖積平野と、藩政時代から行われてきた干拓事業により形成された平野です。

山・川・海そして広大な平野と多様で豊かな自然に恵まれており、特に一級河川の球磨川、氷川のもたらす豊富で良質な水の恩恵を受け、全国有数の農業生産地、県内有数の工業都市として発展してきました。

交通アクセス面では、昭和 55 年に九州縦貫自動車道八代インターチェンジ、平成 13 年には南九州西回り自動車道日奈久インターチェンジが開通しました。また、平成 16 年 3 月には九州新幹線の新八代―鹿児島中央間が先行開業し、これに伴い J R 鹿児島本線の八代―川内間が経営分離され、第三セクター・肥薩おれんじ鉄道として開業しました。そして、平成 23 年 3 月には博多―新八代間の営業運転が始まり、九州新幹線全線が開業し、基本計画から約 39 年、ようやく九州の南北である博多―鹿児島中央間（257 km）が開通しました。

さらに、海の玄関口である八代港は、昭和 34 年に国の重要港湾に選定され、平成 11 年、韓国・釜山港を結ぶコンテナ定期航路が開設されて以降、現在、韓国航路 2 便と台湾航路 1 便、神戸港との間に国内航路が就航しています。また、平成 19 年度からは 5.5 万トン級船舶に対応する水深 14m 岸壁の整備が進められており、平成 25 年 3 月に岸壁と泊地が完成しています。さらに、平成 29 年 7 月に大型ガントリークレーンが設置され、平成 30 年 4 月からは新コンテナターミナルが供用開始されています。

また、人流の面では、平成 29 年 7 月に国の「国際旅客船拠点形成港湾」に指定され、令和 2 年 4 月に八代港クルーズ拠点「くまモンポート八代」が供用開始されました。世界最大 22 万トン級の大型クルーズ客船も受け入れ可能となり、物流・人流の双方の国際拠点として重要な役割を担っています。

このように、九州の真ん中に位置するという地の利から、陸・海路の交通の要衝となっています。

2 沿革

平成 17 年 8 月 1 日、八代市と八代郡内の坂本村、千丁町、鏡町、東陽村、泉村の 1 市 2 町 3 村が合併し、新「八代市」となりました。八代地域は、地理的、歴史的な共通点を持ち、同一生活圏・経済圏にあり、これまでも一部の行政サービスでは広域での取り組みを行っていましたが、近年の少子高齢化の加速、住民の日常生活圏の広がり、地方分権社会の推進など、社会環境や社会構造の変化に対応した新しいまちづくりを進めるために合併しました。

「やつしろ」の地名が文献上、初見されるのは日本書紀で、その地名の由来を肥後国誌は里俗の説として、「やつしろ上古ハ神所也、故ニ社（ヤシロ）ト言い、後ニ八代（ヤツシロ）と為ルナリ」と記されており、今日この説が一般的とされています。市の周辺には縄文・弥生・古墳各時代の遺跡が分布し、八代の文化のあけぼのはその頃であると推察されます。

古墳時代末期、大陸から伝来した妙見信仰の広がりから、平安時代に妙見上宮、平氏政権時に中宮、源氏政権下で下宮―現在の八代神社（妙見宮）―が勧請され、下宮創建以後は、ここを中心に門前町が興り、八代に初めて商工業の諸座ができ、中世を通じて大いに栄えたと伝えられています。

戦国時代末期以降、佐々成政、小西行長らの領地となり、麦島に平城が築かれ、小西行長没後、加藤清正の領地下となったものの、元和 5 年（1619 年）の大地震により城郭が崩壊したため、幕府の許可を得て築城に着手し、元和 8 年に新城が落成となりました。この八代城は江戸幕府の一国一城令にもかかわらず存置を許された城であり、当時八代が幕府にとって重要な要衝と見られていたことがうかがえます。その後、細川

忠興、その家老の松井氏が城主として滞在し、この間に産業経済が格段に発展し、肥後南部における政治・経済・文化の中心地として繁栄しました。

八代地域は本市の中央部を貫流する球磨川、北部を流れる氷川などの河川に生まれ、その排出土砂、そして不知火海の干満潮の著しい高低差による自然作用が相乗して干拓事業を可能にし、藩政時代から今日までに人工的に生み出された新地は約 6,000ha といわれています。一方、球磨川の豊富な水は、広大な八代平野を潤し、古くから肥後米・豊表原料のイグサを初めとする農産物の一大生産地を形成してきました。

さらに、恵まれた自然条件に加え、臨海工業用地の造成、港湾施設の整備充実が図られてきたことから、港湾利用型企業の工場が早くから進出し、県南最大の工業都市としても発展してきました。

近年では、平成28年熊本地震により本庁舎が被災し、仮設庁舎や各支所に分散し業務を行ってまいりましたが、令和4年2月14日、市役所新庁舎が完成の運びとなりました。

また、球磨川流域における線状降水帯の影響により坂本町に甚大な被害をもたらした令和2年7月豪雨災害からの創造的復興は、本市の最重要課題であり、一日も早く、市民の方が安心して暮らせるまちづくりを進める必要があります。

加えて、SDGs 及び Society5.0 といった新たな潮流への対応に加え、新型コロナウイルス感染症といった新たな課題への対応が求められる中、本市といたしましては、今後のさらなる発展をめざしてまいります。

3 市 政

全国的に合併推進がなされる中、平成 17 年 3 月、近隣 6 市町村による廃置分合議決がなされ、同年 8 月 1 日に合併し、人口約 13.7 万人、約 681 km²となる県下第二の都市、新「八代市」がスタートを切りました。その背景には、人口の減少、少子高齢社会の到来という状況があり、本市もその例外にもれず、令和 7 年には人口が約 11.6 万人に減少、高齢化率は 35.9%となり、国（30.0%）・県（33.2%）の平均を上回ると推計されます。また、いまだ景気の先行きが不透明で国の財政状況も厳しく、各自治体における行財政運営の効率化も求められているところです。

そのような中であって、新市建設計画（平成 17 年度～令和 7 年度）では、「“創世”輝く新都八代 一豊かな資源を生かし、個性きらめく交流拠点都市へ」を新市づくりの理念に掲げ、人・自然・産業・交通基盤などさまざまな異なった資源とこれまで旧市町村で培われたまちづくりを広域的観点から展開できるよう各施策に取り組んでいます。

この新市建設計画を尊重しつつ、本市では、平成 20 年 3 月に、合併後最初の総合計画となる「八代市総合計画」を策定しました。当計画は、市政において最上位に位置づけられる総合的な計画として、平成 29 年度を最終年度として各種施策を進めてきました。

このような中、総合計画の計画期間終了に伴い、第 2 次八代市総合計画基本構想（平成 30 年度～令和 7 年度）が平成 30 年 3 月定例会において議決されました。

当計画では、これまで、「八代市総合計画」において取り組んできた、市民と行政の協働によるまちづくりなどの視点をふまえ、市の一体感の醸成を促すと同時に、多様化する市民ニーズをまちづくりに反映し、引き続き市民と行政が協働し、より発展的かつ具体的にまちづくりに取り組むことを目的として策定されました。さらに、この基本構想を実現するために策定した第 1 期基本計画（平成 30 年度～令和 3 年度）を経て、第 2 期基本計画（令和 4 年度～7 年度）を策定し、市の将来像である、「しあわせあふれる ひと・もの 交流拠点都市 “やっしろ”」の実現に向けて、各種施策の推進に取り組んでいます。

また、将来にわたり安定した行財政運営を行うため、今後の市政のあり方に対する改革の指針を示し、総合計画の着実な達成を行財政面から支援する八代市行財政改革大綱（第三次：平成 30 年 4 月～令和 7 年 3 月）では、限りある予算・人財・資源といった行政資源を効率的に活用し、市民目線を取り入れた改革を進めています。

合併により広大な市域を有し、山・川・海の豊かな自然に恵まれることとなった本市は、子どもから高齢者まで、安全で安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを進めるとともに、県南地域の中核都市として、南九州における物流・人流の拠点機能をさらに高め、一層魅力あふれる都市づくりを目指します。

4 市域の変遷

市町村	面積 (km ²)	年月日	合体・編入等	旧市町村
旧八代市	147.90	昭和15年9月1日 昭和18年4月1日 昭和25年7月1日 昭和29年4月1日 昭和29年7月1日 昭和30年4月1日 昭和31年4月1日 昭和32年1月1日 昭和36年3月1日	合体 編入 分立 編入 " " " " "	八代町・太田郷町・植柳村・松高村、市制施行 郡築村 市より郡築村分立 金剛村・高田村・八千把村 郡築村 宮地村・日奈久町 昭和村 二見村 龍峯村
旧坂本村	162.82	昭和36年4月1日	合体	上松求麻村・下松求麻村・百済来村、村制施行
旧千丁町	11.18	明治22年4月1日 昭和3年9月1日 昭和51年9月1日	合体 分立	古閑出村・新牟田村・吉王丸村・太牟田村（千丁村になる） 昭和村分立 町制施行
旧鏡町	28.24	昭和30年2月1日	合体	鏡町・有佐村・文政村
旧東陽村	64.56	昭和30年2月1日	合体	種山村・河俣村、村制施行
旧泉村	266.59	昭和29年10月1日	合体	柿迫村・栗木村・仁田尾村・樺木村・椎原村・久連子村・葉木村・下岳村、村制施行
八代市	681.29	平成17年8月1日	合体	八代市・坂本村・千丁町・鏡町・東陽村・泉村、市制施行

5 人口・世帯

(1) 国勢調査人口推移

年	区別	人 口			世 帯 数 (戸)	性 比 (女100人につき)	1世帯当たり 人 員
		総数(人)	男(人)	女(人)			
昭和25		155,373	74,627	80,746	27,592	92.42	5.63
30		164,725	79,106	85,619	29,017	92.39	5.68
35		164,685	78,341	86,344	31,828	90.73	5.17
40		156,277	73,289	82,988	33,968	88.31	4.60
45		149,647	69,802	79,845	36,072	87.42	4.15
50		147,715	69,237	78,478	38,266	88.22	3.86
55		150,389	70,862	79,527	40,818	89.10	3.68
60		149,421	70,529	78,892	42,188	89.40	3.54
平成2		145,959	68,273	77,686	42,975	87.88	3.40
7		143,712	67,613	76,099	44,956	88.85	3.20
12		140,655	65,917	74,738	46,056	88.20	3.05
17		136,886	63,823	73,063	46,983	87.35	2.91
22		132,266	61,446	70,820	47,458	86.76	2.79
27		127,472	59,221	68,251	47,972	86.77	2.66
令和2		123,067	57,298	65,769	49,204	87.12	2.50

(2) 年齢別人口推移

(国勢調査)

調査年 人口 年齢別	平成 27 年			令和 2 年		
	総数 (人)	男 (人)	女 (人)	総数 (人)	男 (人)	女 (人)
	127,472	59,221	68,251	123,067	57,298	65,769
0～4歳	4,998	2,552	2,446	4,334	2,220	2,114
5～9	5,200	2,672	2,528	5,122	2,580	2,542
10～14	5,577	2,822	2,755	5,223	2,687	2,536
15～19	6,386	3,403	2,983	5,769	2,978	2,791
20～24	4,625	2,118	2,507	4,392	2,025	2,367
25～29	5,504	2,572	2,932	4,790	2,260	2,530
30～34	6,192	3,014	3,178	5,519	2,608	2,911
35～39	6,859	3,352	3,507	6,360	3,096	3,264
40～44	7,482	3,638	3,844	6,914	3,404	3,510
45～49	7,299	3,523	3,776	7,620	3,711	3,909
50～54	7,853	3,792	4,061	7,331	3,557	3,774
55～59	8,628	4,219	4,409	7,793	3,769	4,024
60～64	9,951	4,798	5,153	8,558	4,158	4,400
65～69	10,347	5,005	5,342	9,712	4,667	5,045
70～74	8,246	3,631	4,615	9,800	4,635	5,165
75～79	7,698	3,178	4,520	7,564	3,209	4,355
80～84	6,962	2,648	4,314	6,531	2,532	3,999
85～89	4,628	1,546	3,082	5,155	1,771	3,384
90～94	1,948	404	1,544	2,579	708	1,871
95～99	509	75	434	698	115	583
100歳以上	86	13	73	92	10	82
不詳	494	246	248	1,211	598	613

(3) 住民基本台帳人口

①推移

(3月31日現在)

区分 年	人口 (人)	男 (人)	女 (人)	世帯数 (戸)
H30	128,311	59,694	68,617	55,704
H31	127,306	59,141	68,165	56,216
R2	125,966	58,550	67,416	56,503
R3	124,895	58,196	66,699	56,931
R4	123,052	57,453	65,599	56,721

②校区別人口及び世帯数

(3月31日現在)

年 校区名	R 2				R 3				R 4			
	世帯(戸)	男(人)	女(人)	計(人)	世帯(戸)	男(人)	女(人)	計(人)	世帯(戸)	男(人)	女(人)	計(人)
代陽	3,775	3,520	4,265	7,785	3,810	3,535	4,238	7,773	3,811	3,481	4,194	7,675
八代	2,592	2,413	2,753	5,166	2,554	2,340	2,693	5,033	2,556	2,297	2,625	4,922
太田郷	7,041	7,077	8,025	15,102	7,173	7,157	8,046	15,203	7,263	7,131	8,003	15,134
植柳	2,084	2,176	2,434	4,610	2,063	2,120	2,406	4,526	2,048	2,071	2,366	4,437
麦島	3,581	3,650	4,156	7,806	3,595	3,624	4,093	7,717	3,575	3,567	4,053	7,620
松高	4,898	5,329	6,008	11,337	4,987	5,353	5,983	11,336	5,039	5,315	5,961	11,276
八千把	7,031	7,382	8,430	15,812	7,216	7,508	8,486	15,994	7,278	7,442	8,473	15,915
高田	4,077	4,117	4,593	8,710	4,089	4,079	4,513	8,592	4,075	4,019	4,438	8,457
金剛	2,270	2,573	2,957	5,530	2,274	2,527	2,894	5,421	2,247	2,478	2,837	5,315
郡築	2,322	2,029	2,895	4,924	2,361	2,013	2,870	4,883	2,256	2,013	2,727	4,740
昭和	525	507	734	1,241	526	502	722	1,224	483	492	675	1,167
宮地	1,489	1,552	1,742	3,294	1,493	1,537	1,728	3,265	1,514	1,530	1,734	3,264
龍峯	663	760	857	1,617	657	738	836	1,574	662	741	826	1,567
日奈久	1,328	1,175	1,426	2,601	1,313	1,141	1,384	2,525	1,296	1,111	1,347	2,458
二見	800	759	873	1,632	782	719	834	1,553	765	697	796	1,493
坂本	1,663	1,521	1,822	3,343	1,527	1,358	1,617	2,975	1,458	1,285	1,507	2,792
千丁	2,802	3,453	3,836	7,289	2,885	3,496	3,860	7,356	2,909	3,476	3,848	7,324
鏡	5,955	6,720	7,676	14,396	6,037	6,675	7,635	14,310	5,923	6,591	7,408	13,999
東陽	816	968	1,044	2,012	807	938	1,010	1,948	817	927	984	1,911
泉	791	869	890	1,759	782	836	851	1,687	746	789	797	1,586
計	56,503	58,550	67,416	125,966	56,931	58,196	66,699	124,895	56,721	57,453	65,599	123,052

(4) 人口動態

(3月31日現在)

区分 年	増減(人)	自然動態			社会動態			
		出生(人)	死亡(人)	増減(人)	転入(人)	転出(人)	その他(人)	増減(人)
H30	△ 1,047	939	1,757	△ 818	3,937	3,729	△ 437	△ 229
H31	△ 1,005	868	1,727	△ 859	4,218	3,967	△ 397	△ 146
R 2	△ 1,340	784	1,849	△ 1,065	4,173	4,050	△ 398	△ 275
R 3	△ 1,078	817	1,706	△ 889	3,593	3,627	△ 149	△ 189
R 4	△ 1,843	732	1,774	△ 1,042	3,262	3,877	△ 186	△ 801

※その他 住所設定者・職権削除者(実態調査に基づくもの・法務省通知に基づくもの)等

(5) マイナンバーカード申請者数及び交付者数

(3月31日現在)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
申請者数(人)	14,141	16,222	19,907	37,845	51,042
交付者数(人)	12,414	13,973	17,524	27,564	43,770
人口に対する 交付率(%)	9.7	11.0	13.9	22.1	35.6

(5) 産業別就業人口

(単位：総数～人、比率～%) (国勢調査)

区 別	年	H 12		H 17		H 22		H 27		R 2	
		総 数	比 率	総 数	比 率	総 数	比 率	総 数	比 率	総 数	比 率
総	数	67,649	100.0	65,043	100.0	59,261	100.0	59,562	100.0	56,898	100.0
第 一 次 産 業	農 業	9,656	14.3	9,008	13.8	7,816	13.2	7,968	13.4	7,470	13.1
	林 業	164	0.2	95	0.1	160	0.3	153	0.3	150	0.3
	漁 業	405	0.6	304	0.5	271	0.5	174	0.3	133	0.2
	計	10,225	15.1	9,407	14.5	8,247	13.9	8,295	13.9	7,753	13.6
第 二 次 産 業	鉱業、採石業、 砂利採取業	146	0.2	52	0.1	37	0.1	37	0.1	34	0.1
	建 設 業	7,619	11.3	6,506	10.0	4,924	8.3	4,803	8.1	4,619	8.1
	製 造 業	10,517	15.5	9,516	14.6	8,391	14.2	8,038	13.5	7,593	13.3
	計	18,282	27.0	16,074	24.7	13,352	22.5	12,878	21.6	12,246	21.5
第 三 次 産 業	電気・ガス・熱 供給・水道業	335	0.5	246	0.4	211	0.4	228	0.4	192	0.3
	情報通信業	3,876	5.7	205	0.3	205	0.3	241	0.4	222	0.4
	運輸業・ 郵便業			3,058	4.7	3,023	5.1	3,048	5.1	2,928	5.1
	卸売業・ 小売業	14,819	21.9	11,987	18.4	9,966	16.8	9,196	15.4	8,945	15.7
	金融業・ 保険業	1,261	1.9	1,070	1.6	942	1.6	901	1.5	828	1.5
	不動産業・物 品賃貸業	202	0.3	279	0.4	476	0.8	551	0.9	575	1.0
	宿泊業・飲食 サービス業	16,272	24.1	2,825	4.3	2,862	4.8	2,716	4.6	2,244	3.9
	教育、学習 支援業			2,440	3.8	2,335	3.9	2,326	3.9	2,264	4.0
	医療、福祉			7,226	11.1	8,228	13.9	9,655	16.2	10,053	17.7
	複合サービス 事業			968	1.5	562	0.9	645	1.1	570	1.0
	学術研究、専門・ 技術サービス業	6,816	10.5			961	1.6	1,001	1.7	1,007	1.8
	生活関連サービ ス業、娯楽業					2,309	3.9	2,133	3.6	1,865	3.3
	サービス業(他に 分類されないもの)					2,532	4.3	2,805	4.7	2,852	5.0
	公務(他に分類さ れるものを除く)	2,228	3.3	2,038	3.1	1,765	3.0	1,785	3.0	1,911	3.4
計	38,993	57.6	39,158	60.2	36,377	61.4	37,231	62.5	36,456	64.1	

※総数には「分類不能産業」を含む。

6 土地利用状況

(4月1日現在、単位：ha)

年	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他	合計
H30	6,921	1,319	2,720	103	16,370	155	655	39,893	68,136
H31	6,903	1,317	2,738	102	16,214	153	659	40,050	68,136
R2	6,885	1,316	2,765	102	16,806	152	659	39,451	68,136
R3	6,872	1,312	2,780	102	16,768	152	664	39,479	68,129
R4	6,854	1,310	2,804	101	17,000	152	667	39,241	68,129

(令和4年度 概要調査より)

Ⅱ 議会・選挙

1. 歴代正副議長・現職議員名簿	11
2. 議会構成	12
3. 議員構成	12
4. 委員会構成	13
5. 議会活動状況	14
6. 議会傍聴者数	16
7. 政治倫理	17
8. 政務活動費	17
9. 議会運営に関する申し合わせ事項（抜粋）	19
10. 行政視察来訪状況（地域別）	20
11. 議会図書室	21
12. 議会広報	21
13. 議会事務局	22
14. 議会費予算（令和4年度当初）	23
15. 選挙	24

1 歴代正副議長・現職議員名簿

(1) 歴代正・副議長

議 長		副 議 長	
氏 名	在 任 期 間	氏 名	在 任 期 間
山本 幸廣	平成17年9月20日～平成19年9月4日	清水 弘	平成17年9月20日～平成19年9月4日
渡辺 俊雄	平成19年9月4日～平成21年9月3日	村上 光則	平成19年9月4日～平成21年9月3日
山本 幸廣	平成21年9月16日～平成23年9月21日	田中 茂	平成21年9月16日～平成23年9月21日
古嶋 津義	平成23年9月21日～平成25年9月3日	増田 一喜	平成23年9月21日～平成25年9月3日
橋本 幸一	平成25年9月20日～平成27年9月25日	田中 安	平成25年9月20日～平成26年12月17日
鈴木田幸一	平成27年9月25日～平成29年9月3日	百田 隆	平成26年12月17日～平成29年9月3日
増田 一喜	平成29年9月14日～平成30年8月27日	田方 芳信	平成29年9月14日～令和元年9月30日
福嶋 安徳	平成30年8月27日～令和元年9月30日	成松由紀夫	令和元年9月30日～令和3年9月3日
上村 哲三	令和元年9月30日～令和2年9月15日	村川 清則	令和3年9月17日～
中村 和美	令和2年9月15日～令和3年9月3日		
成松由紀夫	令和3年9月17日～		

(令和4年4月1日現在)

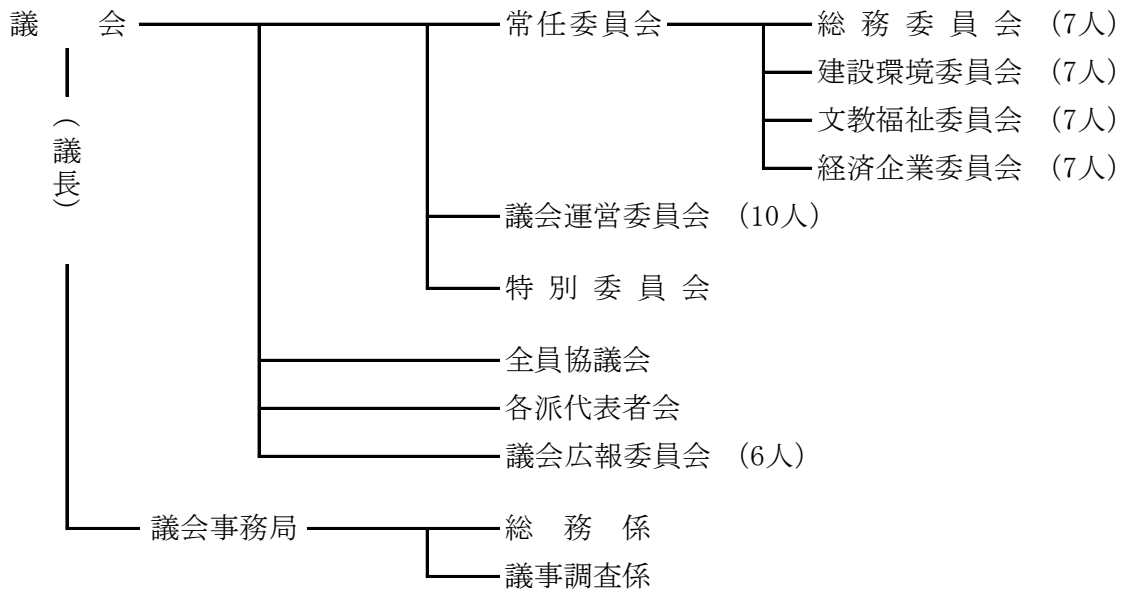
(2) 市議会議員

第5期 (任期：令和3年9月4日～令和7年9月3日)

氏 名	住 所	氏 名	住 所
上村 哲三	八代市坂本町葉木 4352 番地	野崎 伸也	八代市日置町 186 番地 2
大倉 裕一	〃 毘舎丸町 7 番 53 号	橋本 幸一	〃 東陽町北 471 番地
太田 広則	〃 古城町 3009 番地 5	橋本 貴喜	〃 鏡町両出 1251 番地
金子 昌平	〃 松江町 64 番地 5	橋本徳一郎	〃 東片町 464 番地 1
北園 武広	〃 日奈久新田町 2081 番地	橋本 隆一	〃 鏡町塩浜 143 番地
木村 博幸	〃 千丁町古閑出 25 番地 1	古嶋 津義	〃 鏡町内田 855 番地
田方 芳信	〃 高島町 4137 番地 3	堀 徹男	〃 古城町 1694 番地 1
高山 正夫	〃 西宮町 1490 番地 2	堀口 晃	〃 出町 2 番地 9 号
谷川 登	〃 泉町柿迫 2055 番地	前川 祥子	〃 鏡町貝洲 1226 番地 6
谷口 徹	〃 豊原下町 3661 番地	増田 一喜	〃 豊原下町 3426 番地
友枝 和也	〃 千丁町新牟田 150 番地 2	村川 清則	〃 郡築五番町 51 番地 2
中村 和美	〃 二見洲口町 1867 番地	百田 隆	〃 平山新町 5515 番地 3
中山諭扶哉	〃 日奈久新開町 187 番地 6	山本 敬晃	〃 長田町 3341 番地 1
成松由紀夫	〃 上野町 1948 番地 1	山本 幸廣	〃 葭牟田町 34 番地

(令和4年4月1日現在、五十音順による)

2 議会構成



3 議員構成 (令和4年4月1日現在)

任期	令和3年9月4日～令和7年9月3日					
議員数	条例定数	28人	現員数	28人		
会派別議員数	自由民主党 礎	6人	自由民主党 和	6人	自由民主党 絆	5人
	改革市民の会	4人	保守系無所属	3人	公明党	2人
	日本共産党	1人	誠実	1人		

年齢別議員数

30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	平均
1人	4人	8人	10人	5人	59.64歳

当選回数別議員数 (旧市町村での当選回数含む)

1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回以上	計
5人	6人	3人	2人	3人	4人	5人	28人

新旧別議員数

前議員	元議員	新議員	計
21人	2人	5人	28人

4 委員会構成

(1) 常任委員会

委員会名	定数	所管事項
常任委員会 (任期2年)	総務	7人 (1) 市長公室の所管に属する事項 (2) 総務企画部の所管に属する事項 (3) 財務部の所管に属する事項 (4) 市民環境部のうち市民活動政策課、市民課及び人権政策課の所管に属する事項 (5) 建設部のうち新庁舎建設課の所管に属する事項 (6) 会計課の所管に属する事項 (7) 選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の所管に属する事項 (8) 他の委員会の所管に属しない事項
	建設環境	7人 (1) 市民環境部のうち環境課、循環社会推進課及び環境施設管理課の所管に属する事項 (2) 建設部のうち建設政策課、土木課、住宅課、営繕課、建築指導課、都市整備課、下水道総務課、下水道建設課、用地課及び災害復旧課及び復興整備課の所管に属する事項
	文教福祉	7人 (1) 健康福祉部の所管に属する事項 (2) 教育委員会の所管に属する事項
	経済企業	7人 (1) 経済文化交流部の所管に属する事項 (2) 農林水産部の所管に属する事項 (3) 農業委員会の所管に属する事項 (4) 水道局の所管に属する事項

(2) 特別委員会

委員会名	定数	所管事項
令和2年7月豪雨に関する特別委員会	11人	(1) 令和2年7月豪雨に関する事項

(3) 議会運営委員会

委員会名	定数	所管事項
議会運営委員会	10人	(1) 議会の運営に関する事項 (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 (3) 議長の諮問に関する事項

(4) 会派別委員構成

(令和4年4月1日現在)

委員会名	会派名	自由民主党	自由民主党	自由民主党	改革・市民の会	保守系無所属	公明党	日本共産党	誠実
		礎	和	絆	の会	所属	党	党	実
常任委員会	総務	2	1	2	1				1
	建設環境	1	1	2	1	1	1		
	文教福祉	2	2		1	1		1	
	経済企業	1	2	1	1	1	1		
議会運営委員会		3	2	2	2	1			

5 議会活動状況

(1) 定例会・臨時会推移

(上段：定例会、下段：臨時会)

年 別	定 例 会 ・ 臨 時 会					合 計				
	回 数	会 期	本会議	会議時間	実時間	回数	会期	本会議	会議時間	実時間
年	回	日間	日間	時 分	時 分	回	日間	日間	時 分	時 分
H29	4	99	28	98:54	68:57	5	100	29	103:59	69:49
	1	1	1	5:05	0:52					
H30	4	101	24	89:09	57:42	5	102	25	95:26	58:35
	1	1	1	6:17	0:53					
R1	4	89	23	89:16	54:56	5	90	24	93:00	55:26
	1	1	1	3:44	0:30					
R2	4	75	15	43:10	30:32	5	76	16	45:41	31:02
	1	1	1	2:31	0:30					
R3	4	74	17	49:44	36:50	5	75	18	55:28	37:58
	1	1	1	5:44	1:08					

(2) 議会開会及び議案審議等状況（令和3年）

区 分	会 期 (日)	本 会 議			付 議 案 件										議 決 結 果		質 疑 質 問 者 数
		日数	会議 時間	会 議 実時間	提出者	条例 規則	予算	決算	人事	専決 処分	契約 財産	意見書 決 議	その他	計			
3月定例会	19	4	10:40	8:25	市長	24	19		1	3	1		2	50	可決	50	7
					議員	2						1	3	可決	3		
													0	否決	0		
6月定例会	17	4	10:38	8:11	市長	5	2		21	5	11		5	49	可決	49	7
					議員								0	-	0		
9月臨時会	1	1	5:44	1:08	市長				2	3			5	可決	5	-	
					議員								0	-	0		
9月定例会	19	4	12:43	8:18	市長	5	1	3	5				3	17	可決	17	7
								10					10	継続審議	10		
					議員	1						2	3	可決	3		
												0	否決	0			
12月定例会	19	5	15:43	11:56	市長	6	12	10	3		3		9	43	可決	43	12
					議員							3	3	-	3		
計	75	18	55:28	37:58	市長	40	34	13	32	11	15	0	19	164	可決	164	33
					議員	3	0	0	0	0	0	6	0	9	可決	9	

(3) 委員会及び諸会議（令和3年1月～令和3年12月）

委員会名等		定数	開催日数	会議時間	摘要	
委員 会	常任	総務	7 (6)	8 (12:16)	管内調査 1回	
		建設環境	7 (6)	8 (10:55)	管内調査 1回	
		文教福祉	7 (6)	7 (11:24)	管内調査 0回	
		経済企業	7 (6)	7 (10:03)	管内調査 0回	
		小計		30 (24)	59:52 (44:38)	
	特別	令和2年7月豪雨に関する	11	4 (2)	3:44 (2:00)	管内調査 2回
		小計		4 (2)	3:44 (2:00)	
		計		34 (26)	63:36 (46:38)	
	議会運営委員会		10	19 (15)	7:08 (4:06)	
	諸 会 議	全員協議会	28	11 (11)	2:36 (2:36)	
各派代表者会		7	22 (11)	10:23 (3:51)		
議会広報		6	12 (7)	9:54 (5:23)		
計			64 (44)	30:01 (15:56)		
合計			98 (70)	93:37 (62:34)		

※表中（ ）内数字は会期内の開会を示し、上段の内数

(4) 請願・陳情処理状況（令和3年）

【請願】

(単位：件)

	前定例会 までの 継続審査	新規	前定例会までの継続審査及び新規分審議結果						
			採択	一部採択	不採択	継続審査	審議未了	撤回	備考
3月定例会	0	0							
6月定例会	0	0							
9月定例会	0	0					1		
12月定例会	0	1							
計	—	1					1		

【陳情】

(単位：件)

	前定例会 までの 継続審査	新規	前定例会までの継続審査及び新規分審議結果						
			採択	一部採択	不採択	継続審査	審議未了	撤回	備考
3月定例会	0	0							
6月定例会	0	2				1	2		
9月定例会	0	0							
12月定例会	0	0							
計	—	2				1	2		

採択した請願・陳情の処理状況

(単位：件)

区分	種別	新規	議会において 処理	執行機関送付			意見書送付
		前定例会までの 継続審査		市長	教育委員長	その他	(地方自治法第99条)
3月定例会	請願	0					
		0					
	陳情	0					
		0					
6月定例会	請願	0					
		0					
	陳情	0					
		0					
9月定例会	請願	0					
		0					
	陳情	0					
		0					
12月定例会	請願	0					
		0					
	陳情	0					
		0					
計	請願	0					
	陳情	0					
	合計	0					

6 議会傍聴者数

(1) 本会議（令和3年※臨時会は除く）

(単位：人)

区分	人数
3月定例会	5
6月定例会	4
9月定例会	3
12月定例会	30
計	42

(2) 委員会（令和3年）

(単位：人)

委員会名	人数
総務委員会	1
建設環境委員会	0
文教福祉委員会	1
経済企業委員会	0
議会運営委員会	0
令和2年7月豪雨に関する 特別委員会	0
計	2

7 政治倫理

(1) 八代市政治倫理条例

議決年月日	平成 17 年 9 月 21 日 (旧八代市：平成 10 年 12 月 1 日)
施行年月日	平成 17 年 8 月 1 日 (旧八代市：平成 11 年 4 月 1 日)
目 的	市政に対する市民の信頼に応え、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与する。
対 象 者	市議会議員、市長、副市長、教育長
遵守基準	①市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等のために有利な取り計らいをしないこと。 ②政治活動に関し、企業、団体等から寄附等を受けないものとし、その後援団体についても同様とする。 ③その地位及び肩書を利用し、又はその地位に伴う影響力の行使によって金品その他いかなる財産上の利益を求め、又は授受しないこと。 ④職員の公正な人事を確保するため、その採用について推薦、紹介等有利な取計らいをしないこと。 ⑤職務の遂行に当たり市民全体の代表者として、品位と公平を損なうような一切の行為を慎み、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
遵守事項等	①議員及び市長等の配偶者、2 親等以内の親族又は同居の親族、議員及び市長等が実質的に経営に関与する企業は、市民に疑惑の念を生じさせないよう、市工事等の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退しなければならない。なお、辞退届が提出されたときは、これを公表することができる。 ②議員及び市長等は、誓約書を提出する。
実 績	①平成 25 年度改選時：誓約書提出件数 32 件 ②平成 28 年度：辞退届 0 件 ③平成 29 年度改選時：誓約書提出件数 28 件 ④令和 2 年度：関係企業等届出書 28 件 ⑤令和 3 年度改選時：誓約書・関係企業等届出書 28 件

8 政務活動費

(1) 八代市議会政務活動費の交付に関する条例

議決年月日	平成 17 年 9 月 21 日 (旧八代市：平成 13 年 3 月 6 日)
施行年月日	平成 17 年 8 月 1 日 (旧八代市：平成 13 年 4 月 1 日)
趣 旨	地方自治法第 100 条第 14 項及び第 16 項までの規定に基づき、八代市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会の会派に交付する。
交付対象	八代市議会における会派（所属議員が 1 人の場合も含む）に対して交付する。
交付額	会派の所属議員 1 人当たり月額 3 万円
交付方法	4 月と 10 月の各月 1 日に在籍する議員数に応じて会派へ年 2 回、交付月の 25 日（休日の場合はその翌日）までに交付する。
使 途 基 準	政務活動費使途基準（次ページ参照）
収支報告の 保存及び閲覧	①議長は、提出された収支報告書を提出期限の日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。 ②議長に対し、収支報告書の閲覧を請求することができる者：市内に住所を有する者、市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人

(2) 政務活動費使途基準

項 目	内 容	支 出 項 目
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費	資料印刷費、調査委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等
研 修 費	会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費	講師謝金、会場費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等
広 報 費	会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費	広報紙・報告書等印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等
広 聴 費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費	資料印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等
要請・陳情活動費	会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費	資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費等
会 議 費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費	会場費、資料印刷費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費	印刷製本代、翻訳料、事務機器購入費、リース代等
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費	書籍購入費、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等
人 件 費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費	給料、手当、賃金等
事 務 所 費	会派が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費	事務所の賃借料、維持管理費、文書通信費、備品・事務機器購入費、リース代等

(3) 八代市議会政務活動費使途基準に係る申し合わせ

- ①規則第2条に規定する交付申請書は、4月5日まで提出されたものについて4月25日までに交付するものとする。なお、提出に当たっては、交付申請書及び交付請求書を同時に提出するものとする。
- ②改選時における交付申請は、八代市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年条例第11号）のとおりとする。
- ③証ひょう書類の提出に当たっては、収支報告書提出時に領収書を添付して議長に提出することとする。なお、この審査は毎年5月に実施するものとする。
- ④政務活動費の使途は積極的に公開することとし、収支報告書等の関係書類は、情報公開条例に基づく公開請求によらず、積極的な情報提供により公開することとする。
- ⑤調査研究費、研修費、広報費、広聴費、要請・陳情活動費及び会議費における交通費等の扱いは次のとおりとする。

- ア 海外行政調査は、現況の時代背景のもとで認めることは適当でなく、今期は認めないこととする。
- イ 国内行政調査の扱いは次のとおりとする。
 - a 相手先へ公文書で依頼した都市又は民間企業等を調査できることとし、会派において調査内容及び調査都市を特定した上で調査の2週間前まで事務局へ申し出るものとする。
 - b 先進都市の調査に当たっては、市職員を含めて民間人は同行しないこととする。
 - c 常任委員会もしくは会派による先進都市の調査は、1年以上経過しなければ調査できないこととする。ただし、緊急かつ特定の案件について調査の必要が生じた場合、議長が認めたものに限り行うことができるものとする。
 - d 日当の中に昼食代が含まれていることに鑑み、昼食を伴う調査日程は極力作成しないものとし、調査市からの昼食は辞退するものとする。
- ウ 旅費等の算出に当たっては、八代市議会議員の報酬等に関する条例、及び八代市職員等の旅費に関する条例により算出するものとする。
- ⑥資料作成費、資料購入費及び会派事務所費における事務機器購入、図書、資料の購入及び備品の保管、整理に当たっては、それぞれ図書台帳、備品台帳を備え付けるものとする。ただし、任期満了及び会派が解散した場合、その所有権は喪失するものとする。
- ⑦会派事務所費は、使途基準において定めた支出項目のほかは、具体的事例が発生した時点で協議するものとする。なお、政党事務所は、会派事務所とは別物と考えるものとする。
- ⑧会派控室にインターネットの回線を引き込むことができることとし、その回線の設備料及びプロバイダーの使用料、並びに通信料については広報費から支出することができる。なお、会派控室の使用に当たっては、庁舎管理規則に従って使用するものとする。
- ⑨支出できないものは、次のとおりとする。なお、このほかについては具体的事例が発生した時点で協議するものとする。
 - ア 交際費的な経費（慶弔、餞別、寸志、病気見舞、慶弔電報、新聞広告料、パーティー券購入、年賀状、名刺印刷など）
 - イ 政党本来の活動に属する経費（党費、党大会賛助金、党大会参加費及び旅費、所属政党発行の機関紙購読料など）
 - ウ 会議等に伴う食事の経費（懇親会費、昼食費など）
 - エ 選挙活動に要する経費
- ⑩通帳及び印鑑の保管については、各派の経理責任者において保管することとする。

9 議会運営に関する申し合わせ事項（抜粋）

（平成 17 年 9 月 9 日 事務打ち合わせ会決定）

（1）会派に関すること

- ①議会内交渉団体としての会派の設立に要する構成議員数は、3人以上とする。
- ②会派控室は、
 - ア 交渉団体と認められた会派
 - イ 「政党」と認められた団体の構成員で、その政党名を名乗る複数もしくは個人の会派については、個別に供与される。

ウ アもしくはイの要件を満たさない会派もしくは個人については、共用のものを供与される。

なお、各会派の協議により、原則として所属議員の多い会派から順次広い部屋を割り当てる。

(2) 発議に関すること

- ①発議案は、原則として委員会最終日までに提出する。
- ②会派提出の発議案は、各派代表者会及び議会運営委員会で当該会派代表者から説明する。

(3) 発言に関すること

- ①発言通告要旨には、原則として「その他」という項目は記載せず、やむを得ない事情により記載する場合は、他議員の具体的発言通告内容を先取りした発言はしない。
- ②一般質問の発言順位については、受付締め切り後、直ちに受付順により抽選で決定するが、抽選に欠席した議員の順位は、出席者が優先して交代できるものとする。(H19. 11. 19 議運決定)
- ③質問の時間は、答弁を含めて1人当たり60分以内とする。
- ④質問回数については、登壇して質問をした後、発言席からの再質問は1項目につき3回以内とする。小項目が複数になる際にも大項目ごとに3回以内とする。
- ⑤議員の質疑、質問に対する最初の総括的な答弁は、登壇して行わせる。
- ⑥前列中央席は登壇後の自席発言席と指定する。
- ⑦一般質問の形式については、総括質問を原則とし、一問一答も認めるが、一問一答の場合は、質問通告時に申請するものとする。(H23. 4. 19 議運決定)

(4) 請願・陳情に関すること

- ①定例会開会日の翌日までに受理した請願・陳情は、その会期中に当該委員会に付託する。その後受理したものは、議会運営委員会に諮って、その処理を決める。
- ②市外から郵送された陳情は、参考資料として、所管の委員会へコピーを配付する扱いとする。
- ③採択または不採択となった請願・陳情は、その旨提出者（代表者）あてに通知する。(R1. 5. 30 議運決定)

(5) 委員会における資料の配付に関すること

- ①マスコミ関係者への資料配付については、委員会終了後、委員長の許可があった場合、配付する。
- ②一般傍聴については、資料を配付しない。

10 行政視察来訪状況（地域別）

年度	地域 人数等	北海道	東北	北信越	関東	東海	近畿	中国	四国	九州	計
H29	団体数	0	2	1	3	4	4	1	2	5	22
	人数	0	16	7	31	30	22	10	4	30	150
H30	団体数	2	5	1	5	4	2	1	1	5	26
	人数	7	29	6	40	23	11	3	7	35	161
H31	団体数	0	3	4	5	2	5	2	1	3	25
	人数	0	25	26	39	11	44	11	7	23	186
R2	団体数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R3	団体数	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	人数	0	0	0	14	0	0	0	0	0	14

11 議会図書室

(1) 蔵書数(分類別)

(単位：冊)

分類別	専 門 図 書						一般 図書	行政 資料	計
	法 規	国 政	地方自治	議会運営	政治一般	小 計			
冊数	125	9	128	71	9	342	190	0	532

(2) 官 公 報

- ・官報

(3) 購読新聞・雑誌

- ・日刊紙 …… 朝日、熊本日日、西日本、毎日、読売
- ・雑 誌 …… ガバナンス

12 議会広報

(1) やつしろ市議会だより

「やつしろ市議会だより」は委員長(副議長)及び各会派(交渉要件を持つ3人以上の会派)1人ずつで構成する議会広報委員会の編集により、年4回16ページで発行している。

編集方法 一般質問の項は、質問内容を議員が、答弁内容を執行部がそれぞれ原稿を作成し、他は委員と事務局で作成した原稿を議会広報委員会で検討、協議して作成している。

配布部数 全世帯(4万9,600部)、年4回

配布方法 市報「広報やつしろ」と一緒に市政協力員を通じて各世帯に配布。

経 費 令和4年度：4,584千円

(2) 議会中継システム

本市では、平成12年8月臨時会から本会議と各委員会を本庁舎内にてテレビ放送を始めたが、平成28年4月の熊本地震以降、議会本会議場等を鏡支所に移したため、これまで本庁舎内で行っていたテレビ放送は行っていなかった。また、平成16年6月定例会からインターネットでの生中継を開始、さらには平成24年3月定例会から本会議、平成28年9月定例会から各委員会の過去の映像が議会ホームページ中継ライブラリーから視聴可能となった。

また、機器の老朽化により配信時の画像や音声に不具合が生じていたため、議会中継システムを更新し、平成26年6月定例会から供用を開始している。

令和4年2月の新庁舎完成に伴い、令和4年3月定例会より新議場において新システムの供用を開始した。また、1階ロビー、6階展望スペースの傍聴モニターで放送を行っている。

(3) ホームページ

概 要 市議会の仕組みや活動状況を広報するため、八代市ホームページのリニューアルにあわせて議会ホームページを開設。

開始年度 平成14年度(旧八代市：平成15年4月1日から運用開始)

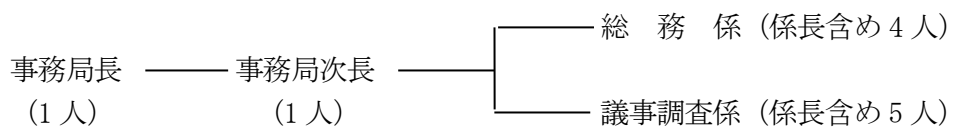
掲載内容 ①議長あいさつ ②市議会の概要 ③市会議の日程
④市議会の構成 ⑤市議会の傍聴 ⑥請願・陳情
⑦会議録 ⑧中継ライブラリー ⑨政務活動費
⑩行政視察の報告 ⑪行政視察の受け入れ ⑫市議会だより
⑬市政の概要

13 議 会 事 務 局

(1) 職 員 数

定数 11人 現員数 11人 (ほか会計年度任用職員 2人)

(2) 組 織



14 議会費予算（令和4年度当初）

目	本年度	節		メ モ
		区 分	金 額	
1 議 会 費	千円 354,369	1 報 酬	千円 143,009	【議員共済給付費負担金】 420,000円×28人×12ヵ月×32.2/100 =45,440,640円 【議員共済事務費負担金】 13,000円×28人=364,000円 ※平成23年6月1日の地方議会年金 制度廃止に伴う経過措置として の給付に要する負担 【会議出席費用弁償】 ※延べ1,496人分 (他に、広報委員会出席分延べ72人分) 10km未満 3,300円/1日 10km以上20km未満 4,100円/1日 20km以上30km未満 4,800円/1日 30km以上 5,500円/1日 【議員期末手当】 6月 1.625ヵ月 12月 1.625ヵ月×加算率1.15 計 3.25ヵ月
		2 給 料	44,206	
		3 職 員 手 当 等	65,998	
		4 共 済 費	60,643	
		8 旅 費	15,762	
		9 交 際 費	306	
		10 需 用 費	5,561	
		11 役 務 費	99	
		12 委 託 料	5,019	
		13 使 用 料 及 び 賃 借 料	2,390	
		17 備 品 購 入 費	39	
		18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	11,337	
計	354,369		354,369	

15 選 挙

(1) 選挙人名簿登録者数(9月定時登録日現在)

年	登録者数
H29年	107,950人
H30年	106,851人
R1年	105,837人
R2年	104,730人
R3年	103,916人

(2) 選挙結果

①市長

期 日	当日有権者数	投票者数	投票率	候補者数	当選者得票
H17. 9. 4	112,144 _人	89,587 _人	79.89 _%	4 _人	39,021 _票
21. 8. 23	110,139	85,109	77.27	2	44,633
25. 9. 1	107,955	72,318	66.99	2	39,926
29. 8. 27	107,240	67,847	63.27	2	43,501
R 3. 8. 29	103,235	58,695	56.86	2	32,993

②市議会議員

期 日	当 日 有権者数	投票者数	投票率	定数	候補者数	当 選 者	
						最高得票	最低得票
H17. 9. 4	112,144 _人	89,587 _人	79.89 _%	34 _人	45 _人	3,596 _票	1,672 _票
21. 8. 23	110,139	85,099	77.27	34	40	4,280	1,623
25. 9. 1	107,955	72,354	67.02	32	35	4,161	1,498
29. 8. 27	107,240	67,878	63.30	28	38	2,946	1,432.723
R 3. 8. 29	103,235	58,714	56.87	28	32	3,111.229	1,339.856

③県知事

期 日	当日有権者数	投票者数	投票率	候補者数	当 選 者 の 八 代 市 得 票 分
H20. 3. 23	110,727 _人	50,242 _人	45.37 _%	5 _人	21,706 _票
24. 3. 25	108,796	37,783	34.73	2	33,917
28. 3. 27	105,865	50,740	47.93	3	35,137
R 2. 3. 22	104,515	46,075	44.08	2	30,193

④県議会議員

期 日	当 日 有権者数	投票者数	投票率	定 数	候補者数	当 選 者	
						最高得票	最低得票
H19. 4. 8	110,903 _人	70,220 _人	63.32 _%	4 _人	7 _人	15,629 _票	11,540 _票
23. 4. 10	108,788	54,026	49.66	4	5	16,552	10,715
27. 4. 12	106,212	52,133	49.08	4	6	15,949	7,965
31. 4. 7	106,497	-	-	4	4	-	-

※H31. 4. 7執行の県議会議員一般選挙は定数を超える立候補者がいなかったため、無投票

Ⅲ 総務・企画

1. 歴代特別職	27
2. 総合計画	29
3. 行政機構	31
4. 職員構成	33
5. 報酬・給与	34
6. 旅費	38
7. 職員の退職・研修	39
8. 行財政改革	42
9. 市町村合併	46
10. 公共交通	50
11. 情報管理	51
12. 広報広聴	53
13. 市民相談等	56
14. 国際交流	57
15. 表彰	61
16. 開発（港湾・干拓・土地開発）	62
17. 広域行政	71
18. 市庁舎	81
19. デジタル化推進	84
20. 坂本町復興計画	86



1 歴代特別職

(1) 市長（任期4年）

氏名	就任	退任	備考
坂田孝志	平成17年 9月 4日	平成21年 9月 3日	
福島和敏	平成21年 9月 4日	平成25年 9月 3日	
中村博生	平成25年 9月 4日	平成29年 9月 3日	
中村博生	平成29年 9月 4日	令和 3年 9月 3日	
中村博生	令和 3年 9月 4日		

(2) 副市長（任期4年）

氏名	議会同意年月日	就任	退任	備考
片岡楯夫	平成17年 9月21日	平成17年 9月26日	平成19年 7月31日	
佐藤克英	平成18年 3月24日	平成18年 4月 1日	平成21年 3月31日	
畑坂純夫	平成20年 3月17日	平成20年 4月 1日	平成21年 9月 3日	
上野美麿	平成21年 9月16日	平成21年10月 1日	平成25年 9月 3日	
永原辰秋	平成25年 9月20日	平成25年 9月26日	平成29年 9月25日	
田中浩二	平成29年 9月14日	平成29年 9月26日	令和 3年 9月25日	
福島誠治	令和 3年 9月17日	令和 3年 9月26日		

(3) 監査委員（識見者）（任期4年）

氏名	議会同意年月日	就任	退任	備考
福島達期	平成17年 9月21日	平成17年 9月26日	平成21年 9月 3日	
岡山元紀	平成17年 9月21日	平成17年 9月26日	平成21年 9月25日	※
小嶋宣雄	平成21年 9月16日	平成21年 9月26日	平成25年 9月 3日	
渕川邦紘	平成21年 9月16日	平成21年 9月26日	平成25年 9月25日	※
江崎眞通	平成25年 9月20日	平成25年 9月26日	平成29年 9月25日	
江崎眞通	平成29年 9月14日	平成29年 9月26日	令和 3年 9月25日	
藤崎智	平成25年10月30日	平成25年11月 1日	平成29年10月31日	※
上原治	平成29年10月20日	平成29年11月 1日	令和 3年10月31日	※
江崎眞通	令和 3年 9月17日	令和 3年 9月26日		
上原治	令和 3年10月22日	令和 3年11月 1日		※

(注) 備考欄の※は非常勤を示す

(4) 監査委員（議会選出）（任期4年）

氏名	議会同意年月日	就任	退任	備考
渡辺俊雄	平成17年 9月21日	平成17年 9月26日	平成19年 9月 5日	
田中安	平成19年 9月21日	平成19年10月 1日	平成20年 9月18日	
矢本善彦	平成21年10月30日	平成21年11月 2日	平成23年 9月20日	
橋本幸一	平成23年 9月21日	平成23年 9月22日	平成25年 9月 3日	
上村哲三	平成25年10月30日	平成25年11月 1日	平成29年 9月 3日	
福島安徳	平成29年10月20日	平成29年11月 1日	平成30年 8月27日	
増田一喜	平成30年 9月21日	平成30年 9月22日	令和元年 9月30日	
古嶋津義	令和元年 9月30日	令和元年10月 1日	令和 3年 9月 3日	
前川祥子	令和 3年10月22日	令和 3年11月 1日		

(5) 教育長（任期3年） 平成27年3月までは任期4年

氏名	就任	退任	備考
増田國夫	平成17年 8月 1日	平成17年 9月21日	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31.10.1施行)施行令19条による選任
増田國夫	平成17年 9月22日	平成21年 9月21日	
吉田浩一	平成21年11月 2日	平成24年 8月31日	
広崎史子	平成24年10月 1日	平成27年 3月31日	
北岡博	平成27年 4月 1日	平成30年 3月31日	
北岡博	平成30年 4月 1日	令和 3年 3月31日	
北岡博	令和 3年 4月 1日		

特別職現職者氏名

(6) 教育委員（任期4年）

（教育委員会）

職名	氏名	任期
委員（教育長職務代理者）	渡邊裕一	R 3. 11. 2～R7. 11. 1
委員	松永松喜	H30. 10. 1～R4. 9. 30
委員	奥村留美子	R 1. 10. 1～R5. 9. 30
委員	早田 蛍	R 3. 11. 2～R7. 11. 1

(7) 公平委員（任期4年）

（公平委員会）

職名	氏名	任期
委員長	水本和人	R 2. 10. 1～R6. 9. 30
委員長職務代理者	桑崎雅介	R 3. 11. 2～R7. 11. 1
委員	山本八重子	R 1. 10. 1～R5. 9. 30

(8) 固定資産評価審査委員（任期3年）

（固定資産評価審査委員会）

職名	氏名	任期
委員長	浅田敏男	R2. 9. 22～R5. 9. 21
委員	末富一徳	R2. 9. 22～R5. 9. 21
委員	稲田新一	R2. 9. 22～R5. 9. 21

(9) 農業委員・農地利用最適化推進委員（任期3年）

（農業委員会）

職名	氏名	任期
会長	白石勝敏	R3. 8. 1～R6. 7. 31
会長職務代理者	内田孝光	R3. 8. 1～R6. 7. 31
会長職務代理者	本田友治	R3. 8. 1～R6. 7. 31

※定数：農業委員19人、農地利用最適化推進委員29人

(10) 選挙管理委員（任期4年）

（選挙管理委員会）

職名	氏名	任期
委員長	高浪智之	R3. 10. 30～R7. 10. 29
委員長職務代理者	尾崎信一	R3. 10. 30～R7. 10. 29
委員	木本博明	R3. 10. 30～R7. 10. 29
委員	堀泰彦	R3. 10. 30～R7. 10. 29
補充員	稲本俊一	R3. 10. 30～R7. 10. 29
補充員	柰島道則	R3. 10. 30～R7. 10. 29
補充員	山崎俊明	R3. 10. 30～R7. 10. 29
補充員	澤村修治	R3. 10. 30～R7. 10. 29

2 総合計画

(1) 新市建設計画（計画期間 平成 17 年度～令和 7 年度）

計画の主旨	新市建設計画は、「市町村の合併の特例に関する法律（第 3 条第 1 項）」を根拠とし、合併関係市町村が合意した合併後の地域のビジョンを示したものであり、合併後は、計画に掲げられた各種の政策や事業を推進していくことになる。また、新市において改めて策定される総合計画の基礎となるとともに、その総合計画に基づき、新市における具体的な事業展開が図られることになる。		
新市づくりの理念	「“創生”輝く新都八代」 —豊かな資源を活かし、個性きらめく交流拠点都市へ—		
市の将来像	恵まれた資源を活かして、発展する豊かなまち 人と地域が主役のまち		
将来目標人口	13 万人		
施策の大綱	・「実りのくに」づくり	・「抛りのくに」づくり	・「誇りのくに」づくり
	・「躍りのくに」づくり		

(2) 第 2 次八代市総合計画（計画期間 平成 30 年度～令和 7 年度）

①基本構想（要旨）

目的	第 2 次八代市総合計画は、これまで、「八代市総合計画」において取り組んできた、市民と行政の協働によるまちづくりなどの視点をふまえ、市の一体感の醸成を促すと同時に、多様化する市民ニーズをまちづくりに反映し、引き続き市民と行政が協働し、より発展的かつ具体的にまちづくりに取り組むことを目的として策定する。
構成と期間	この計画は、基本構想、基本計画で構成する。
基本構想	・ ・ ・ まちづくりの理念と市の将来像を明らかにし、それを実現するための基本目標と施策の大綱を示したものである。 平成 30 年度から令和 7 年度までの 8 カ年の計画。
基本計画	・ ・ ・ 基本構想で明らかにした市の将来像を実現するために、必要な基本的施策を体系的に示したものである。 令和 4 年度から令和 7 年度を第 2 期の計画期間とする。（第 1 期：平成 30 年度から令和 3 年度）
市の将来像	しあわせあふれる ひと・もの 交流拠点都市 “やつしろ”
目標年次	令和 7 年度
目標人口	12 万人
基本目標及び施策の大綱	誰もがいきいきと暮らすまち <ul style="list-style-type: none"> ・ 人権が尊重されるまちづくり ・ 安心して子どもを産み育てられるまちづくり ・ 支え合い健やかに暮らせるまちづくり 郷土を担い学びあう人を育むまち <ul style="list-style-type: none"> ・ 「生きる力」を身につけた未来を担うひとづくり ・ 誰もが学べる生涯学習のまちづくり ・ スポーツに親しむまちづくり ・ 郷土の文化・伝統に親しむまちづくり 安全・安心・快適に暮らせるまち <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害に強く安全・安心なまちづくり ・ 快適に暮らせるまちづくり

- ・暮らしを支えるまちづくり
 - ・公共交通の充実したまちづくり
- 地域資源を活かし発展するまち
- ・活力ある産業と雇用を創出し魅力に満ちたまちづくり
 - ・交流人口の増加によるにぎわいのあるまちづくり
- 人と自然が調和するまち
- ・環境を支えるひとづくり
 - ・自然と共生するまちづくり
 - ・環境への負荷が少ない持続可能なまちづくり

計画推進の方策
第三次八代市行政改革大綱

- 改革の柱1 効率的な行政運営
- 改革の柱2 健全な財政運営
- 改革の柱3 情報化の推進
- 改革の柱4 市民参画の推進
- 改革の柱5 住民自治の推進

3 行政機構

9部 67課 168係

令和4年4月1日現在

再任用
転任

市長 副市長 政策審議監 (1)

市長公室 (43)

- 秘書広報課 (11)
- 人事課 (23)
- 国際課 (4)

- 秘書係、広報広聴係
- 人材育成係、人事係、給与係
- 政策推進係

総務企画部 (114)

- 企画政策課 (13)
- 危機管理課 (13)
- 文書統計課 (8)
- デジタル推進課 (15)

- 企画係、政策係
- (1) 危機管理係、防災係、消防係
- (1) 文書法規係、統計係
- 行革・デジタル推進係、システム管理係

支所

[坂本支所、千丁支所、鏡支所、東陽支所、泉支所]

(59) (10) ※[支所の組織図]参照

財務部 (67)

- 財政課 (10)
- 財産経営課 (8)
- 契約検査課 (10)
- 市民税課 (16)
- 資産税課 (21)
- 納税課 (18)

- 財政政策係
- (1) 公有財産運用推進係、ファシリティマネジメント推進係
- 契約係
- (1) 工事検査員
- 諸税係、市民税係
- 土地係、家屋係、償却資産係
- (1) 納税推進係、第一納税係、第二納税係、債権対策室

市民環境部 (107)

- 市民活動政策課 (14)
- 市民課 (23)
- 市民課 (26)
- 人権政策課 (11)
- 環境課 (7)
- 循環社会推進課 (15)
- 環境施設課 (8)

- 市民活動政策係、第一住民自治推進係、第二住民自治推進係
- 交通防犯係、消費生活センター
- 出張所10、コミュニティセンター21
- 市民係、マイナンバー係、戸籍係
- 人権同和政策係、啓発推進係、男女共同参画推進室
- 青少年室、人権啓発センター
- くらし環境係、環境保全係
- (2) 計画係、指導係、収集係、環境センター管理係
- (1) 施設整備係、施設維持係

健康福祉部 (272)

- 健康福祉政策課 (8)
- 障がい者支援課 (17)
- 介護保険課 (20)
- 高齢者支援課 (14)
- 子ども未来課 (18)
- 生活支援課 (26)
- 国保ねんきん課 (25)
- 健康推進課 (36)

- 政策係、指導監査係
- 権原診療所
- 坂本健康福祉地域事務所
- (1) 千丁健康福祉地域事務所
- 鏡健康福祉地域事務所
- 東陽健康福祉地域事務所
- 泉健康福祉地域事務所
- 生活支援係、認定給付係、障がい者虐待防止センター
- (2) 保険料係、介護給付係、審査認定係、事業所指導係
- 高齢者福祉係、介護予防係、八代地域在宅医療・介護連携支援センター
- 成年後見支援センター
- (1) 保育係、子育て給付サービス係、子ども家庭総合支援係
- (6) 公立保育園10
- (1) 保護給付係、第一保護係、第二保護係、第三保護係
- (1) 保険料係、医療給付係、後期高齢者医療係、年金係
- (1) 健康推進係、子ども保健係、妊産婦保健係、成人健診係、地域保健係
- 子育て世代包括支援センター、新型コロナウイルスワクチン接種対策室

経済文化交流部 (67)

- 商工・港湾振興課 (15)
- 観光・クルーズ振興課 (13)
- イベント推進課 (6)
- 文化振興課 (10)
- スポーツ振興課 (11)

- 商業振興係、工業振興係、港湾振興係
- 観光振興係、クルーズ振興係
- イベント推進係
- 文化振興係、文化財係
- 厚生会館
- (鏡文化センター)
- 民俗伝統芸能伝承館
- 管理係、スポーツプロモーション係

農林水産部 (89)

- 農林水産政策課 (10)
- 農業振興課 (10)
- フードバレー推進課 (9)
- 農地整備課 (12)
- 水産林務課 (10)
- 地籍調査課 (15)

- 政策係、営農支援室
- 農事研修センター
- (2) 坂本農林水産地域事務所
- (1) 千丁農林水産地域事務所
- (6) 鏡農林水産地域事務所
- (3) 東陽農林水産地域事務所
- (4) 泉農林水産地域事務所
- (2) 農産係、園芸畜産係
- 流通企画係、輸出促進係、マーケティング戦略係
- (1) 農地管理係、農地整備係
- 水産係、森林環境整備係
- 第一地籍調査係、第二地籍調査係、地籍管理係

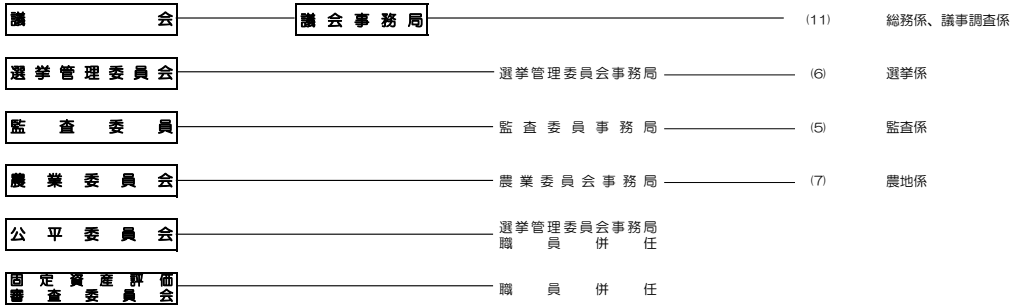
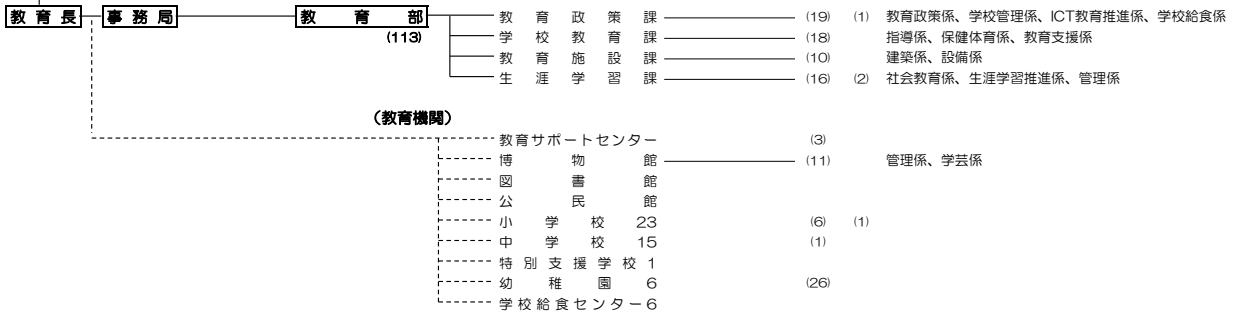
建設部 (169)

- 建設政策課 (8)
- 土木課 (23)
- 住宅課 (10)
- 営繕課 (19)
- 建築指導課 (10)
- 都市整備課 (13)
- 下水道総務課 (15)
- 下水道建設課 (11)
- 用地課 (5)
- 新庁舎建設課 (4)
- 災害復旧課 (17)
- 復興整備課 (9)

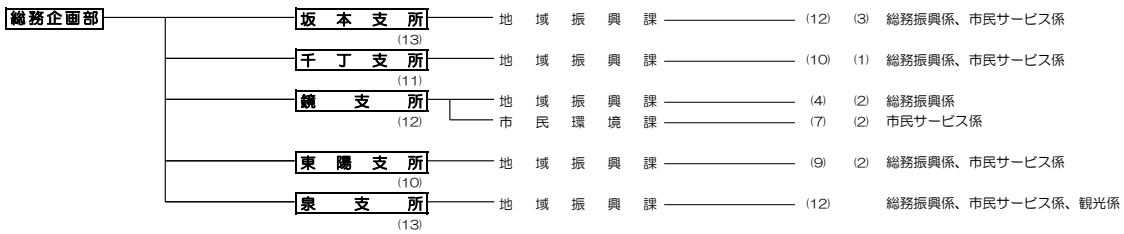
- (1) 都市計画係、開発景観係
- 坂本建設地域事務所
- (2) 千丁建設地域事務所
- (5) 鏡建設地域事務所
- (3) 東陽建設地域事務所
- (3) 泉建設地域事務所
- (1) 管理係、道路維持係、道路建設係、河川港湾係
- (1) 市営住宅係、空家対策係
- 建築係、設備係
- 指導係、審査係
- (1) 街路係、公園緑地係、区画整理係
- (1) 経営係、業務係、水活化促進係
- 計画係、建設係
- 水処理センター
- 用地係
- 新庁舎建設係
- 第一災害復旧係、第二災害復旧係
- 復興整備係、まちづくり推進係

会計管理者 会計課 (8) 会計係
 水道局 (15) (2) 業務係、工務係、施設管理係

教育委員会



※ 支所の組織図



令和4年4月1日現在 (1114) 名 (55)

【支 所】

名 称	所 在 地	電 話 番 号
坂 本 支 所	八代市坂本町坂本1051番地2	0965-45-2211
千 丁 支 所	八代市千丁町新牟田1502番地1	0965-46-1101
鏡 支 所	八代市鏡町内田453番地1	0965-52-1111
東 陽 支 所	八代市東陽町南1105番地1	0965-65-2111
泉 支 所	八代市泉町柿迫3131番地	0965-67-2111

【出 張 所】

名 称	所 在 地	電 話 番 号
太田郷 出張所	八代市井上町601番地1	0965-32-4995
八千把 出張所	八代市上野町1193番地1	0965-32-2531
高 田 出張所	八代市本野町505番地	0965-32-2451
金 剛 出張所	八代市場町800番地2	0965-32-3981
郡 築 出張所	八代市郡築六番町61番地2	0965-37-0328
宮 地 出張所	八代市宮地町383番地	0965-32-2511
昭 和 出張所	八代市昭和明徴町730番地1	0965-37-2015
龍 峯 出張所	八代市興善寺町1952番地	0965-39-0001
日奈久 出張所	八代市日奈久塩南町甲13番地	0965-38-0614
二 見 出張所	八代市二見下大野町2432番地1	0965-38-9222

4 職 員 構 成

(1) 職員定数

改正議決 施行年月日	H17. 8. 1(専決) H17. 8. 1	H19. 3. 30(専決) H19. 4. 1	H20. 4. 21(専決) H20. 4. 1	R4. 3. 18 R4. 4. 1
総 計	1, 329	1, 329	1, 329	1, 329
市長事務部局	1, 096	1, 081	1, 077	1, 076
議会事務局	10	10	10	11
選管委事務局	7	7	7	7
農業委事務局	8	8	8	8
監査委事務局	7	7	7	7
教育委員会	184	199	199	199
公平委事務局	1	1	1	1
水道企業	16	16	20	20

5 報酬・給与

(1) 主要特別職報酬給料額推移 (月額)

単位：(円)

職名	議決年月日	H17. 8. 1(専決)	H24. 3. 21	H30. 3. 23	R3. 3. 18
	適用年月日	H17. 8. 1	H24. 4. 1	H30. 4. 1	R3. 4. 1
議長		497,000	493,000	506,000	490,000
副議長		451,000	448,000	460,000	446,000
議員		423,000	420,000	431,000	418,000
市長		920,000	914,000	925,000	897,000
副市長		736,000	731,000	744,000	721,000
監査委員(識見常勤)		497,000	493,000	506,000	490,000
監査委員(識見非常勤)		105,000	105,000	105,000	105,000
監査委員(議会選出)		27,600	27,600	27,600	27,600
教育委員会委員		60,700	60,700	60,700	60,700
教育長		644,000	639,000	674,000	653,000
選挙管理委員会委員長		30,100	30,100	30,100	30,100
委員		26,900	26,900	26,900	26,900
補充員 (日額)		6,200	6,200	6,200	6,200
公平委員会委員長		18,900	18,900	18,900	18,900
委員		17,900	17,900	17,900	17,900
農業委員会会長		46,000	46,000	40,000	40,000
職務代理		39,500	39,500	33,500	33,500
委員		36,800	36,800	30,800	30,800
農地利用最適化 推進委員		36,800	36,800	30,800	30,800
固定資産評価審査 委員会委員 (日額)		8,400	8,400	8,400	8,400
適用		H18. 4. 1～H21. 3. 31 までの特例 ・市長855,000円 ・副市長684,000円 ・監査委員(識見常 勤)462,000円 ・教育長598,000円			

(2) 級別職員給料 (月額)

(令和4年4月1日現在)

区分	職務の級	職員数 (人)	給 料 (円)			摘 要
			最 高	最 低	平 均	
行政職	7級	41	443,300	424,900	430,827	政策審議監、部(公室)長、議会事務局長、総括審議員、部(公室)次長、支所長、会計管理者、首席審議員、総括工事検査員、理事
	6級	59	407,000	342,800	401,723	部(公室)次長、支所長、危機管理監、理事、課長、議会事務局次長、事務局長、副館長、所長(課長級)、審議員
	5級	217	393,000	360,100	383,946	課長、議会事務局次長、審議員、課長補佐、地域事務所長、主幹、上席参事
	4級	312	381,000	320,100	356,826	主幹、係長、主査、参事
	3級	149	340,000	231,500	295,917	係長、主査、主任
	2級	184	304,200	200,900	232,367	主事、技師
	1級	126	240,800	150,600	191,012	主事、技師
技能労務職	5級	10	350,800	320,500	336,350	主任技師
	4級					主任技師
	3級					主任技師、技師
	2級					技師
	1級					技師
合 計		1,098			318,080	

(注1) 「合計」の平均は、技能労務職を除く。(級号給分布表より)

(3) 初任給 (令和4年4月1日現在)

新制高校卒業	1級 5号給 (150,600円)
短期大学卒業	1級15号給 (163,100円)
新制大学卒業	1級25号給 (182,200円)

(4) ラスパイレス指数

年度別推移

年度	ラスパイレス指数	年度	ラスパイレス指数	年度	ラスパイレス指数
H26	97.5	H29	98.1	R2	97.5
H27	97.5	H30	97.6	R3	96.8
H28	98.5	H31	97.4		

(5) 職員手当

①管理職手当

支給対象職員の範囲	支給額
政策審議監、部（公室）長、技監、議会事務局長	月額 70,900円
総括審議員	月額 67,900円
部（公室）次長、危機管理監、支所長、会計管理者	月額 60,200円
首席審議員	月額 57,200円
政策調整審議員、理事、総括工事検査員、課長(ただし、給料の調整に関する規則(平成17年八代市規則第40号)の適用を受ける課長及び教育サポートセンター所長を除く。)、市長公室審議員、総務企画審議員、財務審議員、市民環境審議員、健康福祉審議員、経済文化交流審議員、農林水産審議員、建設審議員、教育審議員、博物館未来の森ミュージアム副館長、椎原診療所長、農業委員会事務局長、監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局長、議会事務局次長	月額 47,300円

②期末勤勉手当

支給月	種別	市議会議員	常勤特別職	特定幹部職員	一般職	国公基準(一般職)
6月	期末手当	1.625カ月分	1.625カ月分	1.00カ月分	1.20カ月分	1.20カ月分
	勤勉手当	—	—	1.15	0.95	0.95
	計	1.625	1.625	2.15	2.15	2.15
12月	期末手当	1.625	1.625	1.00	1.20	1.20
	勤勉手当	—	—	1.15	0.95	0.95
	計	1.625	1.625	2.15	2.15	2.15
合計	期末手当	3.25	3.25	2.00	2.40	2.40
	勤勉手当	—	—	2.30	1.90	1.90
	計	3.25	3.25	4.30	4.30	4.30

(注) 令和4年4月1日より施行

③特殊勤務手当

特殊勤務手当の名称	手当の対象業務	手当の額	
税務手当	市税の賦課又は調査のため個別訪問したとき。	1日	250円
	市税の徴収のため個別訪問したとき。	1日	300円
	動産の差押え又は差押物件の引揚げに直接従事したとき。	1日	300円
福祉業務手当	ケースワーカー、査察指導員又は面接員が生活保護法の規定に基づき、調査又は指導に直接従事したとき。	1日	250円
	関係法規に基づき、老人又は心身障害者の施設入所等のため外勤して面接又は調査(市長が困難であると認めるものに限る。)に直接従事したとき。	1日	200円
	行旅病人の救護又は収容に直接従事したとき。	1回	1,000円
	行旅死亡人の収容に直接従事したとき。	1回	2,000円
感染症防疫作業手当	感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定する感染症のうち市長が定めるものをいう。)が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症の患者若しくは感染症の疑いがある患者の救護等又は感染症の病原体に汚染され、若しくは汚染された疑いがある物件等の処理作業に直接従事したとき。	1日	400円
特別作業手当	ごみ処理施設に勤務する職員がごみ収集作業又は塵芥処理作業に直接従事したとき。	1日	350円
	ごみ処理施設に勤務する職員	1日	100円
	犬、猫等の死体の処理作業に直接従事したとき。	1件	400円
	衛生処理センターに勤務する職員が破砕機、し渣除去装置等の清掃作業又はし渣の運搬作業に直接従事したとき。	1日	500円
	衛生処理センターに勤務する職員	1日	100円
	遺体の埋葬、火葬その他の必要な措置に直接従事したとき。	1日	800円
	人体に有害な薬品を使用して消毒作業に直接従事したとき。	1日	300円
	人体に危険な有害薬品を使用して化学分析業務に直接従事したとき。	1日	250円
訪問指導手当	保健師、栄養士、看護師又は作業療法士が関係法規に基づき、訪問指導(市長が困難であると認めるものに限る。)に直接従事したとき。	1日	200円
用地交渉手当	公共事業の施行に伴う用地の取得又は物件移転に係る補償の交渉業務のうち市長が困難であると認めるもので直接権利者と交渉に当たったとき。	1日	470円
公共土木施設災害応急作業等手当	市が管理する河川の堤防又は道路のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあるものにおける巡回監視又は応急作業に直接従事したとき。		
	(ア)巡回監視に直接従事したとき。 (イ)応急作業に直接従事したとき。	1日 1日	480円 730円

特殊勤務手当の名称	手当の対象業務	手当の額	
下水道使用料徴収手当	下水道使用料又は下水道事業受益者負担金の徴収のため個別訪問したとき。	1日	300円
医師研究手当	診療所に勤務する医師がその業務に従事したとき。	1月	65,000円
簡易水道業務手当	水道料金の徴収のため個別訪問したとき。	1日	300円
	給水停止処分又は給水停止解除の業務に直接従事したとき。	1件	210円
水道料金徴収手当	水道料金の徴収のため個別訪問したとき。	1日	300円
停水手当	給水停止処分又は給水停止解除の業務に直接従事したとき。	1件	210円

6 旅 費

(1) 会議等出席費用弁償（議員のみ）

①支給範囲

ア 議会の会議に出席したとき

イ 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の委員が所属委員会に出席したとき

ウ 議長（副議長が地方自治法第106条第1項の規定により議長の職務を行ったときは副議長）が常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会に出席したとき

②支給額

ア 自宅からの距離が10km未満の場合は日額3,300円

イ 自宅からの距離が10km以上20km未満の場合は日額4,100円

ウ 自宅からの距離が20km以上30km未満の場合は日額4,800円

エ 自宅からの距離が30km以上の場合は日額5,500円

(2) 旅費

職 名	車賃 (1kmにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)	
	円	円	円	円	
市 議 会 議 員	37	3,000	14,800	3,000	
市 長	37	3,000	14,800	3,000	
副市長・監査委員	37	2,700	13,100	2,700	
教育長・教育委員	37	2,700	13,100	2,700	
地方自治法第203条の特別職 (市議会議員・教育委員等除く)	37	2,700	13,100	2,700	
一 般 職	6～7級の職務者	37	2,500	11,800	2,500
	5級以下の職務者	37	2,200	10,900	2,200

- ①鉄道賃
 ア 運賃の等級を2階級に区分する場合は、上級の運賃
 イ 運賃の等級を設けない場合は、その乗車に要する運賃
 ウ 急行料金を徴する路線で運賃の等級を設けている場合は、その運賃と同一等級の急行料金、設けていない場合は、その乗車に要する急行料金とし、片道100km以上は特別急行料金、片道50km以上は普通急行料金を支給
 エ 座席指定料金は、普通急行列車を運行する路線による旅行で片道50km以上のもの及び特別急行列車を運行する路線による旅行で片道100km以上のものに該当する場合に限り支給
- ②船賃
 ア 運賃の等級を3階級に区分する場合、地方自治法第207条による者及び一般職（以下、一般職という）は、下級、そのほかは中級の運賃
 イ 運賃の等級を2階級に区分する場合、一般職は下級、そのほかは上級の運賃
 ウ 運賃の等級を設けない場合は、その乗船に要する運賃
 エ 座席指定料金を徴する船舶を運行する行路の場合は、一般職等を除き座席指定料金を支給
 オ ア及びイで同一階級の運賃をさらに2以上に区分する船舶による旅行の場合は、同一階級内の最上級の運賃
- ③航空賃
 航空旅行については、路程に応じ現に支払った旅客運賃を支給
- ④日当
 熊本県内の旅行の場合における日当の額は、定額の2分の1に相当する額による。ただし、熊本県内の旅行の場合において、公用車を使用するときは、日当は支給しない
- ⑤宿泊料
 旅行中の夜数に応じて、各区分による定額を上限として、その実費を支給する
- ⑥食卓料
 水路及び航空旅行の夜数に応じて支給する
- ⑦外国旅行
 外国旅行の旅費は、国家公務員の例を基準として市長が定める（ただし、「支度料」は支給しない）
- ⑧市内出張旅費
 ア 在勤地から目的地までの距離が8km以上の市内出張の場合は、1km当り37円の車賃を支給。ただし、当該支給額がバス運賃の実費に満たない場合は、バス運賃を支給
 イ 船賃を要する市内出張は、アの車賃のほか、船賃の実費を支給
 ウ 職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊したときは、ア、イのほか条例に定める宿泊料（上掲）の2分の1に相当する額を支給する。ただし、五家荘地区に出張した場合の旅費については別に定める。

7 職員の退職・研修

(1) 職員の退職制度

早期退職希望者募集制度

目的	職員の年齢別構成を適正化し、組織の活性化を図る。
対象者	退職すべき期日において年齢が45歳以上のもの。 ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。 (1) 会計年度任用職員 (2) 臨時的任用職員又は任期を定めて任用されている職員 (3) 定年に達したことにより年度末に退職することとなる職員 (4) 懲戒処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者
募集人員	10名
募集期間	当該年度の12月28日まで
退職すべき日	年度末までの間で市長が定める日
優遇措置	①退職時年齢が45歳以上59歳6か月未満で、かつ勤続年数が20年以上25年未満の職員には、退職手当は条例第5条を適用する。 ②退職時年齢が45歳以上59歳6か月未満で、かつ勤続年数が25年以上の職員には、退職手当は条例第6条を適用する。(別記1参照)

(別記1) 八代市職員退職手当支給条例に基づく支給率

退職事項 期間区分	第4条 (普通退職)		第5条 (中期勤務の定年退職等)		第6条 (長期勤務の定年退職等)		第6条の3 (早期退職の特例)	第7条	第7条の5
	第1項 傷病・公務外(通勤災害)	第2項 一項以外の自己都合	第1項・第3項 未滿勤続定年 十一年以上二十五年	第2項 (一) 病未滿勤続十一年以上二十五年 (二) 公務外(通勤災害) 死亡等 (三) 病未滿勤続十一年以上二十五年 (四) 公務外(通勤災害) 死亡等	第1項・第3項 未滿勤続定年 十五年以上二十五年 死亡・傷病等 公務員、勤続定年 二十五年以上	第2項 用外(一) 通勤災害(傷病・死亡) によるものを準用	第3項 連続二十年以上勤	最高限度額	の額に満たない場合、規定の額に引き上げられる。
1 年未滿									月額×270/100
1 年以上未滿									月額×360/100
2 年以上未滿									月額×450/100
3 年以上未滿									月額×540/100
1 年以上10 年以下	月額×100/100×年数	月額×100/100×年数×60/100	月額×125/100×年数		月額×150/100×年数		(月額×月額×(定年-年齢)×0.03)×150/100×年数		
11 年以上15 年以下	月額×110/100×年数	月額×110/100×年数×80/100	月額×137.5/100×年数						
11 年以上25 年以下					月額×165/100×年数		(月額×月額×(定年-年齢)×0.03)×165/100×年数		
16 年以上19 年以下		月額×160/100×年数×90/100							
16 年以上20 年以下	月額×160/100×年数								
16 年以上24 年以下			月額×200/100×年数						
21 年以上25 年以下	月額×200/100×年数								
26 年以上30 年以下	月額×160/100×年数								
26 年以上34 年以下	月額×120/100×年数				月額×180/100×年数		(月額×月額×(定年-年齢)×0.03)×180/100×年数		
31 年以上					月額×105/100×年数		(月額×月額×(定年-年齢)×0.03)×105/100×年数		
最高限度額								月額×60	

(2) 職員研修制度

実 施 2021 年度

目 的 職務を遂行する上で必要な知識・技能を体系的かつ効率的に習得することで、職員が持つ能力を最大限に引き出し、組織力の向上につなげることを目的とする。

研修内容 職員が現在ついている職又は将来つくことが予想される職の遂行に必要な知識、技能、態度等を内容とする。

◎研修の種類及び対象職員

	研 修 名	対 象 者
階 層 別	新規採用職員研修	新規採用職員
	中級1部研修	採用後5年目の職員
	新任主任研修	主任昇任者
	新任係長研修	係長職昇任者
	新任課長研修	課長職昇任者
派 遣	市町村職員中央研修所派遣研修	実務担当者
	全国市町村国際文化研修所派遣研修	実務担当者
	自治大学校派遣研修	推薦する職員
	国・県等派遣研修	推薦する職員
	熊本県市町村職員研修協議会派遣研修	希望する職員
特 別	人事評価（目標設定等）研修	一次評価者
	人事評価（評価力強化）研修	全ての人事評価者
	アサーティブ・コミュニケーション研修	希望する職員
	メンタルヘルス研修（セルフケア）	希望する職員
	ハラスメント防止研修	監督職員
	庶務事務研修	希望する職員
	メンタルヘルス研修（ラインケア）	管理監督職員
	メンター研修	メンター制度におけるメンター
	主査・係長のためのマネジメント研修	希望する職員
	採用面接官研修	希望する職員・採用試験面接官
	公金等取扱事務研修	希望する職員・職場内研修担当者
	政策立案研修	各部から選出
	監督職員研修	監督職員
	女性のためのキャリアデザイン研修	希望する女性職員
	接遇研修	希望する職員・新規採用職員
	再任用職員研修	再任用職員
	企画力向上研修	希望する職員
	雑談力向上研修	希望する職員
主任・主査級職員研修	希望する職員	
公務員倫理研修	希望する職員・新規採用職員	
自己 啓発	通信教育・IT研修・eラーニング 資格取得・DX人材育成研修	希望する職員

8 行財政改革

(1) 八代市の行財政改革

① 八代市行財政改革推進本部

設置	平成17年10月7日
目的	社会経済情勢の変化に対応し、効率的かつ効果的な市政の実現を推進するため、八代市行財政改革推進本部を置く。
所掌事務	行財政改革大綱の策定及び実施に関すること。 行政組織機構の簡素化及び効率化に関すること。 事務事業の簡素化及び効率化に関すること。 その他行財政改革に係る重要事項に関すること。
組織	本部は、本部長、副本部長及び本部員で構成 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。 本部員は、教育長、代表監査委員、政策審議監、部（公室）長、議会事務局長及び本部長が指名した職員
幹事会	行財政改革大綱原案の策定、行財政改革の進行管理を行うため、本部の下部組織として幹事会を置く。幹事会は幹事長、副幹事長及び幹事で構成。
専門部会	所掌事務に係る専門の事項を調査研究させるため、必要に応じて専門部会を置く。

② 八代市行財政改革推進委員会

設置	平成17年12月26日（第3期：平成29年7月3日）
目的	社会経済情勢の変化に対応した効率的かつ効果的な市政運営を推進するため、八代市行財政改革推進委員会を置く。
所掌事務	市長の諮問に応じて本市の行財政改革に関する重要事項を審議し、その結果を市長に答申する。また、行財政改革に係る実施計画、実施状況等について適宜報告を受けるとともに、必要に応じて八代市行財政改革推進本部に対し提言又は助言を行う。
組織	委員は10人以内とし、市政に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(2) 行財政改革の取組

① 第二次八代市行財政改革

基本方針	「市民と市が一緒につくるまちを目指して『一步前へ』」 これまでの経費節減・人員削減などの「量的改革」は、継続しながら、 今後は、限りある行政資源をいかに効率的に活用するかという「質的改革」に重点を置き、また、市民の目線を取り入れた改革を積極的に進める。
取組事項	186項目 ・行政運営力の向上 ー行財政運営の改革ー ・組織力の向上 ー組織人財の改革ー ・地域力の向上 ー市民協働の推進ー
計画期間	平成23年4月から平成30年3月まで
目標額	約49億円 ※歳入増加・歳出削減合わせて

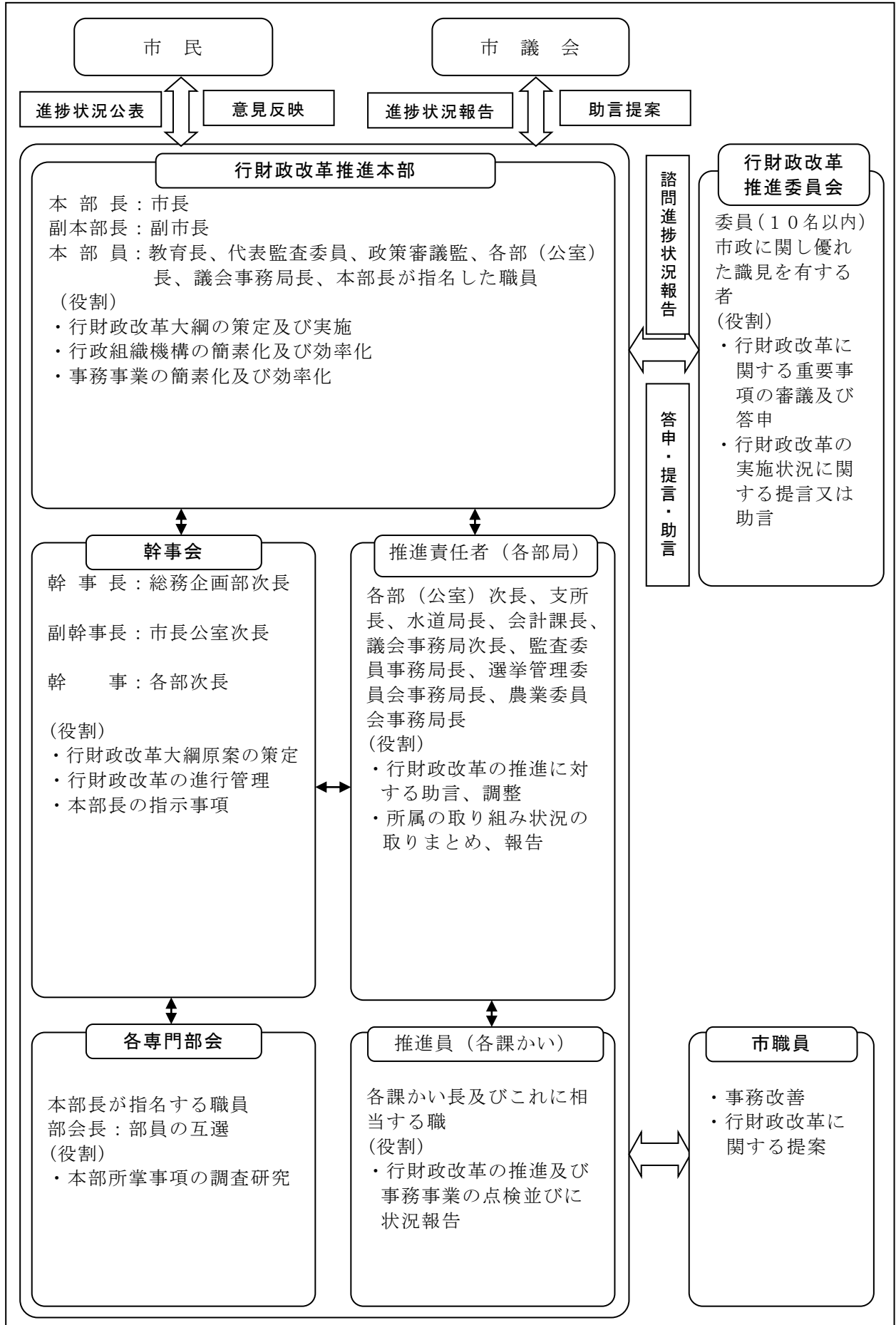
◆取組結果

効果額約54億円（※歳入増加・歳出削減合わせて）で目標額を上回る成果を上げた。
また、全186項目の取組項目のうち148項目（全体の約80%）が目標を達成し、残る38項目（約20%）は、未達成であった。

② 第三次八代市行財政改革

基本方針	「市民と共に、次世代に誇れるまちを目指して」 総合計画を下支えする取組みであり、計画推進の方策として位置づけている。これまでの「量的改革」を基本として、第二次行財政改革で推し進めてきた「質的改革」について、さらに強化・継続して推進する。
改革が目指すもの	効率的で健全な行財政運営、市民協働の推進
取組事項	149項目
計画期間	平成30年4月から令和8年3月まで
目標額	約9億円 ※歳入増加・歳出削減合わせて（第1期実施計画）

八代市行財政改革推進体制



(3) 本市の特徴的な取組

○民営化等推進事業

経緯	<ul style="list-style-type: none">・第一次行財政改革実施計画において、民間の視点や創意工夫を活用するなどして民営化等を効果的に進めるための方策の検討・導入を盛り込む。また、第二次行財政改革実施計画においては、施設管理から事務事業への範囲の拡大を盛り込む。平成29年度に「八代市アウトソーシング推進に関する基本方針」を策定し、第三次行財政改革実施計画において、アウトソーシングに関する取組項目を掲げる。・関係各課で民営化等を検討するに当たり、受け皿となる民間事業者が現に存在するのか、個々有している技術的課題に対応できるのか、採算の上から市民サービスに変動が生じる恐れはないのか、など不安材料が示されており解決策を講じる必要がある。・受け手となる民間の参入意欲や参入に当たっての課題等を把握する必要がある。
理念	民間でできるものは民間に委ねる改革の実施
目的	民営化・指定管理者制度・業務委託等を活用し、行財政改革を推進する。
内容	民営化等を計画的に進め行財政の効率化を図ると共に、民営化等へ移行後も円滑な市民サービスの提供が確保できるよう、事前に受け皿となる民間事業者の参入意欲や創意工夫を把握（民営化等推進調査）し、その結果も踏まえながら民営化等に当たっての方針を決定し、その具現化を図るもの。

◆民営化事例

・養護老人ホーム「保寿寮」（入所定員 50 人）	平成 26 年 4 月 1 日民営化
・北新地保育園（入所定員 60 人）	平成 27 年 4 月 1 日民営化
・白島ぎんが保育園（入所定員 45 人）	令和 2 年 4 月 1 日民営化

○目標管理制度

目的	市の総合計画、市長の政策公約その他の方針等に基づく組織の目標を明確にし、組織の目指す方向及び役割を共有することにより、組織の活性化及び組織力の向上を図り、もって市政運営の計画的かつ柔軟な推進に資することを目的とする。
施行年月日	平成 27 年 4 月 1 日
対象組織	部に相当する組織及び課かい
対象期間	毎年度における 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間
手法（事務の流れ）	①各部における組織目標（重点施策）の設定（4 月） ↓ ②各課における組織目標（重点事業）の設定（4 月） ↓ ③目標達成状況の確認（3 月） ↓ ④翌年度の目標設定に活用・反映

○行政評価

行政評価の目的	市行政内部及び市民の視点で、市の施策・事務事業について評価・見直しを行うことで、八代市総合計画に基づく総合的かつ計画的な行政運営に資するとともに、成果を重視した効果的かつ効率的な行政運営を推進し、市政に関する透明性の向上や職員の行政運営に関する意識を改革することにより市民サービスの向上を図る。
評価の対象	施策及び事務事業とする。

評価の方法

ア 施策

- ・内部評価 各部（公室）において、部（公室）長が行政評価の責任者となり、所管する施策について施策評価シートに基づき、自ら評価を行う。
- ・外部評価 施策について実施する市民意識調査で評価を行う。
- ・最終評価 八代市行財政改革推進本部が、外部評価の結果を受けて施策の所管部（公室）が整理した取組方針の内容を踏まえて最終的な評価及び取組方針の決定を行う。

イ 事務事業

各課において、課長が行政評価の責任者となり、所管する事務事業について事務事業票に基づき、所管部（公室）長等との協議を経て、自ら評価を行う。

評価の区分

ア 施策

- ・進んでいる
- ・現状維持
- ・進んでいない

イ 事務事業

- ・不要、廃止、完了等
- ・民間による実施
- ・市による実施
 - 規模縮小
 - 現行どおり
 - 規模拡充

評価結果の公表

評価結果は、市ホームページ等で公表する。

評価結果の活用

評価結果は、総合計画の進行管理、予算への反映、決算審査資料その他の行政資料の作成などに活用する。

（４）広告事業

○広告事業とは

市が所有する有形・無形のさまざまな資産を、民間企業等の広告掲載を通じて、その広告媒体としての活用を促進することにより、市の新たな財源の確保及び事業経費を削減し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図る事業。

○実績

ア 平成 30 年度まで

- ・市ホームページバナー広告
- ・公用封筒への公告記載
- ・市民課窓口案内表示ディスプレイでの広告放映料
- ・広告入り庁舎等案内図
- ・印刷物への広告記載 「八代市暮らしの便利帳」
- ・八代市総合体育館へネーミングライツ導入「八代トヨオカ地建アリーナ」（導入は、平成 31 年 4 月 1 日）

イ 令和 2 年度

- ・やつしろハーモニーホールへネーミングライツ導入「桜十字ホールやつしろ」

(5) 入札監視委員会

- 導入概要** 入札監視委員会は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」とその法律に基づく適正化指針に設置・運営するよう定められている。八代市では、平成17年8月1日入札監視委員会設置要綱を定め、毎年度4回の定例会議を開催している。
- 組織構成** 学識経験者等による第三者で構成。
- 目的** ①委員数 5名（技術分野1名・法律分野1名・経済分野2名・その他1名）
②委員の任期 2年
③委員会の回数 定例会議：毎年度4回 臨時会議：必要に応じて
入札及び契約手続きの透明性の確保、公正な競争の促進及び不正行為の排除の徹底を図る。また、公共工事に対する市民の信頼を確保し、建設業の健全な発展につなげる。
- 役割** ①市が発注した工事に関し、入札及び契約手続の運用状況について報告を受けるとともに、指名又は選定の理由及び経緯等について審議を行う。
そして必要に応じ、意見の具申を行う。市はこの意見を入札及び契約手続の適正化に反映する。
②指名競争入札において指名されなかった者及び随意契約において選定されなかった者が、市に対する苦情申立ての回答に不服のある場合、二次苦情の申立てに係る審議を行い、意見の具申を行う。

令和3年度

入札契約方式別件数

入 札 契 約 方 式		件数
総	件数 ((1)+(2)+(3))	379
(1)	一般競争入札	54
(2)	指名競争入札 (①～⑨)	296
	①1億5000万円以上	0
	②1億円以上1億5000万円未満	0
	③5000万円以上1億円未満	0
	④3000万円以上5000万円未満	0
	⑤1000万円以上3000万円未満	115
	⑥500万円以上1000万円未満	97
	⑦300万円以上500万円未満	40
	⑧130万円以上300万円未満	43
	⑨130万円未満	1
(3)	随意契約	29

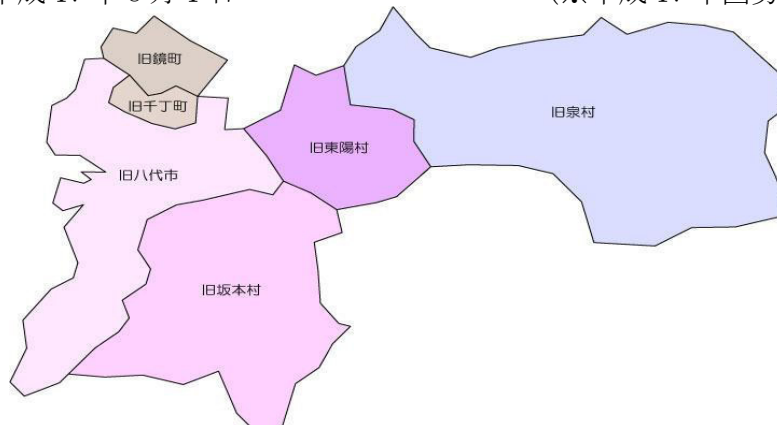
9 市町村合併

(1) 八代地域の市町村合併の概要

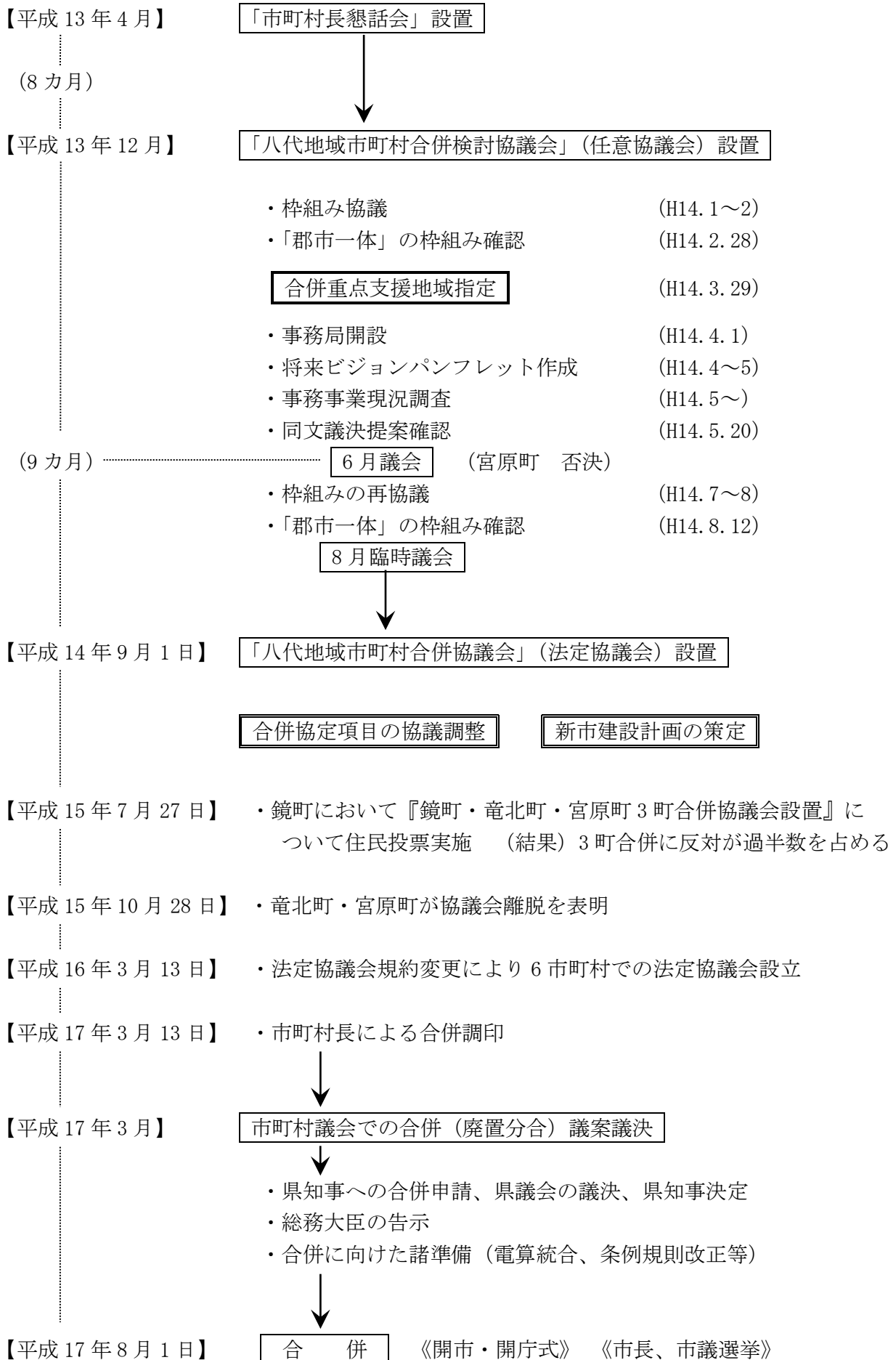
- 八代地域市町村合併協議会
 - ・平成14年9月1日 法定協議会設置
 - ・平成17年7月31日 法定協議会解散
- 合併後の総人口 136,886人
- 合併後の総面積 680.24km²
- 合併方式 新設合併
- 新市の名称 八代市
- 合併日 平成17年8月1日
- 合併地域図

旧市町村名	人口(人)	面積(km ²)
八代市	103,976	146.85
坂本村	5,208	162.82
千丁町	6,896	11.18
鏡町	15,681	28.24
東陽村	2,659	64.56
泉村	2,466	266.59

(※平成17年国勢調査による)



(2) 八代地域市町村合併までの経緯



(3) 地域審議会

設置目的 市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を、合併前の八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡東陽村及び同郡泉村の6市町村の区域ごとに設置。

設置期間 平成17年8月1日～平成28年3月31日

- 事務分掌
- 市長の諮問に応じて審議・答申する事項
 - ・新市建設計画の変更に関する事項
 - ・新市建設計画の進捗状況に関する事項
 - ・新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
 - ・地域振興のための基金の活用に関する事項
 - ・その他、市長が必要と認める事項
 - 地域審議会から市長に意見を述べる事項
 - ・新市建設計画の執行状況に関する事項
 - ・住民自治に関する事項
 - ・情報提供に関する事項
 - ・その他、審議会が必要と認める事項

組 織 委員は25人以内とし、設置区域に住所を有する者

審議会名	設置区域	委員数 (うち公募委員数)	担当課等
八代地域審議会	旧八代市	12(2)人	本庁企画振興部企画政策課
坂本地域審議会	旧坂本村	10(0)人	坂本支所地域振興課
千丁地域審議会	旧千丁町	11(1)人	千丁支所地域振興課
鏡 地域審議会	旧 鏡 町	12(2)人	鏡支所地域振興課
東陽地域審議会	旧東陽村	10(0)人	東陽支所地域振興課
泉 地域審議会	旧 泉 村	10(0)人	泉支所地域振興課

※表中の委員数は、第6期(平成27年度)を示す。

※第2期より委員数見直し(12人以内)及び委員の公募(2人以内)を行った。

- 答 申
- 住民自治によるまちづくりの推進について(平成19年1月26日答申)
 - 八代市総合計画基本構想について(平成19年3月19日答申)
 - 新庁舎建設候補地の優先順位について(平成26年11月26日答申)
 - 新市建設計画の変更について(平成26年11月26日答申)

(4) 八代市地域づくり会議

設置目的 合併協議により設置された地域審議会が、平成28年3月31日で設置期間満了となったことから、市民の意見をきめ細やかに市政に反映させ、市域全体の一体性を基本とする個性豊かな地域づくりの推進に資するため設置

設置期間 平成28年4月1日～平成30年3月31日

- 所掌事務
- 地域づくりの推進のため市長が必要と認める事項について協議し、その結果を市長に提言
 - 市長に意見を述べる事項
 - ・市町村合併の検証に関する事項
 - ・地域に係る施策及び課題に関する事項
 - ・その他地域づくり会議が必要と認める事項

組 織	委員は、30 人以内とし、市内に住所を有する者で、地域・年齢・性別等に偏りがないよう配慮
委員任期	市長が委嘱した日から翌年度の 3 月 31 日まで

(5) 地域振興施設

①振興センターいずみ（八代市泉町柿迫 3188-2）（※指定管理者制度導入・H19 年度～）

事業費	606,194 千円
整備年度	平成 7～8 年度
構造	鉄筋コンクリート造 3 階建
敷地面積	1,410 m ²
建築面積	563.77 m ²
主な施設	1 階 管理事務所、消費者モニター室、横田診療所、八代市歯科診療所、倉庫 2 階 農林研修室、特産品研修室、木工品試作室、パッケージデザイン室 図書閲覧室、八代市つどいの広場、八代市商工会泉支所 3 階 研修ホール

②振興センター五家荘（八代市泉町椎原 148、旧泉第七小学校）

整備年度	昭和 54 年度
構造	鉄筋コンクリート造 2 階建
敷地面積	1,781 m ²
建築面積	718 m ²
主な施設	1 階 事務所、会議室、健康増進室、調理室、コミュニティホール 2 階 レクリエーションホール

10 公共交通

(1) 八代市乗合タクシー運行事業

目 的 市民の公共交通を確保し、日常生活の利便性の確保を促進するため。

施行年月日 平成22年10月1日～ 坂本地区、東陽地域、泉地域で運行開始

事業内容

○坂本地区

『百済来・坂本線』定期運行 月～金曜日 往路4便、復路5便

『百済来・坂本線』予約運行 土・日・祝祭日 各3往復運行

『渋利・坂本線』予約運行 火・木 各1往復運行

『中津道・坂本線（上鎌瀬経由）』予約運行 月・水曜日

各1往復運行 金曜日のみ 往路1便、復路2便

『鮎婦・坂本線』定期運行 月～金曜日 往路3便、復路4便

『鮎婦・坂本線』予約運行 土・日・祝祭日 各3往復運行

『鮎婦・坂本線（日光・辻・登俣経由）』予約運行 月・木曜日

各1往復運行

『深水・坂本線（板ノ平・木々子経由）』予約運行 水・金曜日

各1往復運行

『深水・八代線（袈裟堂経由）』予約運行 火・木曜日 各1往復運行

○東陽、泉地域

『河俣・種山線』定期運行 月～金曜日 往路3便、復路4便

『河俣・種山線』予約運行 土・日・祝祭日 各3往復運行

『河俣・種山線（座連・美生経由）』予約運行 月・水曜日

各1往復運行

『小浦・種山線』予約運行 火・金曜日 各1往復運行

『落合・種山線』予約運行 毎日 各3往復運行

『岩奥・落合線』予約運行 月～土曜日 往路3便、復路4便

『古園・落合線』予約運行 月～土曜日 往路3便、復路4便

○その他の地域

『平和町線（右廻り・左廻り）』定期運行 毎日 各4便

『東町線』予約運行 毎日 4往復運行

『産島線』予約運行 毎日 往路6便、復路5便

『日奈久・坂本線』予約運行 毎日 5往復運行

『高田線』予約運行 月～金曜日 各2往復運行

『鏡町線』予約運行 月～土曜日 各2往復運行

『文政線』定期運航 毎日 平日 往路2便、復路3便 土日祝 各3便運行

11 情報管理

(1) 八代市情報公開条例

施行年月日	平成 17 年 8 月 1 日
目 的	市民の知る権利を尊重し、本市保有の公文書の公開を請求する権利を定めることにより、市民の市政に対する理解と信頼を深め、市民の市政への参加促進及び公正で民主的な市政の推進を目的とする。
実施機関	市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び議会
公開内容	原則公開。ただし、法令又は条例の定めにより公開することができないと認められる情報、個人情報で特定の個人を識別できるもの又は権利利益を害するおそれがあるものなどは非公開とする。
公開請求のできる者	何人も
費用負担	①閲覧手数料は無料 ②当該写しの交付に必要な費用の負担（コピー1枚10円）

公開実績（令和3年度） (件)

実施機関	全部公開	部分公開	非公開	取下げ
市長公室	1	0	1	0
総務企画部	1	2	4	1
財務部	0	2	0	0
市民環境部	0	4	0	1
健康福祉部	0	0	0	0
経済文化交流部	1	2	0	0
農林水産部	2	3	0	0
建設部	44	367	1	0
教育委員会	1	1	0	1
市立病院	0	0	0	0
水道局	0	1	0	0
農業委員会	0	0	0	0
合計	50	382	6	3

(2) 八代市個人情報保護条例

施行年月日	平成 17 年 8 月 1 日
目 的	個人情報の適正な取扱いに関する基本的事項を定めるとともに、本市保有の個人情報の開示、訂正、消去及び利用等中止を求める権利を明らかにし、個人の権利利益を保護することを目的とする。
実施機関	市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び議会

【実施機関が個人情報を取り扱うときのルール】

- ①収集の制限 実施機関が個人情報を収集するときは、事務の目的を明らかにし、その目的に必要な範囲内で収集しなければならない。

- ②利用及び提供の制限 実施機関は、法令に定めがある場合又は本人の同意がある場合など、一定の場合を除き、収集の目的の範囲を超えて、個人情報を利用し、又は外部へ提供してはならない。
- ③適正管理 実施機関は、保有する個人情報を正確で最新のものとし、漏えい、滅失など必要な措置を講じ、適正に管理しなければならない。
- ④事務の届出 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始し、若しくは変更しようとするとき、又は廃止したときは、届出書を作成し、市長に届け出なければならない。

【開示、訂正、消去及び利用等中止】

- ①開示請求 実施機関が保有する自己に関する個人情報の開示を請求することができる。
原則開示とするが、法令又は条例の定めにより開示することができないと認められる情報、請求者以外の個人情報で特定の個人を識別できるもの又は権利利害を害するおそれがあるものなどは不開示とする。
- ②訂正請求 開示を受けた個人情報に事実の誤りがあるときは、その訂正を請求することができる。
- ③消去請求 個人情報が「収集の制限」に反して収集されたときは、その消去を請求することができる。
- ④利用等中止請求 個人情報が「利用及び提供の制限」に反して利用され、又は提供されているときは、その中止を請求することができる。

これらの請求のできる者

- 費用負担
- ①閲覧手数料は無料
 - ②当該写しの交付に必要な費用の負担（コピー1枚10円）

開示実績（令和3年度）

請求内容	処理状況	実施機関	件数
開示請求	全部開示	市民環境部	1
		健康福祉部	3
	部分開示	財務部	1
		市民環境部	1
		健康福祉部	10
		建設部	1
		教育委員会	1
	不開示	市民環境部	3

12 広報広聴

(1) 広報やつしろ

創刊	平成 17 年 8 月 15 日
掲載事項	①予算並びに条例等で特に必要と認められる事項及びその解説 ②市民に周知徹底させるべき事項 ③その他市長が掲載することを適当と認めた事項
サイズ及びページ数	A4 版 28 ページ
発行回数	月 1 回 年間 12 回
発行部数	1 回につき 49,800 部
配布先	市内全世帯・関係官公庁・報道機関など（無料）
配布方法	市政協力員

(2) 市長への手紙

事業目的	市民の意見や要望などを個別に受け付ける窓口を設け、市民の声に耳を傾け建設的な提言をまちづくりに活かすことで、行政への市民参画を促進する。
事業期間	平成 14 年 6 月 1 日～
事業概要	専用の提言用紙と封筒（料金差出人払い）を市の公共施設に設置し、郵便やファクスなどで提言をいただく。市長をはじめ関係部署で供覧し、必要に応じて市長が提言者へ回答する。

令和 3 年度実績	受付数	85 件、	提言数	91 件
令和 2 年度実績	受付数	46 件、	提言数	64 件
令和元年度実績	受付数	42 件、	提言数	53 件
平成 30 年度実績	受付数	45 件、	提言数	59 件
平成 29 年度実績	受付数	51 件、	提言数	69 件

(3) まちづくり出前講座

事業目的	市民団体等が主催する集会等に 98 の講座メニューの中から市民の要望に応じて市職員を講師として派遣し、市政の現状や方向性を説明し、市民の市政に関する理解を深めるとともにまちづくりに対する意識啓発を図り、市民参加のまちづくりの推進を図る。
事業実施対象者	平成 15 年 9 月 1 日～ 市内在住・在勤の市民、自治会、企業、学校、各種団体など概ね 10 人以上の団体やグループ
実施日時	原則として平日の午前 9 時から午後 9 時までの間（土・日・祝日は担当課が対応できる場合に実施）
事業内容	市民団体等がメニューの中から講座を選び、申し込む。担当する課の職員が指定された日時に出向いて、講座の内容に関する事業や現状、方向性について説明を行う。

令和 3 年度実績	受付件数	28 件
令和 2 年度実績	受付件数	17 件
令和元年度実績	受付件数	110 件
平成 30 年度実績	受付件数	104 件
平成 29 年度実績	受付件数	91 件

(4) エフエムやつしろ

開局期日	平成9年10月1日
開設目的	地域に密着した情報を提供することで、当該地域の振興、その他公共の福祉の増進に寄与する。
会社名	(株)エフエムやつしろ(愛称:かっぱFM)
資本金	8,600万円(うち市出資額800万円)
職員構成	職員数(正社員)5名 放送スタッフ30名
出力	20W
可聴エリア	八代市、近隣自治体の一部等
放送委託料	4,013千円/年間
市政番組放送	月～金曜日の午前10時～10分間 (なお、放送局が自発的に無償で午後2時50分から再放送を実施中)

(5) 八代市ホームページ

開設経緯	八代市から市内外への地域情報発信として、インターネットに市のホームページを平成10年2月23日に開設し、合併後も継続。 平成22年3月1日リニューアル。平成28年3月1日、CMSを入れ替えて完全リニューアルし、スマートフォンにも対応した。
アドレス	http://www.city.yatsushiro.lg.jp/
Eメールアドレス	info@city.yatsushiro.lg.jp
経費	927,480円/年間
掲載項目	・市長の部屋 ・移住・定住情報 ・キッズサイト ・市議会 ・観光情報 ・イベントカレンダー ・防災サイト ・まちのわだい ・文化情報発信 ・広告など

(6) 市民と市長とのテーマトーク

事業目的	市政に関する具体的なテーマの下に市民と市長が懇談する場を設けることにより、市民と行政が相互理解を深めるとともに、市民の幅広い意見などを市政運営の参考とする。
事業実施対象者	平成26年5月19日～ 市内に居住、または通勤・通学している人により構成された団体やグループ(各種団体、自治会、企業、学校のサークルなど)で、特定の政党を支持する団体や暴力団、宗教を目的とする団体などは除く。
テーマ	一方的な要求や苦情などではなく、広く市民生活に関することなど、具体的なテーマを団体などで設定。
開催期日	平日の午前9時から午後9時の間で時間は90分以内。
開催方法	・会場の手配や準備は、主に申込団体で行う。 ・市長のほか市長が必要と認める職員が同席する。 ・懇談会の内容は、団体などの代表者からの趣旨説明、テーマについての市長説明、市民と市長との懇談を基本とする。
令和3年度実績	開催件数 0件
令和2年度実績	開催件数 0件
令和元年度実績	開催件数 2件
平成30年度実績	開催件数 3件
平成29年度実績	開催件数 3件

(7) 八代市ケーブルテレビ

事業目的	地域情報化を推進することにより難視聴地域の解消と地域間の情報格差を是正し、市の産業経済及び教育文化の向上を図り、市民の福祉の増進に資する。		
事業内容	・生産、消費、流通及び地域に関する情報の提供 ・放送局のテレビジョン放送の再送信 ・放送衛星及び通信衛星からの放送の提供 ・非常災害及び緊急時の通報及び連絡 ・教育及び文化に関する情報の提供 ・官公署、公共的団体等の公示事項及び広報事項の伝達 ・加入者相互の通信及び通話業務の提供 ・その他必要又は有益と認められる情報の伝達及び提供		
使用料	ケーブルテレビ	一般世帯 1,250円	事業所 1,780円
	インターネット	一般世帯 2,610円	事業所 4,190円

①八代市ケーブルテレビ坂本センター（八代市坂本町田上 2006）

開局期日	平成17年4月1日（一部開局） 平成18年4月1日（全面開局）		
対象区域	坂本町の全域		
総事業費	873,558千円		
財源内訳	国庫補助 76,840千円、県支出金 13,622千円 地方債 552,900千円、一般財源 230,196千円		
加入者数	1,186世帯（令和4年3月末現在・ケーブルテレビ1,186世帯 インターネット345世帯）		

②八代市ケーブルテレビ東陽センター（八代市東陽町南 1058-1）

開局期日	平成16年4月1日		
対象区域	東陽町の全域		
総事業費	570,544千円		
財源内訳	国庫補助 190,181千円、地方債 380,300千円 一般財源 63千円		
加入者数	713世帯（令和4年3月末現在・ケーブルテレビ713世帯 インターネット71世帯）		

③八代市ケーブルテレビ泉センター（八代市泉町柿迫 3131）

開局期日	平成17年4月1日		
対象区域	泉町の全域		
総事業費	856,231千円		
財源内訳	国庫補助 95,101千円、地方債 713,300千円、 一般財源 47,830千円		
加入者数	671世帯（令和4年3月末現在・ケーブルテレビ671世帯 インターネット38世帯）		

◎平成28年4月1日から指定管理者制度導入

13 市民相談等

(1) 市民相談室

令和3年度 相談項目別実績

	相談員	相談日	開催回数	相談件数
行政なんでも相談	行政相談委員	毎月第2・4火曜 9:00～12:00	15	19
人権・心配ごと相談	人権擁護委員	毎月第1金曜 10:00～15:00	9	0
司法書士法律相談	司法書士	毎月第2月曜 10:00～12:00	12	68
労働・社会保険労務相談	社会保険労務士	毎月第3火曜 10:00～12:00	12	10
建築相談	建築士	毎月第2木曜 13:00～15:00	12	6
税務相談	税理士	毎月第3水曜 10:00～12:00	12	37
身体障がい者相談	身体障害者相談員	毎月第3木曜 10:00～15:00	11	0
成年後見制度相談	司法書士	毎月第3金曜 10:00～12:00	12	10
遺言相談	公証人	毎月第2水曜 9:30～11:30	12	5
弁護士法律相談	弁護士	毎月第2・4金曜 10:00～16:00	24	226
消費生活相談	消費生活相談員	月・火・水・金曜 9:00～17:00 木曜 9:00～19:00	242	914 (新規のみ)
婦人の悩みごと相談	婦人相談員	月曜～金曜 9:00～17:00	241	378(延べ)
児童の悩みごと相談	家庭児童相談員	月曜～金曜 9:00～17:00	241	230(延べ)
ひとり親家庭自立支援 相談	母子・父子自立支援員	月曜～金曜 9:00～17:00	241	216(延べ)
市民生活相談	市民生活相談員	月曜～金曜 9:00～15:45	242	435
入管問題相談	行政書士	2.5.8.11月の 第3火曜 13:00～15:00	4	3

(2) 消費生活センター

名称 八代市消費生活センター

住所 八代市松江城町 1-25 (八代市役所 2階) 電話 0965-33-4162

目的 消費者の利益を守り、市民の生活の安定と向上を図るため、悪質商法や振り込め詐欺相談及び多重債務相談などへの迅速な対応と、消費生活知識の普及や情報提供を行う。

事業内容

- ・消費生活に関する相談及び苦情の処理
- ・消費者啓発のための講演会、講座等の開催
- ・消費生活に関する情報収集及び提供
- ・平成29年度より八代市・氷川町・芦北町による消費者行政広域連携

消費生活専門相談員による相談日及び相談時間

月曜・火曜・水曜・金曜日…9:00～17:00 木曜日…9:00～19:00

〔氷川町での出張相談〕 毎月第2水曜日…10:00～17:00

〔芦北町での出張相談〕 毎月第4水曜日…10:00～17:00

相談件数 914件 (令和3年度新規のみ)

14 国際交流

(1) 友好都市

中華人民共和国広西壮族自治区北海市（平成 8 年 3 月 5 日締結）

①北海市の概要

- 位 置 中国南端にある広西壮族自治区南部沿海のトンキン湾の東北岸、南流江の河口（香港の西方約 500 km）
- 気 候 亜熱帯海洋性気候
平均気温 22.9℃、平均年間降雨量 1,775 mm
- 人 口 約 185.3 万人（2020 年）
大多数が漢民族だが壮族、回族、苗族等の少数民族も居住。
- 主要産業 電子部品、食品、医薬品、花火爆竹、真珠装身具、貝殻彫刻等の製造業。
特に、真珠は有名な「南珠」の養殖地帯となっている。
- 特 色 1984 年には中国に 14 ある沿海開放都市の 1 つに指定され、年々経済発展を遂げている。中国でも有数の白砂が 24 km も続くシルバービーチには、夏になると国内外から多くの海水浴客が訪れるなど観光資源も豊富。2010 年 11 月には、中華人民共和国国務院の認可により、北海市が「国家歴史文化名城」に指定されている。

②交流事業

- 令和 3 年度 1) 25 周年記念 写真パネル展開催（北海市 12 月／八代市 3 月）
※新型コロナウイルス感染症感染拡大のため
相互訪問交流は実施なし
- 令和 2 年度 1) 担当部局によるオンライン会議の実施
※新型コロナウイルス感染症感染拡大のため
相互訪問交流は実施なし
- 令和元年度 1) 北海市行政経済視察団受入れ
2) 北海市図書館交流団受入れ
3) 北海市青少年友好訪問団受入れ
4) 八代市青少年友好派遣団派遣
- 平成 30 年度 1) 北海市代表団受入れ
2) 北海市青少年友好訪問団受入れ
3) 八代市青少年友好派遣団派遣
4) 北海市行政経済視察団受入れ
- 平成 29 年度 1) 八代市ジュニア友好派遣団派遣
2) 北海市ジュニア教育文化交流団受入れ

台湾基隆市（平成 30 年 4 月 19 日締結）

①基隆市の概要

- 位 置 台湾の最北端（台北市から東方約 30 km）
- 気 候 温暖湿潤気候
平均気温 25.4℃、平均年間降雨 3,755 mm
- 人 口 約 36.8 万人（2020 年）
- 特 色 戦前の日本が残した都市基盤を下に、軍用共用の港湾都市として発展。基隆港は台湾第 2 位の貨物取扱量を誇り、港周辺の整備による観光化が進められ、大型クルーズ客船等の船舶による観光客数が多い。国際的なターミナル港として発展が見込まれている。

②基隆市との交流

- 令和 3 年度 1) 担当部局によるオンライン会議の実施
令和 2 年度 1) 基隆市からマスクの寄贈
2) オリンピックホストタウン交流事業に合わせた基隆市長からのメッセージ動画放映
令和 元年度 1) 八代市民使節団派遣
平成 30 年度 1) 八代市・基隆市友好交流協定調印式
2) 基隆市答礼訪問団受入れ

(2) 「おしえて JICA 海外協力隊」出前講座

- 趣 旨 県内在住の JICA 海外協力隊経験者を講師として市内小中学校に招くことによつて、開発途上国に対する子どもたちの興味を喚起し、国際理解を深めるとともに、自己実現や生きがいを感じ、学校でのキャリア教育にも寄与する。
- 対 象 市内小中学校
- 実 績 令和 3 年度 参加者：473 名
(二見中学校、第六中学校、東陽小学校、郡築小学校、太田郷小学校、八竜小学校、泉小・中学校、八千把小学校)
- 令和 2 年度 参加者：273 名
(二見中学校、第八中学校、郡築小学校、太田郷小学校、八竜小学校)
- 令和 元年度 参加者：620 名
(第八中学校、郡築小学校、第五中学校、日奈久中学校、二見中学校、文政小学校、昭和小学校、千丁小学校、八竜小学校)
- 平成 30 年度 参加者：424 名
(文政小学校、二見中学校、植柳小学校、八竜小学校、八代小学校、八千把小学校、鏡小学校)
- 平成 29 年度 参加者：725 名
(八竜小学校、有佐小学校、千丁小学校、第六中学校、鏡小学校、麦島小学校、郡築小学校、八代小学校、植柳小学校)

(3) 多文化共生講座

日本語支援ボランティア養成講座

- 趣 旨 日本語支援の必要な外国籍住民が増加しているが、日本語支援ボランティアの学ぶ場所が不足している傾向にある。
特にボランティア人材の確保が喫緊の課題であるため、日本語支援ボランティア養成講座を開催し、外国籍住民のニーズに応えられるような環境づくり、地域の外国籍住民との距離を縮めてもらうきっかけづくりを行う。
- 対 象 市民（主に日本人、各回 20 名程度）
- 実 績 令和 3 年度 6 月 28 日、7 月 3 日、11 月 6 日（計 3 回）
(場所：桜十字ホールやつしろ)
- 平成 29 年度 2 月 25 日、3 月 11 日（計 2 回）
(場所：やつしろハーモニーホール 中会議室)

多文化共生に関する講演会

- 趣 旨 八代市内在住の外国籍住民数は年々増加し、日本人・外国人がともに暮らしやすい地域を作るために、多文化共生のまちづくりの重要性が高まってきている。そのため、市民を対象に多文化共生に対して理解を深めてもらうことを目的とした講演会を実施するもの。

対 象 市民（各回 20～30 名程度）
実 績 平成 30 年度 11 月 12 日, 13 日, 15 日（場所：やつしろハーモニーホール大会議室）
平成 29 年度 2 月 15 日（場所：鏡コミュニティセンター研修室）
2 月 22 日（場所：郡築コミュニティセンター大会議室）
2 月 26 日（場所：金剛コミュニティセンター和室）

「やさしい日本語」研修

趣 旨 市民、民間団体及び市職員を対象に、日本語が不慣れな外国人市民との円滑なコミュニケーションを取る手段の一つである「やさしい日本語」を学ぶことで、市民同士の相互理解を深めるとともに行政サービスの向上を図る。
実 績 令和 3 年度 11 月 15 日（対象：関係機関、受講者 50 名）
令和 2 年度 2 月 28 日（対象：市民、受講者 7 名）＊オンライン講座
令和元年度 11 月 26 日（対象：市職員、受講者 63 名）
3 月 17 日、18 日、19 日（対象：民間団体、受講者 30 名）

日本語教室「にほんご交流ひろば」

趣 旨 日本語による交流を中心とした体験型の教室を実施することで、日本人市民と外国人市民が教える・教えられるといった関係性ではなく、楽しみながら日本語を学ぶ場を提供するもの。
対 象 市民（日本語交流サポーター、外国人）
実 績 令和 3 年度 7 月 18 日、11 月 28 日、12 月 19 日（計 3 回）
参加者（延べ人数）：外国人 36 名、日本人 66 名

国際交流員による各種講座

①英会話講座

趣 旨 国際交流員を講師に生きた英会話を学ぶことで、受講生の英語コミュニケーション能力を高め、グローバル人材としての必要な資質を育成する。
対 象 市民・市職員
実 績 令和 3 年度 異文化カフェ 3 月 9 日、16 日、19 日（計 3 回）
受講者：31 名
令和 2 年度 市職員向け英語サロン 3 月 17 日
受講者：11 名
令和元年度 市民向け講座 1 月 12 日、19 日、26 日、2 月 2 日、8 日（計 5 回）
受講者：25 名

②世界の料理教室

趣 旨 各国の家庭料理づくりを通じて異文化理解を深めるとともに、日本人・外国人問わず市民同士の相互理解の場を創出する。
対 象 市民
実 績 令和 3 年度 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、集合形式では行わず、動画撮影したものを市公式 YouTube チャンネルに掲載。
令和 2 年度 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、集合形式では行わず、動画撮影したものを市公式 YouTube チャンネルに掲載。

(4) 外国人市民相談体制強化事業

目 的	年々増加し多国籍化する外国人市民が、相談したり利用しやすい環境を整えることで、日本人市民と外国人市民が共に暮らしやすいまちの実現を図る。
事業内容	ア 市庁舎内への多言語に対応した通訳システムの導入 タブレット端末による映像通訳及び電話通訳により 20 言語に対応可。 イ 母国語交流員の配置 中長期滞在者の言語によるストレスの解放を目的として設置 日常の軽微な困りごとを母国語による交流を通して聞きとることで、深刻な悩みになる前にその兆候を察知し、関係機関等への橋渡しを行う役割を担う。
導入年月日	令和 3 年 10 月 1 日
対 象 者	市民（主に外国人）
事業費	令和 3 年度 250 万円
財 源 内 訳	国 整備事業 (10/10) : 145 万円 運営事業 (1/2) : 52 万円 市 運営事業 (1/2) : 53 万円
令和 3 年度実績	193 件

15 表 彰

(1) 名誉市民

施行年月日	平成 17 年 8 月 1 日 (条例制定)
目的	社会文化の興隆に功績があった者に対し、その功績と栄誉を称え、もって市民の社会文化の興隆に資するため。
資格	本市に居住する者若しくは本市に縁故の深い者で、学術、技芸、産業及び公共の福祉の増進等広く文化の興隆に貢献し、又は地方自治の進展の功労者として、その功績が顕著で市民が郷土の誇りとして深く尊敬に値すると認められるもの。
推挙の方法	市長が市議会に諮って推挙
待遇及び特典	①市の公の式典への参列 ②市の施設の利用に対する便宜の供与 ③死亡したときは、相当の礼をもってする弔意の表明 ④その他市長が必要と認める特典

(2) 市民栄誉表彰

施行年月日	平成 17 年 8 月 1 日 (規程制定)
趣 旨	広く市民に敬愛され、希望と活力を与えることに顕著な功績のあった者。
表彰の対象者	本市に住所を有する者又は本市に関係の深い者で、スポーツ、文化等の分野で輝かしい活躍をし、その栄誉をたたえ表彰することが適当と認められるもの。
表彰の決定	会長は市長、委員は副市長、教育長及び部長をもって八代市市民栄誉賞審議会を組織し決定する。
表彰の方法	表彰状及び記念品を授与し、表彰に当たっては、金一封を添えることができる。
待遇及び特典	①市の公の式典への参列 ②死亡の際における哀悼の意の表明 ③その他市長が必要と認める待遇

(3) 有功者表彰

施行年月日	平成 28 年 6 月 23 日 (規則制定)
表彰の基準	①教育、学術、文化若しくは産業等の発展又は社会福祉の向上に貢献し、その功績が顕著な者 ②特別職の職員として同一職に満 16 年以上在職した者 ③公益のため本市に 1,000 万円以上の私財を寄附した者 ④その他市政の振興発展に貢献し、その功績が顕著な者 そのほか、有功者表彰を受けた者であって、その後の功績が特に顕著であると認めるものを特別有功者として表彰するものとする。
待遇及び特典	①市の公の式典への参列 ②死亡の際における市長による哀悼の意の表明 ③その他市長が必要と認める待遇

16 開発（港湾・干拓・土地開発）

（1）港湾

（単位：千円）

年度	直轄事業	補助事業	統合事業	高潮対策	起債事業	臨海工業 用地 造成事業	環境整備 事業	その他	事業費	財源内訳		
										国	県	市
H29	4,550,000	0	483,000	0	670,000	0	0	115,500	5,818,500	2,884,958	2,409,712	523,828
H30	6,740,000	0	435,600	0	120,000	0	0	52,000	7,347,600	4,135,890	2,709,840	501,870
R1	4,364,000	0	675,000	0	42,000	0	0	86,320	5,167,320	2,826,614	1,923,506	417,200
R2	4,740,000	192,000	621,000	0	182,000	0	0	58,500	5,793,500	3,063,670	2,378,905	350,925
R3	2,200,000	456,600	424,500	0	130,000	0	0	90,000	3,301,100	1,609,200	1,506,650	185,250

（資料 熊本県港湾課）

八代港の海上出入貨物の推移

(単位：トン)

暦年	総 計			外 貿			内 貿		
	輸移出	輸移入	計	輸出	輸入	計	移出	移入	計
H29	488,678	3,952,862	4,441,540	277,394	1,669,314	1,946,708	211,284	2,283,548	2,494,832
H30	526,604	4,141,890	4,668,494	257,212	1,613,423	1,870,635	269,392	2,528,467	2,797,859
R1	462,690	4,499,854	4,962,544	212,931	1,876,038	2,088,969	249,759	2,623,816	2,873,575
R2	437,881	3,583,384	4,021,265	223,834	1,527,705	1,751,539	214,047	2,055,679	2,269,726
R3	493,159	3,751,867	4,245,026	302,270	1,815,232	2,117,502	190,889	1,936,635	2,127,524

(資料 熊本県港湾課、八代港管理事務所)

公共岸壁数

外港：5,000トン岸壁2バース、10,000トン岸壁1バース、15,000トン岸壁4バース、
30,000トン岸壁1バース、55,000トン岸壁1バース

内港：2,000トン岸壁8バース、5,000トン岸壁2バース、1,000トン岸壁9バース 他

八代港の沿革

年 号	概 要
明治 5 年	蛇籠港に－1.5m物揚場完成 近代的な港湾の始まり
明治 23 年	日本セメント八代工場の立地（専用物揚場－2m）により本格的な港湾へ
昭和 32 年	内港物揚場完成 港湾機能の移管
昭和 33 年	外港地区岸壁工事着手
昭和 34 年	重要港湾指定（港湾法）（6月1日）
昭和 37 年	出入国港指定
昭和 39 年	新産業都市指定（不知火・有明・大牟田地区） 蛇籠港より内港へ定期旅客船発着場移転
昭和 40 年	外港地区岸壁完成（－7.5m、－9m）
昭和 41 年	貿易港指定（関税法）（4月1日）
昭和 42 年	木材指定港（植物防疫法）
昭和 45 年	植物防疫法による指定
昭和 48 年	外港地区岸壁完成（－10m）
昭和 57 年	港湾計画改訂（外港地区－12m計画）
平成 4 年	外港地区岸壁（－12m）1バース目完成
平成 6 年	外国産食糧（麦）の輸入指定港（4月1日）
平成 7 年	港湾計画改訂（大島地区岸壁－14m計画等）
平成 10 年	外港地区岸壁（－12m）2バース目完成 外国産食糧（米穀）の輸入指定港
平成 11 年	コンテナ国際定期航路開設 岸壁（－10m）4バース目
平成 12 年	「穀物のわら及び飼料用の乾草」における動物検疫指定港
平成 16 年	コンテナ取扱い5万TEU達成（1月）
平成 17 年	港湾計画改訂（外港地区岸壁－14m計画等）
平成 18 年	コンテナ国際航路中国延伸（興亜海運、高麗海運）
平成 19 年	－14m岸壁新規着工決定 コンテナ取扱い10万TEU達成（9月） 国際コンテナ定期航路協調配船スタート（11月23日）
平成 20 年	小口混載貨物サービススタート（5月16日）

年 号	概 要
平成 21 年	国内コンテナ定期航路就航（4 月 25 日） 重要港湾指定 50 周年（6 月 1 日） コンテナ国際航路就航 10 周年
平成 22 年	重点港湾選定（8 月 3 日）
平成 25 年	外港地区岸壁（-14m）及び泊地完成（3 月末） 熊本県海上保安部八代分室が八代海上保安署に格上げ（5 月 16 日） 港則法特定港指定（全国で 86 番目の特定港化）（10 月 1 日）
平成 27 年	コンテナ取扱い 20 万 T E U 達成（8 月）
平成 28 年	八代港貿易港指定 50 周年（6 月） 港湾計画一部変更（外港地区旅客船埠頭 岸壁-12m 計画等）
平成 29 年	国際クルーズ拠点形成港湾に選定（1 月、全国 6 港湾のうちの一つ） 国際旅客船拠点形成港湾に指定（7 月）、新ガントリークレーン設置（7 月）
平成 30 年	新コンテナターミナル供用開始（4 月）
令和 2 年	国際クルーズ拠点「くまモンポート八代」完成（3 月）
令和 3 年	県内港初となる台湾国際コンテナ定期航路就航（1 月）

海事官公庁

- ①国 長崎税関八代税関支署（昭和 38 年開所）、門司植物防疫所鹿児島支所八代出張所（昭和 45 年開所）、熊本海上保安部八代海上保安署（昭和 36 年開所、平成 25 年昇格）〔いずれも八代港合同庁舎（昭和 48 年 3 月竣工）に入居〕、国土交通省九州地方整備局熊本港湾・空港整備事務所八代港事務所
- ②県 八代港管理事務所

主要取扱貨物

（単位：トン）

暦年	出入 区分	1 位		2 位		3 位	
		品目	数量	品目	数量	品目	数量
H29	輸出	金属くず	135,637	原木	76,311	鋼材	27,180
	輸入	木材チップ	536,601	とうもろこし	360,116	石炭	304,682
	移出	セメント	46,683	鋼材	45,117	再利用資材	37,461
	移入	セメント	888,075	石油製品	709,180	砂利・砂	198,150
H30	輸出	原木	107,677	金属くず	81,425	鋼材	18,437
	輸入	木材チップ	527,116	とうもろこし	424,444	石炭	276,043
	移出	セメント	116,177	鋼材	38,751	鉄材	24,880
	移入	セメント	1,010,901	砂利・砂	364,383	動植物性製造肥	62,484
R1	輸出	原木	108,358	金属くず	37,195	鋼材	26,847
	輸入	木材チップ	624,528	とうもろこし	312,981	石炭	302,847
	移出	セメント	115,953	鋼材	41,930	化学薬品	41,584
	移入	セメント	1,025,445	金属製品	366,770	揮発油	328,210
R2	輸出	原木	114,430	金属くず	46,891	鋼材	28,716
	輸入	木材チップ	493,737	とうもろこし	398,998	石炭	215,029
	移出	セメント	92,967	化学薬品	45,695	鋼材	36,773
	移入	セメント	840,427	その他石油製品	303,116	揮発油	284,100
R3	輸出	原木	119,147	金属製品	34,267	金属くず	34,046
	輸入	木材チップ	541,252	とうもろこし	339,704	石炭	320,233
	移出	セメント	79,121	化学薬品	47,390	紙・パルプ	19,239
	移入	セメント	722,114	砂利・砂	385,640	その他石油	237,785

（資料 熊本県港湾課）

大型クルーズ客船寄港実績

年度	客船名及び寄港回数
H28	飛鳥Ⅱ(2)、クァンタム・オブ・ザ・シーズ(8)、マリナー・オブ・ザ・シーズ(1)、オペレーション・オブ・ザ・シーズ(3)、ダイヤモンド・プリンセス(1)
H29	クァンタム・オブ・ザ・シーズ(29)、オペレーション・オブ・ザ・シーズ(19)、マリナー・オブ・ザ・シーズ(9)、ノルウェーجان・ジョイ(5)、コスタセレーナ(2)、マジェスティック・プリンセス(1)、飛鳥Ⅱ(1)
H30	クァンタム・オブ・ザ・シーズ(16)、コスタセレーナ(5)、ノルウェーجان・ジョイ(4)、オペレーション・オブ・ザ・シーズ(2)、飛鳥Ⅱ(2)、MSCスプレンドィダ(1)、にっぽん丸(1)
R1	クァンタム・オブ・ザ・シーズ(1)、クィーン・エリザベス(1)、コスタ・ベネチア(4)、スペクトラム・オブ・ザ・シーズ(3)、にっぽん丸(2)、MSCスプレンドィダ(3)
R2	なし
R3	にっぽん丸(1)

順不同、()内の数字は寄港回数

(2)干拓事業

○藩政時代(歴史上明らかなもの)

(単位:ha)

元号(西暦)	八代地域			千丁地域			鏡地域		
	場	所	面積	場	所	面積	場	所	面積
慶長1年(1607年)									
慶長2~13年									
寛永1年(1655年)									
明暦1年									
明暦2年									
寛文8年(1668年)									
延宝4年(1691年)									
元禄11年(1707年)									
享保年間									
宝暦3年(1753年)									
宝暦10年									
宝暦13年									
明和1年(1764年)									
明和6年									
明和7年									
安永1年(1778年)									
安永9年(1789年)									
寛政4年									
寛政5年									
寛政6年									
寛政10年									
寛政11年									
文化1年(1804年)									
文化2年									
文化3年									
文化4年									
文化10年									
文化13年									
文政2年(1819年)									
文政4年									
天保8年(1837年)									
天保11年									
天保13年									
天保14年									
天保14年									
弘化2年(1845年)									
弘化2年									
弘化2年									
弘化4年									
弘化4年									
安政1年(1854年)									
安政1年									
安政2年									
安政2年									
慶応2年(1866年)									
	海士江新地 松崎新地 明歴古閑(八千把) 寛文古閑(八千把) 高小原新地		13.12 34.49 39.91 48.00 121.27	新牟田開 外牟田開 浄信寺墓田		89.39 95.00 20.00~30.00	下村新開 鏡村御開		11.80 31.00
	宝永古閑(金剛) 北岡開 宝歴古閑		(面積不詳) 98.00 (面積不詳)	十町開		12.32	鏡村沖御開		30.70
	揚新地(金剛) 敷川内新地 山城(松高) 安永古閑(八千把)		(面積不詳) 132.00 (面積不詳) (面積不詳)	手永開		41.00	北村御開		16.90
	築添新地 寛政古閑(八千把)		16.25 (面積不詳)	新牟田十町開 北村開 高田手永開		14.67 25.06 41.00			
	添築新地(金剛) 三江湖添築(金剛) 中牟田新地(植柳)		83.30 88.48 23.80	八町開 三町開 七町開 四百町新地		9.99 3.81 8.02 228.56	百町開		101.50
	高島新地(松高)		206.20				四百町新地 七百町新地		432.00 640.10
	高下差縫鳴新地(金剛) 八千把二ノ丸 葭牟田(金剛) 水島新地(金剛) 築延新地(松高) 催合新地(金剛) 日奈久新地 岩三新地(日奈久) 小三新地(八千把) 沖洲新開(植柳) 北原新地(金剛) 蛇籠新地(植柳) 北牟田新地(植柳) 三江湖新地(金剛)		17.80 47.50 105.00 148.00 (面積不詳) 52.67 34.68 2.15 6.57 41.73 26.78 24.23 14.30 78.87	二ノ丸新地 八代新地		86.47 30.23	野崎新地		183.00

○明治以降

① 郡築新地 (事業主体：八代郡)

沿革	明治29年 6月	八代郡と郡内町村長との会議において「新地築造の議」提唱
	〃 30年 2月	八代郡会でその調査費を決定し、直ちに測量に着手(日本勧業銀行より434,304円借入)
	〃 33年 7月	堤防及び潮止口地囲工事着手
	12月	松高村瓢箪廻に建設工事事務所落成
	〃 35年 5月	台風襲来の被害により工事続行・中止の2派ある中で古城氏が再び部長に任ぜられ、郡内の世論をまとめ、未完成工事についての設計を委託(日本勧業銀行より354,000円余借入)
	〃 36年	未完成工事部分の請負契約締結
	〃 37年2月9日	潮止工事完工
	〃 37年	入植開始(37年7戸、38年130戸、39年269戸、40年305戸)(人口1,332人) (以上はいずれもその年における入植戸数)出身地別入植戸数(大正6年)339戸(八代郡173戸、芦北郡18戸、天草郡14戸、下益城郡61戸、宇土郡68戸、上益城郡1戸、飽託郡1戸、菊池郡2戸、熊本市1戸)
	明治42年	熊本県令をもって郡築村と命名
築造面積	1,046.7ha	
堤防延長	5,692m	
築造費	83万円	

② 明治新田 (事業主体：民間共同(坂田貞、岡本徳馬、村津三郎、南種知、松本岩三郎))

沿革	明治29年 4月	堤防築造工事起工
	〃 32年	完工
築造面積	258.8ha (うち耕地230ha)	
築造費	210万円	
入植者	10人、他は地元増反者	

③ 県営南新地 (事業主体：熊本県)

沿革	大正 8年12月	工事請負契約締結
	〃 9年 3月	起工
	〃 11年12月	潮止口決壊
	〃 12年 3月	大鞘川筋堤防決壊
	〃 14年 6月	完工
	〃 15年 3月	197haの整地を終え、第1回目70戸入植
	昭和 2年 5月	第2回目85戸入植
築造面積	570.45ha (この外、同時施工の北新地(文政村)637.00ha)	
築造費	598万円(北新地施工分含む)	

④ 金剛干拓 (事業主体：国)

沿革	昭和18年 8月	農地開発営団により戦時中の食糧増産対策事業として工事着手
	〃 22年 9月	農地開発営団の閉鎖により農林省直轄事業として事業継続
	〃 32年 3月	開拓者168戸入植、地元増反187戸への土地配分も終わり、営農開拓開始
	〃 33年 3月	工事完工
築造面積	420ha (うち耕地315ha)	
堤防延長	7,470m	
築造費	6億7,136万円	
土地配分	a 入植者168戸、268.8ha(1戸当たり1.6ha)、出身地別内訳〔熊本県141戸(八代市47、千丁町9、鏡町12、荒尾市1、宇土市7、玉名市3、菊池郡16、飽託郡6、下益城郡7、上益城郡4、天草郡14、球磨郡6、鹿本郡5、芦北郡4)、長野県20戸、鹿児島県7戸]	
	b 地元増反187戸、46.2ha(1戸0.03~0.4ha)	

- ⑤ 八代港干拓 (事業主体：国(工事は熊本県において代行))
- 沿 革 昭和21年 農林省において農業用干拓地として事業計画策定
 // 22年 4月 工事着手 (24年度までは事業所建設、資材購入、調査委託等で本格工事は25年度以降)
 // 40年10月 新産業都市の指定に伴い熊本県が工業用地として5億7,237万7,000円で買収 (面積255.02ha)
 // 40年 工事完了
- 築造面積 253.18ha
 堤防延長 3,669.2m
 工業用地造成事業 (熊本県施工)
- 面 積 216.6ha (工業用地178.2ha、道路用地15.8ha、緑地22.6ha)
 同上工区別面積 第1工区70.2ha(埋立、分譲完了)、第2工区60.7ha(埋立、分譲完了)、第3工区85.7ha(埋立、分譲完了)
- 石油配分基地 14.92ha (昭和41年12月基地建設)
 進出企業 8社
- ⑥ 芦北干拓 (事業主体：国(営)(工事は熊本県が代行))
- 沿 革 昭和22年 面積179.8ha(日奈久82.3、田浦17.0、湯浦11.9、津奈木30.0、袋21.6)の干拓を目的にして日奈久工区より着手
 // 26年 堤防予定線に一部軟弱地盤等があるため、日奈久工区を縮小、津奈木工区の補助干拓事業、その他工区は廃工に計画変更
 // 40年 基本工事完了
 // 41年 県施行による付帯事業 (道路用排水路、その他) 完成
 // 42年10月 土地配分終了、地元増反33戸、16.85ha(0.055ha~7戸、0.5ha~26戸)非補助入植 (漁業補償) 60戸、8.4ha (1戸当たり0.14ha)
- 築造面積 33.03ha (うち耕地25.25ha)
 堤防延長 1,994m
 築造費 2億7,236万円
- ⑦ 日奈久地先埋立 (昭和55年~平成3年)
- 面 積 23.76ha
 用 途 高規格道路用地、レクリエーション施設用地、都市機能用地、緑地、道路用地、護岸敷用地
- 概算総事業費 40億8,300万円 (内総工事費26億円、漁業補償費1億7,000万円)
- ⑧ 鏡地域
- 大正15年 (1926年) 県営北新地 637.00ha

(3) 八代市土地開発公社

- 設 立 昭和49年3月30日 [従来の財団法人八代市開発公社(昭和45年9月1日設立)を組織変更]
- 目 的 公共用地及び公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に資するため
- 設立団体 八代市
- 資本財産 300万円
- 組 織 (任期2年) 理事長 1人 副理事長 2人以内 常務理事 1人
 理事 15人以内 監事 2人以内
- 業 務 ①次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。
 ア 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地
 イ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地
 ウ 公営企業の用に供する土地
 エ 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第7項に規定する市街地開発事業の用に供する土地

- オ 観光施設事業の用に供する土地
 カ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地
 キ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地
 ク 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な土地
- ②住宅用地造成事業、港湾整備事業（埋立事業に限る）並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地造成事業を行うこと。
- ③前2号の業務に附帯する業務を行うこと。
- ※ 前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲において、次に掲げる業務を行う。
- ④前項①の土地の造成（一団の土地に係るものに限る）又は同項②の事業の実施と併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。
- ⑤国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあつせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

主な事業

①用地取得（買収）

（単位、面積：㎡、金額：千円）

年度	事業区分	面積	金額	土地所在地	摘要
H2	政府管掌健康保険熊本保健センター「ヘルシーパル八代」仮称建設用地	5,641.00	106,309	高下西町	
	広域行政事務組合消防庁舎建設用地	7,158.08	199,807	大村町	
	田中町児童公園用地	1,017.00	21,826	田中町	
H3	広域行政事務組合消防庁舎建設用地	380.76	45,177	大村町	
H4	広域行政事務組合消防庁舎建設用地	69.14	2,170	〃	
H6	中央線都市計画改良事業	102.47	68,434	本町1丁目	
	上片町墓園建設事業	2,208.12	43,264	上片町	
H8	高田公民館敷地拡張事業	1,928.00	34,994	本野町	
H10	八代労働基準監督署移転用地	1,476.18	91,974	大手町2丁目	
H17	有佐駅西側宅地整備事業	7,499.27	136,363	鏡町 下有佐	鏡町土地開発公社より取得17区画

②土地造成

（単位、面積：㎡、金額：千円）

年度	事業区分	面積	金額	工期	摘要
S62	雇用促進住宅建設用地	9,172.00	38,100	S62. 3.15～S63. 6.30	
H2	政府管掌健康保険熊本保健センター「ヘルシーパル八代」仮称建設用地	7,341.90	39,346	H 3. 3.19～H 3. 6.15	進入路用地含む
	日奈久地先埋立事業	237,593.54	4,030,158	S59. 2.16～H 3. 2.15	
H3	田中町児童公園用地	2,097.00	15,708	H 3. 6.29～H 3. 9.20	墓地用地含む
H4	広域行政事務組合消防庁舎建設用地	8,300.00	24,298	H 4.10.21～H 5. 2.10	
H8	上片町墓園建設事業	2,208.12	15,437	H 9. 1. 6～H 9. 3.25	
	高田公民館敷地拡張事業	1,928.00	17,858	H 8.12. 8～H 9. 3.24	

③用地処分（売却）

（単位、面積：㎡、金額：千円）

年度	事業区分	面積	金額	処分先	摘要
H2 ～ H3	麦島線道路用地	1,589.81	56,259	八代市	中北町 (S62年度取得分)
H3	政府管掌健康保険熊本保健センター 「ヘルシーパル八代」仮称建設用地	6,083.90	164,476	八代市	高下西町
H4	広域行政事務組合消防庁舎建設用地	7,607.48	315,795	八代広域行政事務組合	大村町
	田中町児童公園用地	1,017.00	41,832	八代市	田中町
H4 ～ H19	日奈久地先埋立事業	228,116.75	3,838,024	建設省 八代市	日奈久平成町
H8	上片町墓園建設事業	2,208.12	64,516	八代市	上片町 (S62年度取得分)
	高田公民館敷地拡張事業	1,928.00	53,596	八代市	本野町
H10	八代労働基準監督署移転用地	1,476.18	94,687	労働省	大手町2丁目
H21	中央線道路改良事業	102.47	79,964	八代市	本町1丁目 (清算譲渡)
H17 ～ H29	有佐駅西側宅地整備事業	6,872.51	125,553	個人	全24区画 所有権移転

17 広域行政

(1) 八代広域行政事務組合

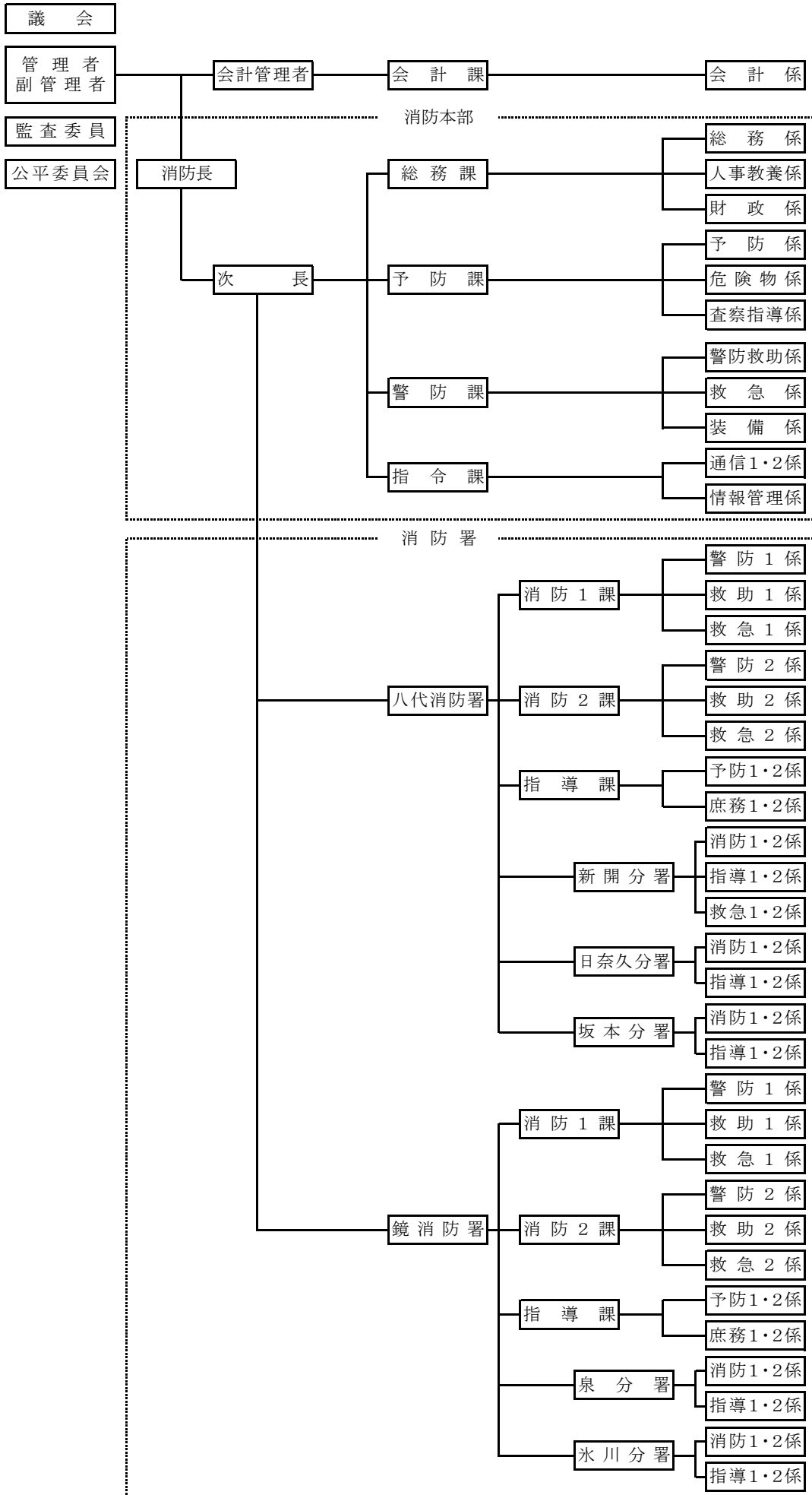
- ①構成団体
八代市、氷川町（1市1町）
- ②共同処理事務
 - ア 消防事務（消防団に関する事務並びに消防水利施設の設置及び維持管理をく。）に関すること。
 - イ 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年熊本県条例第58号）第2条の規定により市町村が処理することとされる事務のうち、次に掲げる事務
 - a 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に基づく事務
 - b 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく事務
- ③組織機構 72ページ参照
- ④議会の組織
議員定数 10人
選挙方法 関係市町議会において当該市町議会議員の中から選挙（八代市8人、氷川町2人）
任期 関係市町議会議員として在任する期間
- ⑤執行機関の組織
 - ア 管理者及び副管理者
関係市町の長のうちから関係市町の長が協議して定めた者をもって充てる。その任期は、当該関係市町の長として在任する期間。
 - イ 会計管理者
管理者の補助機関である職員のうちから管理者が任命する。
 - ウ 監査委員
管理者が組合議会の同意を得て、組合議員のうちから1人、財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから1人、計2人を選任。その任期は組合議員のうちから選任される者にあつては、組合議員の任期により、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とする。
- ⑥職員現数 消防職員 241人
- ⑦組織の概要（R4.4.1現在） 消防本部（163ページ参照）
- ⑧経費の負担割合

区分	第3条第1号に要する経費	第3条第2号に要する経費
1 経常費	(1) 地方交付税法第11条の規定により算定されたそれぞれの関係市町の前年度の基準財政需要額のうち常備消防費に相当する額(石油コンビナート等災害防止法に基づく経費は除く。)を基準として組合議会の議決を経て定める。 (2) 石油コンビナート等災害防止法に基づく経費については八代市が負担する。	関係市町に熊本県からそれぞれ交付される熊本県権限移譲事務市町村交付金のうち、第3条第2号に掲げる事務に相当する額とする。
2 建設事業費	(1) 組合議会の議決を経て定める。(石油コンビナート等災害防止法に基づく事業費は除く。) (2) 石油コンビナート等災害防止法に基づく事業費については八代市が負担する。	
3 その他	(1) 1及び2に定めるもののほか必要なものについては、そのつど組合議会の議決を経て定める。(石油コンビナート等災害防止法に基づく経費は除く。) (2) 石油コンビナート等災害防止法に基づく経費については、八代市が負担する。	

令和4年度(2022年度)予算額(当初)2,408,100千円
うち八代市負担分2,066,872千円

【八代広域行政事務組合の機構図】

令和4年4月1日現在



(2) 氷川町及び八代市中学校組合

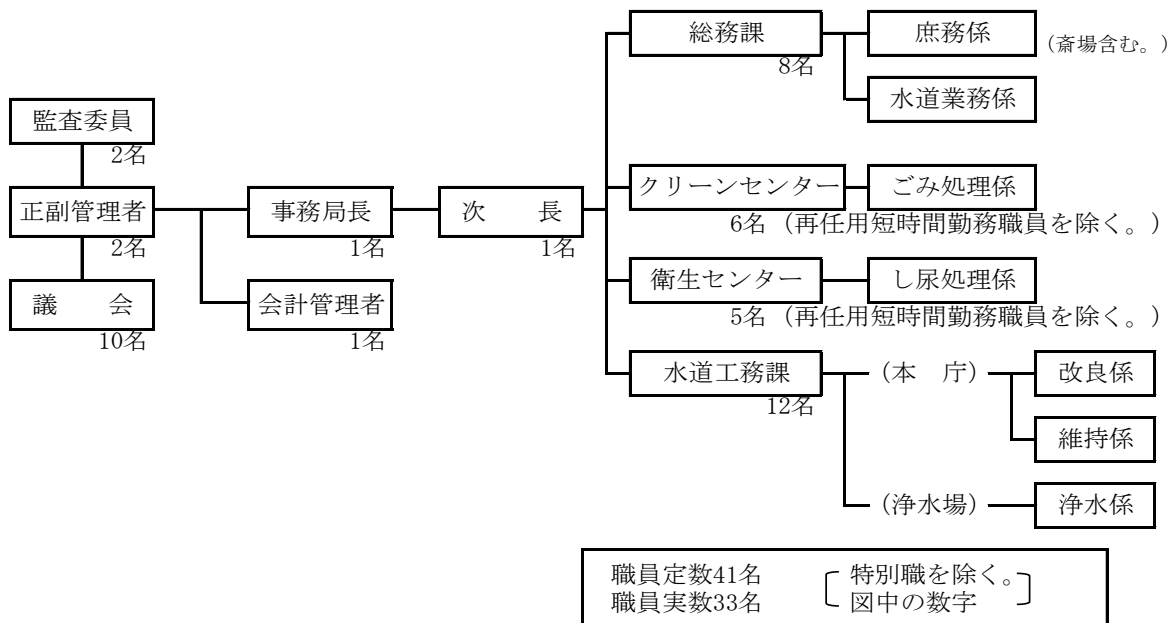
設立	昭和 36 年 3 月 1 日(鏡町の脱退に伴う名称等の規約変更は、昭和 50 年 10 月 28 日より施行)(市議会の議決は同年 6 月 21 日)	
構成団体	八代市、氷川町	
組合の事務	組合立氷川中学校を設置し、及び管理し並びにこれに関する教育事務(就学に関する事務を除く。)を管理し、及び執行する。	
議会の組織	議員定数 8 人	
選挙方法	関係市町の議会において、当該市町の議会の議員の中から選挙(八代市 4 人、氷川町 4 人)	
執行機関の組織	管理者・副管理者	各 1 人置き、関係市町長の互選による選任。任期は当該市町長として在任する期間
	会計管理者 教育委員会 監査委員	管理者の補助機関である職員のうちから管理者が任命 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定するもの 氷川町の知識経験監査委員(任期はその任期)及び組合議会の議員の中から選任(任期は組合議員の任期)
経費の負担割合	関係市町の生徒数(5 月 1 日現在)をもって按分 生徒数 121 人(八代市 2 人、氷川町 119 人) 学級数 5 学級 職員数 27 人 (校長 1 人、教頭 1 人、事務長 1 人、教諭 13 人、養護教諭 1 人、栄養職員 1 人、事務職員 1 人、給食調理員 3 人、図書司書 1 人、庁務手 1 人、講師 1 人、特別支援教育支援員 1 人、教員業務支援員 1 人)	
	令和 4 年度予算額(当初) 85,753 千円(うち八代市負担分 1,398 千円)	

(3) 八代生活環境事務組合

構成団体	八代市、氷川町（1市1町）											
共同処理事務	<p>上水道事業(地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)適用事業)に関する事務（八代市にあつては、千丁町、鏡町、東陽町及び泉町に係る事務に限る。）</p> <p>じん芥処理施設の設置及び管理運営に関する事務(八代市にあつては、管理運営に関する事務のうちごみ処理に関する事務を除く事務であつて、千丁町、鏡町、東陽町及び泉町に係る事務に限る。)</p> <p>し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務(八代市にあつては、坂本町、千丁町、鏡町、東陽町及び泉町に係る事務に限る。)</p> <p>火葬場の設置及び管理運営に関する事務(八代市にあつては、千丁町、鏡町、東陽町及び泉町に係る事務に限る。)</p>											
組織機構	組織図	75 ページ参照										
議会の組織	議員定数	10 人										
	選出方法	関係市町の議会において、当該市町の議会の議員の中から選出（八代市 7 人、氷川町 3 人）										
	任期	関係市町の議会の議員として在任する期間										
執行機関の組織	管理者及び副管理者	関係市町の長の互選により選出し、その任期は当該市町長として在任する期間。										
	会計管理者	管理者の補助機関である職員のうちから、管理者が任命する。										
	監査委員	<p>管理者が、組合の議会の同意を得て、組合議員の中から 1 人、財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者の中から 1 人を、それぞれ選任。</p> <p>その任期は、組合議員の中から選任される者にあつては組合議員の任期により、識見を有する者の中から選任される者にあつては 4 年とする。</p>										
職員現数	33 人（再任用短時間勤務職員を除く）											
経費の負担割合	上水道事業	<p>毎年度組合の議会の議決を経て予算で定める。</p> <p>（昭和 63 年度以降徴収していない。）</p>										
	じん芥処理	国勢調査人口割	50%									
		ごみ搬入量割	50%									
	し尿処理費	共通経費割	20%（八代市 7 分の 5、氷川町 7 分の 2）									
		国勢調査人口割	30%									
		し尿搬入量割	50%									
	火葬場	共通経費割	30%（八代市 6 分の 4、氷川町 6 分の 2）									
		国勢調査人口割	70%									
	令和 4 年度一般会計予算額（当初）	422,728 千円										
	うち、八代市負担分	172,028 千円	<table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-left: 10px;">じん芥</td> <td style="padding-left: 20px;">69,976 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>し尿</td> <td>83,111 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>火葬場</td> <td>18,941 千円</td> </tr> </table>	{	じん芥	69,976 千円		し尿	83,111 千円		火葬場	18,941 千円
{	じん芥	69,976 千円										
	し尿	83,111 千円										
	火葬場	18,941 千円										

【八代生活環境事務組合行政組織図】

令和4年4月1日 現在



○八代生活環境事務組合上水道施設

事業開始年月日	事業創設認可	昭和43年11月25日	供用開始	昭和48年6月1日
地方公営企業法適用年月日	昭和44年4月1日（全部適用）			
現在給水人口	17,227人（八代市千丁町、鏡町、東陽町及び泉町）			
同 戸 数	7,120戸（同上）			
普 及 率	73.55%（対給水区域内人口比）（同上）			
施 設				
水 源 地	氷川ダム 取水能力（1日）10,500m ³ （八代生活環境事務組合全域）			
導 水 管	調圧水槽～浄水場入口：φ700～φ600mm、DCIP管、総延長L=6,159m			
椎屋浄水場（八代市東陽町大字北）				
着 水 井	36m ³ φ300電動ハタフライ弁（流量調整弁） φ300電動仕切り弁（自動開閉弁）			
薬品混和池	縦型フラッシュミキサー 0.75KW、40R/min、1基、22m ³			
フロック形成池	縦型フロキュレーター 0.4KW、4R/min、2基 2池 286m ³ 縦型フロキュレーター 0.4KW、6R/min、2基			
沈 殿 池	横流式傾斜板、気圧式自動排泥装置（スカッシャー） 2池 1,750m ³			
急速ろ過池	2層ろ過（砂、アンソライト）、自動洗浄方式 ろ過面積 12.5m ² /池、10池			
第1浄水池	2池 491m ³			
第2浄水池	1池 800m ³			
薬品注入設備	次亜塩素酸ナトリウム定量ポンプ（前塩、後塩）3基 ポリ塩化アルミニウム定量ポンプ 2基 粉末活性炭、消石灰定量ポンプ 2基			
自家発電装置	100KVA、220V、1基			
泉町送水ポンプ施設	φ50*89m*0.42m ³ /m*11KW 2台			
送 水 管	浄水池～配水池：φ400mm、塗覆装鋼管、L=6,790m φ200mm、DCIP管、L=1,774m φ400mm、DCIP管、L=611m			
配 水 池	・東段配水池 RC造 2池 3,600m ³ ・野津配水池 PC造 1池 3,000m ³ ・第3配水池 PC造 1池 5,000m ³			
配 水 管	φ50～φ450mm、総延長L=230,891m			

加圧ポンプ施設	・泉町平ポンプ場	$\phi 80 \times 66m \times 0.45m^3 / \text{min} \times 11KW$	2台
	・泉町尾園ポンプ場	$\phi 40 \times 90m \times 0.22m^3 / \text{min} \times 7.5KW$	2台
	・泉町土生ポンプ場	$\phi 40 \times 90m \times 0.22m^3 / \text{min} \times 7.5KW$	2台
	・東陽町黒淵ポンプ場	$\phi 40 \times 60.5m \times 0.16m^3 / \text{min} \times 3.7KW$	2台
	・東陽町重見ポンプ場	$\phi 32 \times 60m \times 0.14m^3 / \text{min} \times 3.7KW$	2台
	・東陽町栗林ポンプ場	$\phi 50 \times 67m \times 0.36m^3 / \text{min} \times 7.5KW$	2台
	・氷川町桜ヶ丘ポンプ場	$\phi 100 \times 60m \times 0.70m^3 / \text{min} \times 5.5KW \times 3$	1台
	・氷川町川上ポンプ場	$\phi 50 \times 68m \times 0.36m^3 / \text{min} \times 7.5KW$	2台
	・氷川町大野ポンプ場	$\phi 25 \times 45m \times 0.07m^3 / \text{min} \times 1.1KW$	1台

取水量（令和3年度）※令和3年3月～令和4年2月

1日最大 5,849 m^3 （八代市千丁町、鏡町、東陽町及び泉町）

1日平均 5,016 m^3 （同上）

年間総配水量 1,856,541 m^3 （同上）

給水量（令和3年度）※令和3年3月～令和4年2月（同上）

1,668,228 m^3

有収水量 1,668,228 m^3 有収率 89.86%

導・送・配水管延長 246,221m（八代生活環境事務組合全域）

沿革（八代生活環境事務組合全域）

- ① S43.4.15 「八代郡上水道組合」設立
- ② S43.11.25 上水道事業許可
- ③ S44.4.1 「八代郡水道企業団」に名称変更
- ④ S44.12.17 建設事業 総事業費 1,001,369千円
) 計画給水人口 41,000人
 S48.3.31 1日最大給水量 9,950 m^3
- ⑤ S48.6.1 給水開始
- ⑥ S51.6.30 「八代郡生活環境事務組合」設立のため「八代郡水道企業団」解散
- ⑦ S51.7.1 「八代郡生活環境事務組合」設立
- ⑧ S54.3.31 浄水場排水処理施設完成
- ⑨ S63.3.31 浄水場急速ろ過池改良工事完成
- ⑩ H4.2.28 現在地に新庁舎を建設
- ⑪ H8.3.15 浄水場沈殿池横流板傾斜装置工事完成
- ⑫ H9.3.15 浄水場急速ろ過池増設工事完成
- ⑬ H10.3.15 野津配水池築造工事完成
- ⑭ H11.1.29 浄水場中央監視盤及びデータロガー更新工事完成
- ⑮ H17.3.22 第2浄水池築造工事完成
- ⑯ H21.1.19 排水処理場天日乾燥床増設工事
- ⑰ H26.3.25 第3配水池築造工事完成
- ⑱ H28.2.25 第3配水池倉庫築造工事完成

水道使用料金

①専用給水装置（令和4年10月使用分～）

種別	料金		
	基本料金（1月につき）		超過料金 （水量1立方メートルにつき）
	水量	料金	
一般用	8立方メートル	1,210円	151.25円

※消費税を含む（10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる）

事業経営状況（八代生活環境事務組合全域）

（単位：千円）

事 項		年 度	H29	H30	R1	R2	R3
給	水	人 口 (人)	26,488	26,233	25,689	25,467	25,347
普及率（対給水区域人口）		(%)	72.87	72.70	72.14	72.14	73.03
総	配	水 量 (m ³)	3,426,837	3,480,246	3,432,940	3,432,153	3,386,578
一	日	最 大 配 水 量 (m ³)	10,448	10,445	10,417	10,446	10,827
有	収	水 量 (m ³)	3,129,872	3,145,871	3,106,301	3,118,464	3,101,513
有	収	率 (%)	91.33	90.39	90.49	90.86	91.58
導・送・配水管延長		(m)	242,707	243,498	244,446	245,226	246,221
職	員	数 (人)	12	12	11	12	12
収 益 的 収 支	1. 営	業 収 益	417,927	406,031	401,841	425,716	406,315
	うち (1)	給 水 収 益	392,033	391,790	390,709	389,152	391,845
	(2)	受 託 工 事 収 益	23,003	12,293	10,038	34,668	12,889
	2. 営	業 外 収 益	4,841	4,651	6,081	5,999	6,068
	3. 特	別 利 益	0	0	0	0	0
	総	収 益 (A)	422,768	410,682	407,922	431,715	412,383
	1. 営	業 費 用	389,126	358,865	359,194	391,318	353,084
	うち (1)	人 件 費	73,834	72,496	68,276	70,916	62,593
	(2)	経 費	220,840	190,629	193,794	216,529	185,238
	(3)	減 価 償 却 費	94,452	95,740	97,124	103,873	105,253
2. 営	業 外 費 用	9,344	8,045	7,531	9,550	5,985	
3. 特	別 損 失	6	0	18	17	23	
総	費 用 (B)	398,476	366,910	366,743	400,885	359,092	
当年度純利益(損失) (A)-(B)	(C)	24,292	43,772	41,179	30,830	53,291	
当年度末処分利益剰余金 (未処理欠損金)	(D)	64,993	108,533	90,770	60,749	98,626	
利 益 剰 余 金	減債積立金等処分額	(E)	15,701	39,761	24,591	4,919	20,335
	年度末積立金残高	(F)	224,679	209,210	228,391	264,652	275,147
	翌年度繰越利益剰余金 (累計欠損金)	(G)	40,701	64,761	49,591	29,919	45,335
資 本 的 収 支	(1) 企	業 債 (イ)	0	0	0	0	0
	(2) 固	定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0
	(3) そ	の 他	1,998	53,132	25,761	1,584	825
	収	入 計 (H)	1,998	53,132	25,761	1,584	825
	(1) 建	設 改 良 費	94,403	172,539	130,903	90,608	106,618
	(2) 企	業 債 償 還 金 (ロ)	22,385	22,748	23,117	23,493	23,874
	(3) そ	の 他	0	0	0	0	0
	支	出 計 (I)	116,788	195,287	154,020	114,101	130,492
	差	引 き 計 (H)-(I)	△ 114,790	△ 142,155	△ 128,259	△ 112,517	△ 129,667
	流	動 資 産 (J)	325,935	367,547	319,103	349,495	429,255
流	動 負 債 (K)	71,003	108,973	44,316	49,179	96,370	
不	良 債 務 (K)-(J)	—	—	—	—	—	
企業債現在高(イ)+前年度の(ハ)-(ロ)	(ハ)	497,736	474,988	451,871	428,380	404,506	
減 価 償 却 累 計 額		2,031,988	2,118,874	2,168,719	2,243,551	2,343,377	

○じん芥処理施設・八代生活環境事務組合クリーンセンター（八代郡氷川町椿 313 番地 1）

竣 工	平成 11 年 3 月		
施 工 者	株式会社 川崎技研		
ごみ処理施設			
炉 形 式	機械化バッチ焼却式燃焼炉		
処理能力	22 t / 8 h × 2 炉 計 44 t / 日		
受入供給設備	ピット&クレーン方式		
燃焼設備	ストーカ式焼却炉・自動燃焼制御方式		
燃焼ガス冷却設備	ガス冷却式水噴射方式（完全蒸発形）		
排ガス処理設備	乾式有害ガス除去装置＋バグフィルター集塵方式		
排水処理設備	ごみ汚水 : 八代生活環境事務組合 衛生センター プラント排水 : 凝集沈殿ろ過処理後再循環無放流方式 生活排水 : 下水道放流		
通風設備	平衡通風方式 煙突（内筒式H=50m）		
灰出設備	焼却残渣 : 灰押出機＋灰バンカ方式 飛灰 : 薬品固化処理＋固化物バンカ方式		
不燃物資源化施設			
処理能力	9 t / 5 h		
処理対象ごみ	資源ごみ・不燃ごみ		
選別施設	7 種選別方式（可燃物、不燃物、アルミ、鉄、生ビン、カレット、不適物、危険物）		
貯留搬出設備	ホoppa方式、ヤード方式		
集じん設備	サイクロン、バグフィルター方式		
総工事費	3, 413, 617 千円		
財源内訳	国庫補助	282, 997 千円	地方債 2, 851, 400 千円
	一般財源	279, 220 千円	
工事費内訳	総工事費	3, 413, 617 千円	
	本体工事	3, 052, 665 千円	整備計画・工事管理費 62, 791 千円
	用地取得費	200, 145 千円	用地造成・周辺整備費 80, 826 千円
	設計・工事管理費	17, 190 千円	
職 員 数	6 名（再任用短時間勤務職員を除く）、委託 5 名		

○八代生活環境事務組合一般廃棄物最終処分場（八代郡氷川町椿 353 番地 1）

工 期	着工 平成 16 年 7 月	竣工 平成 18 年 1 月
施 工 者	株式会社 鴻池組	
対象事業実施区域面積	13, 500 m ²	
埋立用地面積	13, 020 m ² （内埋立面積 5, 499 m ² ）	
最終処分場埋立地		
埋立形式	一般廃棄物最終処分場	
埋立容量	約 19, 032 m ³	
埋立期間	約 10 年間	
埋 立 物	焼却灰、飛灰、不燃性破碎残渣、粗大ごみ破碎残渣	
浸出水処理施設		
処理能力	25 m ³ /日	
浸出液調整槽容量	250 m ³	
処理方式	凝集沈殿処理＋逆浸透（RO）膜処理＋中和・消毒処理	
汚泥処理方式	濃縮＋蒸発乾燥	
総工事費	2, 123, 103 千円	

財源内訳	国庫補助	327,112千円	地方債	1,468,000千円
	一般財源	327,991千円		
工事費内訳	本体工事	1,753,500千円		
	調査・計画・設計	29,581千円		
	県条例環境影響調査	100,345千円		
	整備計画・実施計画	30,450千円		
	補助申請・工事管理	35,175千円		
	用地取得・払い下げ	174,052千円		

○し尿処理施設・八代生活環境事務組合衛生センター（八代市鏡町鏡 1375 番地）
設 置

工 期	着工	昭和 51 年 7 月	竣工	昭和 53 年 3 月
施 工 者	栗田工業株式会社			
消化方式	好気性消化・活性汚泥処理方式（脱窒素運転）＋高度処理方式			
処理能力	60k1/日（し尿：48k1/日、浄化槽汚泥：12k1/日）			
総工事費	699,283千円			
財源内訳	国庫補助	102,300千円	県補助金	500千円
	地方債	557,300千円	一般財源	39,183千円
工事費内訳	本体工事	499,000千円	附帯工事	200,283千円

増改築等

工 期	着工	平成 4 年 7 月	竣工	平成 5 年 3 月
増改築等	前処理設備・脱水設備更新、焼却炉撤去			
施 工 者	栗田工業株式会社			
総 工 費	138,020千円			
財源内訳	地方債	102,700千円	一般財源	35,320千円
敷地面積	8,137 m ²			
職 員 数	5名・委託1名			

○火葬場施設・八代生活環境事務組合斎場（八代市東陽町南 2811 番地）

工 期	着工	平成 6 年 5 月 9 日	竣工	平成 7 年 3 月 10 日
施 工 者	富士建設工業株式会社			
構造及び面積	総用地面積	18,820.66 m ²		
	敷地面積	3,537.25 m ²		
	建築面積	1,020.35 m ²		
	延床面積	838.82 m ²		
	構 造	鉄筋コンクリート平屋建		
	火葬炉	大型炉 3 基		
総事業費	694,891千円			
財源内訳	地方債	618,100千円	（資金運用部資金・市町村振興資金）	
	一般財源	76,791千円		
工事費等内訳	用地・立木補償費	33,703千円		
	用地造成・進入道路工事	254,359千円		
	建築・火葬炉設備・外構工事	353,290千円		
	場内舗装工事費・その他	20,373千円		
	測量・設計・工事監理費	33,166千円		
職 員 数	委託 3 名			

斎場使用料

種 別		単 位	使 用 料	
			構成市町内	構成市町外
遺 体	15 歳以上	1 体につき	5,000 円	20,000 円
	15 歳未満	1 体につき	3,500 円	15,000 円
死産児		1 体につき	2,500 円	10,000 円
改葬等による 人骨及び下肢等		火葬 1 回につき	1,500 円	5,000 円
遺体保管料		1 体あたり 1 夜につき	5,000 円	20,000 円

18 市 庁 舎

(1) 庁舎の概要

(建設時資料)

	本庁舎	坂本支所 ※	千丁支所	鏡支所	東陽支所	泉支所
着工	令和元年 9月30日	-	平成 4年 6月16日	昭和61年12月23日	昭和53年11月25日	昭和47年 3月
竣工	令和 4年 1月17日	-	平成 5年 7月31日	昭和62年12月15日	昭和54年10月30日	昭和48年 2月
構造	鉄骨、一部鉄筋コンクリート、CLT	-	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート
敷地面積 m ²	23,923.40	-	12,843.08	16,052.00	3,728.80	4,358.00
建築面積 m ²	5,679.24	-	3,602.68	3,691.90	1,550.00	1,926.00
地下1階 m ²	4,351.66	-	-	-	212.00	-
1階 m ²	5,247.91	-	1,345.57	1,271.03	736.00	814.00
2階 m ²	4,747.45	-	1,284.19	1,166.50	602.00	748.00
3階 m ²	3,780.33	-	832.27	1,169.85	-	364.00
4階 m ²	2,914.95	-	-	-	-	-
5階 m ²	2,914.95	-	-	-	-	-
6階 m ²	2,784.34	-	-	-	-	-
7階 m ²	568.63	-	-	-	-	-
塔屋1階 m ²	-	-	140.63	84.52	-	-
基本設計	株式会社久米設計	-	-	-	-	-
実施設計	株式会社久米設計	-	楠山建築設計事務所	楠山建築設計事務所	佐藤設計株式会社	大和設計株式会社
施工者	前田建設工業・和久田建設・松島建設 建設工事共同企業体	-	佐藤工業株式会社	清水建設株式会社	寺辻建設株式会社	西田工業株式会社
電気設備		-	九電工・太陽建設共同企業体	九州電気工事株式会社	九州電気工事株式会社	
機械設備		-	日産・第一建設共同企業体	新菱冷熱工業株式会社	三和商会株式会社	

※坂本支所はR3.3～R8.3（予定）まで仮設庁舎（リースで運用）

鉄骨造 敷地面積：1,985.24m² 建築面積：500.83m²

(2) 建設事業費

(単位：千円)

	本庁舎 ※	坂本支所	千丁支所	鏡支所	東陽支所	泉支所
事業費	16,888,037	-	1,620,305	1,187,871	228,968	127,728
用地購入費	-	-	172,979	197,661	19,151	18,200
設計管理	469,096	-	37,545	37,380	10,984	11,528
本体工事	13,732,630	-	708,873	473,764	134,800	98,000
電気設備	-	-	125,145	80,560	21,054	-
機械設備	-	-	198,790	164,949	24,700	-
外構工事、付帯工事	1,453,366	-	221,763	138,381	3,000	-
備品購入	346,787	-	137,963	60,000	34,430	-
その他	886,158	-	17,247	35,176	-	-
国県支出金	-	-	-	-	-	30,000
基金繰入金	196,576	-	777,026	380,000	148,400	-
地方債	16,161,600	-	395,000	470,000	73,840	46,900
一般財源	529,861	-	448,279	337,871	6,728	50,828

※建設事業費はR4.3月時点の金額であり、事業継続中のため、未確定のものとなります。

(3) 八代市庁舎内市民交流エリア

① 市民交流エリア（八代市松江城町1番25号）

工 期 着工 令和元年10月 竣工 令和4年1月

開 館 令和4年2月14日

施 設 (単位：㎡)

多目的ホール	265.49
会議室A	39.41
会議室B	48.52
会議室C	85.10
会議室D	69.55
会議室E	60.75
会議室F	41.10
合 計	609.92

使用料

施設名	使用時間区分				
	午前 9時～12時	午後 13時～17時	夜間 18時～22時	全日 9時～22時	時間外 1時間あたり
多目的ホール	4,500円	6,000円	6,000円	16,500円	1,500円
会議室A・B・F	1,300円	1,800円	1,800円	4,900円	450円
会議室C・D・E	1,500円	2,000円	2,000円	5,500円	500円

〈備考〉

- 1 時間外とは、午前9時以前、午後0時から午後1時まで、午後5時から午後6時まで及び午後10時以降をいう。
- 2 午後0時から午後1時まで及び午後5時から午後6時までについては、その前後の時間帯における利用に支障がないと認められる場合に限り、時間外として利用の許可をするものとする。この場合において、午前から午後まで連続して利用するときにあつては午後0時から午後1時までについて、午後から夜間まで連続して利用するときにあつては午後5時から午後6時までについて、それぞれ使用料を徴収しないものとする。
- 3 物品等の販売又は営利を目的とした宣伝行為等の催物を行う場合の使用料は、上記使用料の10割増に相当する額とする。
- 4 物品等の販売又は展示を目的とする場合の利用は、多目的ホールに限るものとする。

令和3年度 市民交流エリア利用状況

開館：令和4年2月14日

施設	区分	使用可能日数 (A)	使用日数 (B)	使用率 (B/A)	使用可能回数 (C)	使用回数			稼働率 (D/C)	入場者数
						午前	午後	夜間		
多目的ホール		46	7	15.2	138	4	6	5	15	660
会議室 A		46	1	2.2	138	0	1	1	2	6
会議室 B		46	3	6.5	138	1	0	2	3	37
会議室 C		46	5	10.9	138	3	4	2	9	74
会議室 D		46	3	6.5	138	2	2	0	4	90
会議室 E		46	0	0.0	138	0	0	0	0	0
会議室 F		46	1	2.2	138	1	0	0	1	10
合計		322	20	6.2	966	11	13	10	34	877

19 デジタル化推進

(1) 八代市デジタル化推進基本計画

策 定 令和 4 年 2 月

基本理念 ICT 等の先端技術を活用し、地域課題の解決とサービスの効率化・高度化を図り、「安全・安心で、持続的に発展するまち“スマートシティやつしろ”」を目指します。

取組の方向性 **◆方向性 1 地域課題の解決**

人口減少や少子高齢化による労働力の不足や自然災害からの復旧・復興など、本市では様々な課題を抱えています。進化し続ける ICT 等の先端技術の活用により、あらゆる領域において横断的に、地域課題の解決につなげます。

◆方向性 2 行政サービスの変革

デジタル技術の活用により行政事務の効率化などを進めるとともに、市民目線で分かりやすく、利便性の高い行政サービスへ変革します。また、より多様化・複雑化する市民ニーズにも、対応した行政サービスを提供します。

◆方向性 3 協働と連携によるデジタル社会の実現

デジタル社会の実現に向けて、市民と協働して取り組みます。また、先端技術を持つ企業・大学・高専などや国・県・近隣自治体との連携を図ります。これらの取組を広く波及させることで、誰もが参加し、ゆとりと豊かさを実現できる社会を実現します。

スローガン デジタルでつながる未来都市～Move Forward！八代～

計画期間 令和 4 年度から令和 7 年度までの 4 年間

重点取組 ①大規模災害時等における情報収集・提供体制の再構築及び避難所運営の効率化（防災）

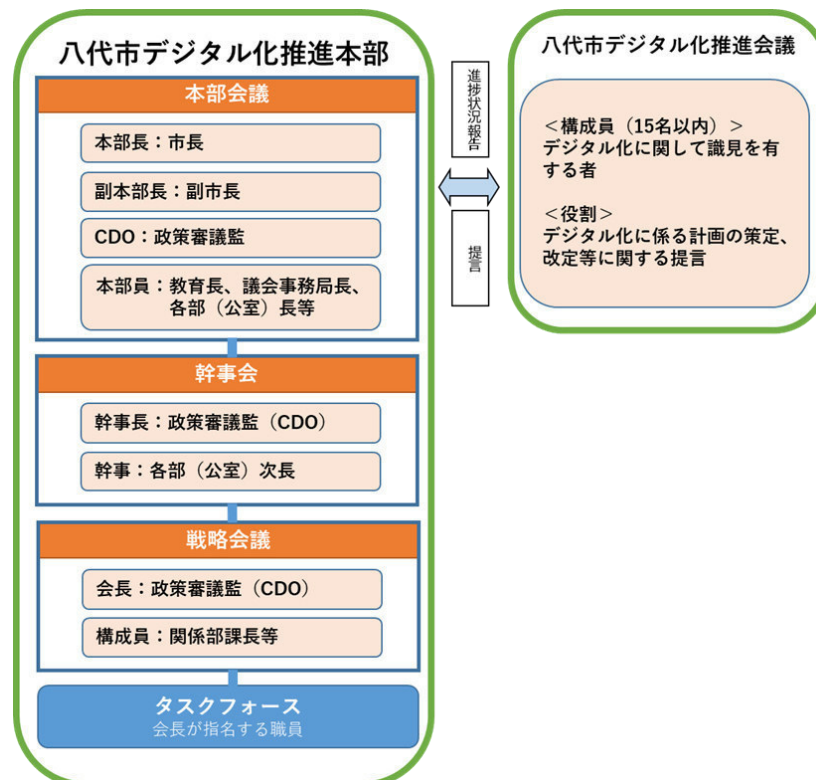
②スマートフォンやマイナンバーカードを活用したオンライン申請の拡大、公共施設オンライン予約等、デジタル市役所の推進（市民サービス）

③デジタル技術を活用した医療サービスの提供（医療・保健・福祉）

④稼げる農業の構築及び担い手確保に向けたスマート農業推進プロジェクトの実施（農業）

個別施策 「防災分野」「市民サービス分野」「医療・保健・福祉分野」「農林水産分野」「商工分野」「観光分野」「教育分野」「交通分野」「行政分野」

推進体制



(2) DX人材育成研修

目的 ICTの進化と普及により、誰もがテクノロジーを活用することが可能となるデジタル化社会に対応し、本市のDXを進めていく上で必要なリテラシーの向上、及び知識・技能の習得。

内容 第1期 実施期間：令和2年10月10日～11月29日
参加者：八代市職員16名、トヨタ自動車九州(株)17名
第2期 実施期間：令和3年1月23日～3月21日
参加者：八代市職員15名、トヨタ自動車九州(株)30名
第3期 実施期間：令和3年9月27日～11月27日
参加者：八代市12名、氷川町2名、芦北町2名、トヨタ自動車九州(株)16名、他7名
第4期 実施期間：令和4年2月10日～3月19日
参加者：八代市4名、トヨタ自動車九州(株)14名、トヨタ自動車(株)2名、他3名

(3) 地域情報化推進事業

目的 市民が情報化社会の恩恵を等しく享受できるよう地域間格差を解消するため、未整備地区における光ブロードバンドの整備を推進する。

計画期間 令和元年度から令和4年度までの4年間
運用開始 令和元年度 龍峯地区
令和2年度 日奈久・二見・鏡沿岸部地区
令和3年度 東陽・泉地区
令和4年度 坂本地区 開始予定

事業費

○光ブロードバンド整備に要する経費

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	計
総事業費	172,400千円	517,900千円	584,700千円	526,100千円	1,801,100千円
事業者負担分	142,400千円	287,900千円	207,700千円	218,100千円	856,100千円
市補助(予定)額	30,000千円	230,000千円	377,000千円	308,000千円	945,000千円

20 坂本町復興計画

(1) 坂本町復興計画（計画期間 令和2年度～概ね10カ年）

目的 坂本町は、令和2年7月豪雨により幹線道路や橋梁の倒壊、坂本町の中心にあった坂本支所、JR肥薩線、病院、郵便局等の生活サービスの拠点や球磨川本流支流沿岸を中心に甚大な被害を受けた。

この計画は、生活の再建に向けて被災した住民が一日も早く落ち着いた生活を取り戻すことを第一に、被災した住民とともに、災害からの復旧はもとより、将来にわたって安全・安心で快適に暮らせるまちづくりに向け「創造的復興」を進めていくことを目的としている。

基本理念 みんなで取り戻す 生き生き笑顔のさかもと
～ひとりも取り残さない 安心なまちづくり～
～次世代へつなぐ 安全なまちづくり～
～みんなで取り組む 持続可能なまちづくり～

基本目標 基本理念の実現に向けて、「くらし・コミュニティ」の再生と「産業・経済」の再生を両輪として取り組みを進め、「社会基盤・防災」の再生で下支えることにより、地域の復興を着実に推進することを目指す。

(2) 坂本町復興まちづくり計画（計画期間 令和3年度～概ね5カ年）

目的 令和2年度に策定した「坂本町復興計画」に基づき、国や県、関係機関と連携しながら地域振興につながる創造的復興を推し進めている。地域ごとの課題や思いを踏まえながら、各地域の個性や特徴を活かしたまちづくりを進めることで、坂本町全体の地域振興につなげることが大変重要である。また、被災された方々をはじめとする住まいの再建や坂本支所等の再建、避難先の確保等は喫緊の課題であり、より具体的な検討を行う必要があることから、地域住民と一緒に、坂本町の日も早い復興を推進することを目的として本計画を策定。

計画の構成 (1) 地区別復興まちづくり計画
旧小学校8校区において復興へ向けた地域振興のアイデア等を盛り込んだ計画を策定
(2) 復興まちづくりを支える主な取組
①災害公営住宅の整備
住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、坂本町内に災害公営住宅を整備
②坂本支所を中心とした生活サービス拠点の形成
利便性の高いまち機能を集約し、賑わい再生を目指す
③避難先の確保や新たな防災拠点の整備
身近な避難先の確保や令和2年7月豪雨の経験から、球磨川の右岸・左岸それぞれに「防災拠点」を確保

IV 財 政

1. 予算（令和4年度当初）	89
2. 地方債（企業債）現在高	92
3. 補助（助成）金交付状況	93
4. 預託金運用状況	105
5. 基金運用状況	106
6. 決 算	108
7. 市 税	115
8. 市有財産（物品、基金を除く）	118



1 予算（令和4年度当初）

（1）会計別予算総括

会 計 別		令 和 4 年 度		令 和 3 年 度		前年度との 比 較 (千円)	
		予 算 額 (千円)	構 成 比 (%)	予 算 額 (千円)	構 成 比 (%)		
一 般 会 計		61,345,600	59.2	67,106,000	62.1	△ 5,760,400	
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	17,172,467	16.6	16,928,456	15.7	244,011	
	後 期 高 齢 者 医 療	2,153,214	2.1	1,979,036	1.8	174,178	
	介 護 保 険	15,161,248	14.6	14,681,371	13.6	479,877	
	農 業 集 落 排 水 処 理 施 設 事 業	90,801	0.1	93,709	0.1	△ 2,908	
	公 共 浄 化 槽 等 整 備 推 進 事 業	50,673	0.0	50,818	0.0	△ 145	
	ケ ー ブ ル テ レ ビ 事 業	47,717	0.0	24,808	0.0	22,909	
	診 療 所	70,314	0.1	77,918	0.1	△ 7,604	
	久 連 子 財 産 区	278	0.0	279	0.0	△ 1	
	椎 原 財 産 区	234	0.0	235	0.0	△ 1	
	計		34,746,946	33.5	33,836,630	31.3	910,316
企 業 会 計	水 道	収 益 的 支 出	505,054	0.5	532,762	0.5	△ 27,708
		資 本 的 支 出	309,657	0.3	314,117	0.3	△ 4,460
		小 計	814,711	0.8	846,879	0.8	△ 32,168
	簡 水	収 益 的 支 出	216,208	0.2	215,787	0.2	421
		資 本 的 支 出	125,032	0.1	188,216	0.1	△ 63,184
		小 計	341,240	0.3	404,003	0.3	△ 62,763
	下 水 道	収 益 的 支 出	2,990,993	2.9	2,921,910	2.7	69,083
		資 本 的 支 出	3,417,128	3.3	3,001,970	2.8	415,158
		小 計	6,408,121	6.2	5,923,880	5.5	484,241
	計		7,564,072	7.3	7,174,762	6.6	389,310
	合 計		103,656,618	100.0	108,117,392	100.0	△ 4,460,774

—メモ—

財 政 指 標	平成30年度決算	令和元年度決算	令和2年度決算
① 財 政 力 指 数	0.50	0.50	0.51
② 経 常 収 支 比 率	93.60%	94.80%	95.00%
③ 実 質 公 債 費 比 率	10.10%	9.60%	9.40%

(2) 一般会計当初予算

①歳入

款 別	令和4年度		令和3年度		前年度との 比 較 (千円)
	予算額 (千円)	構成比 (%)	予算額 (千円)	構成比 (%)	
1 市 税	15,296,969	24.9	15,144,672	22.6	152,297
2 地 方 譲 与 税	645,000	1.1	570,000	0.9	75,000
3 利 子 割 交 付 金	7,000	0.0	8,300	0.0	△ 1,300
4 配 当 割 交 付 金	25,000	0.0	47,000	0.1	△ 22,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	35,000	0.1	35,000	0.1	0
6 法 人 事 業 税 交 付 金	159,000	0.3	63,000	0.1	96,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金	2,902,000	4.7	2,680,000	4.0	222,000
8 ゴルフ場利用税交付金	7,100	0.0	6,000	0.0	1,100
9 環 境 性 能 割 交 付 金	32,000	0.1	33,000	0.0	△ 1,000
10 地 方 特 例 交 付 金	85,200	0.1	111,000	0.2	△ 25,800
11 地 方 交 付 税	15,894,000	25.9	15,320,000	22.8	574,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	14,000	0.1	14,000	0.0	0
13 分 担 金 及 び 負 担 金	366,830	0.6	410,285	0.6	△ 43,455
14 使 用 料 及 び 手 数 料	781,080	1.3	793,014	1.2	△ 11,934
15 国 庫 支 出 金	10,701,925	17.4	9,196,482	13.7	1,505,443
16 県 支 出 金	5,338,247	8.7	5,844,653	8.7	△ 506,406
17 財 産 収 入	86,792	0.1	57,900	0.1	28,892
18 寄 附 金	1,224,008	2.0	1,029,999	1.5	194,009
19 繰 入 金	1,322,907	2.2	1,114,696	1.7	208,211
20 繰 越 金	1,100,000	1.8	1,100,000	1.6	0
21 諸 収 入	901,642	1.5	1,033,499	1.5	△ 131,857
22 市 債	4,419,900	7.2	12,493,500	18.6	△ 8,073,600
合 計	61,345,600	100.1	67,106,000	100.0	△ 5,760,400

②税目別市税額

税 目	令和4年度		令和3年度		前年度との 比 較 (千円)
	予算額 (千円)	構成比 (%)	予算額 (千円)	構成比 (%)	
市 民 税	5,840,400	38.2	5,691,000	37.6	149,400
内 訳					
個 人	4,881,000	31.9	4,874,000	32.2	7,000
法 人	959,400	6.3	817,000	5.4	142,400
固 定 資 産 税	8,137,569	53.2	8,132,672	53.7	4,897
内 訳					
固 定 資 産 税	8,095,758	52.9	8,092,280	53.4	3,478
固 定 資 産 所 在 市 町 村 交 付 金	41,811	0.3	40,391	0.3	1,420
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 て ん 特 別 交 付 金	-	0.0	1	0.0	皆減
軽 自 動 車 税	479,000	3.1	465,000	3.1	14,000
市 た ば こ 税	833,000	5.5	849,000	5.6	△ 16,000
入 湯 税	7,000	0.0	7,000	0.0	0
合 計	15,296,969	100.0	15,144,672	100.0	152,297

③歳出（目的別）

款 別	令和4年度		令和3年度		前年度との比較 (千円)
	予算額 (千円)	構成比 (%)	予算額 (千円)	構成比 (%)	
1 議会費	354,369	0.6	377,207	0.5	△ 22,838
2 総務費	7,264,383	11.9	14,496,266	21.6	△ 7,231,883
3 民生費	24,479,898	39.9	23,962,860	35.7	517,038
4 衛生費	3,946,347	6.4	3,745,942	5.6	200,405
5 農林水産業費	2,591,900	4.2	3,356,528	5.0	△ 764,628
6 商工費	2,208,105	3.6	2,135,048	3.2	73,057
7 土木費	4,791,485	7.8	4,949,931	7.4	△ 158,446
8 消防費	2,525,208	4.1	2,300,913	3.4	224,295
9 教育費	4,354,458	7.1	4,149,313	6.2	205,145
10 災害復旧費	1,695,141	2.8	658,235	1.0	1,036,906
11 公債費	6,580,679	10.7	6,490,188	9.7	90,491
12 諸支出金	533,627	0.9	463,569	0.7	70,058
13 予備費	20,000	0.0	20,000	0.0	0
合 計	61,345,600	100.0	67,106,000	100.0	△ 5,760,400

④歳出（性質別）

性 質 別	令和4年度		令和3年度		前年度との比較 (千円)
	予算額 (千円)	構成比 (%)	予算額 (千円)	構成比 (%)	
人件費	9,364,795	15.3	9,149,011	13.6	215,784
扶助費	15,879,963	25.9	15,666,973	23.3	212,990
公債費	6,580,679	10.7	6,490,188	9.7	90,491
物件費	6,579,399	10.7	6,342,036	9.5	237,363
維持補修費	387,012	0.6	387,954	0.6	△ 942
補助費等	7,801,874	12.7	7,839,810	11.7	△ 37,936
積立金	649,967	1.1	558,383	0.8	91,584
出資・貸付金	507,820	0.8	512,700	0.8	△ 4,880
繰出金	6,684,285	10.9	6,446,505	9.6	237,780
予備費	20,000	0.0	20,000	0.0	0
建設事業費	6,889,806	11.3	13,692,440	20.4	△ 6,802,634
普通建設	4,458,944	7.3	4,606,456	6.9	△ 147,512
災害復旧	2,430,862	4.0	9,085,984	13.5	△ 6,655,122
合 計	61,345,600	100.0	67,106,000	100.0	△ 5,760,400

2 地方債（企業債）現在高

(単位：千円)

区 分	令和元年度末 現在高	令 和 2 年 度			
		起 債 額	元金償還金	年度末現在高	
一 般 会 計	1. 普 通 債	43,504,809	5,307,300	3,869,312	44,942,797
	(1) 総 務	1,483,641	1,374,800	131,831	2,726,610
	(2) 民 生	468,021	63,600	65,585	466,036
	(3) 衛 生	9,265,159	172,900	308,606	9,129,453
	(4) 農 林 水 産 業	2,706,564	273,800	269,239	2,711,125
	(5) 商 工	465,344	154,600	77,282	542,662
	(6) 土 木	16,883,845	1,455,200	1,913,936	16,425,109
	(7) 消 防	1,075,657	1,038,000	183,750	1,929,907
	(8) 教 育	11,156,578	774,400	919,083	11,011,895
	2. 災 害 復 旧 債	3,264,215	3,412,100	40,052	6,636,263
	(1) 単 独	3,019,723	3,066,000	5,325	6,080,398
	(2) 補 助	244,492	346,100	34,727	555,865
	3. そ の 他	24,381,460	1,472,300	2,034,551	23,819,209
	(1) 減収補てん債	45,000	146,100	15,000	176,100
	(2) 減税補てん債	243,741	0	64,168	179,573
	(3) 臨時税収補てん債	0	0	0	0
	(4) 臨時財政対策債	24,092,719	1,326,200	1,955,383	23,463,536
計	71,150,484	10,191,700	5,943,915	75,398,269	
特 別 会 計	農業集落排水処理施設 事業債	298,703	12,800	48,826	262,677
	浄化槽市町村整備推進 事業債	79,655	1,700	5,322	76,033
	診療所事業債	10,987	0	1,445	9,542
	ケーブルテレビ事業債	86,640	32,200	11,530	107,310
	介護保険事業債	0	0	0	0
	計	475,985	46,700	67,123	455,562
企 業 会 計	上水道事業債	847,240	0	76,384	770,856
	簡易水道事業債	1,378,614	147,400	92,915	1,433,099
	下水道事業債	23,003,478	1,671,400	1,839,783	22,835,095
	計	25,229,332	1,818,800	2,009,082	25,039,050
合 計	96,855,801	12,057,200	8,020,120	100,892,881	

3 補助(助成)金交付状況

(1) 交付基準(条例化したもの)

補助事業名	対象者	対象事業・対象経費	補助率・補助金(限度)額		R3年度実績		施行年月日	交付根拠	所管課
			経常経費	施設整備費	件数	金額(円)			
私立幼稚園助成	幼稚園を設置する学校法人	私立幼稚園の教育振興のために必要な経費	均等割 60%	園児数割 40%	3	528,000	条例 H17. 8. 1 施行規則 H17. 8. 1	条例 施行規則	市民活動政 策課
生ごみ堆肥化容器等設置 助成事業	家庭から排出される厨芥類を 処理する生ごみ堆肥化容器又は 生ごみ処理機を設置する市 民	堆肥化容器 電気式生ごみ処理機	1件につき、その要した経費の1/3以 内 上限30万円		0	0	要綱 H17. 8. 1 現行 H30. 4. 1	要綱	循環社会推 進課
こども医療費助成事業	医療保険各法の規定による被 保険者、被扶養者で入院又は 通院による医療を受けること も(但し、生活保護法による 保護を受けているときは対象 外)	医療費	高校3年生相当まで (満18歳到達後最初の3月31日までの間にある者) 医療費に要した一箇負担金の額		248,867	484,625,686	条例 H17. 8. 1 現行 R元. 10. 1 規則 H17. 8. 1 現行 R 3. 4. 1	条例 施行規則	こども未来 課
ひとり親家庭等医療費 助成事業	医療保険各法の規定による被 保険者又は被扶養者であり、 かつ市内に住所を有するひと り親家庭の父又は母及びそれ らの者に扶養されている児童 並びに父母の不在児童(但し、 生活保護法による保護を受け ているときは対象外)	医療費	当該支払額の2/3以内		13,157	25,380,610	規則 H17. 8. 1 現行 R元. 5. 23 要綱 H17. 8. 1 現行 R 3. 4. 1	規則 事務取扱 要綱	こども未来 課

補助事業名	対象者	対象事業・対象経費	補助率・補助金(限度)額	R3年度実績		施行年月日	交付根拠	所管課
				件数	金額(円)			
高齢者外出支援事業	次のすべてに該当する者 1 八代市内に引き継ぎ1年以上住所を有していること。 2 東町、坂本町、東陽町、泉町の全域のうち乗車のバス停留所・乗合タクシー停留所又は駅から2キロメートル以上離れた区域に居住するものであって、次のいずれれかに該当するものであること。 ア 事業年度の4月1日現在で65歳以上の者であって、身体障害者手帳第1種各級、療育手帳「A1」もしくは「B2」又は精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けているもの。 イ 事業年度の4月1日現在で70歳以上の者のうち、前年度の市町村民税が非課税のもの(以下「非課税高齢者」という。)であって、アに該当する者又は非課税高齢者のみで事実上構成される世帯に属するもの。 3 市税、介護保険料、市が事業主体である使用料等に滞納がないこと	タクシーの利用料金	1人につき500円券を年間2枚交付	1	12,000	H19. 7. 1 改正 H22. 10. 1	要綱	高齢者支援課
軽減 社会福祉法人による介護保険利用者負担の軽減に対する補助金交付事業	介護保険法(平成9年法律第123号)第27条第1項の規定による要介護認定又は第32条第1項の規定による要支援認定を受けた被保険者のうち特に生計困難と市長が確認した者	軽減対象サービス 介護老人福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 訪問介護、夜間対応型訪問介護、介護予防訪問介護 通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	軽減対象費用 (1) 旧措置入所者(利用者負担5%以下の者)ユニット型個室の居住費負担 (2) 食費負担、居住費負担、介護費負担 介護費負担 介護費負担、食費負担 介護費負担、食費負担、滞在費負担 介護費負担、食費負担、宿泊費負担	対象経費の3/4	0 0 0 0 0 0	H17. 8. 1 現行 H18. 8. 1	要綱	介護保険課

補助事業名	対象者	対象事業・対象経費	補助率・補助金(限度)額	R3年度実績		施行年月日	交付根拠	所管課
				件数	金額(円)			
社会福祉法人による介護保険利用者負担軽減に対する補助金交付事業	介護保険サービスを提供した社会福祉法人が利用者負担の全部を軽減した場合※八代市の被保険者の利用での減免対象サービスに限る	介護老人福祉施設サービス 1 社会福祉法人が利用者負担を軽減した総額(減免総額)のうち当該法人の本来受領すべき利用者負担収入の1%を超え10%以下の部分 2 減免総額のうち、本来負担収入の10%を超えた部分	(対象経費1/2以内の金額)と(対象経費全額)の合計	0	0	H17. 8. 1 現行 H18. 8. 1	要綱	介護保険課
高齢者及び障害者住宅改修助成事業	1 本市に継続して2年以上居住し、市税、介護保険料等を完納している者 2 次に掲げるいずれかに該当する者又はこれらと同居し、若しくは同居しようとする者 (1)事業実施年度の4月1日時点で65歳以上の高齢者であつて、要介護・要支援認定を受けた者 (2)身体障害者手帳1級又は2級を所持する者 (3)療育手帳A1又はA2を所持する者 3 当該世帯の生計中心者の前年所得総額が、7万円以下の世帯に属する者	訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護減免総額のうち、本来負担収入の1%を超えた部分 玄関、廊下、階段、居室、浴室、トイレ、洗面所、台所など住宅の要介護高齢者等が利用する部分を、当該要介護高齢者等が利用しやすく改修するために要する経費。なお、新築、増築及び改築は助成対象外。ただし、改修を行うときに増築又は改築を伴うことがやむを得ないと認められる場合は、その範囲内で改修に要する経費を助成の対象とする。	対象経費の1/2以内 生活保護世帯 市町村民税非課税世帯 助成対象額の3/3は(1,000円未満切り捨て) 上限50万円(高齢者) 上限70万円(障がい者)	0	0	H17. 8. 1 現行 R3. 3. 24	要綱	介護保険課 障がい者支援課
重度心身障がい者医療費助成事業	重度心身障がい者で以下の全てに該当し、市長が認定したもの 1 満3歳以上の者で市内に居住し、住民登録している者、又は障害者総合支援法の規定により八代市が支給決定を行うべきもの 2 医療保険を法の規定による被保険者又は被扶養者	保険給付を受けるものが負担すべき額及び高齢者医療確保法に規定する一部負担金から次の各号の各号に掲げる額を控除した額 1 自己負担額 2 高額療養費等の額 3 国、地方公共団体負担の医療費及び第三者からの賠償金分	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第20条から第23条までに定める障害児福祉手当の支給の制限に係る規定を準用する	47,281	224,862,000	条例 H17. 8. 1 規則 H17. 8. 1	条例 施行規則	障がい者支援課
介護保険住宅改修支援事業	八代市の被保険者であつて、居宅介護支援の提供を受けていないものに対し、住宅改修支援をを行った居宅介護支援事業者その他住宅改修について十分専門性を有すると認められる者	居宅介護住宅改修費の支給に際し、「住宅改修が必要なる理由書」を作成する業務(住宅改修支援)	住宅改修支援1件につき2,000円	6	12,000	H17. 8. 1	要綱	介護保険課
認知症高齢者見守りネットワーク事業	認知症により徘徊のおそれのある高齢者の同居者または介護している親族 ※高齢者と同居者または介護している親族がともに本市の住民基本台帳に記録されており、市税に滞納がないこと。	GPS(全地球測位システム)機能による徘徊探知機の利用に 係る初期費用 ・徘徊探知機の本体の購入費 ・徘徊探知機の付属機器の購入費 ・加入手数料又は登録手数料	対象経費に相当する額(上限1万円) ※徘徊高齢者一人につき1回限り	2	19,000	要綱 H31. 4. 1	要綱	高齢者支援課
農業振興事業費補助	右の事業を実施する農業協同組合及び市長が認める団体	農業振興事業に要する経費 農業近代化施設整備事業 土地基盤整備事業 以上のほか、市長が認めた事業	予算の範囲内(国・県の補助金を含む)	農業 41事業	1,245,534,477	H17. 8. 1	要綱	農林水産政策課 農業振興課 農地整備課
				農地整備	238,200,713			

補助事業名	対象者	対象事業・対象経費	補助率・補助金(限度)額	R3年度実績		施行年月日	交付根拠	所管課
				件数	金額(円)			
八代産材利用促進事業	次に掲げる条件のすべてを満たす者 ①補助対象住宅の建築主であること ②市内に住所を有する者(助成対象住宅の新築に伴い、市内に転入する者を含む。) ③市税等の滞納がない者	①建築主自ら居住するため新築、改築、増築又はリフォーム(以下「新築等」)をする木造住宅で市内において建築されたもの。 ②新築等に当り市長が別に指定する構造材の木材使用材積数量のうち、八代産材を80%以上使用していること。 ③新築等の施行が市内の事業者によるものであること。 ④新築においては、八代市産の量を6畳以上使用していること。 ⑤新築等の契約をした日から60日以内かつ、棟上げ前に申請すること。(リフォームの場合工事着工の5日前まで) ⑥原則として、八代産材利用促進事業補助金交付要綱第6条の規定による交付申請をした日の属する年度の末日までに新築等が完了し、及び同要綱第9条の規定による実績報告ができるもの。	補助金の額は、次に掲げる新築等の区分に応じ算出する。(その数に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。新築にあっては20万円、増築、改築又はリフォームにあつては10万円を限度額とする。) (1)新築、改築及び増築の場合 補助対象住宅の新築、改築及び増築に係る床面積の坪数に4,000円を乗じて得た額 (2)リフォームの場合 補助対象住宅のリフォームに係る1立方メートル単位で表示した木材使用材積数量に1万円を乗じて得た額	12	1,620,000	H21. 4. 1 改正 H25. 4. 1	要綱	水産林務課
商店街近代化事業	高度化事業等をする中小企業団体等	当該事業経費	事業費の20/100に相当する額以内 上限2,000万円 3年以内に分割交付可 但し、八代市工場設置奨励条 例適用工場を除く	0	0	条 例 H17. 8. 1	条 例 施行 規 則	商工・港 湾 振興課
小売商業店舗共同化事業			事業費の10/100に相当する額以内 上限2,000万円 3年以内に分割交付可 但し、八代市工場設置奨励条 例適用工場を除く	0	0	規 則 H17. 8. 1		
集団化事業			予算の範囲内で市長が適当と認める額	0	0			
一般共同化事業			(組合につき10万円) + (組合員数×2,000円) の合計額 の範囲内	0	0			
施設共同利用事業				0	0			
その他の高度化事業等				0	0			
中小企業団体の結成に 対する助成	中小企業者が、中小企業団体 のうち組合を組織したとき			0	0			
商店街活性化事業補助 金	振興会等	【対象事業】 商店街の魅力向上を 図る事業で市長が適 当と認めるもの。 ただし、他の八代市 補助制度に基づく補 助金の交付を受けて 実施するものを除く。	【対象経費】 1 会場設営費(会場借上料を 含む。) 2 宣伝広告費 3 人件費及び謝礼金(商店街の 構成員に対するものを除く。) 4 その他市長が適当と認めるもの	4	1,002,000	要 綱 H17. 8. 1 現 行 R30. 4. 1	要 綱	商工・港 湾 振興課
	協力団体等	【対象事業】 商店街振興組と協力 し、商店街のにぎわいの 向上を図るための事業で市 長が適当と認めるもの。	【対象経費】 1 会場設営費(会場借上料を 含む。) 2 宣伝広告費 3 その他市長が適当と認めるもの	1	95,000			
商店街 連合事業	連合会等 八代商工会議所 八代市商工会	【対象事業】 2以上の商店街が連携 する事業で市長が適 当と認めるもの。 ただし、他の八代市 補助制度に基づく補 助金の交付を受けて 実施するものを除く。	補助対象経費の2分の1で限度額100万円 (予算の範囲内で交付する。) ※1会計年度において、1事業につき1回限り交付する。	4	1,891,000			
		連合等の運営に 関する事業	1 人件費及び謝礼金 2 福利厚生費 3 通信運搬費、消耗品費及び印刷 費 4 旅費 5 その他市長が適当と認めるもの	1	1,800,000			

補助事業名	対象者	対象事業・対象経費		補助率・補助金(限度)額	R3年度実績		施行年月日	交付根拠	所管課
		件数	金額(円)		件数	金額(円)			
商店街活性化事業補助金	振興会等	【対象事業】 振興会等が空き店舗を 利用する事業 【対象経費】 1.借家料 2.光熱水費 3.消耗品費 4.店舗の改装費 5.その他市長が適当と認めるもの	【対象経費】 1.借家料 2.光熱水費 3.消耗品費 4.店舗の改装費 5.その他市長が適当と認めるもの	借家料、光熱水費、消耗品費及びその他市長が適当と認めるものの4分の3で限度額150万円 (予算の範囲内で交付する。)	0	0	要綱 H17. 8. 1 現行 H30. 4. 1	要綱	商工・港湾 振興課
		【対象事業】 振興会等が空き店舗を 利用しイベント等を 実施する事業で市長 が適当と認めるもの	【対象経費】 借家料(通算して10日以上又は断 続的に14日以上(週3日以上とす る。))開催するものに限る。)	借家料の2分の1で限度額月額10万円 (予算の範囲内で交付する。) ※補助が最初になされた日から30日以内の借家料について 交付する。	0	0			
		【対象事業】 振興会等が空き店舗を 利用し新規出店者を誘 致し支援する事業で市 長が適当と認めるもの	【対象経費】 1.借家料 2.店舗の建設費及び解体費 3.店舗の改装費 (1から3までのいずれかの経費に 限る。)	借家料の3分の1で限度額月額5万円 (予算の範囲内で交付する。) ※補助が最初になされた日から1年以内の借家料について、 6月ごとに交付する。	2	527,000			
		【対象事業】 振興会等が既存店舗の 魅力創出及び集客方向 上を推進し支援する事 業で市長が適当と認め るもの	【対象経費】 ・店舗の改装費 (新規出店者誘致のための事業に より補助金の交付を受けた店舗を除 く。)の改装費(その経費が50万 円以上のものに限る。)	市長が別途定める業種に該当する店舗の建設費の3分の1で限 度額100万円(建物の建設の前に解体を要する場合は、200万 円)(予算の範囲内で交付する。) ただし、事業の完了を報告した日から6月を経過するまでの 間に店舗を閉鎖した場合は、建設費の6分の1で限度額50万円 (建物の建設の前に解体を要する場合には100万円)とす る。 ※新規出店1件につき1回限り交付する。	0	0			
				店舗の改装費の3分の1で限度額60万円(店舗のうち事務所に 係るものについては、改装費の3分の1で限度額48万円)。 ただし、事業の完了を報告した日から6月を経過する日まで の間に店舗を閉鎖した場合は、改装費の6分の1で限度額 30万円(店舗のうち事務所に係るものについては、改装費の 6分の1で限度額24万円)とする。 ※新規出店1件につき1回限りとする。	1	600,000			
				店舗の改装費の3分の1で限度額50万円 (予算の範囲内で交付する。) ※1つの既存店舗につき1回限り交付する。	0	0			

補助事業名	対象者	対象事業・対象経費		補助率・補助金(限度)額	R3年度実績		交付根拠	所管課
		件数	金額(円)		件数	金額(円)		
創業支援事業補助	<p>市内において創業若しくは第二創業又は創業後若しくは第二創業後の事業規模の拡大を行う者(企業組合、協業組合、協同組合、NPO法人、学校法人、宗教法人及び医療法人並びに任意の団体を除く。)であつて、次に掲げる要件の全てを満たすもの。</p> <p>① 次のいずれかに該当する者 ア 補助金の交付の申請を行う日の属する年度内に創業を行う者若しくは同日において創業の日から2年を経過しない個人事業主 イ 先代経営者から1年以内に事業を承継した者又は次条の補助事業の完了する日までに事業を承継し、先代経営者が代表者を退任する予定の者</p> <p>② 補助金の交付を受ける年度の末日までに、次に掲げる要件の全てを満たすこと。 ア 市長から証明書の交付を受ける。</p> <p>イ 市内を本店所在地とした法人登記を行う(第二創業又は第二創業後の事業規模の拡大を行う者に限る。) ウ 市内に本店又は主たる事業所を開設し、市内において事業を開始する。</p> <p>③ 3年以上継続して事業を行う見込みがある ④ 市税等の滞納がない ⑤ 暴力団等でない ⑥ 過去に補助金及び八代市商店街活性化事業補助金の交付を受けていない</p>	<p>【対象事業】 ① 事業所改修事業 ② 設備・備品購入等事業 ③ 販売促進事業 ④ その他市長が適当と認める事業</p> <p>【対象経費】 ① 事業所の開設に供う外装及び内装並びに設備の設置に係る工事費用(事業所が住居を兼ねる場合は、事業所専用部分に係るものに限る。) ② 事業の支度に必要な設備及び備品の購入費並びにリース料(中古品の購入費を含む、消耗品等の購入費を除く。) ③ 広告宣伝費 パンフレット、チラシ等制作費 ホームページ作成費 ④ マーケティング費用 ⑤ 市長が適当と認める経費</p>	<p>補助対象経費の合計額から消費税率等仕入控除税額を減じて得た額に3分の2を乗じて得た額から補助対象経費に係る消費税等仕入控除税額を減じた額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)※20万円を上限とする。</p>	5	996,000	要綱 H30. 3. 23 施行 H30. 9. 25	要綱	商工・港湾振興課

補助事業名	対象者	対象事業・対象経費	補助率・補助金(限度)額	R3年度実績		施行年月日	交付根拠	所管課															
				件数	金額(円)																		
企業振興促進事業補助	<p>【対象要件】 工場等の投資に係る事業開始時の投下固定資産総額が1億円以上(中小企業の場合2,000万円)以上かつ以下の①②のうちいずれかかの要件を満たすもの</p> <p>①新規雇用者(雇用保険被保険者に限る)の数が18名以上(中小企業の場合:2名以上)</p> <p>②地域経済牽引事業計画の具知事の承認を受けたもの</p> <p>③事業の労働生産性が年平均3%以上向上するもの</p> <p>【対象業種】 ①製造業、運輸業、卸売業、電気、ガス、熱供給業 ②①の業種に係る研究、開発、検査及び整備施設 ③不動産業者等が①②のために建設、取得する施設(立地決定済みに限る)</p>	<p>固定資産税の減免(対象要件①又は③を満たすもの)</p> <p>固定資産税の課税免除(対象要件②を満たすもの)</p> <p>工場等建設補助金(対象要件①を満たすもの)</p>	<p>【減免率】 初年度～3年度 100/100 4年度～5年度 50/100 (3年間) (2年間)</p> <p>事業開始時の投下固定資産総額が20億円以上で、かつ、新規雇用者が100名以上の製造業に属する適用工場のうち市長が認めるものその他市長が特に認める適用工場の場合は、事業開始以後3年以内に取得した固定資産も投資に係る投下固定資産とみなし減免する。</p>	12	30,446,003	<p>条例① H17. 8. 1 現行 H31. 4. 1</p> <p>規則① H17. 8. 1 現行 H31. 4. 1</p>	<p>条例 施行規則</p>	<p>商工・港湾 振興課</p>															
			<p>【課税免除率】 初年度～5年度 100/100 (3年間)</p> <p>八代市企業振興促進条例において、適用工場の指定を受けた工場等で、地域経済牽引事業計画の具知事の承認を受けたもの。</p>	8	142,948,656	<p>条例② H20. 6. 30 現行 H31. 4. 1</p> <p>規則② H20. 6. 30 現行 H31. 4. 1</p>																	
			<p>①投下固定資産総額が1億円以上の工場等の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>投下固定資産総額</th> <th>新規雇用者数</th> <th>工場等建設補助金の額(算定式)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10人未満</td> <td>10人未満</td> <td>投下固定資産総額(土地代を除く)×1%</td> </tr> <tr> <td>10人以上40人未満</td> <td>10人以上40人未満</td> <td>投下固定資産総額(土地代を除く)×2%</td> </tr> <tr> <td>40人以上</td> <td>40人以上</td> <td>投下固定資産総額(土地代を除く)×3%</td> </tr> <tr> <td>100人以上</td> <td>100人以上</td> <td>投下固定資産総額(土地代を除く)×5%</td> </tr> </tbody> </table>	投下固定資産総額	新規雇用者数	工場等建設補助金の額(算定式)			10人未満	10人未満	投下固定資産総額(土地代を除く)×1%	10人以上40人未満	10人以上40人未満	投下固定資産総額(土地代を除く)×2%	40人以上	40人以上	投下固定資産総額(土地代を除く)×3%	100人以上	100人以上	投下固定資産総額(土地代を除く)×5%	7	57,700,000	
			投下固定資産総額	新規雇用者数	工場等建設補助金の額(算定式)																		
10人未満	10人未満	投下固定資産総額(土地代を除く)×1%																					
10人以上40人未満	10人以上40人未満	投下固定資産総額(土地代を除く)×2%																					
40人以上	40人以上	投下固定資産総額(土地代を除く)×3%																					
100人以上	100人以上	投下固定資産総額(土地代を除く)×5%																					
<p>②事業開始時の投下固定資産総額が20億円以上で、かつ、新規雇用者が100名以上の製造業に属する適用工場のうち市長が認めるものその他市長が特に認める適用工場の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>投下固定資産総額</th> <th>新規雇用者数</th> <th>工場等建設補助金の額(算定式)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20億円以上</td> <td>100人以上</td> <td>投下固定資産総額(土地代を除く)×5%</td> </tr> </tbody> </table>	投下固定資産総額	新規雇用者数	工場等建設補助金の額(算定式)	20億円以上	100人以上	投下固定資産総額(土地代を除く)×5%	0	0															
投下固定資産総額	新規雇用者数	工場等建設補助金の額(算定式)																					
20億円以上	100人以上	投下固定資産総額(土地代を除く)×5%																					
用地取得等補助金(対象要件①を満たすもの)			<p>投下固定資産総額が1億円を超えた場合、新たに取得した土地の取得価格の30/100 土地・建物の買替に対し12カ月間に要した経費の1/2</p>	7	44,775,000																		

<p>雇用奨励金 (対象要件①を満たすもの)</p>	<p>①適用工場の新規雇用者で、就業開始時の増加市民雇用数と就業開始1年後の増加市民雇用数を比較して少ない人数に、正社員1人当たり30万円(非正社員の場合1人当たり20万円)を乗じて得た額を雇用奨励金として交付する。</p> <p>②適用工場の新規雇用者で、就業開始時の増加市民雇用数と就業開始2年後の増加市民雇用数を比較して少ない人数に、正社員1人あたり20万円(非正社員を正社員として雇用した場合1人あたり10万円)を乗じて得た額を雇用奨励金として交付する。</p>	<p>7</p>	<p>4,500,000</p>	<p>下水道総務課</p>																
<p>雇用奨励金 (対象要件①を満たすもの)</p>	<p>補助金額限度額(固定資産税減免を除く、工場等建設補助金、用地取得等補助金、雇用奨励金の合計額の上限額)</p> <table border="1" data-bbox="414 649 726 1064"> <tr> <th>投下固定資産総額</th> <th>新規雇用者数</th> <th>工場等建設補助金の額(算定式)</th> </tr> <tr> <td>1億円未満</td> <td>10人未満</td> <td>5,000万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円以上</td> <td>10人未満</td> <td>1億円</td> </tr> <tr> <td>10人以上40人未満</td> <td>2億円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">20億円以上</td> <td>40人以上</td> <td>3億円</td> </tr> <tr> <td>100人以上</td> <td>6億円</td> </tr> </table>	投下固定資産総額	新規雇用者数	工場等建設補助金の額(算定式)	1億円未満	10人未満	5,000万円	1億円以上	10人未満	1億円	10人以上40人未満	2億円	20億円以上	40人以上	3億円	100人以上	6億円	<p>113基 22基 3基 5基 1基 0基 4基 6基 12基 8件(計44人槽)</p>	<p>37,516,000 9,108,000 1,644,000 1,660,000 414,000 0 272,000 1,800,000 1,200,000 1,320,000</p>	<p>H17. 8. 1 要綱 R2. 4. 1改正 R2. 7. 4改正</p>
投下固定資産総額	新規雇用者数	工場等建設補助金の額(算定式)																		
1億円未満	10人未満	5,000万円																		
1億円以上	10人未満	1億円																		
	10人以上40人未満	2億円																		
20億円以上	40人以上	3億円																		
	100人以上	6億円																		
<p>雇用奨励金 (対象要件①を満たすもの)</p>	<p>【対象地域】 1 公共下水道事業計画区域、農業集落排水処理事業区域及び公共浄化槽等整備推進事業区域以外の地域 2 市長が別に定める地域</p>	<p>【設置】5人槽 332,000円 414,000円 548,000円 【災害に伴う更新】5人槽 332,000円 6~7人槽 414,000円 【災害に伴う更新】8~10人槽 548,000円 【災害に伴う改築】市長が別に定める額 単独浄化槽からの切替 30万円限度に加算 くみ取り槽からの改造 10万円限度に加算 住民負担軽減特別措置(坂本支所管内)</p>	<p>予算の範囲内</p>	<p>浄化槽を設置しようとする者に融資あつせん及び利子補給を行う。 【融資あつせん額】 工事件につき50万円以内 【償還方法】36ヶ月以内の元利均等月賦償還 【融資利率】金融機関と協議して定めた利率</p>																
<p>小型合併処理浄化槽設置整備事業</p>	<p>補助対象地域において住宅等に浄化槽を設置しようとする者</p>	<p>【対象区域】 1 公共下水道事業計画区域、農業集落排水処理事業区域及び公共浄化槽等整備推進事業区域以外の地域 2 市長が別に定める区域</p>		<p>規則</p>																

補助事業名	対象者	対象事業・対象経費	補助率・補助金(限度)額		R3年度実績 金額(円)	施行 年月日	交付根拠	所管課
			件数	金額(円)				
八代市生活扶助世帯に対する排水設備費等補助金交付事業	処理区域内の生活扶助世帯で、その所有に係る管線のうち直接その世帯の生活の用に供している家屋の排水設備工事をしようとする者	生活扶助世帯の家屋の排水設備工事	予算の範囲内において市長が認定した額 (100円未満は切り捨て)	0	0	H17. 8. 1	規則	下水道総務課
八代市下水道排水設備工事費助成金交付事業	対象区域において、既設のくみ取り便所等を水洗便所(汚水管が公共下水道に連結されたものをいう。)に改造する者及び汚水を排除する排水設備を設置する者	【対象区域】 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域内(同法第9条第2項において適用する同条第1項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から3年以内の千丁処理区及び縮処理区を除く。)	くみ取便所からの改造工事 80,000円 みなし浄化槽からの改造工事 40,000円 合併浄化槽からの改造工事(補助金を受給していない者) 30,000円 合併浄化槽からの改造工事(補助金を受給している者) 20,000円	18 50 16 8	1,440,000 2,000,000 480,000 160,000	H27. 4. 1	要綱	下水道総務課
就学援助事業	市内に住所を有する児童・生徒の保護者で生活保護法に規定する要保護者及びこれに準ずる程度に困難している者と認められる者	学用品費等 (学用品費、通学用品費及び宿泊を伴わない校外活動費) 新入学児童生徒学用品費 修学旅行費 (学校行事として実施する社会科見学旅行を含む) 通学費 体育専科用具費 医療費(学校保健安全法第24条に定める疾病) 学校給食費 校外活動費(宿泊を伴うもの) スポーツ振興センター災害共済掛金	予算の範囲内	小学校 1,006人 中学校 721人	65,914,133 59,336,459	H17. 8. 1	要綱	学校教育課 教育政策課
社会教育施設(自治公民館)整備費補助金	自治公民館を新・増設又は修繕する地区	新築、増築、全面改築(延床面積50㎡以上) 修繕又は施設に附帯する備品の購入の場合は20万円以上	総事業費の50% 延床面積が50㎡を超え150㎡以内は上限200万円 延床面積が150㎡を超えるときは上限300万円 総事業費の50% 上限50万円	0	0	H17. 8. 1	要綱	生涯学習課

八代市中小企業信用保証料補給事業

補助対象融資制度及び補助率等

(令和3年度実績)

事業名	対象融資制度	補助実績		対象となる経費	補助率及び補助金額	
		件数	金額(円)			
八代市中小企業信用保証料補給事業	八代市小口資金融資制度	0	0	対象融資制度を利用した場合に中小企業者が支払うべき信用保証料 (返済年数分の信用保証料を一括で支払う場合の総額)	対象経費の2分の1又は全額 (1円未満の端数を切り捨て)	
	八代市中小企業経営安定特別融資制度	2	94,874			
	八代市中小企業大規模小売店対策特別融資制度	0	0			
	熊本県小規模事業者おうえん資金融資制度	6	119,000			対象経費の2分の1 (1,000円未満の端数を切り捨て) (50万円を限度とする)
	熊本県金融円滑化特別資金融資制度	0	0			対象経費の全額 (1,000円未満の端数を切り捨て) (50万円を限度とする)
	熊本県創業者支援資金融資制度	3	123,187			対象経費の2分の1 (1,000円未満の端数を切り捨て) (50万円を限度とする)

(2) 令和4年度団体運営補助金(当初予算)

(単位:千円)

款名	件名	金額	款名	件名	金額
総務費	八代市交通指導員会活動補助金	380	農林水産業費	やつしろの山づくり推進協議会運営補助金	6,337
	八代市市政協力員研修費等補助金	2,970		計	6,337
	八代市私立幼稚園補助金	528	商工費	八代市商工観光振興事業補助金	35,120
	八代人権擁護委員会協議会補助金	548		八代圏域産業振興協議会補助金	600
	八代市自衛隊家族会・協力会事業運営費補助金	400		八代市泉町観光活性化事業補助金	1,884
	八代市私立高等学校補助金	460		計	37,604
	熊本県高等学校定時制通信制教育振興会補助金	84	消防費	八代市消防団運営事業等補助金(本部)	532
	八代市生徒指導連絡協議会運営費補助金	77		八代市消防団運営事業等補助金(分団)	1,942
	八代地区高等学校生徒指導連絡協議会補助金	29		計	2,474
	八代地区保護司会補助金	597	教育費	八代小・中学校体育連盟補助金(小学校)	115
	八代地域人権教育のための推進会議分担金	1,500		八代小・中学校体育連盟補助金(中学校)	1,538
	八代市人権問題啓発推進協議会交付金	3,800		八代学校保健会補助金	303
	八代市地域協議会活動交付金	66,669		八代妙見祭公開活用事業補助金	7,200
	計	78,042		八代市伝統文化活性化事業補助金	1,564
	高年齢者就業機会確保事業費等補助金(シルバー人材センター事業分)	22,604		八代市文化事業補助金	547
八代市老人クラブ育成事業補助金	4,261	八代市民俗文化財公開活用事業補助金		718	
八代市社会福祉協議会運営補助金	114,124	八代市スポーツ推進委員協議会運営補助金	1,459		
八代市遺族連合会事業補助金	668	八代市社会体育団体補助金	5,300		
八代市民生委員児童委員協議会事業費補助金	8,554	八代市学校人権同和教育研究会補助金	259		
八代市盲人福祉協議会補助金	160	八代教育研究会補助金(小学校)	627		
八代市ろう者福祉協会補助金	160	八代教育研究会補助金(中学校)	594		
八代地域こころの健康希望の会補助金	625	計	20,224		
八代市手をつなぐ育成会補助金	370	民生費			
八代市ひとり親家庭福祉協議会補助金	490				
八代市福祉ホーム運営費補助金	3,217				
八代市民間児童館活動事業費補助金	4,510				
計	159,743				
八代看護学校准看護師課程教育費補助金	1,000		衛生費		
八代歯科医師会口腔保健センター運営事業補	582				
八代市食生活改善推進協議会補助金	950				
計	2,532				

4 預託金運用状況

(令和3年度実績)

款名	商				工			費	
	経営安定資金	中小企業大規模小売店対策特別融資制度	中小企業設備近代化資金融資制度	中小企業高度化資金融資制度	中小企業団体合理化資金融資制度	企業誘致特別資金融資制度	中小企業勤労者特別融資制度		
金額(千円)	489,000	0	5,000	3,000	0	0	0	3,000	
金融機関	市郡各銀行 信用金庫 信用組合	市郡各銀行 信用金庫 信用組合	市郡各銀行 商工中金熊本支店 信用金庫、信用組合	商工中金熊本支店		市内各銀行 信用金庫、信用組合など	九州労働金庫 八代支店		
期間	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	
利率	年0% (決済用普通預金金利)	年0% (決済用普通預金金利)	年0% (決済用普通預金金利)	年0% (普通預金無利息型)	年0%	年0%	年0%	年0%	
協調倍率	2	2	2	1	1	2	2	2	
利率	3年以内 年2.10% 5年以内 年2.20% 7年以内 年2.30%	5年以内 年2.10% 7年以内 年2.20% 10年以内 年2.30%	5年以内 年2.10% 7年以内 年2.20% 10年以内 年2.30%	年1.75%	各金融機関所定の利率による	年2.70%			
期間	7年以内	6年以内	10年以内	10年以内	7年以内	10年以内	10年以内	5年以内	
貸付金	1企業 15,000千円以内	1企業 15,000千円以内	1企業 80,000千円以内	1組合(連合会) 200,000千円以内	1団体 100,000千円以内 1構成員 10,000千円以内	1企業 200,000千円以内 投資資本の2/3を 限度とする	1中小企業勤労者 1,500千円以内		

5 基金運用状況

区 分	設 立	H17. 8. 1 現在高	H28年度決算			H29年度決算		
			積立金	取り崩し額	現在高	積立金	取り崩し額	現在高
財 政 調 整 基 金	H17. 8. 1	1,730,443	1,803	1,380,000	2,140,789	2,189	0	2,142,978
減 債 基 金	H17. 8. 1	1,198,396	481	0	703,224	89	0	703,312
市 有 施 設 整 備 基 金	H17. 8. 1	2,365,952	2,487	1,000,000	3,324,425	449	2,000,000	1,324,874
地 域 福 祉 基 金	H17. 8. 1	200,000	1,601	403	216,752	572	454	216,870
教育文化センター建設基金	H17. 8. 1	616,958	829	0	632,541	1,281	143,957	489,865
八千把地区土地区画 整理事業基金	H19. 3. 30		102,455	123,101	22,392	97,066	88,683	30,774
坂本九州新幹線渇水等 被害対策基金	H17. 8. 1	130,000	102	1,555	116,661	50	1,255	115,456
敷川内環境保全用地 維持管理基金	H17. 8. 1	26,922	5	1,108	18,888	5	1,169	17,724
坂田道男・道太文庫基金	H17. 8. 1	4,000	0	0	4,000	0	0	4,000
宇野奨学基金	H17. 8. 1	20,000	0	0	20,000	0	0	20,000
安全安心まちづくり基金	H20. 3. 24		32	1,130	49,885	19	1,019	48,885
谷口政夫次世代育成基金	H21. 3. 26		40	0	30,539	20	0	30,559
ふるさと八代元気づくり 応援基金	H21. 3. 26		234,923	158,932	132,481	65,151	56,717	140,915
二見川渇水対策施設 維持管理基金	H24. 3. 30		55	1,642	35,109	56	1,765	33,400
八代文化振興基金	H24. 3. 30		2,050	4,260	6,280	1,670	1,363	6,587
まちづくり交流基金	H25. 3. 28		1,251	31,930	771,005	538	39,588	731,955
庁舎建設基金	H26. 3. 28		500,611	0	1,300,611	1,844	0	1,302,455
学校施設整備基金	H27. 12. 22		1	0	1,485	141	0	1,626
平成28年熊本地震復興基金	H29. 12. 20					280,042	0	280,042
学校・子ども教育応援基金	H30. 3. 23					10,000	0	10,000
国営八代平野土地改良事業負担 基金	R元. 3. 22							
新型コロナウイルス感染症対策 基金	R2. 9. 15							
森林環境譲与税基金	R3. 3. 24							
スポーツ振興基金	R3. 3. 24							
日本遺産活用基金	R3. 3. 24							
国民健康保険財政調整基金	H17. 8. 1	867,358	300	300	0	0	0	0
介護保険給付費準備基金	H17. 8. 1	70,819	177	0	104,381	191	0	104,572
介護従事者処遇改善 臨時特例基金	H21. 3. 9		0	0	0	0	0	0
交通災害共済財政調整基金	H17. 8. 1	76,000	0	0	0	0	0	0
浄化槽市町村整備推進事業 減債基金	H17. 8. 1	10,193	3	4,100	7,536	3	2,500	5,039
久連子財産区基金	H17. 8. 1	4,902	2	250	4,659	1	149	4,511
椎原財産区基金	H17. 8. 1	4,742	36	262	3,996	2	238	3,760

(3月31日現在、単位：千円)

H30年度決算			R元年度決算			R2年度決算		
積立金	取り崩し額	現在高	積立金	取り崩し額	現在高	積立金	取り崩し額	現在高
203,158	0	2,346,136	4,934	0	2,351,070	3,781	400,000	1,954,851
948	0	704,260	1,481	0	705,741	1,136	0	706,877
2,392	88,000	1,239,266	2,606	23,325	1,218,547	1,960	47,441	1,173,066
1,322	3,671	214,521	462	9,971	205,012	1,360	7,055	199,317
660	115,560	374,965	789	4,499	371,255	597	0	371,852
56,699	20,719	66,754	9,410	35,263	40,901	16,296	19,423	37,774
156	1,244	114,368	240	1,330	113,278	182	1,316	112,144
14	1,549	16,189	30	1,728	14,491	23	1,773	12,741
0	0	4,000	0	0	4,000	0	0	4,000
0	0	20,000	0	0	20,000	0	0	20,000
66	611	48,340	102	1,013	47,429	76	6,659	40,846
41	0	30,600	65	298	30,367	49	11,538	18,878
104,655	75,540	170,030	172,704	106,198	236,536	544,499	157,614	623,421
46	1,457	31,989	67	1,790	30,266	49	2,167	28,148
1,617	1,299	6,905	1,331	1,102	7,134	1,443	313	8,264
986	148,727	584,214	1,229	176,081	409,362	3,939	66,130	347,171
21,782	0	1,324,237	2,785	72,600	1,254,422	2,018	32,604	1,223,836
449	0	2,075	4	0	2,079	3	0	2,082
377	3,112	277,307	583	27,683	250,207	720	22,259	228,668
5,827	1,422	14,405	866	1,423	13,848	747	1,292	13,303
		0	70,000	0	70,000	70,001	0	140,001
					0	1,000,000	0	1,000,000
					0	24,287	0	24,287
					0	3,428	0	3,428
					0	113,142	0	113,142
0	0	0	0	0	0	0	0	0
47	0	104,619	88	0	104,707	634,662	0	739,369
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	2,600	2,446	5	1,400	1,051	2	1,053	0
6	118	4,399	468	109	4,758	8	0	4,766
5	99	3,666	8	100	3,574	6	0	3,580

土地開発基金 (H17. 8. 1設立)

R3. 4. 1現在高	現金	不 動 産			
		土 地		建 物	
	(千円)	(㎡)	(千円)	(㎡)	(千円)
	1,494,971	4,046	72,041	0	0

年 度	積立金 (千円)	運 用 額		年 度 末 現 在 高				
		収 入 (千円)	支 出 (千円)	現 金 (千円)	不 動 産		建 物	
					土 地 (㎡)	(千円)	(㎡)	(千円)
H21	3,069	403,174	0	1,347,372	14,544.47	212,458	0	0
H22	2,445	412,653	38,025	1,353,956	12,510.47	208,319	0	0
H23	1,744	41,400	0	1,397,100	9,906.47	166,919	0	0
H24	1,454	45,216	0	1,443,771	7,021.47	121,703	0	0
H25	1,017	38,025	0	1,482,813	4,491.47	83,678	0	0
H26	1,018	0	0	1,483,831	4,491.47	83,678	0	0
H27	1,127	0	0	1,484,958	4,491.47	83,678	0	0
H28	1,352	0	0	1,486,310	4,046.47	83,678	0	0
H29	1,011	0	0	1,487,321	4,046.47	72,041	0	0
H30	2,117	0	0	1,489,438	4,046.47	72,041	0	0
R1	3,133	0	0	1,492,571	4,046.47	72,041	0	0
R2	2,400	0	0	1,494,971	4,046.47	72,041	0	0

6 決 算

(1) 財政規模 (各会計歳入歳出総括)

年 度 区 分 会 計	H28			H29		
	収入済額	支出済額	収支差引 残額	収入済額	支出済額	収支差引 残額
一 般 会 計	65,105,799	61,816,437	3,289,362	70,571,921	66,002,184	4,569,737
特 別 会 計	36,499,646	36,563,006	-63,360	37,405,776	37,135,386	270,390
国民健康保険	19,802,605	20,298,404	-495,799	20,268,845	20,666,047	-397,202
後期高齢者医療特別会計	1,640,053	1,608,176	31,877	1,691,629	1,658,804	32,825
介護保険	14,341,050	13,952,039	389,011	14,786,602	14,152,146	634,456
簡易水道事業	325,435	314,084	11,351	368,768	368,657	111
農業集落排水業	105,132	105,132	0	108,874	108,874	0
浄化槽市町村整備 推進事業	57,378	57,378	0	54,809	54,809	0
ケーブルテレビ事業	149,478	149,478	0	46,866	46,866	0
診療所	77,765	77,765	0	78,794	78,794	0
久連子財産区	352	252	100	250	150	100
椎原財産区	398	298	100	339	239	100

(単位：千円)

H30			R元			R2		
収入済額	支出済額	収支差引 残額	収入済額	支出済額	収支差引 残額	収入済額	支出済額	収支差引 残額
66,408,570	65,086,217	1,322,353	63,255,163	62,411,250	843,913	83,389,182	81,820,120	1,569,062
34,612,617	34,113,399	499,218	34,993,742	33,712,377	1,281,365	34,957,065	33,757,557	1,199,508
17,207,136	17,631,993	-424,857	17,145,779	17,197,546	-51,767	16,774,773	16,452,407	322,366
1,746,320	1,711,203	35,117	1,802,607	1,768,983	33,624	1,949,407	1,913,599	35,808
15,072,424	14,183,666	888,758	15,526,331	14,249,255	1,277,076	15,964,331	15,123,136	841,195
312,484	312,484	0	275,802	253,571	22,231	—	—	—
101,920	101,920	0	97,388	97,388	0	92,534	92,534	0
51,331	51,331	0	44,354	44,354	0	47,636	47,636	0
44,987	44,987	0	21,972	21,972	0	57,577	57,577	0
75,586	75,586	0	78,624	78,624	0	70,594	70,594	0
224	124	100	677	577	100	107	34	73
205	105	100	208	107	101	106	40	66

(2) 決算概況

(単位：千円)

事 項		年 度	H29	H30	R元	R2
入	市 税		15,065,557	15,158,269	15,571,556	15,312,091
	地 方 譲 与 税		518,829	521,405	557,683	596,943
	利 子 割 交 付 金		21,379	20,224	7,372	8,093
	配 当 割 交 付 金		29,860	39,055	30,440	34,903
	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		43,002	30,657	20,337	34,035
	地 方 消 費 税 交 付 金		2,324,752	2,401,832	2,239,507	2,734,425
	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		6,825	6,572	6,701	6,017
	環 境 性 能 割 交 付 金		-	-	15,498	34,768
	地 方 特 例 交 付 金		54,864	63,163	239,338	103,879
	地 方 交 付 税		16,112,378	15,336,907	15,037,366	16,268,040
	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		16,922	15,146	14,455	15,520
	分 担 金 及 び 負 担 金		849,179	822,019	626,583	370,968
	使 用 料 及 び 手 数 料		793,804	793,698	793,084	729,499
	国 庫 支 出 金		12,222,114	8,964,129	9,800,673	26,506,146
	県 支 出 金		6,869,119	7,026,646	5,593,226	6,330,245
	財 産 収 入		196,280	151,533	90,447	75,096
	寄 附 金		199,065	339,348	378,823	1,369,167
	繰 入 金		2,335,970	462,912	464,304	777,584
	繰 越 金		3,289,362	4,369,737	1,322,353	843,913
	諸 収 入		1,264,245	1,013,127	1,263,057	961,203
地 方 債		8,237,700	8,754,600	9,120,300	10,191,700	
法 人 事 業 税 交 付 金		-	-	-	84,947	
自 動 車 取 得 税 交 付 金		120,715	117,591	62,060	-	
歳 入 総 額 (A)		70,571,921	66,408,570	63,255,163	83,389,182	
出	人 件 費		8,188,238	8,270,043	8,374,897	9,257,450
	扶 助 費		15,785,819	15,348,610	15,834,143	16,029,966
	公 債 費		6,113,125	6,132,388	6,170,334	6,258,824
	物 件 費		6,712,154	5,797,712	6,047,830	8,042,423
	維 持 補 修 費		468,420	448,341	454,490	440,926
	補 助 費 等		6,707,223	6,647,248	6,982,742	20,456,664
	積 立 金		461,181	201,194	269,688	1,789,735
	投 資 ・ 出 資 金 ・ 貸 付 金		546,226	600,208	517,040	538,720
	繰 出 金		6,060,454	6,232,121	6,264,759	6,370,513
	前 年 度 繰 上 充 用 金		-	-	-	-
	投 資 的 経 費		14,959,344	15,408,352	11,495,327	12,634,899
	うち 普 通 建 設 事 業 費		14,520,835	14,661,277	8,464,175	7,353,584
	災 害 復 旧 費		438,509	747,075	3,031,152	5,281,315
失 業 対 策 事 業 費		-	-	-	-	
歳 出 総 額 (B)		66,002,184	65,086,217	62,411,250	81,820,120	

事 項 \ 年 度	H29	H30	R元	R2
歳入歳出差引額 (C) (A) - (B)	4,569,737	1,322,353	843,913	1,569,062
翌年度へ繰越すべき財源 (D)	2,873,916	171,763	129,882	272,765
実質収支 (E) (C) - (D)	1,695,821	1,150,590	714,031	1,296,297
単年度収支 (F)	△ 5,539,865	△ 545,230	△ 436,560	582,266
積立金 (G)	2,189	3,158	4,934	3,781
繰上償還金 (H)	-	-	-	34,514
積立金取りくずし額 (I)	-	-	-	400,000
実質単年度収支 (J) (F) + (G) + (H) - (I)	△ 5,537,676	△ 542,072	△ 431,626	220,561
基準財政収入額	13,177,535	13,444,712	13,796,888	14,361,115
基準財政需要額	26,600,928	26,677,553	27,135,726	28,005,541
標準財政規模	33,206,970	32,938,875	32,751,154	33,259,595
財政力指数	0.490	0.500	0.500	0.510
実質収支比率 (%)	5.1	3.5	2.2	3.9
経常一般財源比率 (%)	99.4	98.8	99.8	98.9
実質公債費比率 (%)	10.5	10.1	9.6	9.4
積立金現在高 (財調等特定目的)	7,628,277	7,566,561	7,371,945	8,384,097
地方債現在高 (政府・その他)	64,893,956	67,926,540	71,248,111	75,515,120
債務負担行為額	14,941,684	18,700,111	20,064,960	18,405,164

※基準財政収入額以降は、地方財政状況調査表に基づく
※積立金現在高は定額運用型基金を除く

(3) 市税収入額 (現年分)

(単位：千円)

項・目 \ 年 度	H30	R元	R2
市 民 税	5,984,000	5,979,464	5,786,237
個 人	4,838,089	4,845,716	4,890,942
法 人	1,145,911	1,133,748	895,295
固 定 資 産 税	7,901,015	8,303,184	8,253,908
固 定 資 産 税	7,859,302	8,261,491	8,208,635
交 付 金	41,713	41,693	45,273
軽 自 動 車 税	414,713	431,632	452,546
市 た ば こ 税	844,830	844,181	811,223
鉱 産 税	-	-	-
入 湯 税	13,711	13,095	8,177
特 別 土 地 保 有 税	-	-	-
合 計	15,158,269	15,571,556	15,312,091

(4) 目的(款)別歳出

年 度		H28		H29	
区 分		決 算 額	構 成 比 率	決 算 額	構 成 比 率
款		(千円)	(%)	(千円)	(%)
1	議 会 費	391,249	0.63	371,848	0.56
2	総 務 費	5,942,725	9.61	5,533,261	8.38
3	民 生 費	22,985,510	37.18	23,194,188	35.14
4	衛 生 費	6,501,606	10.52	9,480,716	14.37
5	農 林 水 産 業 費	3,731,816	6.04	5,252,791	7.96
6	商 工 費	1,625,601	2.63	1,584,408	2.4
7	土 木 費	5,839,838	9.45	6,173,692	9.35
8	消 防 費	2,024,519	3.28	2,248,203	3.41
9	教 育 費	4,773,907	7.72	4,610,278	6.99
10	災 害 復 旧 費	1,473,722	2.38	1,089,713	1.65
11	公 債 費	6,283,006	10.16	6,113,125	9.26
12	諸 支 出 金	242,938	0.4	349,961	0.53
13	予 備 費	0	0.00	0	0.00
合 計		61,816,437	100.00	66,002,184	100.00
主な施策		環境センター建設事業 南部幹線整備事業 西片西宮線整備事業 八の字線整備事業 東西アクセス線整備事業 第三中学校体育館・武道場 非構造部材耐震改修事業 鏡中学校体育館・武道場 非構造部材耐震改修事業 松高小学校体育館 非構造部材耐震改修事業 太田郷小学校体育館 非構造部材耐震改修事業 高田小学校体育館 非構造部材耐震改修事業 第一中学校体育館 非構造部材耐震改修事業 泉第八小学校体育館 非構造部材耐震改修事業 泉第八小学校教職員住宅新設事業 太田郷幼稚園非構造部材耐震改修事業 代陽幼稚園非構造部材耐震改修事業		環境センター建設事業 仮設庁舎等リース事業 南部幹線整備事業 新庁舎建設事業 東西アクセス線整備事業 商工施設災害復旧事業 同報系防災通信システム整備事業 総合体育館・東陽スポーツセンター耐震改修事業 西片西宮線整備事業	

H30		R元		R2	
決 算 額 (千円)	構成比率 (%)	決 算 額 (千円)	構成比率 (%)	決 算 額 (千円)	構成比率 (%)
366,438	0.45	365,190	0.59	351,966	0.43
6,131,990	7.49	8,596,149	13.77	22,872,253	27.95
22,982,939	28.09	23,363,457	37.43	24,607,696	30.08
10,050,041	12.28	3,472,740	5.56	4,643,561	5.68
5,393,940	6.59	3,916,314	6.28	3,695,732	4.52
1,617,520	1.98	2,036,185	3.26	2,562,773	3.13
5,488,137	6.71	5,331,114	8.54	5,010,829	6.12
2,110,048	2.58	2,159,698	3.46	3,186,474	3.89
4,495,385	5.49	6,708,426	10.75	5,348,730	6.54
202,603	0.25	104,972	0.17	1,722,847	2.11
6,132,388	7.49	6,170,334	9.89	6,258,824	7.65
114,788	0.14	186,671	0.3	1,558,435	1.9
0	0.00	0	0.00	0	0.00
65,086,217	79.54	62,411,250	100.00	81,820,120	100.00
環境センター建設事業 防災行政無線整備事業 小学校空調設備設置事業 中学校空調設備設置事業 東西アクセス線整備事業 西片西宮線整備事業 南部幹線整備事業 民俗伝統芸能伝承館（仮称）整備事業 新庁舎建設事業 仮設庁舎等リース事業 庁舎解体等事業		防災行政無線整備事業 東西アクセス線整備事業 民俗伝統芸能伝承館（仮称）整備事業 地域情報化事業 西片西宮線整備事業 南部幹線整備事業 新庁舎建設事業 仮設庁舎等リース事業 高田コミュニティセンター整備事業		防災行政無線整備事業 東西アクセス線整備事業 民俗伝統芸能伝承館整備事業 地域情報化事業 西片西宮線整備事業 南部幹線整備事業 新庁舎建設事業 仮設庁舎等リース事業 災害廃棄物処理事業 道路橋梁災害復旧事業 林道施設災害復旧事業 堆積土砂排除事業 公園施設災害復旧事業 河川施設災害復旧事業 農地・農業施設等災害復旧事業 八代市新型コロナウイルス感染症対策 基金事業 新型コロナウイルス感染症対策事業 （学校端末整備） 八代市飲食店等緊急特別支援事業 金融円滑化特別資金利子補給事業	

(5) 節別歳出

(単位：千円)

節	年度	H28	H29	H30	R元	R2
1	報酬	488,462	487,775	474,368	491,988	861,650
2	給料	3,773,788	3,823,410	3,835,379	3,926,458	4,043,922
3	職員手当等	3,047,779	2,951,470	2,994,386	2,906,267	3,302,251
4	共済費	1,407,843	1,469,924	1,480,356	1,527,763	1,511,746
5	災害補償費	1,313	1,960	1,319	1,835	1,245
6	恩給及退職年金	594	594	594	594	594
7	賃金	570,001	568,127	558,017	562,859	-
8	報償費	237,103	167,900	218,507	194,627	452,951
9	旅費	72,884	75,909	74,699	75,234	47,788
10	交際費	1,053	922	1,100	986	348
11	需用費	1,947,798	1,763,995	1,479,169	1,413,964	1,736,036
12	役務費	297,447	316,327	276,575	306,099	350,222
13	委託料	9,224,803	9,729,272	4,591,737	4,873,822	7,909,778
14	使用料及び賃借料	532,095	617,551	625,448	679,377	765,728
15	工事請負費	6,738,340	9,844,349	9,375,494	7,723,942	7,040,984
16	原材料費	58,019	53,465	39,103	38,830	48,609
17	公有財産購入費	27,119	97,065	74,044	65,393	26,384
18	備品購入費	291,116	288,556	252,492	210,589	905,040
19	負担金補助及び交付金	8,995,005	10,110,609	14,969,249	13,689,894	27,657,005
20	扶助費	9,946,682	10,125,175	9,961,852	10,298,078	10,173,165
21	貸付金	637,090	527,757	516,980	517,040	538,720
22	補償・補てん及び賠償金	154,093	184,276	517,498	305,635	192,621
23	償還金・利子及び割引料	6,449,539	6,263,109	6,348,534	6,361,020	6,422,098
24	投資及び出資金	-	-	-	-	-
25	積立金	850,078	462,189	203,311	272,821	1,792,136
26	寄附金	-	-	-	-	-
27	公課費	6,068	15,310	8,798	8,705	7,693
28	繰出金	6,060,325	6,055,188	6,207,208	5,957,430	6,031,406
	合計	61,816,437	66,002,184	65,086,217	62,411,250	81,820,120

7 市 税

(1) 税 率

①普通税

ア 市民税

a 均等割

個人 年額3,500円（平成26年度から）

法人

法人市民税税率

(R3. 4. 1現在)

資本準備金等の額※1	従業員数	均等割額
		(千円)
1千万円以下	50人以下	60
	〃 超	144
1千万円超 1億円以下	50人以下	156
	〃 超	180
1億円超 10億円以下	50人以下	192
	〃 超	480
10億円超 50億円以下	50人以下	492
	〃 超	2,100
50億円超	50人以下	492
	〃 超	3,600

※1但し、資本金等の額または調整後の資本金等の額が、資本金と資本準備金の合計額を下回る場合は資本金と資本準備金の額とする

b 所得割又は法人税割

(i) 個人

課税総所得金額	税 率	
	18年度まで	19年度以降
200万円以下の金額	3%	} 一律6%
700万円以下の金額	8%	
700万円を超える金額	10%	

(ii) 法人 8.4%（令和元年9月30日以前に開始した事業年度は12.1%）

イ 固定資産税 100分の1.6（平成27年度から）

ウ 軽自動車税種別割（年額）（平成28年度から）

a 原動機付自転車

(i) 総排気量が0.05ℓ以下のもの、又は定格出力が0.6kw以下のもの
(ivを除く) 2,000円

(ii) 二輪のもので総排気量が0.05ℓを超え0.09ℓ以下のもの、又は定格出力が0.6kwを超え0.8kw以下のもの 2,000円

(iii) 二輪のもので総排気量が0.09ℓを超えるもの、又は定格出力が0.8kwを超えるもの 2,400円

(iv) 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ輪距が0.5メートル以下及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ輪距が0.5メートル以下の三輪のものを除く）で排気量が0.02ℓを超えるもの、又は定格出力が0.25kwを超えるもの 3,700円

b 軽自動車及び小型特殊自動車

(i) 軽自動車

二輪のもの（軽二輪 125cc～250cc 側車付を含む） 3,600円

車種区分			税額（年額）		
			平成27年3月31日までに最初の新規検査をした車両	平成27年4月1日以後に最初の新規検査をした車両	最初の新規検査から13年を経過した車両
三輪			3,100円	3,900円	4,600円
四輪	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

◎グリーン化特例を適用した場合の税率

区分				グリーン化特例適用税率 (令和4年度と5年度)		
				25%軽減	50%軽減	75%軽減
軽自動車	三輪			3,000円	2,000円	1,000円
	四輪以上	乗用	自家用	-	-	2,700円
			営業用	5,200円	3,500円	1,800円
		貨物用	自家用	-	-	1,300円
			営業用	-	-	1,000円

(ii) 小型特殊自動車

農耕作業用自動車（刈取脱穀作業用自動車を含む） 2,400円

その他のもの 5,900円

c 二輪の小型自動車（小型二輪 250cc超 側車付を含む） 6,000円

※令和元年10月1日より、軽自動車を取得した際に課税される自動車取得税（県税）に代わり、軽自動車税環境性能割（県徴収）が導入されています。

エ 市たばこ税 1,000本につき6,552円（令和3年10月1日から）

オ 鉱産税 100分の1（ただし、課税標準額が200万円以下の場合は100分の0.7）

②目的税

ア 入湯税（1人1日につき）

a 宿泊の場合 150円（特に市長が認める者については30円）

b 宿泊しない場合又は引続き3日以上滞在する場合 50円

イ 国民健康保険税（令和4年度）

a 基礎課税（賦課限度額65万円）

(i) 所得割 100分の10.6

(ii) 均等割 被保険者1人につき 29,600円

(iii) 平等割 1世帯につき 22,000円

b 後期高齢者支援金（等）課税（賦課限度額20万円）

(i) 所得割 100分の3.3

(ii) 均等割 被保険者1人につき 9,300円

(iii) 平等割 1世帯につき 6,900円

c 介護納付金課税（40歳以上65歳未満の第2号被保険者）（賦課限度額17万円）

(i) 所得割 100分の2.7

(ii) 均等割 第2号被保険者1人につき 14,900円

(2) 市民税の課税標準額段階別税額

令和3年7月1日現在

課税標準額の段階等		令和3年度			
		課税標準額 (千円)	算出税額 (千円)	納税義務者数	
個人	均等割 (A)		206,717	59,062	
	所得割	10万円以下の金額	818,426	24,841	2,620
		10万円超 100万円	12,238,466	655,349	21,518
		100万円〃 200万円	22,050,528	1,216,677	15,320
		200万円〃 300万円	15,198,542	854,767	6,191
		300万円〃 400万円	11,180,342	649,261	3,209
		400万円〃 550万円	6,847,479	397,251	1,484
		550万円〃 700万円	2,786,310	154,746	418
		700万円〃 1,000万円	3,032,972	174,842	365
		1,000万円を超える金額	9,473,709	533,410	489
		計 (B)	83,626,774	4,661,144	51,614
	内訳	給与所得	68,857,254	3,881,330	42,336
		営業等所得	3,792,417	217,313	1,837
		農業所得	2,829,557	163,775	960
その他の所得		5,064,890	282,370	6,116	
分離(譲渡所得等)		3,082,656	116,356	365	
法人	均等割 (C)	—	390,001	3,367	
	法人税割 (D)	—	510,770	3,367	
合計 (A) + (B) + (C) + (D)		—	5,768,632	117,410	

課税標準額の段階等は総務省の「市町村税課税状況等の調」の区分による。

8 市有財産（物品、基金を除く）

（金額単位：千円）

年 度		R 1		R 2		R 3	
項 目	面積	土地 (地積㎡)	建物 (延面積㎡)	土地 (地積㎡)	建物 (延面積㎡)	土地 (地積㎡)	建物 (延面積㎡)
	本 庁 舎		23,795.58	0.00	23,795.58	0.00	23,795.58
その他の 行政機関	警察（消防）施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	その他の施設	44,606.60	15,028.53	46,591.84	15,028.53	45,698.46	15,028.53
公共用 財 産	学 校	867,424.65	217,207.72	859,760.65	214,688.61	859,966.20	214,378.90
	公 営 住 宅	189,653.37	75,615.86	189,653.37	75,464.16	189,653.37	75,051.78
	公 園	620,459.46	4,670.19	614,627.55	4,575.14	614,627.55	4,587.60
	その他の施設	2,084,961.68	183,367.84	2,090,044.66	184,482.50	2,091,356.26	186,253.28
山 林		8,087,839.18	0.00	8,029,465.24	0.00	8,029,465.24	0.00
普 通 財 産		925,184.38	15,806.67	931,793.43	18,360.61	924,165.76	14,798.76
計		12,843,924.90	511,696.81	12,785,732.32	512,599.55	12,778,728.42	537,409.07
県漁業信用基金協会出資証券		4,200		4,200		4,200	
八代森林組合出資金		24,926		24,926		24,926	
県信用保証協会出捐金		119,100		119,100		119,100	
県農業信用基金協会出資証券		13,230		13,230		13,230	
県農業公社出捐金		1,070		1,070		1,070	
県農業公社出資証券		340		340		340	
県中小企業振興公社出資証券		1,390		1,390		1,390	
県い業経営安定基金協会出資証券		74,890		74,890		74,890	
八代市学校給食会出捐金		5,000		5,000		5,000	
公益財団法人くまもと里海づくり協会出捐金		10,296		10,296		10,296	
県農業後継者育成基金出資金		9,911		9,911		9,911	
八代中高年齢労働者福祉センター出捐金		2,000		2,000		2,000	
(財)県林業従事者育成基金出捐金		21,070		21,070		21,070	
八代市土地開発公社出資金		3,000		3,000		3,000	
熊本県移植医療推進財団出捐金		7,800		7,800		7,800	
県暴力追放協議会出捐金		3,610		3,610		3,610	
県林業公社出資金		400		400		400	
県さわやか長寿財団出捐金		7,460		7,460		7,460	
県雇用環境整備協会出捐金		18,600		18,600		18,600	
八代市社会福祉事業団基本財産出資金		3,000		3,000		3,000	
八代市社会福祉事業団運用財産出資金		3,500		3,500		3,500	
砂防フロンティア整備機構出資金		102		102		102	
県環境整備事業団出捐金		87		87		87	
地方公共団体金融機構出資金		11,000		11,000		11,000	
株 券		250,366		239,276		239,276	

第三セクター（※本市出資割合50%以上の会社法法人のみ記載）

法人名	設立年月日	資本金	市出資額	市出資比率
さかもと温泉センター株式会社	平成8年4月1日	(千円) 86,450	(千円) 60,000	(%) 69.40
株式会社東陽地区ふるさと公社	平成16年11月1日	50,000	50,000	100.00
株式会社いずみ	平成10年4月1日	55,000	50,000	90.90

V 市民協働

1. 人権・同和対策	123
2. 人権同和教育啓発	123
3. 男女共同参画推進	124
4. 青少年健全育成	125
5. 協働と住民自治の推進	126
6. 市民活動支援	128
7. 交通安全	129



1 人権・同和対策

(1) 人権啓発推進事業

八代市人権問題啓発推進協議会（R3 年度 交付金 3,800 千円）

目的 同和問題をはじめさまざまな人権問題の解決、人権意識の普及、高揚を図るため、啓発活動を推進する。

設置 平成 3 年 5 月 20 日

事業内容
 ・人権セミナーやつしろ、地域講演会、部会セミナーの開催
 ・人権子ども集会・フェスティバル in やつしろの開催
 ・人権作品の募集・展示
 ・広報誌「しあわせ」発行
 ・啓発用ビデオ貸出など

構成 会長 1 人、副会長 4 人、理事 22 人、監査 2 人

・部会 (6 部会・54 機関団体)

・専門委員 (29 人)

(2) 人権同和政策事業

人権政策審議会

目的 人権政策事業の計画及び実施に関する事項を調査審議する。

設置 平成 17 年 8 月 1 日

構成 委員 9 人（地区代表 1 人・学識経験者 8 人）

任期 2 年

2 人権同和教育啓発

(1) 実施事業

事業名	実施回数		
	H31 (R1)	R2	R3
家庭教育学級での研修会	9	9	0
高齢者教室での研修会	0	0	0
各種団体・協議会での研修	5	0	1
行政機関での研修	7	0	4
学校（児童・生徒・教職員）での研修	1	0	1
企業・事業所等での研修会	9	0	0
地域交流事業	17	0	0
各種大会、研修会への参加	10	1	3
人権セミナーやつしろ	3	2 *1	3 *1
部落差別をはじめすべての差別をなくす人権子ども集会・フェスティバル in やつしろ	1	1 *2	1 *1
地域講演会、校区研修会	2	0	0
人権作品募集	4,372 (点)	3,157 (点)	3,737 (点)
八代市人権問題啓発推進協議会及び八代地域人権教育のための推進会議等の関係機関・団体との連携・協力			

*1 オンデマンドによる配信 *2 動画配信

(2) 人権啓発センター（千丁支所3階）

目 的 地域住民や人権に関わる機関・団体等のネットワーク化を図り、人権教育・人権啓発を総合的に推進する活動の拠点として設置する。

設 置 平成23年4月1日

センター機能

- ①学習機会の提供機能 セミナーや各種講座の開催、講師派遣・紹介事業などを行う。
- ②情報の提供機能 人権に関する情報を収集し、提供を行う。
- ③広報・啓発機能 各種啓発事業や広報活動を通して、人権啓発を行う。
- ④調査・研究機能 学習・啓発のための方法などの調査・研究を進める。
- ⑤展示機能 人権同和教育に関する展示を行う。
- ⑥相談機能 住民が安心して相談できる窓口を設置する。
- ⑦連携機能 地域や関係機関・団体と緊密に連携し、広く推進する。

事業内容

- ①人権相談業務 人権相談員を2人配置し、人権に関する様々な相談に、電話又は面談により対応する。(令和3年度 相談件数 延べ478件)
- ②人権おもいやりミニ講座 家庭や地域、職場等における人権教育・人権啓発を推進するための学習の場を提供する。(令和3年度2回開催 受講者数延べ50人)
- ③センターだよりの発行 住民への人権に関する情報の提供や啓発を図る。
(町内回覧版 年3回発行 ホームページWeb版 3タイトル掲載)
- ④映画上映会 各コミュニティセンターを会場に、人権啓発映画上映会を開催。
令和3年度 未実施
- ⑤人権啓発パネル展示 未実施

3 男女共同参画推進

(1) 計画の推進、進行管理

- ①男女共同参画都市宣言（平成21年6月19日）
- ②計画策定（平成21年3月）、改定（平成26年3月）、第2次計画策定（平成31年3月）

(2) 意識啓発

- ①イベント「いっそDEフェスタ」のオンライン開催【実績】令和3年度 申込数77人
- ②情報誌「Mi☆Rai」の発行（年1回）【実績】令和3年度 第18号発行
- ③アドバイザー派遣事業【実績】令和3年度 7回実施 合計726人受講

(3) 苦情解決の取り組み

- ①男女共同参画専門委員の設置（弁護士2人、臨床心理士1人）
- ②苦情等の受付及び解決の支援

(4) 女性のエンパワーメント

- ①男女共同参画推進セミナーの開催、女性人材リストの整備
【実績】女性人材リスト登録者31人（R4.3.31現在）
- ②審議会等への女性の登用状況調査
【実績】審議会、委員会等への女性の登用率31.4%（R3.3.31現在）
- ③地域リーダー育成研修派遣事業

(5) 推進体制

- ①八代市男女共同参画社会づくりネットワーク育成事業
【実績】会員数 15団体、15個人（R4.3.31現在）
- ②八代市男女共同参画審議会（平成17年8月設置、委員12人、任期2年）
- ③八代市男女共同参画行政推進委員会（平成17年8月設置、委員：副市長・部長、幹事：課かい長）

4 青少年健全育成

(1) 街頭指導業務

青少年の指導活動を行うために、八代市青少年指導員により、中央市街地や各校区等の通学路、青少年の溜まり場となりやすい場所、危険個所等の巡回指導を実施している。

①八代市青少年指導員（任期2年 定数250人以内 現在206人）

- ・中央指導員 指導員数 45人（7班体制）
- ・地域指導員 指導員数 161人（5支所・15校区）

②街頭指導状況（昼間：22：00まで、夜間：22：00以降） (R4.3月末現在)

	指導を実施した延べ回数			指導に従事した人員			指導した青少年の延べ人数
	昼間	夜間	計	昼間	夜間	計	
R1	322	0	322	1,670	0	1,670	100
R2	307	0	307	1,634	0	1,634	95
R3	292	0	292	1536	0	1536	55

(2) 相談業務

青少年相談員が、「ヤングテレホンやつしろ（相談窓口）」により、青少年や保護者等の不安や悩みの相談に対応している。

①相談方法：専用電話による相談のほか、メール、面接、訪問により対応

②相談時間：月～金曜日（9：00～17：00）

③相談事項及び相談件数（延べ件数） (R4.3月末現在)

	相談実数	不登校	いじめ	その他の学校内問題	進路就職転職	交遊(非行)	交友	家出	健康	家庭内問題	その他	計
R1	1,197	18	6	223	265	0	176	0	350	257	276	1,571
R2	549	6	20	25	84	0	53	0	205	75	81	549
R3	789	5	1	37	90	0	53	0	264	76	263	789

※1件の相談（相談実数）に対し、相談事項が多岐にわたるため、H30よりそれぞれの事項に計上している。

(3) 育成業務

青少年の健全育成のため、各関係機関・団体と連携及び情報交換を行い、青少年を取り巻く環境や状況を調査・把握し、青少年の非行防止に取り組む。

①社会を明るくする運動（強化月間：7～8月）

- ・さわやかヤングステージ
- ・さわやかコンサート
- ・薬物乱用防止教室
- 他

②各種協議会等との連携

- ・八代生徒指導連絡協議会
- ・八代地区高等学校生徒指導連絡協議会
- 他

5 協働と住民自治の推進

(1) 住民自治によるまちづくり

①住民自治によるまちづくり基本指針（平成19年9月策定）

めまぐるしい社会情勢の変化や本格化する地方分権の推進により、地域住民の協力体制の強化とともに、住民と行政の役割分担を明確にし、お互いを認め合う真のパートナーシップを築いていく。

基本理念 住民の身近な暮らしの単位である地域の個性豊かで独自のまちづくりと、暮らしの豊かさを実感できる強い地域経営力を実現することが、住民自治を基本とするまちづくりとなる。「やすらぎと活力にみちた 魅力かがやく 元気都市“やつしろ”」を住民と行政の共通目標とし、「加（か）たって、語（かた）って、協働によるまちづくり」を推進・展開していく。

②住民自治によるまちづくり行動計画（平成22年3月策定）

基本指針に示した理念を着実に推進していくため、26の施策、188の推進項目内容とスケジュールを盛り込み、さらに「住民が主体的に取り組むもの」「住民と行政が協働で取り組むもの」「行政が主体的に取り組むもの」の3つに振り分けている。

計画期間 平成22年度～26年度

③住民自治によるまちづくり行動計画（後期）（平成27年3月策定）

後期計画は、「住民自治によるまちづくり基本指針」に基づき策定した前期計画を引き継ぎ、地域住民の更なる自治力向上と主体的な運営ができるようなまちづくりの推進に取り組むため、7つの重点政策を盛り込んでいる。

計画期間 平成27年度～31年度

④八代市協働のまちづくり推進条例（令和元年8月施行）

協働のまちづくりの基本的な考え方やまちづくりの主体となる市民等と市の役割などの基本となるルールを定めた「八代市協働のまちづくり推進条例」を市民等へ広く啓発を図る。

⑤八代市協働のまちづくり推進計画（令和3年3月策定）

「八代市協働のまちづくり推進条例」に示された仕組みを具現化し、実効性を高めるため、市や市民、地域協議会などそれぞれの主体の役割を定めて、協働のまちづくりの基盤となる重要な取り組みを計画の「4本の柱」として設定している。

計画期間 令和2年度～6年度

(2) 地域協議会（概ね小学校区を単位とした新たな住民自治組織）

地域住民や各種団体等で構成され、地域の課題や問題点を協議し、解決する意思決定機関及び活動機関。

校区名	名称 設立年月日	校区名	名称 設立年月日
金剛	金剛まちづくり協議会 平成24年3月9日	植柳	植柳校区住民自治協議会 平成25年5月10日
代陽	代陽校区住民自治推進協議会 平成24年3月23日	昭和	昭和まちづくり協議会 平成25年4月26日
麦島	麦島住民自治協議会 平成24年3月28日	日奈久	日奈久住民自治会 平成25年6月16日
二見	二見住民自治協議会 平成24年4月20日	泉	泉まちづくり協議会 平成26年3月8日
東陽	東陽まちづくり協議会 平成24年5月8日	坂本	坂本住民自治協議会 平成26年4月11日
宮地東	東町地域まちづくり協議会 平成25年2月17日	郡築	郡築汐風まちづくり協議会 平成26年4月14日
八代	八代校区住民自治協議会 平成25年3月24日	高田	高田まちづくり協議会 平成26年4月24日
八千把	八千把校区まちづくり協議会 平成25年3月27日	鏡	鏡まちづくり協議会 平成26年4月27日

太田郷	明日の希望を創るまちづくり太田郷協議会 平成 25 年 3 月 29 日	宮 地	まちづくり協議会みやじ 平成 26 年 4 月 27 日
千 丁	千丁校区まちづくり協議会 平成 25 年 4 月 14 日	松 高	松高自治協議会 平成 26 年 4 月 29 日
龍 峯	龍峯校区まちづくり協議会 平成 25 年 4 月 14 日		

(3) 地域協議会連絡会議（地域協議会会長で構成される連絡会議）

目 的 地域住民による自主的・主体的なまちづくり及び八代市と連携・協力し協働で地域のまちづくりに取り組むための組織である地域協議会の円滑な運営と地域協議会間の情報共有や連携促進、地域が抱える共通課題の解消を図るとともに、行政からの情報提供や行政施策の提案等を行い、地域協議会と行政との連携強化を図る目的で設置。

発 足 平成 27 年 4 月 28 日

構成人数 21 人

令和元年度開催回数 会長会議 2 回、事務局長部会 2 回

令和 2 年度開催回数 新型コロナウイルス感染症対策のため未実施

令和 3 年度開催回数 会長会議 1 回、事務局長部会 1 回

(4) コミュニティセンター

目 的 拠点施設として地域住民、市民活動団体等による地域づくりを推進し特色ある地域社会の形成に資する。

設 置 平成 29 年 4 月 1 日

施 設 名	所在地	電話番号	令和 3 年度 利用者数 (人)
代陽コミュニティセンター	西松江城町 2-18	31-5507	18,752
八代コミュニティセンター	新地町 6-3	34-3479	13,482
太田郷コミュニティセンター	井上町 601-1	35-0222	41,941
植柳コミュニティセンター	植柳下町 4251-2	33-5909	11,632
麦島コミュニティセンター	古城町 2259	35-3822	28,413
松高コミュニティセンター	永碇町 754-2	34-8801	16,872
八千把コミュニティセンター	上野町 1193-1	35-0660	14,967
高田コミュニティセンター	本野町 505	34-3031	14,384
金剛コミュニティセンター	揚町 800-2	31-5553	6,367
郡築コミュニティセンター	郡築 6 番町 61-2	37-0175	5,592
宮地コミュニティセンター	宮地町 383	31-5557	3,309
宮地東コミュニティセンター	東町 5497-1	31-5557	86
日奈久コミュニティセンター	日奈久塩南町甲 13	38-2390	28,919
昭和コミュニティセンター	昭和明徴町 730-1	37-2741	4,932
二見コミュニティセンター	二見下大野町 2432-1	38-9932	4,482
龍峯コミュニティセンター	興善寺町 1952	39-0411	3,945

坂本コミュニティセンター	坂本町荒瀬 1307	45-2228	8,123
千丁コミュニティセンター	千丁町新牟田 1434	46-1720	14,099
鏡コミュニティセンター	鏡町内田 1339-1	52-7841	15,311
東陽コミュニティセンター	東陽町南 1285	65-2210	2,542
泉コミュニティセンター	泉町栗木 5866	67-2029	740

6 市民活動支援

(1) まちづくりを支える団体の育成と支援

① 市民活動団体支援

目 的	市民と行政の協働による活力あるまちづくり実現のために、市民活動の推進と市民活動団体に対する情報提供等の支援を行う。
事業内容	ア 各種NPOセミナー等開催 イ やつしろNPO情報誌 年4回発行 ウ 市民活動団体登録制度 R3年度末時点で42団体登録

(2) 市政協力員

委託方法	自治会又は町内会、区等から推薦された方と事務委託を締結する。
任期	2年（任期の始期4月1日）
委嘱方法	自治会又は町内会、区等から推薦された方を市長が委嘱する。
人数	330名
取扱い事務	①周知事項の伝達及び各種行政事務の連絡 ②市の各種印刷物等の配布及び回覧 ③市が必要と認める官公署及び各種団体の刊行物の配布及び回覧 ④各種証明に係る確認及び軽易な調査報告義務 ⑤住民実態調査への協力 ⑥寄付金等のとりまとめ及び収納 ⑦表彰者等の推薦 ⑧その他市長が特に必要と認める事務
委託料	①均等割額 月額15,000円 五家荘地区における地域手当 月額800円 ②世帯数割 月額70円/世帯
事務費	年額15,000円/人

7 交通安全

(1) 交通事故の推移

区分 年	全 国			熊 本 県			八 代 市		
	発生件数 (件)	死者 (人)	傷者 (人)	発生件数 (件)	死者 (人)	傷者 (人)	発生件数 (件)	死者 (人)	傷者 (人)
H29	472,165	3,694	580,847	5,786	73	7,369	270	9	335
H30	430,601	3,532	525,846	4,784	60	6,081	239	5	313
R 1	381,237	3,215	461,775	4,104	69	5,092	215	4	268
R 2	309,178	2,839	369,476	3,152	46	3,987	176	5	221
R 3	305,196	2,636	362,131	3,188	39	3,936	189	1	233

資料：熊本県警察交通事故統計、警察庁交通局交通事故統計 ※R2(八代市)は高速道路死傷事故1件含む

(2) 安全教育及び安全運動の推進

①幼児対策

- ア 幼稚園、保育園における交通安全指導の充実を図るため園の安全主任等の研修を実施し、各園における年間計画が完全実施されるように努める。
- イ 幼児交通安全クラブのリーダー研修会を開催するなど育成に努める。
- ウ 幼児交通安全クラブの組織ができない園は、保護者による交通委員選任をすすめ、委員研修など園と連携しての指導体制を整える。

②小・中・特別支援学校児童・生徒対策

- ア 教育委員会と連携し、交通安全主任研修会などを通して、学校現場における交通安全教育の充実を図る。
- イ 市内小・中・特別支援学校において自転車の安全な乗り方教室を実施する。又、児童・生徒が乗用する自転車の点検・整備を推進する。
- ウ 保護者の交通安全意識を高め、学校と地域の連携のもと、校区の実情に適した対策を推進する。
- エ 交通指導員の育成強化を図り、登下校（園）時の指導、保護、誘導の充実に努める。

③高齢者等一般市民対策

- ア 老人クラブ連合会と連携した交通安全講習会や、出前講座などの交通安全教育の充実を促進するとともに、警察、交通安全協会、交通指導員会、交通安全母の会などの関係団体の協力のもと実施する、交通安全キャンペーンなどの啓発活動を通して、交通事故の未然防止に努める。
- イ 交通安全母の会の自主事業を支援し、交通委員の育成と年間計画及び他団体との協同事業の推進を図る。
- ウ 高校・大学は学校と連携をとり合いながら対応する。

④運転者対策

- ア 交通安全協会を中心とした、法令講習会や施設の整備点検を行なうとともに、交通指導員会など関係機関と連携し、交通事故の未然防止に努める。
- イ 各事業所の安全運転管理者を軸に諸活動ができるよう安全運転管理者等協議会と連携し、啓発活動を推進する。

(3) 交通安全対策関係組織

八代市交通指導員

設置年月日 平成18年4月1日

目 的 本市における道路交通の安全保持と交通安全運動の推進を図る

委 嘱 次の各号に該当する者のうちから市長が八代警察署長の意見を聞いて委嘱

①本市各校区の八代地区交通安全協会支部又は地域協議会から推薦のあった者

②本市に住所を有する年齢満25歳以上80歳未満の者

ただし、再任のときはこの限りでない

③交通安全活動に熱意を持ち、心身強健で指導力を有すると認められる者

任 期 2年（再任を妨げない）

職 務 ①警察署その他交通安全推進機関と密接な連絡をとり、交通安全のために必要な指導及び交通安全思想の普及高揚に努めること

- ②園児・児童及び生徒の登下校時の通学路等において交通指導を行うこと
 ③本市が主催する各種事業等において交通指導及び交通整理を行うこと
 指導員現数 70人（令和4年6月1日現在）

(4) 市営駐車場

- ①中央駐車場 ※令和元年10月1日より、新庁舎建設に伴う公用車及び職員駐車場として利用のため供用休止中。

所在地 八代市松江城町4番35号
 供用時間 午前8時から午後9時30分まで
 駐車料金

料金区分		金額	備考
午前8時から 午後9時30分まで	1時間以内	100円	
	1時間を超える場合は30分増すごとに	50円	30分未満の端数は30分として計算

利用実績

年度	利用台数	利用額(千円)
H29	19,389	2,846
H30	18,759	2,722
R 1	8,825	1,575
R 2	0	0
R 3	0	0

- ②新八代駅東口駐車場

所在地 八代市上日置町4778番地
 供用時間 24時間
 駐車料金

供用時間	料 金		備 考
午前0時から 午後12時まで	20分まで	無料	・駐車時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
	20分～1時間まで	100円	
	以後1時間ごと	100円	
	10時間～24時間まで	1,040円	
月極駐車 (月額)	鉄道定期券所有者	6,280円	・月極駐車を希望の場合、申請が必要。
	その他の方	10,470円	

利用実績

年度	利用台数	利用額(千円)
H29	83,722	18,244
H30	81,399	15,803
R 1	74,214	13,488
R 2	35,248	6,547
R 3	44,919	8,420

委託先 アマノマネジメントサービス(株)福岡支店
 委託料 3,300千円

VI 文化・スポーツ

1. 文化振興	133
2. 市民スポーツ	142



1 文化振興

(1) 文化財保護

①伝統文化財保存事業（妙見祭）

概要 国指定重要無形民俗文化財・ユネスコ無形文化遺産である「八代妙見祭の神幸行事」の保存継承とともに、行列の円滑な進行を図るため、保存団体への支援を行う。また、妙見祭への市民の理解を深め、伝承基盤の強化と後継者育成を図り、妙見祭や八代の歴史と文化を生かした振興事業を行う。

※ 11月22日（神幸行列お下り・御夜）、11月23日（神幸行列お上り）

※ 令和3年度の神幸行列お下り・お上りは、新型コロナウイルス感染症拡大により中止。

組織

ア 「八代妙見祭保存振興会」（令和3年度市補助：2,691千円）

国指定重要無形民俗文化財の保護団体として、組織統合を経て平成22年11月30日に発足。妙見祭のより一層の振興と発展を図るための諸事業を行う。

イ 「八代市伝統文化活性化協議会」（令和3年度市補助：1,564千円）

「八代妙見祭活性化協議会」が、活動目的の拡充を図るため、平成28年4月1日に名称変更。妙見祭をはじめとする八代市内の伝統芸能及び文化の保存継承と地域伝統行事の活性化を図るための諸事業を行う。

②ユネスコ無形文化遺産活用事業

事業内容 ユネスコ無形文化遺産登録を契機として、九州内の登録団体・都市及び全国山・鉾・屋台保存連合会と連携した事業展開を行うとともに、妙見祭の魅力を発信し、ユネスコ効果を生かした交流人口の増加を図る。

ア 妙見祭案内所兼お土産販売所設置

事業費 令和3年度：495千円

③伝統文化財復元修復事業

概要 平成23年3月9日に国の重要無形民俗文化財に指定された「八代妙見祭の神幸行事」について、国指定文化財としての適切な保存継承を図る。

事業費 令和3年度：4,272千円 令和2年度：4,728千円 令和元年度：4,624千円
平成30年度：2,070千円 平成29年度：220千円

④指定文化財保存管理事業

ア 市内指定文化財等件数

(令和4年4月1日現在)

指定別	区分	有形文化財									民俗文化財		記念物			合計
	種別	建造物	絵画	書跡	典籍	古文書	彫刻	工芸品	考古	歴史資料	有形	無形	史跡	名勝	天然	
国指定文化財		2	0	1	0	0	2	1	0	0	0	1	2	3	0	12
県指定文化財		1	0	3	0	0	7	6	0	0	1	2	5	0	2	27
市指定文化財		40	2	5	1	0	11	19	16	9	6	24	53	1	8	195

国登録文化財	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
計	51	2	9	1	0	20	26	16	9	7	27	60	4	10	242

※上記以外で重要美術品 3 件、国選択無形民俗文化財 3 件（2 件は県指定重要無形民俗文化財と重複して選択）、地域を定めない国指定天然記念物 2 件（ニホンカモシカ・ヤマネ）が指定。

イ 指定文化財の保存活用、維持管理に伴う補助事業

a 指定文化財保存整備費補助金 令和 3 年度 : 5,311 千円 令和 2 年度 : 1,092 千円
令和元年度 : 1,487 千円 平成 30 年度 : 319 千円 平成 29 年度 : 91 千円

b 指定文化財管理費補助金 令和 3 年度 : 510 千円 令和 2 年度 : 447 千円
令和元年度 : 450 千円 平成 30 年度 : 450 千円 平成 29 年度 : 450 千円

c 民俗文化財維持管理費補助金

八代市民俗文化財保存連合会の公開活動補助

概 要 平成 27 年 12 月、市内の民俗文化財保存団体が結集し、過疎化や少子高齢化による後継者不足などの諸課題について、協調連携し効果的な保存継承を目指す統轄団体として八代市民俗文化財保存連合会が設立された。本年度は、傘下の各民俗文化財保護団体が実施する公開活用事業への助成や各団体の映像記録などの事業を行う。

事業費 令和 3 年度 : 718 千円 令和 2 年度 : 534 千円 令和元年度 : 718 千円 平成 30 年度 : 718 千円 平成 29 年度 : 718 千円

⑤文化財保護啓発事業

ア 八代の歴史や文化に関連した講座の開催

イ 史跡めぐり等の開催（史跡めぐり「国史跡八代城跡」、笠鉾組立見学ツアーなど）

ウ 文化財普及（文化財パネル、埋蔵文化財の展示活用等）

エ 文化財説明板、標本等の修繕

オ 文化財図書の刊行、配布・販売

カ 文化財防火デー（1 月 26 日）に伴う防火訓練の実施など、防火防犯意識の啓発

事業費 令和 3 年度 : 174 千円 令和 2 年度 : 679 千円 令和元年度 : 730 千円
平成 30 年度 : 730 千円 平成 29 年度 : 741 千円

令和 3 年度実績

a 出前講座利用者数 : 一般市民 137 人

b 史跡めぐり等参加者数 : 0 人（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の為に中止）

c 文化財防火デー : お祭りのでんでん館（令和 4 年 1 月 26 日）

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大の為に防火査察のみ実施

⑥八代市文化財保護委員会

設 置 教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関して教育委員会へ建議。（市条例により設置）

委員数 14 名（定員 15 名以内）

任期 2 年（任期 令和 3 年 8 月 1 日～令和 5 年 7 月 31 日）

事業費 令和 3 年度 : 182 千円 令和 2 年度 : 165 千円 令和元年度 : 165 千円
平成 30 年度 : 165 千円 平成 29 年度 : 200 千円

⑦埋蔵文化財の調査活用

ア 緊急発掘調査及び保存処理事業（※国庫補助事業）

a 緊急発掘調査

遺跡や遺跡周辺での各種開発工事について試掘確認調査を実施。

b 保存処理事業

市内の発掘調査で出土した木製品や金属製品などの遺物の保存処理を行い、八代市の貴重な文化財として継承し、活用を図る。平成 15 年度～24 年度は麦島城跡発掘調査で出土した建築部材の保存処理を実施。令和 2 年 7 月豪雨災害により保存処理部材の一部が被災したため、令和 3 年度より再処理を実施中。

事業費 令和 3 年度：12,703 千円 令和 2 年度：10,116 千円 令和元年度：1,665 千円
平成 30 年度：3,771 千円 平成 29 年度：2,511 千円

イ 埋蔵文化財管理活用事業

市内遺跡から出土した埋蔵文化財を西部文化財収蔵施設（旧西部小）で一元的に保管し、出土品及び記録類の分類整理作業を行っている。

事業費 令和 3 年度：2,293 千円 令和 2 年度：2,319 千円 令和元年度：2,229 千円
平成 30 年度：2,155 千円 平成 29 年度：2,056 千円

ウ 公共事業に伴う埋蔵文化財包蔵地の発掘調査

都市計画道路西片西宮線建設に伴う第 1 次埋蔵文化財発掘調査（西片稲村遺跡、西片下通丸遺跡、西片乙津遺跡）を、平成 26～28 年度にかけて実施し、報告書を刊行した。平成 29 年～令和元年度にかけて、新庁舎の建設予定地において「八代城跡」の発掘調査を実施した。令和 3 年度は西片乙津南遺跡南側の発掘作業と令和 2 年度に実施した箇所でも出土した遺物の整理作業及び報告書作成を行った。

事業費 令和 3 年度：44,869 千円
令和 2 年度：33,348 千円（令和元年度繰越 24,000 千円含む）
令和元年度：37,048 千円 平成 30 年度：86,200 千円（平成 29 年度繰越）

(2) 文化振興

①八代市文化振興懇話会

設置 平成 19・20 年度で策定、平成 26 年度に一部改定した八代市文化振興計画（平成 21～29 年度）の進行管理を行い、文化に関する施策を総合的・計画的に推進する。令和元年度からは第 2 次八代市文化振興計画の策定に向けた検討を行っている。

委員数 12 名
会議 令和 3 年度：2 回
事業費 令和 3 年度：109 千円

②八代市文化祭

目的 文化祭の開催を通じて、市内の各種文化活動団体に発表と参加の機会、及び市民に鑑賞の機会を提供し、本市の文化振興と市民文化の向上を図る。

期間 令和 3 年 9 月～10 月（新型コロナウイルス感染症拡大により、一部開催）

会場 市内各公共施設（八代市立博物館、お祭りでんでん館）

内容 展示（写真・書道・水墨画・美術）、短歌の各分野において、市民が日頃の活動成果を発表する。

実績

年度	来場者（人）	参加者（人）	委託費（千円）
H29	9,995	1,575	1,085
H30	8,888	1,391	1,085
R 元	8,303	1,305	1,537
R2	中止	中止	0
R3	1,930	302	343

③八代市伝統文化継承事業

八代市まちな先生派遣事業

目 的 次世代を担う子どもたちを対象に、文化芸術活動等に関する専門の知識や技能を有する講師（まちな先生）を派遣し、技術指導や体験教室を行うことで、伝統文化や近代文化の芸術・芸能の普及及び継承を図るとともに、本市の文化芸術の振興と発展につなげる。

事業主体 八代市文化協会（八代市委託事業）

内 容 受講を希望する団体がメニューの中から講座を選び申し込む。音楽や舞踊、美術、茶道、華道、伝統芸能など各分野の登録した講師（まちな先生）が、申し込みのあった学校・園等へ出向いて講座を行う。

年度	実施回数	受講者（人）	対象者
H29	146	4,504	未就学児～大学生 ※分野ごとに対象年齢あり
H30	130	4,001	
R元	137	5,649	
R2	86	3,381	
R3	91	2,097	

④八代市文化事業補助金

目 的 地域に残る文化資源を活用し、地域文化の振興を促進する事業、芸術・文化を活用し、地域の世代間や各種団体間の文化交流を促進する事業、市民に地域の芸術・文化活動に参加する機会を提供し、地域文化を担う人材育成に寄与する事業等を行う文化団体に対し、補助金を交付する。

実 績 (単位：千円)

団体名等	H29	H30	R元	R2	R3
八代市文化協会	607	547	547	547	547

⑤芸術文化大会等参加奨励費

目 的 文部科学省又は文化庁主催の各種芸術文化大会等に参加する芸術文化団体又は個人に対し、奨励のため補助金を支給する。

実 績

年度	開催地	参加者（人）	事業費（千円）
H29	宮城県	43	330
H30	長野県	46	368
R元	佐賀県	32	160
R2	高知県（ウェブ開催）	16	15
R3	和歌山県	6	30

(3) 文化施設

①厚生会館 (八代市西松江城町1-47) (休館中)

工 期 着工 昭和36年4月7日 竣工 昭和37年3月31日
 開 館 昭和37年7月18日
 敷地面積 10552.38㎡
 延床面積 4,921.71㎡
 建 物 (竣工時)

(単位：㎡)

階 別	館 別	本 館	別 館	合 計
地	階	345.10	631.12	976.22
1	階	2,122.12	796.79	2,918.91
2	階	644.08		644.08
3	階	382.50		382.50
合	計	3,493.80	1,427.91	4,921.71

本 館 地階は奈落。1・2階観客席(ワンスロープ)。3階は映写室・音響調整室。全館冷暖房、固定席 964席(収容人員1,200名)、楽屋(洋室4、シャワー室2)、舞台、花道、オーケストラピット、ホワイエ。
 別 館 地階はコントロール室。1階はグリル、大集会室(定員90名)、中集会室(定員50名)、小集会室(定員20名)、和室(定員30名)、館長室、事務室、休憩室。
 総 工 費 211,400千円
 本 館 85,597千円 別 館 26,844千円
 冷暖房換気設備 20,104千円 給排水衛生設備 7,080千円
 電気設備 22,656千円 舞台吊物 5,000千円
 諸 経 費 21,955千円 その他 22,164千円
 財源内訳 地方債 130,000千円 一般財源 81,400千円

【令和3年度自主文化事業実績】 (会場は鏡文化センター)

事業名		期 日	入場者
学 習 型 事 業	第48回 八代市高校演劇大会	12月18日(土) ～19日(日)	100人
	第35回 八代市高校演劇舞台技術講習会	8月初旬	新型コロナウイルス感 染防止のため中止
	第54回 八代市中学生音楽教室	10月18日(月)	
舞 台 芸 術 事 業	演劇ワークショップ	8月初旬	
ア ー ツ 事 業	令和3年度実績なし	—	—

厚生会館利用状況

(単位：件・人)

年 度	ホ ー ル		大集会室		中集会室		小集会室		和 室		ホワイエ		備 考
	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数	
H29	127	44,302	235	11,129	270	8,155	293	4,269	96	2,043	20	1,180	
H30	129	41,455	206	10,836	278	8,314	276	3,887	86	1,736	13	630	休館開始時期が数回変更された影響で利用者に迷惑がかかり、利用件数の減少を招いた。
R元	1	1,300	24	1,276	34	881	26	290	6	70	4	163	
R2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	令和元年6月1日より休館
R3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

②鏡文化センター（八代市鏡町内田468-1）

工 期 着工 平成9年10月31日 竣工 平成11年3月19日
 開 館 平成11年4月15日
 敷 地 面 積 11,603㎡
 延 床 面 積 3,623.85㎡（複合施設の為、図書館・公民館施設分含む）
 建 物 (単位：㎡)

1 階	3,187.47
2 階	308.24
3 階	105.42
ホール上部階	22.72
合 計	3,623.85

ホ ー ル 1・2階客席(ワンスロープ)。3階はピンスポット室。固定席594席、
 車椅子スペース4席、親子室12席、楽屋(洋室3)、舞台、リハーサル室、
 ホワイエ。

建設工事費 1,376,000千円（複合施設の為、図書館・公民館施設分含む）
 建 築 713,386 千円 舞 台 機 構 47,706 千円
 機 械 設 備 204,013 千円 外 構 39,650 千円
 電 気 設 備 167,615 千円 諸 経 費 他 203,630 千円
 財 源 内 訳 地 方 債 1,187,414 千円 一 般 財 源 188,586 千円

【令和3年度自主文化事業実績】

事 業 名		期 日	入 場 者
鑑賞普及型事業	林家たい平独演会	10月31日（日）	255名
	Lol	12月予定	新型コロナウイルス感染防止のため 中止
	お母さんといっしょ「ガラピコぷ〜」	1月29日（土）	
	GAMARJOBAT 猛烈・炸裂・ドッカンコメディ	3月6日（日）	
型市民参加	やつしろふるさと音楽祭	2月20日（日）	
業普舞及台型芸術	ホワイエライブ	11月予定	
業配WEB信事	やつしろWEB芸術祭	12月5日（日） 12月12日（日）	舞台8団体116名

鏡文化センター利用状況

(単位：件・人)

年度	ホール		ホワイエ		リハーサル室		楽 屋		研修室		視 聴 覚 室		備 考
	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数	
H 29	89	28,105	17	255	137	5,854	60	3,995	143	8,594	102	4,578	
H 30	121	15,110	47	480	169	4,640	74	1,850	135	4,030	105	2,356	
R 1	155	21,666	46	2,135	142	4,815	75	2,161	134	3,350	102	2,289	
R 2	70	5,546	0	0	39	416	41	306	117	2,408	57	666	コロナ感染予防のため、休館及び利用制限
R 3	63	7,536	0	0	35	559	31	331	93	2,827	70	1,654	コロナ感染予防のため、休館及び利用制限

使用料

(単位：円)

区 分		9時～12時	13時～17時	18時～22時	全 日	9時以前又は22時以降(1時間につき)	冷暖房(1時間当たり)	
ホ ー ル	入場料を徴収する場合(又は営利を目的とした宣伝行為を行う場合)	平 日	14,660	18,850	23,040	52,380	5,230	4,400
		土・日 休 日	17,800	25,140	29,330	67,040	6,280	4,400
	入場料非徴収	平 日	7,330	9,420	11,520	26,190	3,140	4,400
		土・日 休 日	9,420	11,520	13,610	31,420	4,400	4,400
舞 台	平 日	2,090	2,610	3,140	7,330	1,040	2,200	
	土・日 休 日	2,610	3,140	4,400	9,420	1,040	2,200	
ホ ワ イ エ		2,090	2,610	3,140	7,330	730	—	
リ ハ ー サ ル 室		1,040	1,570	2,090	4,400	550	440	
楽 屋		440	620	830	1,570	220	220	
研 修 室		1時間につき440円				440	440	
視 聴 覚 室		1時間につき440円				440	440	

③八代市民俗伝統芸能伝承館（愛称：お祭りでんでん館）

ユネスコ無形文化遺産に登録された八代妙見祭をはじめとした市内各地に伝わる民俗文化財を将来にわたり着実に保存継承するための活動支援を行うとともに、展示や公開によりこれらの魅力を発信し伝統文化財を活かした本市の活性化を図る。

ア 施設概要

所在地	八代市西松江城町1番47号（八代市厚生会館敷地内）		
工期	着工 令和元年（2019年）12月9日	竣工 令和3年（2021年）6月22日	
開館	令和3年（2021年）7月31日		
敷地面積	11383.50 m ² （八代市厚生会館含む）		
延床面積	1722.74 m ²		
建築面積	1907.93 m ²		
構造	鉄筋コンクリート+木造、一部鉄骨造、展示収蔵棟地上2階、会議棟地上1階		
事業費	1,357,395千円 ※金額は千円未満切り捨て		
	(内訳) 建築工事	779,600千円	既存施設解体設計 4,536千円
	電気設備工事	94,050千円	基本・実施設計 76,023千円
	機械設備工事	91,168千円	工事監理業務 31,848千円
	屋外付帯工事	13,640千円	展示物制作業務 177,869千円
	既存施設解体工事	69,250千円	備品購入費 16,737千円
	その他工事	2,593千円	その他 77千円
財源	(内訳) 地方債	1,213,400千円	
	基金	103,309千円	
	一般財源	40,686千円	

イ 展示棟

エントランス	デジタル絵巻（妙見祭祭礼絵巻、民俗文化財紹介、日本遺産紹介） 全国の山・鉾・屋台行事紹介パネル、市内民俗文化財紹介パネル とび出す絵本風ジオラマ 売店
お祭り体感シアター	笠鉾実物展示（実物大模型の場合あり） 3面大型マルチスクリーンによる映像放映（八代妙見祭、笠鉾解説、山・鉾・屋台行事）
お宝ギャラリー	笠鉾水引幕展示、祭りや民俗芸能で使用する用具や楽器などの展示

ウ 収蔵棟

笠鉾収蔵庫（9室）	各町内の笠鉾を収蔵
特別収蔵庫（1室）	各町内の水引幕を収蔵
その他収蔵庫（5室）	亀蛇、獅子など笠鉾以外の用具を収蔵
多目的室（1室）	笠鉾の組立・解体、用具の補修などのスペース

エ 会議棟

会議室 1	定員 25 名（一般貸出可）
会議室 2	定員 50 名（一般貸出可）
伝承ルーム	定員 90 名（一般貸出可、民俗芸能の公開や練習の場として利用可）

オ 観覧料・使用料

展示棟観覧料	エントランスは無料 エントランス以外は有料（大人 300 円、高大生 200 円、中学生以下無料）
--------	--

会議棟使用料

使用区分	午前	午後	夜間	全日	時間外
施設名	9 時～12 時	13 時～17 時	18 時～22 時	9 時～22 時	1 時間当たり
会議室 1	660 円	880 円	880 円	2,420 円	220 円
会議室 2	1,260 円	1,690 円	1,690 円	4,640 円	420 円
伝承ルーム	2,570 円	3,430 円	3,430 円	9,430 円	850 円

※冷暖房、音響等の付属設備使用料は別途

カ 利用実績

※R3 年度はオープン日（7/31）からの集計。

展示棟

年度	有料入館者数	無料入館者数	入館者合計
R3 年度	2,455 人	6,767 人	9,475 人

団体見学（展示棟入館者の再掲）

年度	団体数	人数
R3 年度	39 団体	1,872 人

※中学生以下の学校見学（無料）と一般の団体見学（有料）の合計

会議棟

年度	利用回数						利用人数
	会議室 1	会議室 2	1+2	伝承ルーム	多目的室	合計	
R3 年度	76 回	101 回	43 回	141 回	13 回	374 回	5,587 人

2 市民スポーツ

(1) 体育施設

①八代市総合体育館（八代市緑町 11-1）

工 期 着工 昭和 56 年 12 月 8 日 竣工 昭和 58 年 2 月

総 工 費 1,842,946 千円

建築主体工事 1,204,794 千円 電気設備工事 188,538 千円

機械設備工事 273,566 千円 舞台設備工事 81,300 千円

電波障害設備工事 5,320 千円 ブラインド、その他 5,250 千円

植栽工事 27,150 千円 設計委託 27,328 千円

工事管理委託 29,700 千円

財源内訳 国庫補助金 107,550 千円

地方債 1,563,800 千円（中小企業退職共済事業団の還元融資）

寄附金 1,400 千円

一般財源 170,196 千円

敷地面積 18,092.65 m²

建築面積 6,653.15 m²

延床面積 7,832.22 m²

規模・構造 地上 3 階建、鉄筋コンクリート及び鉄骨造

施設概要 大体育室（大アリーナ）1,728.00 m²（48×36m）

バレーボールコート 3 面、バスケットボールコート 2 面、バド
ミントンコート 10 面、ハンドボールコート 1 面、テニスコート
2 面、卓球 20 面

小体育室（小アリーナ）1,080.00 m²（36×30m）

バレーボールコート 2 面、バスケットボールコート 2 面、バド
ミントンコート 6 面、卓球 12 面、テニスコート 1 面

トレーニング室、会議室、研修室、和室

観客席 大体育室（大アリーナ）固定席 1,400 席

小体育室（小アリーナ）固定席連結型 92 席

設備概要 受水槽（35.00 m³）高架水槽（14.00 m³）、発電機（80KVA、非常用）、舞
台放送照明設備、テレビ共聴設備、照度（大アリーナ 3 段階 1,200Lx～
700Lx、小アリーナ 3 段階 900Lx～500Lx）、トップライト（大アリーナ
20 カ所、小アリーナ 8 カ所）、大アリーナ・小アリーナ・ホール冷暖房
設備

総合体育館使用状況

年 度	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3
利用者数(人)	117,166	139,302	137,059	35,036	77,870

使 用 料

令和元年 10 月 1 日施行

施設	使用区分		使用時間		9～13	13～17	17～22	全日	左記以外 1時間につき			
					円	円	円	円	円			
体 育 室	全 面 使 用	入場料 金等 を徴 収し ない 場 合	アマチュ アスポ ーツに 使用 する 場合	大体育室	円 5,500	円 5,500	円 8,800	円 19,800	円 1,640			
				小体育室	円 3,300	円 3,300	円 4,400	円 11,000	円 1,100			
			その他	大体育室	円 27,500	円 27,500	円 38,500	円 93,500	円 11,000			
				小体育室	円 22,000	円 22,000	円 33,000	円 77,000	円 11,000			
			営利を目的として使用する場合は、上記料金の10割増しをした額									
	部 分 使 用	入場料 金等 を徴 収し ない 場 合	アマチュ アスポ ーツに 使用 する 場合	大体育室	円 17,600	円 17,600	円 22,000	円 57,200	円 5,500			
				小体育室	円 14,300	円 14,300	円 18,700	円 47,300	円 4,400			
			その他	大体育室	円 44,000	円 44,000	円 55,000	円 143,000	円 16,500			
				小体育室	円 38,500	円 38,500	円 49,500	円 126,500	円 16,500			
			営利を目的として使用する場合は、上記料金に最高入場料(税込み)の100倍を加算した額									
	全面使用の高校生以下の使用料については上記使用料合計金額の半額とする。(その額に10円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。)											
	部 分 使 用	種 目	単 位	大・小体育室								
				一 般			高 校 生 以 下					
				バスケットボール	1面 1時間	660円			320円			
				バレーボール	1面 1時間	660			320			
バドミントン				1面 1時間	320			150				
卓球				1台 1時間	220			100				
テニス				1面 1時間	1,100 (大体育室のみ)			540 (大体育室のみ)				
ハンドボール	1面 1時間	1,100 (大体育室のみ)			540 (大体育室のみ)							
トレーニング室	1人 1回につき				220			100				
会議室	研修室・会議室				1時間 320円							
	和 室				1時間 440円							
冷暖房	大体育室	アマチュアスポーツで入場料を徴収しない場合			30分			5,230円				
		そ の 他			30分			8,380円				
		会 議 室			30分			150円				
冷暖房	小体育室	アマチュアスポーツで入場料を徴収しない場合			30分			1,570円				
		そ の 他			30分			2,610円				

②八代市民プール（八代市緑町 11 - 1）

増 改 築	昭和 55 年 12 月（50mプールコンクリート製 9 コース低盤嵩上工事） 平成 23 年 2 月（50mプールFRP防水へ改修）		
総 工 費	9,210 千円		
設 置	昭和 61 年 3 月 15 日（25mプールFRP製 6 コース、幼児プール SUS 製、 スライダーSUS製 2 連 15m）		
開放期間	7 月 1 日～8 月 31 日		
敷地面積	4,448.49 m ²		
規 模	管理棟、鉄骨造 2 階建延 472.50 m ² 1 階 事務室、ロッカー室（約 1,000 人分収容） 2 階 集会室、厨房		
総 工 費	191,850 千円		
	建築工事	136,500 千円	機械設備工事 41,150 千円
	電気設備工事	11,000 千円	植栽工事 2,920 千円
	フチ石工事	280 千円	
財源内訳	県補助金	3,000 千円	
	地方債	131,100 千円	（まちづくり特別対策事業債・中小企業 退職金共済事業団還元融資）
	一般財源	57,750 千円	

市民プール使用状況

年 度	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3
利用者数(人)	28,522	25,179	22,606	1,832	11,660

※利用者数は、プール及びプール集会室利用。

※R2 年度はプール閉鎖のため集会室利用者のみ

使 用 料

令和元年 10 月 1 日施行

区 分		50mプール	25mプール
団 体	一 般	全 面	1 時間 2,740 円
		コース別	1 コース 1 時間 410 円に利用 人数分の個人の使用料を加算 した額
	小・中・ 高校生	全 面	1 時間 1,370 円
		コース別	1 コース 1 時間 220 円に利用 人数分の個人の使用料を加算 した額
個 人	一 般	1 回 220 円	
	小・中・高校生	1 回 100 円	
	幼 児	1 回 50 円	
集 会 所	1 時間 440 円 冷暖房代 30 分 150 円		
	合宿に限り上記の使用料金額に 1 人 1 泊につき 220 円を加算する。		

※幼児とは 6 歳未満のものをいう。

③八代市テニスコート（八代市郡築四番町 136-2）

設 置	平成 13 年 7 月 1 日		
工 期	着工	平成 12 年 8 月 1 日	竣工 平成 13 年 6 月 29 日
総 工 費	1,732,630 千円		
	用地費	571,368 千円	造成工事 108,150 千円
	新設工事	522,480 千円	電気設備工事 108,150 千円
	給排水設備工事	28,966 千円	植栽工事 64,072 千円
	クラブハウス新築工事	210,515 千円	道路改良工事 60,142 千円
	設計委託	38,140 千円	工事監理委託 7,350 千円
	備品購入費	12,500 千円	事務費 797 千円
財源内訳	地方債	14,676,000 千円（地域総合整備事業債ふるさとづくり）	
	一般財源	265,130 千円	
敷地面積	36,186.00 m ² （4,000.00 m ² 平成 27 年 4 月 15 日購入）		
施設概要	テニスコート(16,206.00 m ²) 砂入り人工芝コート 16 面、夜間照明 12 面、 屋根付観覧スタンド 600 人収容 クラブハウス(775.00 m ²) 鉄骨造平屋建、会議室 90 人収容、更衣室、 シャワー室、トイレ 芝生広場(2,527.00 m ²) 駐 車 場(7,408.00 m ²) 大型車 5 台、乗用車 280 台 駐 輪 場(645.00 m ²) 自転車 300 台 広場・緑地(8,234.00 m ²) エントランス広場、多目的広場 アクセス道路(391.00 m ²) 進入道路、施設管理橋		

テニスコート使用状況

年 度	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3
利用者数(人)	52,701	50,080	42,357	31,876	33,889

使 用 料

令和元年 10 月 1 日施行

施設	単 位	一 般	高校生以下
テニスコート	1 時間 1 面	440 円	220 円
	大会 1 日 1 面	1,760 円	1,100 円
会議室	1 時 間	540 円	
	冷房代 30 分	150 円	
夜間照明	30 分 1 面	260 円	

④八代市立武道館（八代市松江城町 6 - 13）

設 置	昭和 54 年 4 月 1 日		
敷 地	1,500.52 m ²		
建物の構造	鉄骨 2 階建		
建物の延面積	1,907.44 m ²		
総 工 費	186,935 千円		
	建築主体工事	155,350 千円	電気設備工事 13,835 千円
	管工事	12,500 千円	外構工事 5,250 千円
財 源 内 訳	補助金	7,032 千円	
	地方債	123,000 千円	
	一般財源	56,903 千円	
施 設 内 容	1 階	932.84 m ²	（柔道、空手道場、管理人室）
	中 2 階	103.90 m ²	（男女更衣室）
	2 階	870.74 m ²	（剣道場）

武道館使用状況

年 度	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3
利用者数(人)	18,922	17,254	18,382	10,784	10,917

使 用 料

令和元年 10 月 1 日施行

区 分	個 人		団 体
	1 回	1 カ 月	1 時 間
一 般	60 円	780 円	660 円
高校生以下	30 円	380 円	320 円

⑤八代市民球場（八代市古閑中町 1495）

工 期	着工 昭和 59 年 6 月 11 日	竣工 昭和 60 年 3 月
敷 地 面 積	24,344.10 m ²	
球 場 面 積	11,493.26 m ²	
内野スタンド	1,213.63 m ²	外野スタンド 871.26 m ²
総 工 費	491,646 千円	
	建築主体工事	354,000 千円
	機械設備工事	33,600 千円
	事務費	1,031 千円
	散水設備工事	2,150 千円
	設計委託	10,150 千円
	浄化槽工事	18,100 千円
	電気設備工事	40,200 千円
	備品購入費	1,000 千円
	植栽工事	8,500 千円
	環境整備工事	20,670 千円
	球場出入口拡幅及び舗装工事 2,245 千円	
財 源 内 訳	（まちづくり特別対策事業費）	
	県補助金	5,000 千円
	地方債	312,900 千円（中小企業退職金共済事業団還元融資）
	”	70,800 千円（市町村振興資金）
	地方債	20,600 千円

寄附金 1,800 千円

一般財源 80,546 千円

収容人員 4,000 人(内野 2,000 人、外野 2,000 人)

駐車台数 自動車 192 台、自転車 183 台

施設の概要 事務室、医務室、会議室、本部、放送、記者室、記録室、選手控室、
選手更衣室、ダッグアウト、審判室、屋内練習場、砂置場

市民球場使用状況

年度	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3
利用者数(人)	27,606	21,759	20,045	16,369	17,128

使用料

令和元年 10 月 1 日施行

入場料金等を徴収しない場合	一 般		1 時間 660 円	
	高校生以下		1 時間 320 円	
入場料金等を徴収する場合	野 球	一 般	上 記 使 用 料 に	最高入場料(税込み) の 50 人分を加算した額
		高校生以下		最高入場料(税込み) の 30 人分を加算した額
		職 業		最高入場料(税込み) の 100 人分を加算した額
	そ の 他			
会議室	冷暖房使用料		30 分当たり 150 円	

◎サブグラウンド (八代市古閑中町 1495)

設 置 昭和 56 年 12 月

敷地面積 8,569.90 m²

運動行為面積 8,554.90 m²

防球ネット 8m×86m

使用料

令和元年 10 月 1 日施行

一 般	高校生以下
1 時間 320 円	1 時間 150 円

◎八代市弓道場 (八代市緑町 11-1)

工 期 着工 昭和 58 年 4 月 1 日 竣工 昭和 59 年 3 月 25 日

敷地面積 2,712.65 m²

建築面積 734.35 m²

床面積 643.35 m²

規模構造 鉄骨平屋建

弓道場概要 弓道場 10 人立 観客席 100 人

総工費 89,954 千円

本体工事 69,181 千円 管工事 6,900 千円

	電気工事	6,150 千円	植栽工事	1,690 千円
	設計委託	2,960 千円	備品購入費	2,280 千円
	その他	793 千円		
財源内訳	地方債	77,300 千円		
	一般財源	12,654 千円		

弓道場使用状況

年 度	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3
利用者数(人)	14,978	7,467	5,405	5,267	8,307

使 用 料

令和元年 10 月 1 日施行

個 人	一 般		高校生以下	
	1 回	120 円	1 回	60 円
	1 カ月	1,320 円	1 カ月	660 円
団 体	1 時間	320 円	1 時間	150 円
研修室	冷暖房使用料		30 分当たり	150 円

⑦八代市相撲場（八代市松江城町 7）

工 期 着工 昭和 58 年 11 月 25 日 竣工 昭和 59 年 3 月 25 日

敷地面積 451.80 m²

相撲場 144.00 m²

土俵屋根高さ 3.4m

土俵廻り 64m

最高高さ 5.5m

収容観客 800 人

控 室 55.29 m²

総 工 費 21,643 千円（一般財源）

使 用 料

令和元年 10 月 1 日施行

一 般		高校生以下	
1 時間	310 円	1 時間	150 円

⑧八代市球技場（八代市港町 3 丁目 1 番地）

工 期 着工 平成 8 年 1 月 26 日 竣工 平成 8 年 7 月 22 日

面 積 23,484.00 m²

基本仕様 球技面全面芝張 1 面

サブグラウンド全面芝張 1 面

駐車場 バス 5 台 乗用車 60 台

木造トイレ 1 棟

総 工 費 195,970 千円

競技施設工事 118,009 千円

造成工事 21,156 千円

植栽工事 15,399 千円

建築工事 17,346 千円

	設備工事	12,154 千円	実施設計委託	6,180 千円
	現場技術業務委託	5,726 千円		
財源内訳	地方債	188,700 千円	(市町村振興資金)	
	一般財源	7,270 千円		

球技場使用状況

年 度	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3
利用者数(人)	3,143	81	0	0	734

※H30 年度途中より養生のため貸出禁止

使 用 料

令和元年 10 月 1 日施行

八 代 市 球 技 場			
メイングラウンド		サブグラウンド	
一 般	540 円	一 般	220 円
高校生以下	270 円	高校生以下	100 円

⑨八代市百済来スポーツセンター（八代市坂本町田上 150）

設 置	昭和 55 年 12 月 12 日
敷地面積	9,289.00 m ²
運 動 場	5,472.00 m ²
施設概要	ソフトボール 2 面、駐車場 30 台

百済来スポーツセンター使用状況

年 度	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3
利用者数(人)	175	95	0	0	0

使 用 料

令和元年 10 月 1 日施行

一 般	高校生以下
1 時間 50 円	1 時間 30 円

⑩八代市千丁体育館（八代市千丁町新牟田 1869-1）

設 置	昭和 54 年 4 月 1 日
敷地面積	3,043.00 m ²
建築面積	1,076.00 m ²
延床面積	891.00 m ²
規模構造	平屋建て・鉄筋コンクリート造
施設概要	バレー 2 面、バスケットボール 1.5 面、バドミントン 4 面、卓球 8 台、 駐車場 70 台
総 工 費	127,491 千円

千丁体育館使用状況

年 度	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3
利用者数 (人)	23,906	20,952	20,940	15,571	16,217

使 用 料

令和元年10月1日施行

種 目	単 位	一 般	高校生以下
バスケットボール	1時間1面	410円	200円
バレーボール	1時間1面	410円	200円
バドミントン	1時間1面	200円	100円
卓 球	1時間1台	100円	50円
全面使用	1時間	730円	360円

⑪八代市千丁テニスコート (八代市千丁町古閑出 2449-5)

設 置 平成3年4月1日

敷地面積 4,072.00 m²

施設概要 テニスコート (2,417.00 m²) 砂入り人工芝4面、観覧スタンド252人
収容、駐車場41台 (駐輪場有り)

千丁テニスコート使用状況

年 度	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3
利用者数 (人)	7,204	8,048	8,830	7,139	6,374

使 用 料

令和元年10月1日施行

単 位	一 般	高校生以下
1時間1面	200円	100円
1日 1面	1,670円	830円

⑫八代市千丁東グラウンド (八代市千丁町太牟田 1131)

設 置 昭和54年4月1日

敷地面積 11,364.00 m²

運 動 場 8,874.00 m²

施設概要 ソフトボール2面、器具庫、トイレ、駐車場107台 (駐輪場有り)

千丁東グラウンド使用状況

年 度	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3
利用者数 (人)	12,024	13,257	13,474	12,994	15,061

使 用 料

令和元年 10 月 1 日施行

一 般	高校生以下
1 時間 100 円	1 時間 50 円

⑬八代市千丁西グラウンド（八代市千丁町古閑出 1419）

設 置 昭和 41 年

敷地面積 15,364.00 m²

運動場 8,670.00 m²

芝生広場 5,400.00 m²

施設概要 ソフトボール 1 面、芝生広場、ベンチ、トイレ、駐車場 59 台（駐輪場有り）

千丁西グラウンド使用状況

年 度	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3
利用者数（人）	19,123	15,818	14,893	14,229	16,239

使 用 料

令和元年 10 月 1 日施行

一 般	高校生以下
1 時間 100 円	1 時間 50 円

⑭八代市鏡体育館（八代市鏡町両出 1430）

設 置 平成 7 年 3 月 24 日

敷地面積 5,403.00 m²

建築面積 1,559.92 m²

延床面積 1,537.77 m²

建築構造 平屋建て・鉄筋コンクリート造

施設概要 大体育室 1,184.00 m²

バレーボールコート 2 面・バスケットボールコート 2 面、バドミントンコート 6 面、卓球 1 台、ミーティングルーム、会議室、事務室
駐車場 224 台（総合グラウンド共有）

総 工 費 277,651 千円

鏡体育館使用状況

年 度	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3
利用者数（人）	29,844	29,386	32,172	20,573	28,343

使 用 料

令和元年 10 月 1 日施行

種 目	単 位	一 般	高校生以下
バスケットボール	1 時間 1 面	410 円	200 円
バレーボール	1 時間 1 面	410 円	200 円
バドミントン	1 時間 1 面	200 円	100 円
全 面 使 用	1 時 間	730 円	360 円

⑮八代市鏡プール（八代市鏡町両出 1430）

設 置 平成7年3月24日
 敷地面積 1,126.00 m²
 施設概要 25m プール (25×15) 7コース、FRP製 水深1.1m-0.9m
 幼児プール スライダー付属、モザイクタイル、水深0.6m-0.3m
 管理棟 更衣室、トイレ、駐車場 224台（総合グラウンド共有）

鏡プール使用状況

年 度	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3
利用者数（人）	1,586	1,852	1,475	0	1,348

使 用 料 令和元年10月1日施行

区 分		25mプール	
団 体	一 般	1時間	830円
	小・中・高校生	1時間	410円
個 人	一 般	1回	100円
	小・中・高校生	1回	50円
	幼 児		

⑯八代市鏡武道館（八代市鏡町両出 1430）

設 置 平成7年3月24日
 敷地面積 1,204.00 m²
 施設概要 柔道場1面・剣道場1面・弓道場（4人立ち）・四半的道場（3人立ち）
 遠的場兼アーチェリー場（3人立ち）
 駐車場 224台（総合グラウンド共有）

鏡武道館使用状況

年 度	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3
利用者数（人）	19,136	19,350	19,350	9,694	14,117

使 用 料 令和元年10月1日施行

使 用 区 分	一 般	高校生以下
個 人	1回 40円	1回 20円
団 体	1時間 310円	1時間 150円

⑰八代市鏡テニスコート（八代市鏡町両出 1430）

設 置 平成7年3月24日（H21.8.1クレークコート2面を人工芝コートへ改修）
 敷地面積 2,760.00 m²
 施設概要 テニスコート
 砂入り人工芝4面、夜間照明
 駐車場 224台（総合グラウンド共有）

鏡テニスコート使用状況

年 度	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3
利用者数 (人)	14,190	13,795	14,621	8,839	12,212

使 用 料

令和元年 10 月 1 日施行

単 位	一 般	高校生以下
1 時間 1 面	200 円	100 円
1 日 1 面	1,670 円	830 円
夜間照明 1 時間 1 面につき		200 円

⑱八代市鏡相撲場（八代市鏡町両出 1430）

設 置 平成 7 年 3 月 24 日

敷地面積 1,204.00 m²

駐 車 場 224 台（総合グラウンド共有）

使 用 料

令和元年 10 月 1 日施行

一 般	高校生以下
1 時間 310 円	1 時間 150 円

⑲八代市鏡総合グラウンド（八代市鏡町両出 1430）

設 置 平成 7 年 3 月 24 日

敷地面積 19,550.00 m²

施設概要 300mトラック、野球・ソフトボール場 2 面兼用、夜間照明

駐車場 224 台（大型 3 台）

総 工 費 1,177,103 千円

鏡総合グラウンド使用状況

年 度	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3
利用者数 (人)	36,395	28,911	24,519	21,432	31,573

使 用 料

令和元年 10 月 1 日施行

使用区分	一 般	高校生以下
全面使用	410 円	200 円
半面使用	200 円	100 円

⑳八代市北新地グラウンド（八代市北新地 1205）

敷地面積 12,023.00 m²

北新地グラウンド使用状況

年 度	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3
利用者数 (人)	1,085	1,511	1,630	543	2,997

使 用 料

令和元年 10 月 1 日施行

一 般	高校生以下
1 時間 100 円	1 時間 50 円

㉑八代市東陽スポーツセンター（八代市東陽町南 1285）

設 置 平成 7 年 4 月 1 日

敷地面積 2,945.00 m²

建築面積 2,590.00 m²

建築構造 平屋建

施設概要 バレー2面、バドミントン10面、卓球台20台
 駐車場100台(運動公園駐車場と共有)

東陽スポーツセンター使用状況

年 度	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3
利用者数(人)	5,303	13,077	21,257	11,787	12,372

使 用 料

令和元年 10 月 1 日施行

種 目	単 位	一 般	高校生以下
バレーボール	1 時間 1 面	410 円	200 円
バドミントン	1 時間 1 面	200 円	100 円
卓 球	1 時間 1 台	100 円	50 円
全 面 使 用	1 時間	730 円	360 円

㉒八代市東陽運動公園（八代市東陽町南 1285）

設 置 平成 7 年 4 月 1 日

敷地面積 11,620.00 m²

施設概要 ソフトボール2面、夜間照明
 駐車場100台(運動公園駐車場と共有)

東陽運動公園使用状況

年 度	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3
利用者数(人)	6,100	※3,901	5,670	4,485	7,679

※H30はグラウンド排水改修のため減

使 用 料

令和元年 10 月 1 日施行

一 般	高校生以下
1 時間 100 円	1 時間 50 円

⑳八代市河俣山村広場（八代市東陽町河俣 2650-2）

設 置 平成 6 年 1 月 31 日
 敷地面積 9,145.00 m²
 施設概要 ソフトボール 1 面 駐車場 50 台

河俣山村広場使用状況

年 度	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3
利用者数（人）	2,220	3,165	4,840	4,646	4,350

使 用 料 令和元年 10 月 1 日施行

一 般	高校生以下
1 時間 50 円	1 時間 30 円

㉑八代市泉運動広場（八代市泉町下岳 3000）

設 置 平成 2 年 3 月 15 日
 敷地面積 8,960.00 m²
 管理棟面積 18.00 m²
 施設概要 防球ネット（H=5m×L80m）フェンス（H=2m×L131.7m）、夜間照明
 駐車場 100 台
 総 工 費 70,263 千円

泉運動広場使用状況

年 度	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3
利用者数（人）	2,841	8,204	10,465	4,265	4,417

使 用 料 令和元年 10 月 1 日施行

一 般	高校生以下
1 時間 50 円	1 時間 30 円

※令和 2 年度の利用状況については、下記の理由により利用者が減少した。

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止対策として
 - ① 令和 2 年 3 月 2 日より、全体育施設の新規予約受付停止
 - ② 令和 2 年 4 月 4 日～5 月 31 日の期間、全体育施設の利用停止
 - ③ 令和 3 年 1 月 18 日～2 月 7 日の期間、20 時以降の全体育施設の利用停止
- ・令和 2 年 7 月豪雨の発生により、八代トヨオカ地建アリーナを被災者用の避難所として使用。
 （期間：令和 2 年 7 月 4 日～10 月 25 日）

(2) 学校体育施設の社会体育等への開放

施行年月日 平成 17 年 8 月 1 日

目 的 市立小学校、中学校及び特別支援学校の体育施設等を、学校教育の管理運営に支障のない限り、一般市民の利用に供し、もって市民の体育の増進その他社会教育活動の向上を図るため開放する体育施設等

体育施設	屋内運動場・武道場	
	屋外運動場	運動場、テニスコート、相撲場及び夜間照明灯

使用料

(令和 4 年 4 月 1 日施行)

施設名	区 分	単 位	金 額	
屋内運動場 ・武道場	団体利用	バレーコート	1 面 1 時間	200 円
		バドミントンコート	1 面 1 時間	100 円
		テニスコート	1 面 1 時間	410 円
		剣道場	1 時間	100 円
		柔道場	1 時間	100 円
		多目的ホール	1 時間	100 円
		多目的室	1 時間	200 円
	団体利用以外	1 時間	1,040 円	
屋外運動場	運 動 場		無 料	
	テニスコート			
	相 撲 場			
	夜間照明灯	1 団体 1 時間	1,040 円	

- 備考 1 入場料、会費その他これに類する金銭を徴収する場合の使用料は、上記使用料の 2 倍に相当する額とする。
- 2 この表において「団体利用」とは、市内に居住、在勤又は在学する者が社会教育活動(スポーツ、レクリエーションを含む。)のため 10 人以上の団体をつくり利用する場合で、かつ、成人の責任者がいる場合の利用をいう。
- 3 屋内運動場及び武道場の高校生以下の利用については、上記使用料の半額(その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(3) 夜間照明施設設置状況

施設名	設置年月日	事業費			照明灯数
		一般財源	国庫補助	計	
代陽小学校	平成12年10月	千円	千円	千円	1kw×48灯(灯柱6本)
		21,044	6,340	27,384	223ルクス
八代小学校	平成10年9月	19,115	5,980	25,095	1kw×36灯(灯柱6本)
					239ルクス
太田郷小学校	平成7年8月	17,853	2,953	20,806	1kw×36灯(灯柱6本)
					262ルクス
植柳小学校	平成21年3月	16,854	8,611	25,515	1kw×32灯(灯柱6本)
					220ルクス
麦島小学校	平成11年9月	20,995	5,780	26,775	1kw×48灯(灯柱6本)
					258ルクス
松高小学校	平成9年2月	19,217	5,503	24,720	1kw×36灯(灯柱6本)
					281ルクス
八千把小学校	平成13年11月	20,855	6,340	27,195	1kw×48灯(灯柱6本)
					205ルクス
二見小学校	平成14年11月	19,040	8,260	27,300	1kw×48灯(灯柱6本)
					222ルクス
龍峯小学校	平成16年10月	15,409	3,071	18,480	1kw×32灯(灯柱4本)
					258ルクス
第五中学校	平成20年2月	17,314	8,411	25,725	1kw×32灯(灯柱6本)
					209ルクス
第六中学校	平成29年3月	25,488	0	25,488	1kw×32灯(灯柱6本)
					257ルクス
第八中学校	平成23年2月	19,161	4,989	24,150	1kw×32灯(灯柱6本)
					286ルクス
日奈久中学校	平成9年9月	15,503	4,050	19,553	1kw×48灯(灯柱8本)
					203ルクス
郡築運動広場	平成7年3月	18,446	9,220	27,666	1kw×48灯(灯柱8本)
					238ルクス
昭和農村広場	平成4年1月	13,565	6,778	20,343	1kw×48灯(灯柱8本)
					205ルクス
坂本中学校	昭和61年9月				1kw×40灯(灯柱8本)
					162ルクス
千丁中学校	昭和54年9月				1kw×32灯(灯柱6本)
					105ルクス
東陽小学校	平成27年2月	14,154	5,610	19,764	1kw×28灯(灯柱4本)
					334ルクス
泉第八小学校	平成12年10月				1kw×16灯(灯柱4本)
					381ルクス
泉中学校	平成11年4月				1kw×32灯(灯柱5本)
					300ルクス

※使用料1時間1,040円

(4) ゲートボール場の設備

施設数 108カ所 170コート、休憩所 85カ所設置

(5) スポーツ推進委員協議会

①スポーツ推進委員（旧体育指導委員）の役割

地域のスポーツ推進事業を実施する際の実技の指導や助言を行い、スポーツの楽しさを伝え、誰もが気軽にスポーツに親しめる環境をつくることを目的に市より委嘱する非常勤職員（任期2年）。

②在籍者数《令和4年3月31日現在》計61名

第一地域部会 20名（太田郷、八千把、龍峯、宮地・宮地東、千丁、東陽、泉）

第二地域部会 20名（代陽、八代、松高、郡築、昭和、鏡）

第三地域部会 21名（植柳、麦島、高田、金剛、日奈久、二見、坂本）

③主な事業

・スポーツ推進委員派遣事業 回数 10回、派遣人員 70名、参加人員 537名

・ニュースポーツ普及事業 実施回数 0回、人員 0名、参加人員 0名

(6) 市主催のスポーツ大会

①第16回八代市民体育祭

総合開会式 令和3年5月12日（木）

大会期日 令和3年6月20日（日）～9月5日（日）

※総合開会式及び24種目中12種目は中止

②第17回八代市校区対抗駅伝競走<中止>

開催日時 令和4年1月16日（日）

(7) 八代市大会等運営補助金

※平成29年度より観光振興課からスポーツ振興課へ事務移管。

設置目的 本市において、観光振興と経済発展に寄与する各種大会を誘致し、開催する者に対し補助金を交付する。

補助対象 次に掲げる要件に該当する大会

ア 市内において開催する大会参加者が100人以上の九州大会以上の規模の大会

イ 市内において開催する大会で、宿泊の実人数（以下「宿泊者数」という。）が50人以上のもの

ウ その他市長が適当と認める大会

※ただし、次に掲げる大会に対しては補助金を交付しない。

ア 政治的活動を目的とする大会

イ 宗教的活動を目的とする大会

ウ 個人又は、企業等の営利目的で開催する大会

エ 要領に定める補助金以外に助成等を受けて開催する大会

オ その他、市長が適当でないとする大会

補助金額 上限30万円

基準1 大会参加者に応じて、補助する。

大会参加者数	補助金額
100人以上 500人未満	20,000円
500人以上 1,000人未満	30,000円
1,000人以上	50,000円

基準 2 宿泊実績に応じて、補助する。

宿 泊 者 数	補 助 金 額
50 人以上 100 人未満	25,000 円
100 人以上 200 人未満	50,000 円
200 人以上 300 人未満	100,000 円
300 人以上 400 人未満	150,000 円
400 人以上 500 人未満	200,000 円
500 人以上	250,000 円

補助実績

年 度	交付団体数	補助金交付額
H29	27	1,800,000 円
H30	29	1,995,000 円
R 1	21	1,745,000 円
R 2	8	320,000 円
R 3	24	1,205,000 円

(8) 八代市合宿応援補助金

※平成 29 年度より観光振興課からスポーツ振興課へ事務移管。

設置目的 本市において、観光振興と経済発展に寄与する各種合宿を行う者に対して補助金を交付する。

補助対象 本市において開催されるスポーツ・文化活動等の技術等の向上のために実施される合宿で以下の全ての要件を満たすもの

ア 高等学校、高等専門学校、短期大学、大学等の学生または社会人によって構成される団体であること

イ 市内の宿泊施設を利用していること

ウ 市内の施設等を利用していること

エ 1 回の合宿における延べ宿泊者数が 20 人以上であること

補助金額 上限 20 万円

区分	補助金の額
高等学校及び高等専門学校の 1 学年から 3 学年まで	500 円 × (延べ泊数)
高等専門学校の 4 年生及び 5 年生並びに専攻科、短期大学、大学及び社会人	1,500 円 × (延べ泊数)

※平成 28 年度より 2,000 円から 1,500 円に変更

※令和 3 年度より 500 円交付の区分を追加

補助実績

年 度	交付団体数	補助金交付額
H29	8	690,500 円
H30	6	436,500 円
R 1	2	200,000 円
R 2	1	45,000 円
R 3	16	713,000 円

VII 消防・防災

1. 消	防	163			
2. 非	常	備	消	防	164
3. 危	機	管	理	165	



1 消 防

(1) 八代広域行政事務組合 消防本部

①階級別実員数 241名

消防正監1人、消防監5人、消防司令長7人、消防司令20人、消防司令補61人、
消防士長38人、消防副士長36人、消防士72人、その他の職員1人

②現有消防力 消防車両57台

＜本部＞ 本部連絡車、防災指導車、査察指導車、危険物広報車、災害連絡車、事務連絡車、人員搬送車、本部搬送車、支援車I型

＜八代消防署＞ 水槽付ポンプ車、化学車、ポンプ車、高規格救急車2、救急普及啓発広報車、屈折はしご車、救助工作車、資機材搬送車、水難救助支援車、水槽車、指揮車、消防自動二輪車3、非常用消防ポンプ車、非常用救急車、重機、重機搬送車

＜新開分署＞ 高所放水車、大型化学車、泡原液搬送車、ポンプ車、高規格救急車、広報車

＜日奈久分署＞ ポンプ車、高規格救急車、災害対応広報車

＜坂本分署＞ ポンプ車、高規格救急車、災害対応広報車

＜鏡消防署＞ 水槽付ポンプ車、ポンプ車、高規格救急車2、救助工作車、指揮車、消火通報訓練指導車、人員搬送車、津波・大規模風水害対策車、水陸両用バギー

＜泉分署＞ ポンプ車、非常用消防ポンプ車、高規格救急車、災害対応広報車

＜氷川分署＞ ポンプ車、高規格救急車、災害対応広報車

③活動状況

年	火 災 発 生					救 急		
	出火 件数	焼損 棟数	焼 損 面 積		罹 災 世帯数	損害見積額 (千円)	出場件数	搬送人員
			建物(m ²)	林野 (a)				
H29	55 (49)	53 (47)	1,575 (1,117)	125 (125)	26 (22)	169,427 (133,743)	7,189 (6,520)	6,742 (6,101)
H30	50 (41)	24 (21)	834 (752)	0 (0)	15 (14)	42,973 (37,386)	7,394 (6,572)	6,950 (6,156)
H31	36 (31)	46 (45)	3,570 (3,570)	0 (0)	23 (22)	179,240 (179,199)	7,397 (6,704)	6,914 (6,314)
R2	35 (33)	25 (24)	1,767 (1,762)	0 (0)	15 (14)	79,500 (78,449)	6,898 (6,228)	6,420 (5,788)
R3	58 (54)	61 (57)	2,985 (2,862)	0 (0)	27 (25)	105,456 (95,050)	6,829 (6,167)	6,409 (5,779)

※ () 内数字は、八代市分。

④庁舎の状況

項 目	敷地面積 (m ²)	建物の構造	延べ面積 (m ²)	総工費 (千円)	職 員 (人)
消 防 本 部 八 代 消 防 署	7,607.48	鉄骨一部鉄筋 コンクリート造2階建	4,356.74	2,116,402	110
新 開 分 署	2,188.27	鉄筋コンクリート1階建	385.00	74,531	26
日 奈 久 分 署	2,502.00	鉄骨1階建	489.99	321,229	18
坂 本 分 署	534.33	軽量鉄骨1階建	217.83	30,250 (5年リース費用)	14
鏡 消 防 署	6,420.23	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨3階建	2,237.39	694,043	45
泉 分 署	1,926.65	鉄筋コンクリート1階建	230.00	49,063	14
氷 川 分 署	6,080.00	鉄骨1階建	479.22	473,118	14

(2) 消防施設

消火栓 1,769(1,592) 詮 防火井戸・突井戸 777(768) カ所 防火水槽 626(550) 基

※()内数字は、八代市分

2 非常備消防

(1) 消防団

分 団 数	72 分団	
消防団員の階級	団長 1 人	副団長 17 人
	指導員 8 人	分団長 73 人 (女性消防隊含む)
	副分団長 73 人 (女性消防隊含む)	部長 134 人
	班長 391 人	団員 1,520 人
消防団員の定員	条例定数 2,500 人	実員数 2,217 人 (R4.4.1)
団員の任期	団長・副団長・指導員は 4 年、分団長は 4 年または 2 年 副分団長・部長・班長・団員は、任期なし	
報酬 (年額)	団長 150,000 円	副団長 120,000 円
	指導員 83,000 円	分団長 63,000 円
	副分団長 45,500 円	部長 40,000 円
	班長 37,000 円	団員 36,500 円
団保有消火機動力	消防ポンプ車 6 台	
	小型ポンプ付積載車 121 台	
	小型動力ポンプ 96 台	
退職報償金 (平成 26 年 4 月 1 日改定施行)		

(単位：千円)

階 級	勤 務 年 数					
	5 年以上 10 年未満	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上 30 年未満	30 年以上
団 長	239	344	459	594	779	979
副 団 長	229	329	429	534	709	909
分 団 長	219	318	413	513	659	849
副 分 団 長	214	303	388	478	624	809
部長・班長	204	283	358	438	564	734
団 員	200	264	334	409	519	689

(2) 消防賞じゅつ金

条例制定年月日	平成 17 年 8 月 1 日
目 的	消防業務に従事するに当たって災厄を被った消防団員に対し功労の程度に応じ、賞じゅつ金を授与し、その功労に報いるため。
種 類 及 び 授与の対象	①殉職者賞じゅつ金 殉職者の遺族 (範囲、順位は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第 9 条及び第 9 条の 3 第 2 項による) ②殉職者特別賞じゅつ金 殉職者の遺族 (範囲、順位は、政令第 9 条及び第 9 条の 3 第 2 項による) ③障害者賞じゅつ金 災厄を被った本人
支 給 額	平成 17 年 8 月 1 日改定適用 ①殉職者賞じゅつ金 490 万円以上、2,520 万円以下とし、功労の程度によって定める。 なお、殉職者特別賞じゅつ金を授与する場合は賞じゅつ金は授与しな

い。

②殉職者特別賞じゅつ金

3,000万円

③障害者賞じゅつ金

障害等級	功労の程度による支給額
第1級	20,600,000円以下4,900,000円以上
第2級	15,500,000円 〃 4,600,000円 〃
第3級	13,600,000円 〃 4,100,000円 〃
第4級	12,100,000円 〃 3,600,000円 〃
第5級	10,300,000円 〃 3,100,000円 〃
第6級	9,000,000円 〃 2,800,000円 〃
第7級	7,600,000円 〃 2,300,000円 〃
第8級	6,400,000円 〃 1,900,000円 〃

(注) 障害等級は、非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令第3条別表第2の定めによる。

3 危機管理

(1) 防災

指定緊急避難場所一覧（津波時を除く）

	避難所施設数	最大収容人数	コロナ対策収容人数
本 庁	64	32,101	12,176
坂本支所	10	3,140	1,186
千丁支所	4	1,952	733
鏡支所	7	3,986	1,483
東陽支所	4	1,698	638
泉支所	9	1,282	401
特別避難所	2	200	75
合 計	100	44,359	16,692

通常は、1人当たり1.5㎡で収容人数を計算、コロナ対策時は1人当たり4㎡で計算収容人数を計算

備蓄倉庫及び水防倉庫 (R4.3.31現在)

	備蓄倉庫		水防倉庫 箇所数
	箇所数	食糧備蓄量	
本 庁	29	33,750	7
坂本支所	3	0	1
千丁支所	2	0	1
鏡支所	3	1,500	3
東陽支所	2	600	0
泉支所	1	650	1
合 計	40	36,500	13

※東陽支所水防倉庫は支所内備蓄倉庫にて一括保管

※食糧備蓄量はアルファーマで換算 (単位：食)

主な備蓄品	毛布・タオル・アルファーマイ・缶詰・紙おむつ・トイレットペーパー・ブルーシート、発電機、投光器、組立式簡易トイレ、避難所用簡易間仕切りセット等
主な水防備品	スコップ・杭・かけや・土嚢袋等

自主防災組織 (R4.3 現在)

	組織数	加入世帯数
本 庁	66	38,272
坂本支所	63	1,458
千丁支所	16	2,909
鏡 支 所	23	5,923
東陽支所	20	690
泉 支 所	33	639
合 計	221	49,891

※八代市結成率 87.96% (R4.3)

(2) 八代市国民保護計画

目 的	国民保護計画は、武力攻撃や大規模テロなどが発生した場合、住民の避難や避難住民の救援などの国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためあらかじめ作成する計画で、住民の生命や財産を保護することを目的とする。
計 画 内 容	国民保護措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定める。
根 拠 法	国民保護法（正式には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」といい、武力攻撃などから国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための国・地方公共団体等の責務、避難・救援・武力攻撃災害への対処等の措置が規定されている。）

(3) 八代市危機管理指針

目 的	危機管理指針は、八代市域及びその周辺において、危機事態が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、本市が実施する危機管理に関する基本的事項を定めることにより、総合的かつ計画的な危機管理体制の整備を推進し、危機事態の発生を未然に防止し、又は発生した危機事態に迅速に対応し、被害の防止・軽減を図ることを目的とする。
指 針 の 内 容	対象となる危機事態、組織体制並びに事前対策、応急対策及び事後対策の基本的事項を示す。

VIII 環 境

1. 環境保全対策	169
2. 環境衛生対策	178
3. 廃棄物対策	179
4. 廃棄物処理	182
5. 斎場	190



1 環境保全対策

(1) 公害苦情等の件数

①公害苦情等の件数

(単位:件)

種類 年度	大気 汚染	水質 汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌 汚染	地盤 沈下	その他	計
H29	59	9	18	1	6	0	0	174	267
H30	53	31	22	1	14	0	0	78	199
R1	79	16	20	2	16	0	0	79	212
R2	57	5	28	2	14	0	0	102	208
R3	48	5	18	4	12	0	0	105	192

②令和3年度発生源別苦情件数内訳

(単位:件)

発生源 種類別	農 業 ・ 畜 産	漁 業	鉱 業	建 設 業	製 造 業	電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	運 輸 ・ 通 信 業	卸 売 ・ 小 売 業 ・ 飲 食 業	サ ー ビ ス 業	公 務	そ の 他							合 計		
											公 園	家 庭 生 活	事 務 所	道 路	空 き 地	神 社 ・ 寺 院 等	そ の 他		不 明	
典 型 7 公 害	大気汚染			1	3	6			1	1		34					1	1	48	
	水質汚濁						1										2	2	5	
	騒音			1	1	3		1	5	1		5							1	18
	振動				1	1		1	1											4
	悪臭					2			3				4					2	1	12
	土壌汚染																			0
	地盤沈下																			0
計			2	5	12		2	5	6	2		43					5	5	87	
そ の 他	1	1		8	3				2	2		69					2	17	105	
合 計	1	1	2	13	15		2	5	8	4		112					7	22	192	

(2) 公害の現状

①大気

ア 二酸化硫黄 (年平均値)

(ppm)

測定局 年度	八代東高校 (一般環境測定局)	八代市保健センター (一般環境測定局)	八代 (自動車排ガス測定局)
H28	0.002	0.002	0.002
H29	0.002	0.002	0.003
H30	0.002	0.002	0.003
R1	0.002	—	0.003
R2	0.001	—	0.001

出典：「大気・化学物質・騒音等環境調査報告書第56報」熊本県環境生活部（令和3年9月）発行

※平成30年度（2018年度）末に八代市保健センター局は廃止。

※八代東高校局は令和2年度末に八代市役所局を移設。

イ 二酸化窒素 (年平均値)

(ppm)

測定局 年度	八代東高校 (一般環境測定局)	八代八千把 (一般環境測定局)	八代市保健センター (一般環境測定局)	八代 (自動車排ガス測定局)
H28	0.009	0.007	0.007	0.014
H29	0.008	0.007	0.006	0.013
H30	0.008	0.006	0.006	0.013
R1	0.008	0.006	—	0.011
R2	0.007	0.005	—	0.010

出典：「大気・化学物質・騒音等環境調査報告書第56報」熊本県環境生活部（令和3年9月）発行

※平成30年度（2018年度）末に八代市保健センター局は廃止。

※八代東高校局は令和2年度末に八代市役所局を移設。

ウ 浮遊粒子状物質 (年平均値)

(mg/m³)

測定局 年度	八代東高校 (一般環境測定局)	八代八千把 (一般環境測定局)	八代市保健センター (一般環境測定局)	八代 (自動車排ガス測定局)
H28	0.018	0.021	0.019	0.018
H29	0.018	0.019	0.017	0.016
H30	0.018	0.018	0.014	0.015
R1	0.016	0.017	—	0.014
R2	0.016	0.016	—	0.019

出典：「大気・化学物質・騒音等環境調査報告書第56報」熊本県環境生活部（令和3年9月）発行

※平成30年度（2018年度）末に八代市保健センター局は廃止。

※八代東高校局は令和2年度末に八代市役所局を移設。

②水質

ア 河川の水質 (BODの年平均)

(mg/l)

水域名	河川名	地点名	類型	環境基準値	年 度				
					H28	H29	H30	R1	R2
球磨川	球磨川	坂本橋	A	2以下	0.6	0.5	0.6	0.6	0.6
		横石	A	2以下	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6
		新萩原橋	A	2以下	0.5	<0.5	0.5	<0.5	0.8
		金剛橋	A	2以下	0.5	0.6	0.5	0.5	0.7
	前川	前川橋	A	2以下	0.5	0.6	0.6	0.5	0.8
氷川等	氷川	白岩戸	A	2以下	<0.5	<0.5	0.5	0.7	<0.5
	大鞘川	第二大鞘橋	B	3以下	0.9	1.2	1.0	1.2	0.9
その他	水無川	産島橋	-	-	18	11	11	17	11
	流藻川	千鳥橋	-	-	1.4	-	-	-	-
		流藻川河口	-	-	1.3	1.5	1.5	2.1	1.2

出典：「令和2年度(2020年度)水質調査報告書(公共用水域及び地下水)」
熊本県(令和3年(2021年)9月)発行

イ 海域の水質 (CODの年平均)

(mg/l)

水域名	地点名		類型	環境基準値	年 度				
					H28	H29	H30	R1	R2
八代地先	St-1	水無川河口	C	8以下	2.3	2.1	2.1	2.6	2.5
	St-2	八代港内	C	8以下	2.0	2.0	1.9	2.1	2.4
	St-3	大鞘川地先	B	3以下	2.0	1.9	1.8	2.6	2.4
	St-4	水無川地先	B	3以下	2.0	1.9	1.7	2.1	2.2
	St-5	前川河口	B	3以下	1.9	1.9	1.7	2.0	2.1
	St-6	水無川地先	A	2以下	1.9	1.8	1.8	2.2	2.2
	St-7	前川地先	A	2以下	1.8	1.7	1.9	2.0	2.2
	St-8	球磨川河口	B	3以下	2.0	1.9	1.7	2.0	2.1

出典：「令和2年度(2020年度)水質調査報告書(公共用水域及び地下水)」
熊本県(令和3年(2021年)9月)発行

ウ 主な工場の排水水質(年平均)

(mg/l)

工場名	項目	年 度				
		H29	H30	R1	R2	R3
日本製紙(株)八代工場	S S	17	18	20	22	22
	COD	40	40	40	39	46
KJケミカルズ(株)八代工場	S S	9	7	8	10	8
	COD	10	9.8	10	10	9.8
YKKAP(株)九州製造所	S S	<1	<1	<1	<1	<1
	COD	7.8	8.2	8.0	7.9	8.3

※八代市調査結果

③悪臭

ア 主要な事業場の敷地境界線における特定悪臭物質

事業場及び項目		日本製紙(株)八代工場			
		硫化水素	メチルメルカプタン	硫化メチル	二硫化メチル
H29	最大値(ppm)	0.018	0.0019	0.003	<0.0009
	最小値(ppm)	<0.002	<0.0002	<0.001	<0.0009
	基準超過回数 ／測定回数	0/12	0/12	0/12	0/12
H30	最大値(ppm)	0.019	0.016	0.004	<0.0009
	最小値(ppm)	<0.002	<0.0002	<0.001	<0.0009
	基準超過回数 ／測定回数	0/12	0/12	0/12	0/12
R1	最大値(ppm)	0.044	0.0012	0.005	<0.0009
	最小値(ppm)	<0.002	<0.0002	<0.001	<0.0009
	基準超過回数 ／測定回数	3/12	0/12	0/12	0/12
R2	最大値(ppm)	0.010	0.0019	0.005	<0.0009
	最小値(ppm)	<0.002	<0.0002	<0.001	<0.0009
	基準超過回数 ／測定回数	0/12	0/12	0/12	0/12
R3	最大値(ppm)	0.018	0.0011	0.002	<0.0009
	最小値(ppm)	<0.002	<0.0002	<0.001	<0.0009
	基準超過回数 ／測定回数	0/12	0/12	0/12	0/12

※八代市調査結果

④地下水位(年平均)

(海面海拔高度:m)

観測井名	地層区分	年平均水位			
		H30	R1	R2	R3
麦島小学校	S	1.04	1.05	1.09	1.05
日奈久新開町	S	0.02	0.03	0.03	0.04
南平和町	S	0.28	0.31	0.32	0.32
古閑上公民館	S	0.84	0.85	0.90	0.84
第七中学校	D I	-0.28	-0.24	-0.23	-0.22
八代清流高校	F	2.59	2.56	2.63	2.54
降雨量(mm)		1961.0	1924.5	2558.0	2121.0

※F・・・扇状地礫層 S・・・島原海湾層 D I・・・未区分洪積層 I層 D II・・・未区分洪積層 II層

(3) 法令に基づく公害規制

①大気汚染防止法

ア いおう酸化物の排出規制(K値)

区域	K値
(旧)八代市の区域	11.5
その他の区域	17.5

②水質汚濁防止法

工場・事業場名	pH	規制基準値					
		SS (mg/ℓ)		COD (mg/ℓ)		BOD (mg/ℓ)	
		日最大	日平均	日最大	日平均	日最大	日平均
日本製紙(株)八代工場	5.8～8.6	50	35	80	65	80	65
KJケミカルズ(株)八代工場	5.8～8.6	40	18.5*	45	35	80	60
メルシャン(株)八代工場	5.8～8.6	50	35*	30	20	30	20
YKKAP(株)九州製造所	5.8～8.6*	25*	20*	25	20	—	—

※市と締結している環境保全協定で規定している協定値

③悪臭防止法

(ppm)

特定悪臭物質	臭気強度			基準適用年月日
	2.5	3	3.5	
アンモニア	1	2	5	昭和49年3月1日
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01	
硫化水素	0.02	0.06	0.2	
硫化メチル	0.01	0.05	0.2	
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07	
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1	昭和53年4月1日
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5	
スチレン	0.4	0.8	2	
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2	平成3年6月1日
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006	
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004	
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01	
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5	平成8年1月1日
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08	
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2	
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	0.05	
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	0.01	
イソブタノール	0.9	4	20	
酢酸エチル	3	7	20	
メチルイソブチルケトン	1	3	6	
トルエン	10	30	60	
キシレン	1	2	5	

※ は、八代市の規制基準

④騒音規制法

ア 特定工場等に係る規制基準

時間 区域	昼間 (午前8時～午後7時)	朝 (午前6時～午前8時) 夕 (午後7時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
第1種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第2種区域	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第4種区域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

イ 特定建設作業に係る規制基準

規制種別 区域	1号区域	2号区域
騒音基準	85 デシベル	
作業時刻	午前7時から午後7時まで	午前6時から午後10時まで
1日当たりの作業時間	10時間/日を超えない	14時間/日を超えない
作業の期間	連続して6日を超えないこと	
休業日	日曜日、その他の休日(祝祭日)	

⑤振動規制法

ア 特定工場等に係る規制基準

時間 区域	昼間 (午前8時～午後7時)	夜間 (午後7時～午前8時)
第1種区域	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	65 デシベル	60 デシベル

イ 特定建設作業に係る規制基準

規制種別 区域	1号区域	2号区域
振動の基準	75 デシベル	
作業時刻	午前7時から午後7時まで	午前6時から午後10時まで
1日当たりの作業時間	10時間/日を超えない	14時間/日を超えない
作業の期間	連続して6日を超えないこと	
休業日	日曜日、その他の休日(祝祭日)	

(4) 八代市公害防止条例

施行 平成17年8月1日

目的 法令に特別の定めがあるものを除くほか、公害防止に関し、必要な事項を定めることにより市民の健康を保護すると共に生活環境の保全を図り、もって市民の福祉の増進に寄与する。

(5) 啓発・広報活動

八代市では、地球環境及び地域環境の現状について多くの市民、特に次世代を担う子ども達に情報を提供することにより、市民一人ひとりが環境について関心を持ち、環境を守る取り組みの第一歩を身近なところから始めてもらうきっかけをつくることを目的として次のような啓発・広報活動を行っている。

①こどもエコクラブ

「こどもエコクラブ」は次世代を担う子ども達が主体的に行う環境学習及び環境保全に関する活動を支援することを目的として実施されている事業で、八代市においても平成7年7月に環境課内にこどもエコクラブの事務局を設置し、自主開催イベントによる啓発活動を展開している。

令和3年度は、八代市では3クラブ25人がこどもエコクラブに登録した。

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、イベント未開催。

②「まちづくり出前講座」

ア 目的

環境問題に関する出前講座の要望に対しては、環境行政に携わる市職員（環境課及び循環社会推進課）が直接出向き、地球環境問題をはじめ私達の生活に身近な環境・自然の状況について事例紹介等を行い、地球及び本市の環境について考える機会を提供する。

イ 内容等

小・中学校等が希望する環境に関する内容に対し、事前打合せをもとに準備可能なものについては、簡易実験等を取り入れ実施しており、また、干潟観察会等の野外活動や自然観察についても可能な限り対応している。

ウ まちづくり出前講座事業実績

令和3年度は、2回（延べ67人）の申込みがあった。資源の分別やごみ問題に関する学習の依頼であった。

③環境月間等

ア 「環境月間」及び「環境の日」

6月5日は国連の「世界環境デー」であり、これは昭和47年6月にストックホルム国連人間環境会議の開催を記念して決定されたもので、わが国においても平成3年度からは、6月を「環境月間」として新たに設け、なお一層の環境保全活動の推進を図っている。

また、平成5年11月に制定された「環境基本法」では6月5日を「環境の日」と定めており、国及び地方公共団体はその趣旨にふさわしい事業を実施するよう明記されている。八代市としてもクリーンな地域環境を維持、向上させるため、次の活動を計画し、実施した。

令和3年度「環境月間」行事

行 事 名	期 日	内 容
夏の軽装(クールビズ)	5月1日～ 10月31日	市庁舎等の室内温度を28℃に設定することに伴い、職員のノーネクタイ・ノー上着ファッションを実施した。
犬のフン害パトロール	6月1日～ 6月30日	地域を巡回し、飼主がペットのフンを適正に処理するよう、広報パトロールを実施した。

イ 令和3年度「環境衛生週間」

生活環境の保全及び公衆衛生を向上させるため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の施行日である9月24日（清掃の日）から「浄化槽法」の施行日である10月1日（浄化槽の日）までの期間「環境衛生週間」にあわせ、八代市では次の活動を実施した。

令和2年度「環境衛生週間」行事

行 事 名	期 日	内 容
犬のフン害パトロール	9月24日～ 10月24日	地域を巡回し、飼主がペットのフンを適正に処理するよう、広報パトロールを実施した。
環境美化推進善行者表彰	11月11日	日頃から住みよいきれいな地域社会及び美しい街づくりに尽力している個人、団体を表彰し、その功績を称えた。

(6) 八代市環境基本条例

施 行 平成17年8月1日

目 的 市における環境政策の理念を定め、市、市民、事業者の責務を明らかにし、良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定める。

(7) 第2次八代市環境基本計画

計画決定 2019年2月

計画期間 2019年度から2026年度までの8年間

目 的 八代市環境基本条例に基づき、市の望ましい地域環境の姿を明らかにし、これを実現するための方針及び取り組むべき具体的施策を示すとともに、市民、事業者及び市のそれぞれが配慮すべき事項を定め、環境像として掲げた「人と自然が調和するまち やつしろ」の実現を図る。

(8) 第3次八代市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕

計画決定 2019年2月

計画期間 2019年度から2030年度までの12年間

目 的 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市の事務事業に伴って発生する温室効果ガスの削減に直接又は間接的に寄与する取組を定め、環境負荷の低減を図る。

目 標 2013年度を基準年度とし、基準年度の温室効果ガス総排出量31,793トに対し、2030年度までに25,925ト以下（削減量5,868ト）とする。

(9) 環境保全協定等の締結状況

本市では、八代市環境基本条例及び八代市公害防止条例等に基づき、次表のとおり環境保全協定を締結している。

	事業場名	業種	所在地	締結年月日	協定項目の概要
1	YKKAP(株) 九州製造所	非鉄金属素形材 製造業	新港町	S48.10.8 H12.10.11(全改) H19.3.29(一改)	<ul style="list-style-type: none"> ※ ばい煙(含むダイオキシン類)・排水水・悪臭(許容限度の設定、自主測定と定期報告の義務有) ※ 使用薬品等(定期報告の義務有) ※ 騒音・地下水保全・廃棄物処理に関する事項
2	(株)アライカーボン	炭素・黒鉛製品 製造業	新港町	S62.1.6	<ul style="list-style-type: none"> ※ ばい煙・排水水(許容限度の設定、自主測定) の義務有) ※ 粉じん・廃棄物処理に関する事項
3	神田工業(株)	電子部品・電子 機器組立	鏡町	S63.5.23	<ul style="list-style-type: none"> ※ 大気汚染・水質汚濁・騒音に関する事項

4	(株)福岡タルク工業所	骨材・石工品等製造業	新港町	H 1. 7. 4	<ul style="list-style-type: none"> ※ 排水水(許容限度の設定、自主測定義務有) ※ 粉じん・廃棄物処理に関する事項
5	八代グリーン開発(株)	ゴルフ場	二見本町	H 2. 9. 3 H 6. 6. 10(一改)	<ul style="list-style-type: none"> ※ 水質汚濁(許容限度の設定、自主測定と定期報告義務有) ※ 農薬使用(使用制限、報告義務有) ※ 廃棄物処理に関する事項
6	(株)エーブル	食品加工業	新港町	H 4. 3. 23 H12. 2. 16(承継)	<ul style="list-style-type: none"> ※ ばい煙・排水水(許容限度の設定、自主測定義務有) ※ 廃棄物処理に関する事項
7	日本製紙(株)八代工場	紙・パルプ製造業	十条町	H 5. 3. 30 H19. 3. 29(一改) H29. 3. 3(一改)	<ul style="list-style-type: none"> ※ ばい煙(含むダイオキシン類)・排水水・悪臭・騒音(許容限度の設定、自主測定と定期報告義務有) ※ 使用薬品・廃棄物処理(定期報告義務有) ※ 地下水保全(揚水量制限、定期報告義務有)
8	八代飼料(株)	飼料製造業	新港町	H 7. 12. 6	<ul style="list-style-type: none"> ※ ばい煙(許容限度の設定、自主測定義務有) ※ 粉じん・廃棄物処理に関する事項
9	(株)金橋商会	採石業	坂本町	H 9. 3. 10	<ul style="list-style-type: none"> ※ 大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動に関する事項
10	中山砂利(有)				
11	K Jケミカルズ(株)八代工場	合成樹脂・化学工業薬品製造	興国町	H11. 3. 30 H19. 3. 29(一改) H29. 3. 3(一改)	<ul style="list-style-type: none"> ※ ばい煙・排水水・悪臭・騒音(許容限度の設定、自主測定と定期報告義務有) ※ 使用薬品等・廃棄物処理(定期報告義務有) ※ 地下水保全(揚水量制限、定期報告義務有)
12	メルシャン(株)八代工場	飲料・飼料製造業	三楽町	H11. 3. 31 H19. 3. 29(一改) H25. 2. 5(一改)	<ul style="list-style-type: none"> ※ ばい煙(含むダイオキシン類)・排水水・悪臭・騒音(許容限度の設定、自主測定と定期報告義務有) ※ 使用薬品等・廃棄物処理(定期報告義務有) ※ 地下水保全(揚水量制限、定期報告義務有)
13	ヤマハ熊本プロダクツ(株)	輸送用機械器具製造業	新港町	H11. 9. 7 H20. 5. 19(一改) H25. 2. 5(一改)	<ul style="list-style-type: none"> ※ ばい煙・悪臭(許容限度の設定、自主測定と定期報告義務有) ※ 排水水・騒音・地下水保全に関する事項 ※ 使用薬品等・廃棄物処理(定期報告義務有)
14	つちやゴム(株)	一般用・産業用ゴム製品製造	鏡町	H15. 1. 10	<ul style="list-style-type: none"> ※ 大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・地盤沈下・悪臭・廃棄物処理に関する事項
15	日本マイクロバイオファーマ(株)八代工場	医薬・化学品製造業	三楽町	H25. 2. 5	<ul style="list-style-type: none"> ※ ばい煙・騒音・悪臭(許容限度の設定、自主測定と定期報告義務有) ※ 水質汚濁に関する事項 ※ 地下水保全・使用薬品等・廃棄物処理(定期報告義務有)
16	興人フィルム&ケミカルズ(株)八代工場	化学フィルム製造業	興国町	H29. 3. 3	<ul style="list-style-type: none"> ※ ばい煙・悪臭・騒音(許容限度の設定、自主測定と定期報告義務有) ※ 使用薬品等・廃棄物処理(定期報告義務有) ※ 地下水保全(揚水量制限、定期報告義務有)

<備考> 1. (一改) は、協定の一部を改定する協定の直近の締結年月日
2. (全改) は、協定の全部を改定する協定の直近の締結年月日

2 環境衛生対策

(1) 衛生害虫等の駆除事業

目 的 感染症予防法に基づき実施するものであり、生活環境から感染症の原因となる衛生害虫を駆除することにより、環境衛生の向上に努める。

内 容 ①衛生害虫駆除事業

薬剤散布による衛生害虫（成虫、幼虫）の駆除及び消毒

人員 : 2名

時期 : 5月～10月

場所 : 市内一円の公共の用地・下水溝・用排水路・墓地等

使用薬品: 粒剤

②ネズミ駆除 駆除剤を必要世帯に配布（本庁、支所及び出張所に配備）

(2) 八代市環境美化の推進に関する条例

施行年月日 平成17年8月1日

目 的 市民等の環境美化意識の高揚を図り、市と市民等がそれぞれの主体的な取り組みによって、良好な生活環境の確保に努める。

(3) きれいなまちづくり協定

概 要 町内と市が地域美化に取り組むという明確な意思に基づいて、一定の期間、一定の区域についてボランティア美化活動を行うものである。協定締結団体には、市から美化活動用の物品の支給、貸与を行う。

協定締結数 町内会14、個人（サポーター）2、事業所1、団体4（令和4年4月1日現在）

(4) 災害時の防疫活動

概 要 市災害対策本部設置時において、八代市地域防災計画に基づき「感染症対策」、「消毒の実施」に関する防疫活動のほか、健康管理班と連携し被災者の飲用水の水質検査及び消毒指導を行う。また、災害時に備え防疫薬剤、消毒機材、水質検査用品等の備蓄を行う。

消毒用機材 煙霧機11、大型動力噴霧機1、電動噴霧機8、背負式噴霧機6（令和4年4月1日現在）

3 廃棄物対策

八代市清掃センターは、昭和 50 年から長年にわたり中北町でごみの焼却や中間処理を担ってきましたが、平成 30 年 7 月から清掃センターに代わり、環境センター（エコエイトやつしろ）が港町で市内全域のごみ処理を開始しました。

環境センターの特色として、エネルギー回収推進施設では、ストーカ式焼却炉による 1 日のごみ処理能力は 134 トンであり、焼却灰のセメント資源化に加え、ごみの焼却熱を利用して蒸気タービン発電を行っており、施設内利用のほか余剰分を売電する仕組みとなっています。

また、マテリアルリサイクル施設では、資源物の破碎、選別、圧縮処理と保管を行い、さらに管理棟には 150 人収容の多目的ホール等を備え、廃棄物をはじめとした環境関連の学習拠点となることを目的としており、今後は、環境センターを中心に、ごみの適正処理や減量化に関する啓発事業を継続してまいります。

(1) ごみ減量化対策事業

① 燃えるごみの有料指定袋排出制度

平成 11 年 4 月から、有料指定袋制度を導入し、家庭から排出される燃えるごみについては、大袋 50 円/枚、中袋 35 円/枚、小袋 20 円/枚のごみ処理手数料を負担してもらうことにより、燃えるごみの減量化の推進とごみ処理に対する受益者負担の適正化に努めている。

② 家庭における生ごみの減量化に対する助成制度

平成 4 年度から「生ごみ堆肥化容器」を設置する世帯への助成を実施しており、平成 9 年度からは同様に「電気式生ごみ処理機」も助成の対象としている。

助成額については、平成 27 年度に「電気式生ごみ処理機」の上限額を 25,000 円から 30,000 円に、平成 30 年度に「生ごみ堆肥化容器」の上限額を 3,000 円から 5,000 円に引き上げるなど、生ごみ堆肥化等に取り組む市民への支援を強化し、燃えるごみの減量化を推進している。

生ごみ堆肥化容器等助成内容

種 別	助成率	助成額上限	設置基数
生ごみ堆肥化容器	2 分の 1	5,000 円	1 年間に 1 世帯 3 基まで
電気式生ごみ処理機	2 分の 1	30,000 円	5 年間に 1 世帯 1 機まで

生ごみ堆肥化容器及び生ごみ処理機設置助成実績

区分	年度				
	H29	H30	R1	R2	R3
申請者数 (人)	93	88	70	132	113
設置補助基数 (基)	111	98	73	147	127
助成金交付額 (円)	836,674	1,209,214	924,431	1,530,764	1,344,131

③ 段ボール箱を使った生ごみ堆肥化推進事業

燃えるごみの約 4 割を占める「生ごみ（食品ロスを含む）」の減量化は、本市の継続した課題のひとつであり、平成 19 年度から「段ボール箱を使った生ごみ堆肥化」を多くの市民に推奨し、講習会や出前講座の際に体験用の基材が全て揃った「堆肥化キット」を無料で配布してきた。

平成 30 年度に「堆肥化キット」を販売する市内店舗はなくなりましたが、身近な材料で容易に取り組むことのできるこの方法については、堆肥化容器や電気式生ごみ処理機等の生ごみ減量化行動に繋げる導入手法として、今後も推奨していく。

④ ごみ減量化・リサイクル推進の啓発

ごみの減量化やリサイクルを市民の身近な問題として認識してもらうため、「3R（スリーアール）」をはじめ、「食品ロスの削減」や「ごみの適正処理」等に関して、出前講座や市報のほか、市ホームページ、スマートフォン用アプリ（さんあーる）、エフエムやつしる等により情報発信している。

⑤ 環境学習講師派遣事業

幼少期からのごみや環境に関する教育の重要性に着目し、平成 25 年度から市内の保育園、幼稚園、小学校を対象に環境団体等を講師として派遣する学習会を実施している。

(2) 廃棄物処理対策事業

廃棄物最終処分場等の周辺環境調査の実施や、民間廃棄物処理施設等の監視指導を熊本県（八代保健所）と連携して実施するほか、不法投棄と野焼きを未然に防止するための啓発やパトロールを継続して行うことにより、廃棄物の適正処理を確保し、生活環境の保全に努めている。

① 昭和同仁町廃棄物処分場周辺環境調査〔2回/年〕

② 二見最終処分場調査〔2～6回/年〕

③ 二見最終処分場関係地下水調査〔1回/年〕

④ 敷川内環境保全用地周辺地下水調査〔2回/年〕

⑤ 敷川内環境保全用地浸出水調査〔4回/年〕

⑥ 坂本最終処分場周辺環境調査〔2回/年〕

⑦ 『多量排出事業所』の指定

事業系一般廃棄物の排出が一定量を超える事業所を「多量排出事業所」に指定し、一般廃棄物減量計画書の提出を義務付けるとともに、必要に応じて助言や指導を行うことで、八代市内における事業系一般廃棄物の排出抑制とリサイクル推進への誘導を図る。〔平成 12 年度から実施、令和 3 年度 150 事業所を指定〕

⑧ 八代市不法投棄監視指導員

パトロールにより不法投棄や野焼きの早期発見、早期指導を行うとともに、市民からの通報に対して迅速かつ適切な対応を図ることを目的に、不法投棄監視指導員として会計年度任用職員 2 名を採用し、市民の快適な生活環境の保全に努めている。〔平成 19 年度から嘱託職員 1 名、平成 24 年度から警察 O B 2 名を任用して、不法投棄等の廃棄物の不適正処理について、監視パトロールや事案の調査及び改善指導などの業務を実施〕

(3) 災害廃棄物処理事業（豪雨災害）

令和2年7月豪雨により、坂本地区の球磨川や支流河川が氾濫したことで発生した大量の災害廃棄物に加え、公費解体事業における損壊家屋等の解体撤去で生じた膨大な家屋解体ごみについて、適正かつ円滑、迅速に処理するため仮置場を設置運営し、令和3年度末までに災害廃棄物処理事業を完了させた。（ただし、公費解体事業に関しては、令和4年度も追加による申請を受付けており、令和4年12月末に事業完了予定である。）

【仮置場】

- ① 八代市水処理センター敷地（令和2年7月11日開設～令和2年9月末閉鎖）
- ② くま川ワイワイパーク（令和2年10月1日開設～令和4年3月末閉鎖）

【災害廃棄物の処理状況】

・災害廃棄物処理量	58,984 t	（内訳）	廃棄物混入土砂及び流木	18,763 t
			廃家財等	5,340 t
			家屋解体廃棄物	34,881 t

【公費解体事業】

り災証明書等で「半壊以上」と判定した損壊家屋等について、市が所有者に代わって解体・撤去を行う事業である。

- ・事前相談会 令和2年8月17日 ～ 令和2年9月1日
- ・申請受付期間 令和2年9月1日 ～ 令和3年3月31日
- ・公費解体件数 296件（※自費解体の5件を含む）
- ・解体工事期間 令和2年12月14日 ～ 令和3年11月30日

4 廃棄物処理

(1) 一般廃棄物の処理

①ごみ（令和3年度）

ア ごみ収集

処理施設：八代市環境センター

◎収集体制（全面委託）

○八代地域

・可燃物 業者：協業組合 八代清掃公社
収集作業員24名 委託料 148,558千円
車両台数9台、予備車3台

・資源物 業者：協業組合 八代清掃公社
収集作業員15名 委託料 93,628千円
車両台数8台

業者：八代廃棄物処理協同組合
収集作業員15名 委託料 94,110千円
車両台数8台

○坂本地域

・可燃物 業者：亀田産業（有）
及び資源物 収集作業員 10名 委託料 23,483千円
車両台数5台

○千丁地域

・可燃物 業者：（有）ティ・エム・デイ
及び資源物 収集作業員 8名 委託料 24,816千円
車両台数4台

○鏡地域

・可燃物 業者：（株）三大
収集作業員 6名 委託料 33,000千円
車両台数3台

・資源物 業者：（有）水野産業
収集作業員 4名 委託料 23,364千円
車両台数2台

○東陽地域

・可燃物 業者：前田産業（株）
及び資源物 収集作業員 6名 委託料 14,982千円
車両台数3台

○泉地域

・可燃物 業者：（有）吉田建設
及び資源物 収集作業員 6名 委託料 19,800千円
車両台数3台

◎収集回数及び収集実績

○八代地域

- ・可燃物 平成11年4月から有料指定袋制の導入(昭和50年7月1日から袋収集を導入)ステーション方式(2,099箇所)で全域週2回(月・木、火・金、水・土)
収集実績：16,013.48トン
- ・資源物 ステーション方式で月2回収集(391箇所)
収集実績：2,938.48トン

○坂本地域

- ・可燃物 合併当初に有料指定袋制を統一(平成9年4月から有料指定袋制度を導入)ステーション方式(166箇所)で全域週2回(月・木、火・金)
収集実績：379.80トン
- ・資源物 ステーション方式で月1回収集(75箇所)
収集実績：150.65トン

○千丁地域

- ・可燃物 合併当初に有料指定袋制を統一(平成6年度から指定袋制度を導入)ステーション方式(165箇所)で全域週2回(月・木、火・金)
収集実績：1,239.57トン
- ・資源物 ステーション方式で月2回収集(22箇所)
収集実績：195.82トン

○鏡地域

- ・可燃物 合併当初に有料指定袋制を統一(平成7年度から指定袋制度を導入)路線収集とステーション方式(430箇所)で全域週2回(月・木、火・金)
収集実績：2,627.83トン
- ・資源物 ステーション方式で月2回収集(45箇所)
収集実績：557.82トン

○東陽地域

- ・可燃物 合併当初に有料指定袋制を統一(平成12年度から指定袋制度を導入)ステーション方式(63箇所)で全域週2回(月・木、火・金)
収集実績：288.17トン
- ・資源物 ステーション方式で月1回収集(31箇所)
収集実績：112.76トン

○泉地域

- ・可燃物 合併当初に有料指定袋制を統一(平成11年度から指定袋制度を導入)ステーション方式(152箇所)で全域週1回(月、火、水、金)及び月1回の木曜日に予備収集を実施
収集実績：245.18トン
- ・資源物 ステーション方式で月1回収集(58箇所)
収集実績：115.21トン

◎施設への直接持込み実績

- ・可燃物 13,253.75トン(内 公共搬入物 37.94トン)
- ・資源物 597.30トン(内 公共搬入物 0.36トン)

イ 一般廃棄物処理手数料

1	集積所に排出できるごみのうち燃えるごみ	市が指定する袋（大）45リットル	1枚当たり50円
		市が指定する袋（中）30リットル	1枚当たり35円
		市が指定する袋（小）15リットル	1枚当たり20円
2	八代市環境センターに搬入できるごみ	処理計画に従い分別されているもの	重量10kg当たり100円
3		下表に掲げる大型ごみ	上記金額に下表に掲げる手数料を加算した額
4	八代ソイルに搬入できる樹木剪定くず	受け入れ基準に適合しているもの	重量10kg当たり50円

ユニット型エアコン		1個当たり	1,500円
テレビ	大 16型及び16V型以上	1個当たり	1,000円
	小 15型及び15V型以下	1個当たり	500円
冷蔵庫	大 171リットル以上	1個当たり	1,500円
	小 170リットル以下	1個当たり	1,000円
洗濯機・衣類乾燥機		1個当たり	1,000円
スプリング入りマットレス		1個当たり	1,000円
備考			
<p>1 ユニット形エアコンは、ウインドウ形エアコン又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンに限る</p> <p>2 テレビは、ブラウン管式のもの、液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）及びプラズマ式のものに限り</p> <p>3 ユニット形エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機の収集及び運搬については、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第19条に規定する料金が支払われているものに限る</p>			

ウ 八代市環境センター（八代市港町299番地）

※平成30年7月より受入を開始

敷地面積 55,463.81㎡（廃棄物処理エリア 約3.1万㎡、緑地エリア 約2.5万㎡）

エネルギー回収推進施設（DBO事業）

工 期 着工 平成27年3月18日 しゅん工 平成30年9月30日
施 工 者 日立造船株式会社
運営期間 自 平成30年10月1日 至 平成50年9月30日（令和20年9月30日）
運営業務 八代環境テクノロジー株式会社
処理能力 134t/日（67t/日×2炉）
処理方式 焼却方式（ストーカ式）＋セメント原料化＋山元還元
建築概要 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造 地上5階
延床面積8,733.40㎡（ランプウェイ含む）
施設概要 燃焼設備 全連続燃焼式ストーカ式焼却炉
燃焼ガス冷却設備 廃熱ボイラ方式（蒸気条件4.0MPa×400℃）
排ガス処理設備 無触媒脱硝装置
バグフィルタ（薬剤噴霧装置、活性炭吹込装置）
余熱利用設備 蒸気タービン（定格出力2,880kW）
熱源供給設備（供給熱量2GJ/h）
排水処理設備 生物処理＋凝集沈殿＋ろ過＋膜処理
場内再利用（無放流）
計量棟・受付棟 鉄骨造 地上1階 延床面積372.90㎡
計量機（入場2基、退場1基）

マテリアルリサイクル推進施設

工 期 着工 平成28年5月30日 しゅん工 平成30年7月31日
処理能力 18 t /5 h
処理方式 破碎、選別、圧縮、保管
建築概要 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造 地上3階
延床面積6,284.97㎡
施設概要 資源物受入ヤード、保管ヤード
高速回転破碎機（処理能力3.3 t /5 h）
集じん設備（サイクロン、バグフィルタ、脱臭装置）

管理棟

工 期 着工 平成28年9月23日 しゅん工 平成30年6月7日
建築概要 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上4階 延床面積2,573.57㎡
施設概要 事務室、会議室、研修室、多目的ホール、環境学習コーナー

車庫棟・洗車棟

工 期 着工 平成29年3月23日 しゅん工 平成30年6月8日
建築概要 鉄骨造 地上1階 延床面積1,332.05㎡

緑地エリア

工 期 着工 平成30年3月28日 しゅん工 平成31年3月22日
敷地面積 約2.5万㎡

エ 樹木剪定くずリサイクル事業

目 的 樹木剪定くずの処理については、破碎処理後チップ化して、堆肥製造の資源としてリサイクルするなど、焼却処理による環境負荷の低減や資源の有効利用に資するため。

施行年月日 平成15年7月1日

委 託 先 八代地域農業協同組合

委 託 料 令和3年度：8,589千円

リサイクル実績 令和3年度：589.63トン

②し尿

ア 収集

a 収集方法

許可業者：し尿汲取り業 3業者 バキューム車数 17台（うち1台は、浄化槽兼用）
 浄化槽清掃業 4業者 バキューム車数 29台（うち1台は、し尿兼用）
 汚泥濃縮車数 2台
 脱水汚泥運搬車 1台

b 収集実績（令和3年度） 46,334.58 kℓ

イ し尿処理施設・八代市衛生処理センター（八代市郡築十二番町 243 番地 2）

a 設置

工 期 着工 昭和 34 年 2 月 10 日 竣工 昭和 35 年 9 月 21 日
 施 工 者 大平建設工業株式会社
 消 化 方 式 嫌気性加温式
 処 理 能 力 36kℓ/24H
 総 工 事 費 40,626 千円
 財 源 内 訳 国庫補助 9,213 千円 地方債 21,000 千円 一般財源 10,413 千円
 工事費内訳 主体工事 38,534 千円
 し尿消化槽機械 消化槽機械工事 電気室工事ほか
 附帯工事 2,092 千円
 道路橋梁工事 事務室電気工事 井戸補償 井戸用地
 電気工事負担金 橋梁拡張 事務費倉庫新築その他

b 増設

工 期 着工 昭和 42 年 10 月 15 日 竣工 昭和 44 年 3 月 29 日
 施 工 者 株式会社 西原環境衛生研究所
 消 化 方 式 加温式ネオ促進消化式
 処 理 能 力 50kℓ/24H
 総 工 事 費 86,106 千円
 財 源 内 訳 国庫補助 23,000 千円 地方債 36,300 千円 一般財源 26,806 千円
 工事費内訳 主体工事 78,492 千円
 投入設備 給水工事 塩素消毒装置
 汚泥脱水装置 汚泥濃縮槽 機械器具営繕損料
 希釈水取水工事 配管工事 電気工事
 計量ポンプ 消化槽 加温装置
 予備曝気沈殿池調整槽 ブロワ室 沈殿池
 機械室 エアレーションタンク ポンプ工事
 附帯工事 7,614 千円
 管理事務所建設 さく井追加工事 搬入車道工事
 希釈水取水附帯工事 放流管工事 基礎工事
 用地購入費 事務費
 管理者住宅移転補修工事 テストボーリング工事

敷 地 面 積 9,490 m²
 現在処理能力 50kℓ/24H（平成9年5月、旧系列 36kℓ/24H 休止）
 職 員 数 民間委託 6名

c 延命化工事

平成 22 年度 衛生処理センター劣化度診断

平成 23 年度

長寿命化計画策定及び改築更新実施設計業務委託、
防水工事（管理棟、前処理室、ボイラー棟）、管理棟屋内照明設備更新

平成 24 年度

破砕機No.1 修繕工事、消化槽緊急対策修繕、消化槽汚泥計量槽移設工事

平成 25 年度

消化槽改修工事（外壁、保温）、
ガスタンク改修工事

平成 26 年度

前処理施設改修工事（スクリーンユニット、スクリュープレス）、
ばっ気ブロワ取替工事

平成 30 年度

衛生処理センター機器耐震化工事
（促進ポンプ、温水ポンプ、ボイラー、吸収ポンプ、配管）

ウ し尿処理施設・八代市浄化槽汚泥処理施設（八代市新港町 3 丁目 1 番地）

a 設 置

工 期 着工 平成 16 年 9 月 21 日 竣工 平成 18 年 12 月 10 日

施 工 監 理 長藤・金橋委託共同企業体

施 工 者 プラント 古河産機システムズ株式会社九州支店
建築 大同・ユタカ・イーグル建設共同企業体
建築電気設備 株式会社イチデン
建築機械設備 第一設備工業株式会社
トラックスケール 松岡機工株式会社

処 理 方 式 直接脱水下水道放流方式

処 理 能 力 96kℓ/8H（浄化槽汚泥）

総 工 事 費 1,012,490 千円

財 源 内 訳 地方債 757,200 千円 一般財源 255,290 千円

施 設 概 要 地下 1 階、地上 2 階鉄筋コンクリート造り
受入設備、夾雑物除去設備、汚泥脱水設備、用水設備、脱臭設備

敷 地 面 積 3,993.78 m²（H26 年 2 月所管換）

建 物 面 積 1,439.93 m²

職 員 数 民間委託 4 名

b 脱水汚泥処分（委託処理） 令和 3 年度決算額 36,928 千円（1,372.01 トン/年）

収 集 運 搬 委託業者 有限会社堀口環境（八代市田中北町）

中 間 処 理 委託業者 ハラサンギョウ（株）（長崎県東彼杵郡川棚町）
三菱マテリアル（株）九州工場（福岡県京都郡苅田町）

処 理 方 法 ハラサンギョウ（株）
…焼却後、土壌改良剤または熔融スラグとして再利用
三菱マテリアル（株）九州工場
…焼却後、セメント原料として再利用

エ し尿処理施設・八代生活環境事務組合衛生センター（八代市鏡町鏡 1375 番地）
施設概要は 79 ページ参照

(2) 八代市環境センター建設事業

目 的 市内全域で発生するごみ（一般廃棄物）の全量を、将来にわたり安全かつ安定して処理するために、また、老朽化した清掃センター（1975年6月30日供用開始）に替わる新しいごみ処理施設として、環境センターを建設し、平成30年10月1日より供用開始した。

事業内容 環境センター施設の整備・運営

- ・エネルギー回収推進施設整備・運営【施設規模：134 t/日】
- ・マテリアルリサイクル推進施設整備【施設規模：18 t/5h】
- ・管理棟、緑地、屋外付帯等整備
- ・施設整備に伴う調査、測量等

総事業費 約 16,200,000,000 円（施設運営費除く）
事業期間 平成22年度～平成30年度（施設整備）
交付金制度 循環型社会形成推進交付金【環境省】
二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金【環境省】
計 画 循環型社会形成推進地域計画（第2期：H27～H31）
各年度事業費

H24年度実績	事業費： 22,723,500 円
H25年度実績	事業費： 12,909,500 円
H26年度実績	事業費： 245,469,308 円
H27年度実績	事業費： 740,321,844 円
H28年度実績	事業費： 2,780,485,549 円
H29年度実績	事業費： 5,974,241,541 円
H30年度実績	事業費： 6,453,373,706 円
H31年度実績	事業費： 7,161,588 円

主な事業

- ・環境影響評価（H22～H25）
- ・処理システム検討委員会（H22～H23）
- ・基本計画・設計（H22～H23）
- ・事業者選定委員会（H24～H26）
- ・用地購入（H26、H27）
- ・実施設計（H27）
- ・建設工事（H27～H30）
- ・環境影響評価事後調査（H26～H31）

5 斎 場

(1) 八代市斎場 (八代市松崎町 370 番地の 1)

工 期 着工 昭和 55 年 2 月 27 日 竣工 昭和 55 年 10 月 30 日

敷地面積 4,234.66 m²

建 物 鉄筋コンクリート平屋建 771.72 m²

火葬棟 464.52 m² (炉室 5 基、告別室、安置室、収骨室)

待合棟 253.20 m² (和室 3 室、事務室)

渡り廊下、管理人住宅

総事業費 336,559,491 円

財源内訳 地方債 168,800,000 円 一般財源 167,759,491 円

斎場使用料

(平成 17 年 8 月 1 日施行)

種 別		単 位	使 用 料 (円)	
			市 内	市 外
遺 体	15 歳 以 上	1 体	5,000	20,000
	15 歳 未 満	1 体	3,500	15,000
死 産 児		1 体	2,500	10,000
改葬等による焼骨料		1 体	1,500	5,000
産 汚 物 類		1 個	500	1,000

令和 3 年度 (4 月～翌 3 月) 火葬件数 1,440 件 (うち市外居住者 43 件)

(2) 八代生活環境事務組合斎場 (八代市東陽町南 2811)

施設概要は 79～80 ページ参照

IX 健康福祉

1. 援 護	193
2. 児 童 福 祉	197
3. 高 齢 者 福 祉	209
4. 障がい者(児)福祉	226
5. 国 民 年 金	233
6. そ の 他 の 福 祉	234
7. 健 康 福 祉 施 設	238
8. 医 療 機 関	241
9. 国民健康保険事業	243



1 援 護

(1) 生活保護

①扶助別年度推移 (年度実績:延人数)

年度	区分	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助	就労自立給付金	進学準備支援金	施設事務費	実世帯人員	保護率%	総額
H29	世帯数	14,317	12,688	424	4,650	15,383	0	315	29	12		448	1,449	29.50	
	人員	17,558	15,580	581	4,835	17,897	0	323	29	12		448	1,771	14.10	
	支給額(千円)	738,978	320,452	7,040	79,953	1,656,657	0	4,848	5,042	862		95,138			2,908,970
H30	世帯数	14,265	12,886	394	4,862	15,452	2	289	34	16	4	492	1,459	29.44	
	人員	17,423	15,637	599	5,056	18,013	2	316	34	16	4	492	1,775	14.24	
	支給額(千円)	694,587	331,706	6,049	84,876	1,619,820	691	4,103	5,983	1,037	1,000	103,079			2,852,931
R1	世帯数	14,258	13,109	369	4,987	15,713	5	230	35	15	4	492	1,463	29.39	
	人員	17,451	15,924	611	5,170	18,136	5	261	35	15	4	492	1,772	14.37	
	支給額(千円)	678,968	343,020	5,552	91,900	1,696,540	1,637	2,577	6,229	714	600	112,334			2,940,071
R2	世帯数	14,206	13,133	376	5,062	15,813	1	218	17	8	2	499	1,486	29.58	
	人員	17,079	15,740	560	5,250	18,138	1	260	17	8	2	499	1,786	14.62	
	支給額(千円)	659,326	346,342	5,467	95,298	1,735,340	380	3,724	3,769	398	400	111,445			2,961,889
R3	世帯数	14,456	13,519	334	5,231	16,022	5	118	35	8	2	516	1,487	30.23	
	人員	17,235	16,055	473	5,431	18,255	5	137	35	8	2	516	1,763	14.56	
	支給額(千円)	662,527	362,860	4,710	104,300	1,670,366	2,071	1,618	6,305	515	400	115,573			2,931,245

②保護世帯類型別推移 (停止中のものを除く) (単位:世帯)

年度	単身世帯			2人以上の世帯				計
	高齢者	傷病・障害	その他	高齢者	母子	傷病・障害	その他	
H29	797	258	136	81	37	38	95	1,442
H30	842	255	119	74	32	43	85	1,450
R1	877	237	107	76	33	37	90	1,457
R2	887	225	129	78	38	32	88	1,477
R3	898	223	142	81	35	26	77	1,482

③保護申請件数及び処理推移

年度	申請受理件数		処理件数		未処理
	前年度からの繰越	年度内受理	開始	取下・却下	
H29	14	246	187	60	13
H30	13	244	172	69	16
R1	16	247	207	47	9
R2	9	258	204	60	3
R3	3	251	195	57	2

④保護の開始廃止原因別推移

ア 年度別開始理由別状況

(単位：世帯)

年度	区分	世帯主の傷病	世帯員の傷病	勤労収入の減少	働いていた者の死別・別離・不在	年金仕送り等の減少・喪失	その他	計
H29		30	4	19	4	96	34	187
H30		18	0	11	7	116	20	172
R1		25	2	17	9	127	27	207
R2		24	2	22	12	113	31	204
R3		23	0	20	4	130	18	195

イ 年度別廃止理由別状況

(単位：世帯)

年度	区分	世帯主の傷病治癒	世帯員の傷病治癒	死亡失そう	勤労収入の増加取得	年金仕送り等の増加	施設入所	医療費の他法負担	その他	計
H29		0	0	71	20	11	8	3	77	190
H30		0	0	73	17	3	4	1	62	160
R1		1	0	98	23	13	3	0	63	201
R2		0	0	76	11	21	6	2	73	189
R3		0	0	88	9	5	12	1	78	193

出典：被保護者調査

(2) 就学困難な児童生徒への扶助

①学用品費等(学用品費、校外活動費、新入学用品、通学費、体育実技用具費)

年度	H29		H30		H31		R2		R3	
	延べ人員	金額(円)	延べ人員	金額(円)	延べ人員	金額(円)	延べ人員	金額(円)	延べ人員	金額(円)
小学校	1,282	19,538,761	1,407	23,156,049	1,349	21,896,772	1,274	20,823,977	1,143	19,568,879
中学校	968	24,632,980	1,029	29,627,393	1,011	25,619,981	996	27,448,631	909	26,291,045
合計	2,250	44,171,741	2,436	52,783,442	2,360	47,516,753	2,270	48,272,608	2,052	45,859,924

②修学旅行費

年度	H29		H30		H31		R2		R3	
	延べ人員	金額(円)	延べ人員	金額(円)	延べ人員	金額(円)	延べ人員	金額(円)	延べ人員	金額(円)
小学校	585	4,380,044	568	4,526,726	518	5,067,729	358	2,983,605	445	4,575,187
中学校	195	11,998,272	195	12,306,927	179	11,167,159	77	1,522,571	135	4,405,149
合計	780	16,378,316	767	16,554,252	697	16,234,888	435	4,506,176	580	8,980,336

③医療費

年度	H29		H30		H31		R2		R3	
	延べ人員	金額(円)	延べ人員	金額(円)	延べ人員	金額(円)	延べ人員	金額(円)	延べ人員	金額(円)
小学校	189	1,423,868	209	1,359,696	6	122,140	7	115,150	3	57,350
中学校	88	1,025,596	56	535,737	2	35,180	3	47,460	0	0
合計	277	2,449,464	265	1,895,433	8	157,320	10	162,610	3	57,350

※平成31年度より準要保護者分は子ども医療費助成制度に移行

④給食費

年度	H29		H30		H31		R2		R3	
	延べ人員	金額(円)	延べ人員	金額(円)	延べ人員	金額(円)	延べ人員	金額(円)	延べ人員	金額(円)
小学校	1,002	43,988,039	1,010	45,352,933	979	40,627,934	948	40,521,952	916	41,712,717
中学校	579	29,157,161	566	29,383,888	537	25,627,035	566	28,061,971	549	28,640,265
合計	1,581	73,145,200	1,576	74,736,821	1,516	66,254,969	1,514	68,583,923	1,465	70,352,982

(3) 災害援助

①災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付

目 的 国の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付を行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資する。

対象災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象により生じた被害。

施行年月日 平成 17 年 8 月 1 日

ア 災害弔慰金

支給対象 市民が、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第 1 条に規定する災害により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

遺族の範囲及びその順位

(範囲) 死亡者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹(死亡者の死亡当時、死亡者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)とする。

(順位) a 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。

b a の場合において、同順位の遺族については、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順序とする。

c 兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に対象とする。

支給額(死亡者 1 人当たり)

・死亡者が弔慰金を受ける遺族の生計を主として維持していた場合 500 万円

・その他の場合 250 万円

※ただし、災害障害見舞金の支給を受けている場合は、その額を控除する。

イ 災害障害見舞金

支給対象 市民が、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第 1 条に規定する災害により負傷し又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、その市民に対し、災害障害見舞金を支給する。

支 給 額 ・当該市民が世帯の生計を主として維持していた場合 250 万円

・その他の場合 125 万円

ウ 災害援護資金の貸付

貸付対象 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第 3 条に掲げる災害により、災害弔慰金の支給等に関する法律第 10 条第 1 項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため貸付を行う(所得制限あり)。

貸付金の限度額（1 災害における 1 世帯当たり）

- a 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
- ・家財の損害（約 3 分の 1 以上の損害）及び住居の損害がない場合
150 万円
 - ・家財の損害（約 3 分の 1 以上の損害）があり、かつ、住居の損害がない場合
250 万円
 - ・住居が半壊した場合
270 万円
 - ・住居が全壊した場合
350 万円
- b 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
- ・家財の損害（約 3 分の 1 以上の損害）があり、かつ、住居の損害がない場合
150 万円
 - ・住居が半壊した場合
170 万円
 - ・住居が全壊した場合（次の項目に該当する場合を除く）
250 万円
 - ・住居の全体が滅失し、又は流出した場合
350 万円

償還期間 10 年とし、据置期間はうち 3 年

- 利 率
- ・保証人を立てる場合は、無利子とする
 - ・保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、その経過後は延滞の場合を除き年 1%
- （ただし、「八代市災害援護資金貸付金の利子補給補助金交付実施要綱」に基づく利子補給の制度あり。）

②火災等の弔慰金・見舞金

支給対象 市民が、災害（暴風、豪雨等の自然災害又は火災等）により死亡したときに、遺族に対し弔慰金を支給する。また、災害により負傷又は住家が被害を受けたときに見舞金を支給する。ただし、災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用を受ける災害による被害（重傷に該当するものを除く）のとき、又は八代市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく弔慰金等の支給を受けたときは支給しない。

施行年月日 平成 17 年 8 月 1 日

弔慰金・見舞金の金額

被害の区分（程度）		金額
死亡・行方不明	1 人	100,000 円
	同一世帯内で 2 人以上	200,000 円
重傷	1 人	30,000 円
	同一世帯内で 2 人以上	50,000 円
全壊、全焼、流出	1 世帯につき	100,000 円
半壊、半焼	1 世帯につき	50,000 円
床上浸水	1 世帯につき	10,000 円以内

2 児童福祉

(1) 設置状況

①保育所

(令和4年4月1日現在)

区分	名称	所在地	認可年月日	定員	児童数			建築面積	施設の建設	
					3歳未満児	3歳以上児	計			
市	太田郷ひびき保育園	日置町308	S29.3.31	60	18	32	50	697.81	H 8. 3. 4 (改築)	
	高田あけぼの保育園	本野町522	S31.9.1	60	15	27	42	808.10	H13. 3. 31 (新築)	
	宮地さくら保育園	宮地町33	S29.4.1	45	11	24	35	712.54	S55. 3. 31 (改築)	
	金剛みどり保育園	高植本町1609-2	S28.1.22	60	7	23	30	602.97	H10. 3. 27 (")	
	郡築しおかぜ保育園	郡築六番町81-3	S34.4.1	70	22	25	47	658.21	S63. 3. 31 (")	
	千丁みどり保育園	千丁町新牟田1357-3	H14.4.1	120	35	63	98	1,403.22	H14. 3. 25 (")	
	鏡 保育園	鏡町鏡村190-4	S26.6.30	120	32	68	100	969.16	H 6. 11 (新築)	
	鏡 第二保育園	鏡町芝口1-3	S27.12.20	45	6	12	18	437.23	S53.12 (")	
	河 俣保育園	東陽町河俣2620	S32.4.1	25	8	10	18	289.23	H 8. 3 (")	
	下 岳保育園	泉町下岳1687	S54.4.1	45	3	7	10	300.00	S54. 4 (")	
	小 計	10園		650	157	291	448			
	私	白 鷺保育園	本町二丁目3-46	S25.10.1	80	27	41	68	499.96	H 5. 11. 30 (改築)
		昭 和保育園	昭和明徴町834-7	S35.5.10	50	14	28	42	569.50	S60. 2. 15 (")
		く お ん 保育園	上片町1549-1	S37.3.31	90	28	50	78	732.76	H16. 3. 31 (増築)
み ず ほ 保育園		日奈久大坪町3680-1	S37.11.1	70	35	43	78	605.32	H25. 6. 23 (改築)	
二 見 中央保育園		二見下大野町131	S38.4.1	40	11	13	24	582.51	H22.11.21 (大規模修繕)	
高 田 東 部保育園		豊原上町2920-2-4	S39.4.1	120	35	70	105	725.03	H 5. 3. 20 (新築)	
夕 葉 保育園		若草町3-5	S42.5.1	70	32	43	75	667.34	H16. 2. 1 (改築)	
い ん 保育園		植柳元町5940	S43.5.1	90	38	55	93	352.76	H20. 3. 27 (")	
ゆかり乳児保育園		八幡町1-51-2	S44.5.1	70	29	41	70	553.00	H18. 9. 30 (")	
か ら た ち 保育園		萩原町一丁目7-36	S44.10.1	40	14	24	38	701.22	H14. 3. 15 (")	
立	や す ら ぎ 保育園	古城町2264-3	S45.3.31	60	31	35	66	542.01	H16. 3. 25 (")	
	キ ュ ー ピ ー 保育園	迎町二丁目13-7	S46.2.22	50	16	20	36	651.14	H13.12.25 (")	

区分	名称	所在地	認可年月日	定員	児童数			建築面積	施設の建設
					3歳未満児	3歳以上児	計		
私	たかから保育園	清水町4-7	S46.4.1	100	44	61	105	828.91	H15.3.14(改築)
	杉の実保育園	井揚町2274	S46.4.1	100	35	59	94	585.70	H27.3.13()
	和晃保育園	千丁町古閑出2211-3	S47.3.31	60	24	36	60	382.25	H12.4.5()
	つるまる保育園	横手町1648-1	S47.4.19	140	57	71	128	1,133.15	H10.4.1()
	しらぬい保育園	高小原町1507-1	S47.5.1	120	52	86	138	785.20	H16.4.1(増築)
	八代白梅保育園	千反町一丁目3-3	S48.5.1	60	14	30	44	567.34	H15.2.28(改築)
	八代双葉保育園	松崎町453-4	S48.7.1	90	37	47	84	453.57	H8.3.31(大規模修繕)
	八代つくし保育園	高下西町2283	S49.4.1	130	50	70	120	873.80	H12.3.24(改築)
	八代ひまわり保育園	井上町330	S49.4.1	90	44	59	103	605.29	H8.4.1()
	天眞保育園	日奈久上西町372-4	S49.6.1	50	13	20	33	313.00	S49.6.1(新築)
	わかみや保育園	古閑中町1356	S50.4.1	90	39	61	100	578.28	H15.3(改築)
	パンビ保育園	西宮町1452	S50.4.1	70	22	38	60	538.74	H12.3()
	光嶺保育園	二見本町982	S51.4.1	40	7	15	22	404.84	H11.3.10()
	海士江保育園	海士江町3428	S52.4.2	140	54	62	116	522.90	H11.9.1()
	パール保育園	築添町1625-1	S54.4.1	80	30	50	80	383.74	S54.4.1(新築)
	わらび保育園	田中西町14-10	S54.4.1	140	45	81	126	761.33	H24.5(新築)
	あげまち保育園	揚町35-2	S54.4.1	90	34	54	88	923.64	H29.3.31(改築)
	ひかり夜間保育園	新地町1-27-4	H14.3.22	20	8	12	20	293.26	H14.4.1()
	白島ざんが保育園	郡築二番町110-3	R2.4.1	45	11	15	26	460.03	S51.2.24(改築)
	若葉保育園	鏡町下有佐252	S26.6.1	70	26	33	59	426.91	S47.3.11()
太陽保育園	東陽町南3100-1	S28.5.1	40	7	17	24	397.21	H28.3.15(改築)	
眞愛保育園	坂本町百済来上2718-1	S34.11.1	20	11	12	23	360.00	H27.2.28(大規模修繕)	
文政保育園	鏡町両出65-2	S43.4.1	115	37	58	95	673.21	H3.5.25(新築)	
川岳保育園	坂本町坂本1071	S43.5.1	60	15	31	46	566.84	H28.7(改築)	
あさひ森の保育園	坂本町鶴喰2226-1	S48.12.26	50	11	38	49	685.87	R3.8.28(改築)	
わかあゆ保育園	坂本町西部ろ243-10	S55.2.20	50	21	25	46	274.00	S55.4.1()	
鏡しらぬい保育園	鏡町内田742-12	S58.3.5	55	22	29	51	743.96	R3.5.29(改築)	
有佐保育園	鏡町中島1344	H17.4.1	80	31	34	65	404.25	S61.3.31(新築)	
文政第二保育園	鏡町貝洲809-1	H17.4.1	60	17	39	56	741.68	H31.3.31(改築)	
北新地海音保育園	鏡町北新地709-3	H27.4.1	60	23	32	55	469.53	S60.3(新築)	
小計	42園		3,145	1,151	1,738	2,889			
合計	52園		3,795	1,308	2,029	3,337			

②施設型（認定こども園・幼稚園）

（令和4年4月1日現在）

区分	名称	所在地	認可年月日	定員	児童数			建築面積	運営形態
					3歳未満児	3歳以上児	計		
私立	聖愛幼稚園	袋町5-1	H26.4.1	60	人 22	人 32	人 54	m ² 670.53	幼稚園型認定こども園
	八代ひかり保育園	新地町1-18	H30.4.1	255	85	131	216	1266.44	保育所型認定こども園
	八千把こども園	上野町1268-2	H31.4.1	195	45	114	159	957.53	保育所型認定こども園
	松寿幼稚園	郡築八番町45-4	H29.4.1	45	0	34	34	605.14	幼稚園
	あけぼの保育園	千丁町新牟田141-1	R2.4.1	115	43	72	115	405.00	保育所型認定こども園
	ひので保育園	三江湖町1427-14	S46.4.1	165	64	93	157	846.20	保育所型認定こども園

③地域型保育施設

（令和4年4月1日現在）

区分	名称	所在地	認可年月日	定員	児童数				建築面積	運営形態
					0歳児	1歳児	2歳児	計		
私立	ありんこ園	妙見町2377-3	H27.3.31	12	人 2	人 2	人 2	人 6	m ² 309.31	小規模保育事業A型
	リス託児所	郡築八番町45-4	H27.3.31	18	1	8	6	15	58.55	〃
	プチとまと	郡築一番町179	H27.3.31	8	0	0	1	1	70.20	事業所内保育事業

（2）保育料

①令和4年度八代市保育所利用者負担額（保育料）表

（単位：円）

階層区分		定義	3歳未満児(月額)		3歳以上児(月額)	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1		生活保護法による被保護世帯等	0	0	0	0
非課税世帯	第2-1	市民税非課税世帯 (母子・父子・障害者等の世帯)	0	0	0	0
	第2-2	市民税非課税世帯 (第1階層及び第2-1階層を除く)	0	0	0	0
市民税課税世帯	第3-1	市民税均等割のみ課税世帯	12,000 (6,000)	11,800 (5,900)	0	0
	第3-2	市民税所得割 48,600円未満	13,000 (6,500)	12,800 (6,400)	0	0
	第4-1	48,600円以上 72,800円未満	19,000 (9,500)	18,700 (9,350)	0	0
	第4-2	72,800円以上 97,000円未満	22,000 (11,000)	21,600 (10,800)	0	0
	第5-1	97,000円以上 133,000円未満	28,000 (14,000)	27,500 (13,750)	0	0
	第5-2	133,000円以上 169,000円未満	31,000 (15,500)	30,500 (15,250)	0	0
第6-1	169,000円以上 235,000円未満	35,000 (17,500)	34,400 (17,200)	0	0	

第 6-2	235,000 円以上 301,000 円未満	36,000 (18,000)	35,400 (17,700)	0	0
第 7-1	301,000 円以上 349,000 円未満	38,000 (19,000)	37,400 (18,700)	0	0
第 7-2	349,000 円以上 397,000 円未満	40,000 (20,000)	39,300 (19,650)	0	0
第 8	397,000 円以上	43,000 (21,500)	42,300 (21,150)	0	0

上段：下表①の児童、下段：下表②の児童

②利用者負担額の軽減措置

- ア 国の徴収金基準額より軽減をして、利用者負担額を設定している。
 イ 同一世帯から 2 人以上の児童が同時に保育所に入所している場合、または同一世帯から兄弟が幼稚園や認定こども園等に入園している場合の保育料の軽減

①最も年齢の高い児童	軽減なし
②2 番目に年齢の高い児童	半額
①及び②以外の児童	無料

- ウ 生計を同一にする 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの子どもが 3 人以上で、かつ、第 3 子以降は無料になる。
 エ 階層区分は、4～8 月までは入所児童と同居している父母及び家計の主宰者の令和 3 年度市民税額、9～3 月は令和 4 年度市民税額に応じて階層を決定する。
 なお、年度途中において世帯構成や課税内容に変更があった場合は、届出が必要。世帯構成の変更については、その事実が分かった日の属する月の翌月から変更することがある。
 オ 年齢区分は、4 月 1 日現在の満年齢で決定する。
 カ 平成 28 年度から収入約 360 万円未満のひとり親等世帯・多子世帯については、保育料の減額措置が講じられる。
 キ 平成 29 年度から市民税非課税世帯の第二子については無料、収入約 360 万円未満のひとり親等世帯の第一子については、2-2 階層の保育料へと減額措置が講じられる。

※年収 360 万円未満

- ┌ 二人親世帯：市町村民税所得割合算額が 57,700 円未満
- └ ひとり親等世帯：市町村民税所得割合算額が 77,101 円未満
- ・ひとり親等世帯 第一子：2-2 階層、第二子：無料
- ・多子世帯 第一子：全額、第二子：半額、第三子：無料

- ク 3 歳以上（4 月 1 日現在）は、令和元年 10 月 1 日からの幼児教育・保育の無償化に伴い、利用者負担額は無料になる。

(3) こども医療費の助成

目 的	本市に居住する子どもの健康の保持と増進を図ることを目的とする。
事業内容	子どもの医療費の全部または一部を助成する。
施行年月日	平成 17 年 8 月 1 日（平成 31 年 3 月 22 日一部改正）
対 象 者	本市に居住し住民登録をしている者で満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者
助 成 額	医療費（通院及び入院に要した費用）の一部負担金の額（附加給付等がある場合はそれを控除した額）。ただし、入院時食事療養費に係る負担額は除く。
支 払 時 期	①医療機関受診時に申請書を医療機関窓口へ提出した場合 受診月の翌々月の 25 日 ②市役所本庁及び支所担当窓口へ提出した場合 18 日までの提出分 翌月の 25 日 19 日以後の提出分 翌々月の 25 日
申 請 期 限	保険診療を受けた月の翌月から起算して、1 年以内

事業費	令和4年度 527,225千円
財源内訳	県 32,547千円 基金 445,499千円 市 49,179千円
	※県補助の対象は、4歳未満の乳幼児及び多子世帯(18歳未満の児童が3人以上いる世帯)において年齢が満4歳から満6歳到達後最初の3月31日までの間にある者に要した医療費の一部負担金の額
R3年度実績	延べ248,867件 484,626千円

(4) 養育医療の給付

目的	身体の発育が未熟な状態で生まれた乳児(未熟児)に対し、生後速やかに適切な処置を講ずるために必要な医療を給付する。
施行年月日	平成25年4月1日(平成31年3月18日一部改正)
対象者	出生時体重が2,000g以下、または身体の発育が未熟なまま出生した1歳未満の乳児
事業内容	指定医療機関における保険診療による入院医療費の自己負担分を助成する。
支給額	入院に要した医療費の一部負担金を控除した額
一部負担金	世帯の所得に応じて費用の一部負担があるが、その分はこども医療費助成の助成対象となる。
事業費	令和4年度 11,884千円
財源内訳	国(1/2) 県(1/4) 市(1/4)
R3年度実績	延べ117件 11,724千円

(5) ひとり親家庭等医療費の助成

目的	本市に居住するひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。
事業内容	ひとり親家庭等の医療費の一部を助成する。
施行年月日	平成17年8月1日(令和元年5月23日一部改正)
対象者	母子家庭の母及びその者が扶養している児童 父子家庭の父及びその者が扶養している児童 父母のない児童 ※対象となる児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。 ※母子家庭の母又は父子家庭の父とは、20歳未満の児童を扶養している者をいう。
助成額	医療費(通院及び入院に要した費用)の一部負担金の額(附加給付等がある場合はそれを控除した額)の3分の2を助成する。ただし、入院時食事療養費に係る負担額は除く。
支払時期	①医療機関受診時に申請書を医療機関窓口へ提出した場合 受診月の翌々月の20日 ②市役所本庁及び支所担当窓口へ提出した場合 18日までの提出分 翌月の20日 19日以後の提出分 翌々月の20日
申請期限	保険診療を受けた月の翌月から起算して、1年以内
事業費	令和4年度 26,135千円
財源内訳	県(1/2) 市(1/2)
R3年度実績	延べ13,157件 25,412千円

(6) 児童手当

目的 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

事業内容 児童を監護及び養育する保護者に対し、手当を支給する。

施行年月日 平成24年4月1日（令和元年5月23日一部改正）

対象者 0歳から中学校修了前（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間）の児童を養育している者

支給額（月額）

0～3歳児未満	15,000円
3歳以上～小学校修了前（第1子・第2子）	10,000円
”（第3子以降）	15,000円
中学生	10,000円
特例給付（受給者の所得が所得制限限度額以上所得上限限度額未満）	
0歳～中学生	5,000円
受給者の所得が所得制限限度額以上所得上限限度額以上	
0歳～中学生	0円

支払時期 6月、10月、2月に、それぞれの前月分までを支給する。

事業費 令和4年度 1,821,050千円

財源内訳 国 1,262,725千円 県 279,162千円 市 279,163千円

R3年度実績 延べ166,689件 1,860,835千円

(7) 児童扶養手当

目的 父母の離婚などにより父親または母親と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を図る。

事業内容 子どもを監護及び養育するひとり親家庭の父母等に対し、手当を支給する。

対象者 次の条件にあてはまる18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童又は20歳未満で、政令で定める程度の障がいの状態にある者を監護している母、または監護し生計を同じくする父、並びに父母にかわってその児童を養育している者（いずれの場合も国籍は問わない）

- ①父母が離婚した後、父または母と生計を同じくしていない児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が重度の障がい（国民年金の障害等級1級程度）にある児童
- ④父または母の生死が1年以上明らかでない児童
- ⑤父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども
- ⑦父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑨母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童

支給額 (令和4年4月分から)

区分	全部支給	一部支給
児童1人	月額43,070円	月額43,060円～10,160円
” 2人	10,170円加算	10,160円～5,090円加算
” 3人目以降	6,100円加算	6,090円～3,050円加算

支給制限 手当を受ける者及び扶養義務者または配偶者の前年の所得が下記表の扶養親族等の数による所得制限限度額以上ある場合は、その年度（11月分から翌年10月分まで）は、手当の全部又は一部が支給停止される。

児童扶養手当所得制限限度額表

扶養親族等の数	受給者本人		配偶者扶養義務者
	全部	一部	
0人	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,630,000円	3,060,000円	3,500,000円
4人	2,010,000円	3,440,000円	3,880,000円
5人	2,390,000円	3,820,000円	4,260,000円

支払時期 奇数月にそれぞれ前月分までを支給する。

事業費 令和4年度 739,269千円

財源内訳 国(1/3) 市(2/3)

R3年度実績 受給者 1,322人 716,914千円

(8) ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業

目的 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職に有利となり、かつ生活の安定につながる資格取得を促進することを目的とする。

事業内容 資格取得の訓練期間中の一定期間において給付金を支給する。

施行年月日 平成17年8月1日(令和元年8月19日一部改正)

対象者 本市に住居を有する母子家庭の母又は父子家庭の父で、次の支給要件の全てに該当し、対象資格を取得するために修業している人

- ①児童扶養手当法による児童扶養手当の支給を受けていること又はその支給要件と同様の所得水準であること
- ②対象資格の養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること
- ③就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること
- ④訓練促進給付金の支給を受けたことがないこと(特に必要と認められる場合を除く)
- ⑤訓練促進給付金等と趣旨を同じくする給付金等の支給を受けていないこと

※仕事をしながらの通信制も対象

対象資格 看護師 介護福祉士 保育士 理学療法士 作業療法士 理容師 美容師
あん摩マッサージ指圧師 はり師 きゅう師 栄養士 保健師 助産師
准看護師 歯科衛生士 診療放射線技師 診療エックス線技師 歯科技
工士 臨床検査技師 調理師 製菓衛生士 柔道整復師 視能訓練士
社会福祉士 精神保健福祉士 言語聴覚士 管理栄養士 医師 歯科医
師 薬剤師 臨床工学技士 義肢装具士 救急救命士

支給期間 修業期間のうち上限は4年間

支給額 市町村民税非課税世帯は月額10万円、同課税世帯は月額7万500円とし、原則として申請のあった日の属する月分から支給するほか、養成機関での課程修了者には修了一時金(市町村民税非課税世帯は5万円、同課税世帯は2万5000円)が支給される。(平成25年4月1日改正)

養成機関における修業の最後の1年間(12月間)については支給月額に4万円を加算する。

事業費 令和4年度 25,710千円

財源内訳 国(3/4) 市(1/4)

R3年度実績 24,135千円

(9) ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業

目 的	母子家庭の母又は父子家庭の父の主體的な能力開発の取組みを支援し、母子家庭の自立促進を図る。
事業内容	対象講座の受講のための費用を支給する。
施行年月日	平成17年8月1日（令和元年8月19日一部改正）
対象者	市内に住居を有する母子家庭の母又は父子家庭の父で、次の支給要件の全てに該当する人 ①児童扶養手当の支給を受けている者と同様の所得水準にあること ②支給を受けようとする人の就業経験、技能、資格の取得状況又は労働市場の状況などから判断して講座を受けることが適職に就くために必要であると認められるものであること ③過去に訓練給付金の支給を受けたことがないこと（特に必要と認められる場合を除く）
対象講座	①雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座 ②雇用保険制度の特定一般教育訓練給付の指定講座 ③雇用保険制度の専門実践教育訓練給付の指定講座 ④前号に掲げるものに準じ、熊本県知事が別に指定する講座
支給額	対象講座の受講のために支払った費用の6割に相当する額。 ただし、上限は20万円、下限は12千円とする。 ※雇用保険の受給資格があり、雇用保険の一般教育訓練給付の支給を受ける者に対しては、自立支援教育訓練給付金との差額を支給する。（平成29年4月1日改正） 専門実践教育訓練給付の指定講座で複数年間にわたり受講する場合は、支給額について20万円（年額上限）×修業年数とする。（上限80万円）
事業費	令和4年度 969千円
財源内訳	国（3/4） 市（1/4）
R3年度実績	400千円

(10) ひとり親家庭等日常生活支援事業

目 的	母子家庭、父子家庭及び寡婦の人の生活援助や子育て支援を図ることを目的とする。
事業内容	母子家庭、父子家庭及び寡婦の人が修学等の自立に必要な事由や病気などにより、一時的に介護・保育のサービス等で日常生活に支障が生じた場合や、母子・父子家庭になって間がなく生活が不安定な場合などに家庭生活支援員を派遣する。
施行年月日	平成17年8月1日（令和2年5月8日一部改正）
対象世帯	対象となるひとり親家庭等とは、本市に住所を有し、次に該当する人 ①技能習得のための通学もしくは就職活動などの自立促進に必要な事由、または疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張、学校等の公的行事への参加等社会通念上必要と認められる事由により一時的に生活援助、保育サービスが必要な家庭 ②ひとり親家庭等になって間がないなど生活環境等が急変し、日常生活を営むのに支障が生じている家庭 ③乳幼児又は小学校に就学する児童を養育しているひとり親家庭であって、就業上の理由により、帰宅時間が遅くなるなどの場合（所定内労働時間の就業を除く。）に定期的な生活援助、保育サービスが必要な家庭
支給内容	生活援助は、家事、介護その他の日常生活の便宜（利用者の居宅） 子育て支援は、保育サービス及びこれに附帯する便宜（支援員の居宅等）

利用者負担

利用世帯区分	利用者負担額（1時間当たり）	
	子育て支援	生活援助
生活保護世帯 市県民税非課税世帯	0円	0円
児童扶養手当支給水準の世帯	70円	150円
前記以外の世帯	150円	300円

事業費 令和4年度 193千円
 財源内訳 県(3/4) 市(1/4)
 R3年度実績 98千円

(11) 地域子育て支援センター事業

目的 少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て支援機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等といった問題が生じている。このため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を促進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とする。

事業内容 ①子育て親子の交流の場の提供と交流と促進
 ②子育て等に関する相談、援助の実施
 ③地域の子育て関連情報の提供
 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
 ⑤地域支援活動の実施

実施年月日 平成17年8月1日
 実施施設 6カ所（高田東部保育園、ひので保育園、しらぬい保育園、八代ひまわり保育園、千丁みどり保育園、文政保育園）

事業費 令和4年度 42,397千円
 財源内訳 国(1/3) 県(1/3) 市(1/3)
 R3年度実績 41,686千円

(12) 病児・病後児保育事業

目的 保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全育成及び資質の向上に寄与することを目的とする。

事業内容 保護者の勤務等の都合により、病気また病気回復期にある児童(医師の診察により入院その他専門的、かつ濃密な医療の必要はないが、保育所等における日常の保育、集団生活が困難と認められる児童)の養育が家庭で困難な場合に、看護師・保育士等の連携のもと預かる。

実施年月日 平成17年8月1日

対象児童 0歳～小学生まで

実施施設 3カ所
 「キッズルーム」八代乳児院内子育て支援棟、
 「キッズケアホーム」横手新町谷口ハイツ201、
 「病児・病後児ハウスひかり」八代ひかり保育園横

※令和元年4月から、氷川町に「八代北部地域医療センター 病児・病後児保育室「ハグ・くむ」」が開設（氷川町・八代市で相互利用）

利用者負担 生活保護世帯 無料
 市民税非課税世帯 1,000円/人
 それ以外の世帯 2,000円/人

※連続して利用する場合、2日目以降 1,000円/人
 事業費 令和4年度 26,678千円
 財源内訳 国(1/3) 県(1/3) 市(1/3)
 R3年度実績 23,160千円

(13) 子育て短期支援事業

目的 一時的に養育困難となった家庭の児童及びその家庭の福祉の向上を図る。
 事業内容 一時的に養育困難となった家庭の児童を児童養護施設や乳児院等において、一定期間、養育・保護を行う。
 ①ショートステイ
 ②トワイライトステイ（平日の夜間または休日）

実施年月日 平成17年8月1日
 対象児童 0歳～18歳まで
 実施施設 2カ所（八代ナザレ園、八代乳児院）

利用者負担

区分	ショートステイ	トワイライトステイ	
		夜間 17:00～22:00	休日 8:00～17:00
生活保護世帯	2歳未満児	0円	0円
	2歳以上児	0円	
市県民税非課税世帯 またはひとり親世帯	2歳未満児	1,100円	600円
	2歳以上児	1,000円	
一般世帯	2歳未満児	5,000円	1,350円
	2歳以上児	2,750円	

事業費 令和4年度 1,207千円
 財源内訳 国(1/3) 県(1/3) 市(1/3)
 R3年度実績 418千円

(14) 放課後児童健全育成事業

目的 昼間保護者のいない家庭の小学校児童の健全育成を図ることを目的とする。
 事業内容 放課後児童クラブを設置運営する社会福祉法人や保護者会等に事業委託を行い、児童に対し、担当の指導者による、身近な社会資源を利用した育成・指導や、遊びを提供することにより、健全な育成や発達を助長する。

実施年月日 平成17年8月1日
 対象児童 小学校の児童
 委託料 開設日数及び児童数により変動

(例：250日、36～45人の場合、4,577,000円)

※開所日数加算、長時間開所加算、障害児受入推進費等あり

※その他、補助事業あり（放課後児童支援員等処遇改善等事業、障害児受入強化推進事業、小規模放課後児童クラブ支援事業、放課後児童クラブ送迎支援事業、放課後児童支援員キャリアアップ処遇事業、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業）

実施クラブ 34クラブ
 事業費 令和4年度 362,544千円
 財源内訳 国(1/3) 県(1/3) 市(1/3)
 R3年度実績 282,179千円

(15) こどもプラザ事業

目 的	気軽に利用できる子育て支援の拠点整備と地域住民による主体的な子育て支援の促進を目的とする。
事業内容	地域子育て支援拠点事業 主に乳幼児（0～3歳）を持つ子育て中の親が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場。 ・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ・子育て等に関する相談・援助の実施 ・地域の子育て関連情報の提供 ・子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
実施年月日	平成19年9月3日
設置場所	こどもプラザすくすく（マックスバリュー八代店2階） こどもプラザわくわく（イオン八代店2階）
開設日	こどもプラザすくすく 10:00～16:00（月・火・水・金） こどもプラザわくわく 10:00～16:00（月・火・水・木・金）
事業費	令和4年度 15,861千円
財源内訳	国（1/3） 県（1/3） 市（1/3）
R3年度実績	16,398千円

(16) 子育て相談事業

目 的	子育て親子や妊娠している方が、その選択に基づき、多様な教育・保育施設、地域の子育て支援事業を円滑に利用できるように、身近な場所に利用者支援専門員を配置し、情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。
実施年月日	平成27年8月3日
設置場所	こどもプラザわくわく内（イオン八代店2階）
開設日	10:00～16:00（月・火・水・木・金）
事業費	令和4年度 2,693千円
財源内訳	国（2/3） 県（1/6） 市（1/6）
R3年度実績	2,683千円

(17) ファミリー・サポート・センター事業

目 的	地域において育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者を会員として組織化し、相互に援助を行うことにより、労働者が仕事と育児を両立し安心して働くことができる環境を整備するとともに、地域の子育て支援を行い、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。
事業内容	地域において育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織。
実施年月日	平成19年9月3日
設置場所	八代市役所こども未来課内
事業費	令和4年度 2,041千円
財源内訳	国（1/3） 県（1/3） 市（1/3）
R3年度実績	2,034千円

(18) 児童福祉施設

施設名	経営主体	住所	設置年	入所定員
八代ナザレ園	社会福祉法人 八代ナザレ園	竹原町 1447	明治 33 年	36 人
八代乳児院	社会福祉法人 八代児童福祉会	郡築 12 番町 71-2	昭和 52 年	15 人

(19) 出産祝い金支給事業

目 的	市の次世代を担う子どもの出生を祝福するとともに、子育てに伴う経済的負担の軽減を図り、子どもの健全な育成に資することを目的とする。
事業内容	次のいずれにも該当するものに祝い金を支給する。 (1) 出産をした者又はその配偶者等、対象新生児を監護・養育している者。 (2) 出産をした日において八代市に住民登録があり、かつ申請日までの間、市に住民登録があること。ただし、出産の日から申請日までの間に、支給の対象となる新生児が支給対象者と同一世帯に属していない期間がある場合（新生児が出生の翌日以降に死亡した場合、児童福祉法により施設入所等の措置が行われた場合を除く。）は支給しない。 (3) 申請以後 1 年以上、本市に居住の意思があること。
支給額	第 1 子 3 万円 第 2 子 5 万円 第 3 子以降 10 万円
実施年月日	令和 4 年 4 月 1 日
事業費	令和 4 年度 46,200 千円
財源内訳	市 (10/10)

3 高齢者福祉

(1) 高齢者及び障害者住宅改造助成事業

目 的	在宅の要介護等高齢者、重度身体障がい者（児）又は知的障がい者（児）がいる世帯に対し、要介護高齢者等の在宅での自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担軽減を図ることを目的として行われる改造に必要な経費について助成する。
施行年月日	平成 17 年 8 月 1 日
助 成 対 象	次の各号の条件に該当する者 ①本市に継続して 2 年以上居住し、市税、介護保険料等を完納している者 ②次に掲げるいずれかに該当する者又はこれらと同居し、若しくは同居しようとする者 ア 事業実施年度の 4 月 1 日時点で 65 歳以上の高齢者であって、介護保険要介護認定・要支援認定を受けた者 イ 身体障害者手帳 1 級又は 2 級を所持する者（児） ウ 療育手帳 A1 又は A2 を所持する者（児） ③当該世帯の生計中心者の前年所得税課税年額が、7 万円以下の世帯に属する者
助成の対象となる軽費	玄関、廊下、階段、居室、浴室、便所、洗面所、台所など在宅の要介護高齢者等が利用する部分を、当該要介護高齢者等が利用しやすく改造するために要する経費。なお、新築、増築及び改築は助成対象外。 ただし、改造を行うときに増築又は改築を伴うことがやむを得ないと認められる場合は、その範囲内で改造に要する経費を助成の対象とする。
助 成 額	助成対象限度額 50 万円（高齢者） 助成対象限度額 70 万円（障がい者）

改造実施者の属する世帯の階層区分		助 成 率
A	生活保護法による被保護世帯	3 分の 3
B	世帯の生計中心者の当該年度分の市民税が非課税の世帯	3 分の 3
C	A、B 階層を除き、世帯の生計中心者の前年所得税課税年額が 7 万円以下の世帯	3 分の 2

R 3 年度実績	高齢者	件数	0 件 (3 分の 3)	助成金額	0 円
	障がい者	件数	2 件 (3 分の 3 : 2 件)		
			助成金額	1,400,000 円	

(2) 後期高齢者医療制度

目 的 高齢者医療費を中心に国民医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、公平でわかりやすい制度とするため、75歳以上および65歳以上で一定の障害がある人を対象に創設された他の保険から独立した医療制度。県内全市町村が加入する「熊本県後期高齢者医療広域連合」が主体となり制度を運営する。

施行年月日 平成20年4月1日

対 象 者 県内に住所を有する75歳以上の人及び65歳から74歳までの一定の障害がある人で申請により広域連合が認定した人。八代市：22,620人(R4.3.31現在)

事 業 内 容

①市町村と広域連合の役割

- 【市町村】
- ・被保険者の加入・脱退届等の受付
 - ・被保険者証の引き渡し
 - ・保険料納期の決定
 - ・保険料収納関係および滞納処分
 - ・保険料減免申請等の受付
 - ・限度額適用・標準負担額減額認定証の交付
 - ・療養費関係支給申請書および届出等の受付
 - ・葬祭費支給申請書の受付
- 【広域連合】
- ・被保険者資格の認定・管理
 - ・被保険者証の交付
 - ・保険料率・保険料額等の決定
 - ・給付に関する決定および支給
 - ・保健事業関係の実施
 - ・その他、後期高齢者医療制度の施行に関する事務

②保険料

保険料は、被保険者一人ひとりにかかる「均等割額」と、被保険者の所得に応じて算定する「所得割額」を合わせた金額となる。賦課限度額66万円

ア 熊本県の均一保険料（令和4年度）

均等割額 54,000円 所得割率 10.26%

イ 軽減措置

- a 令和4年度は、世帯の所得水準に応じて、保険料の「均等割額」が7割、5割、2割軽減される。
- b 健保組合や船員保険、共済組合などの被用者保険の被扶養者は、激変緩和の観点から、「所得割額」は課されず、資格取得から2年間に限り、均等割額は5割軽減される。

③受けられる給付

ア 病気やけがの治療を受けたとき(療養の給付)

被保険者は、病気やけがで医療機関を利用したときは、医療費の1割（一般Ⅱは2割、現役並み所得者は3割）を自己負担する。※2割は令和4年10月から。

イ 入院したときの食事代(入院時食事療養費)

被保険者は、入院したときの食事代のうち、国が定めた費用を自己負担する。

ウ 療養病床に入院したときの食事代・居住費(入院時生活療養費)

被保険者は、療養病床に入院したときの食事代と居住費のうち、国が定めた費用を自己負担する。

エ 1カ月に支払った自己負担が高額になったとき(高額療養費)

被保険者は、1カ月に支払った医療費が、国が定めた限度額を超えたときは、限度額を超えた分を高額療養費として受給できる。

自己負担限度額(高額療養費)

負担割合	負担区分	外来の限度額	入院及び世帯の限度額
3割負担	住民税課税所得 690万円以上	252,600円+(かかった医療費-842,000円) ×1% [140,100円] ※2	
	住民税課税所得 380万円以上	167,400円+(かかった医療費-558,000円) ×1% [93,000円] ※2	
	住民税課税所得 145万円以上	80,100円+(かかった医療費-267,000円) ×1% [44,400円] ※2	
2割負担	一般Ⅱ (令和4年10月から)	18,000円※1 または(6000円+(医療費-30,000円)× 10%)の低い方を適用	57,600円 [44,400円] ※2
1割負担	一般Ⅰ	18,000円※1	
	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ		15,000円

※1 1年間(8月~翌年7月)の外来の自己負担額の上限額は144,000円です。

※2 []内は過去12カ月以内に4回以上高額療養費の支給があった場合の、4回目以降の限度額。

オ 1年間に支払った自己負担が高額になったとき(高額介護合算療養費)

被保険者は、1年間に支払った医療費と介護保険サービスの利用料の合計額が、国が定めた限度額を超えたときは、市町村窓口申請し、認められると限度額を超えた分を高額介護合算療養費として受給できる。

自己負担限度額(高額介護合算療養費)

負担割合	負担区分	年額(R3.8~R4.7)
3割負担	住民税課税所得690万円以上	212万円
	住民税課税所得380万円以上	141万円
	住民税課税所得145万円以上	67万円
1割負担	一般	56万円
	低所得者Ⅱ	31万円
	低所得者Ⅰ	19万円※

※低所得者Ⅰで介護保険の受給者が複数いる世帯の場合は、限度額の適用方法が異なります。

- カ 訪問看護を利用したとき(訪問看護療養費)
被保険者は、医師の指示で訪問看護を利用したときは、費用の1割(一般Ⅱは2割、現役並み所得者は3割)を自己負担する。※2割は令和4年10月から。
- キ やむをえず全額自己負担したとき(療養費)
急病などで保険証を持たずに医療機関にかかったときや医師の指示によりコルセット等を装着したときなどは、被保険者が全額支払い、後から市町村窓口申請し、認められると自己負担額を除いた分を療養費として受給できる。
- ク 被保険者が死亡したとき(葬祭費)
葬祭を行った者に対して葬祭費 2万円が支給される。

事業運営年度推移（実績）

（金額単位：財政状況・千円）

項 目		年 度		H28	H29	H30	R1	R2	
被 保 険 者 数（年間平均・人）				22,459	22,603	22,702	22,839	22,684	
人 口（年間平均・人）				129,891	129,060	128,016	126,821	125,527	
加 入 率	対 人 口 比（%）			17.3	17.5	17.7	18.0	18.1	
賦 課 限 度 額	保 険 料 率	所 得 割 率（%）		9.26	9.26	9.26	9.26	9.95	
		均 等 割 額（円）		47,900	47,900	47,900	47,900	50,600	
調定額（現年度分）（千円）				1,020,874	1,067,237	1,110,429	1,181,749	1,291,700	
一人当たりの調定額（現年度分）（円）				45,274	47,217	48,913	51,743	56,943	
賦 課 限 度 額（円）				570,000	570,000	620,000	620,000	640,000	
財 政 状 況	後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計	保 険 料	特 別 徴 収		689,959	719,477	731,060	779,886	864,265
			普 通 徴 収		331,320	344,017	375,439	394,647	422,121
			滞 納 繰 越 分		4,421	2,916	3,815	3,430	6,295
		使 用 料 及 び 手 数 料			259	206	175	205	196
		国 庫 支 出 金			—	—	648	—	92
		繰 入 金	事 務 費 繰 入 金		68,152	69,864	66,608	66,930	71,183
			保 険 基 盤 安 定 繰 入 金		496,747	503,533	510,033	497,493	528,237
		繰 越 金			31,124	31,877	32,825	35,117	33,624
		諸 収 入	延 滞 金 及 び 過 料		61	167	133	231	322
			保 険 料 還 付 金		1,409	2,143	3,492	1,441	1,098
	還 付 加 算 金			36	9	33	13	0	
	受 託 事 業 収 入			15,460	17,413	19,862	21,704	19,869	
	預 金 利 子			1	1	1	1	1	
	雑 入			11	6	15	75	17	
	返 納 金			—	—	9	—	—	
	広 域 連 合 支 出 金			1,094	—	2,172	1,434	2,087	
	歳 入 合 計			1,640,054	1,691,629	1,746,320	1,802,607	1,949,407	
	歳 出	総 務 費	一 般 管 理 費		55,491	57,886	53,637	55,020	58,872
			徴 収 費		8,035	5,966	7,973	6,443	7,544
		広 域 連 合 納 付 金	保 険 料 納 付 金		1,025,008	1,065,629	1,108,155	1,179,688	1,290,820
保 険 基 盤 安 定 負 担 金				496,747	503,533	510,033	497,493	528,236	
健 康 保 持 増 進 事 業 費			21,445	23,637	27,876	28,883	27,012		
諸 支 出 金		保 険 料 還 付 金		1,415	2,144	3,496	1,443	1,115	
	還 付 加 算 金		36	9	33	13	0		
歳 出 合 計			1,608,177	1,658,804	1,711,203	1,768,983	1,913,599		
一 般 会 計	歳 入	県 支 出 金	保 険 基 盤 安 定 負 担 金		372,560	377,649	382,525	373,120	396,178
		諸 収 入	雑 入		19,777	84,116	84,807	29,204	30
		歳 入 合 計			392,337	461,765	467,332	402,324	396,208
	歳 出	特 別 会 計 繰 出 金			564,899	573,397	576,641	564,423	599,420
		広 域 連 合 負 担 金	共 通 経 費		55,614	58,368	86,186	63,934	57,709
療 養 給 付 費				1,697,168	1,714,102	1,683,808	1,708,255	1,785,549	
歳 出 合 計			2,317,681	2,345,867	2,346,635	2,336,612	2,442,678		

(3) 介護保険事業

事業開始 平成 12 年 4 月 1 日

第 1 号被保険者数 42,881 人 (令和 4 年 3 月末現在)

①制度の概要

ア 保険者 市町村 (八代市)

イ 被保険者

- ・ 第 1 号被保険者 (65 歳以上)
- ・ 第 2 号被保険者 (40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者)

ウ 給付の手續きと内容

介護保険からの介護給付や予防給付は、65 歳以上の被保険者には要介護状態若しくは要支援状態と認定された場合と、40 歳以上 65 歳未満の被保険者には特定疾病が原因で要介護状態若しくは要支援状態にあると認定された場合に行われる。これらの認定は八代市介護認定審査会で行われ、給付サービスとしては、要介護者へは在宅・施設両面にわたる多様なサービスを提供し、要支援者へは要介護状態の発生予防という観点から、在宅サービスを提供している。これらのサービス利用者は、原則として費用の 1 割から 3 割を負担する。

また、認定審査により非該当と判定された方や地域のすべての高齢者を対象に、地域包括支援センターで要介護となる恐れの高い高齢者を選定し、介護保険の給付ではなく地域支援事業として、介護予防のサービスだけでは補えない支援を行う。

エ 費用負担の仕組み

a 介護保険財政

介護保険からの介護給付や予防給付に必要な費用は、サービス利用時の利用者負担を除いて、50%が公費で賄われる。

その内訳は、概ね国が全体の 20~25%、都道府県が 12.5~17.5%、市町村が 12.5%である。公費による部分を除いた 50%の費用は、第 1 号被保険者 (65 歳以上) と第 2 号被保険者 (40 歳以上 65 歳未満) の保険料により賄われ、令和 3 年度から令和 5 年度における負担割合は、第 1 号被保険者 23%、第 2 号被保険者 27%である。

また、地域支援事業については、事業の対象となる費用に対して、介護予防・日常生活支援総合事業では、国 25%、都道府県 12.5%、市町村 12.5%、第 1 号被保険者 23%、第 2 号被保険者 27%、包括的支援事業及び任意事業では、国 38.5%、都道府県 19.25%、市町村 19.25%、第 1 号被保険者 23%の財源構成とされている。

b 保険料

- ・ 第 1 号被保険者 (65 歳以上)

市町村ごとに介護サービス量等に応じた保険料が設定される。保険料の設定に当たっては 3 年間の中期的な見通しに基づいて行われる。本市の令和 3 年度から令和 5 年度の 3 年間の基準額は、年額 78,000 円と設定している。

- ・ 第 2 号被保険者 (40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者)

それぞれの医療保険者ごとに保険料が設定され、一般の医療保険料に上乘せする形で一括して徴収される。

②制度の具体的内容

ア 第1号被保険者保険料

保険料所得段階別の対象者

所得段階	対 象 者	割合	年間保険料額 (R3～R5年度)
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の人	基準額×0.3	23,400円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.5	39,000円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える人	基準額×0.7	54,600円
第4段階	世帯に市町村民税課税者がいるが、本人は市町村民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.9	70,200円
第5段階	世帯に市町村民税課税者がいるが、本人は市町村民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える人	基準額	78,000円
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.2	93,600円
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.3	101,400円
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.5	117,000円
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上の人	基準額×1.7	132,600円

イ 介護保険給付の種類 (R4.4.1現在)

a 居宅サービス・介護予防居宅サービス

- 訪問介護
- 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護
- 訪問看護・介護予防訪問看護
- 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
- 通所介護
- 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション
- 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

- 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導
- 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
- 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護
- 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売
- 住宅改修・介護予防住宅改修
- 居宅介護支援・介護予防支援
- 特定施設入所者生活介護・介護予防特定施設入所者生活介護
- b 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス
 - 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - 地域密着型通所介護
 - 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護
 - 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護
 - 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（要支援2のみ）
 - 地域密着型特定施設入居者生活介護
 - 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - 看護小規模多機能型居宅介護（小規模多機能型居宅介護＋訪問看護）
- c 施設サービス
 - 介護老人福祉施設
 - 介護老人保健施設
 - 介護医療院
- d 市町村特別給付
 - 介護用品購入費支給

ウ 介護保険サービス事業者数（R4.4.1現在）

- a 介護保険施設
 - 介護老人福祉施設（10施設）

施設名	住所	入所定数	利用件数 (R3年度)	給付費 (R3年度)
行楽園	八代市日奈久塩北町 2905	60名	7,284件	2,156,399,637円
みなみ園	八代市日奈久塩南町 54	60名		
あさひ園	八代市上日置町 2345	50名		
すずらの里	八代市葭牟田町 435	50名		
ま心苑	八代市敷川内町 2251-1	50名		
みやび園	八代市高島町 4221	50名		
坂本の里一灯苑	八代市坂本町坂本 1071	50名		
康和苑	八代市千丁町太牟田 1300-8	50名		
安寿の里	八代市鏡町両出 880-1	80名		
ひかわの里	八代市東陽町南 752-1	30名		

地域密着型介護老人福祉施設（5施設）

施設名	住所	入所定数	利用件数 (R3年度)	給付費 (R3年度)
希望	八代市興善寺町 495-1	29名	1,732件	545,459,149円
八代草	八代市海士江町 2833-1	29名		
キャッスル麦島	八代市古城町 1938-1	29名		
サテライト 安寿の里	八代市鏡町内田 742-2	29名		
あさひ園みやじ	八代市宮地町 169-1	29名		

介護老人保健施設（6施設）

施設名	住所	入所定数	利用件数 (R3年度)	給付費 (R3年度)
ハピネスケア日南	八代市日奈久塩北町 2922	80名	6,234件	1,808,187,432円
向春苑	八代市大福寺町 2411-1	80名		
アメニティゆうりん	八代市古閑浜町 3401	85名		
皇寿園	八代市高島町 4218	75名		
とまと	八代市郡築一番町 180-1	100名		
かがみ苑	八代市鏡町塩浜 11-235	80名		

介護医療院（2施設）

施設名	住所	入所定員	利用件数 (R3年度)	給付費 (R3年度)
八代敬仁病院	八代市海士江町 2817	35名	509件	174,380,819円
平成病院	八代市大村町 720-1	20名		

※介護保険施設（地域密着型除く）の利用件数及び給付費については市外の施設利用分を含む
 ※介護保険施設の給付費には特定入所者介護サービス費（食費・居住費）を含む

b 居宅サービス事業者（市内）（R4.4.1現在）

サービス内容	事業者数	利用件数 (R3年度)	給付費 (R3年度)
訪問介護	64	20,215件	1,867,613,740円
訪問入浴介護（介護予防）	1	522件	34,213,381円
訪問看護（介護予防）	118	5,812件	318,528,070円
訪問リハビリテーション（介護予防）	89	634件	24,722,196円
居宅療養管理指導（介護予防）	199	5,016件	58,959,161円
通所介護	43	23,243件	2,107,506,299円
通所リハビリテーション（介護予防）	14	10,414件	723,632,708円
短期入所生活介護（介護予防：特養）	13	3,188件	254,583,147円
短期入所療養介護（介護予防：老健）	6	488件	37,988,688円
短期入所療養介護（介護予防：介護医療院）	2	42件	5,200,138円

福祉用具貸与（介護予防）	15	38,713 件	407,716,095 円
特定福祉用具販売（介護予防）	14	565 件	13,214,529 円
住宅改修（介護予防）		494 件	39,961,179 円
特定施設入所者生活介護（介護予防）	2	1,009 件	172,692,919 円
介護予防支援・居宅介護支援	53	54,695 件	707,795,688 円
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	43 件	5,772,818 円
地域密着型通所介護	33	7,679 件	722,257,203 円
地域密着型認知症対応型通所介護（介護予防）	6	1,340 件	162,354,060 円
地域密着型小規模多機能型居宅介護（介護予防）	8	2,147 件	388,473,280 円
地域密着型認知症対応型共同生活介護（要支援2）	19	2,356 件	623,531,891 円
地域密着型特定施設入居者生活介護	1	345 件	67,175,734 円
看護小規模多機能型居宅介護（複合型）	1	173 件	38,918,952 円

※利用件数、給付費については市外事業所の利用分を含む

※短期入所及び地域密着型介護老人福祉施設の給付費には特定入所者介護サービス費（食費・居住費）を含む

c 居宅サービス利用限度額（R4.4.1 現在）

要介護度（支援）	利用限度額（1 カ月）	要介護度	利用限度額（1 カ月）
要支援 1	50,320 円	要介護 1	167,650 円
要支援 2	105,310 円	要介護 2	197,050 円
		要介護 3	270,480 円
		要介護 4	309,380 円
		要介護 5	362,170 円

エ 介護認定審査事業

a 八代市介護認定審査会

八代市介護認定審査会委員の定数 八代市介護認定審査会の委員の定数は、120 人以内とする。

介護認定審査会委員の構成 委員は、保健・医療・福祉の各分野に関する学識経験者から構成する。

委員数 110 人（医療：52 人 保健：28 人 福祉：30 人）（R4.4.1 現在）

合議体 八代市介護認定審査会は、27 の合議体を置く。

1 の合議体を構成する委員の定数は、4 人とする。

介護認定審査会委員の任期 委員の任期は、2 年とする。ただし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

b 事業実績

審査会開催回数 180 回 申請者数（延べ人数） 9,146 人

要介護・要支援認定者実人数（R4.3.31 現在）

認定者数	要介護度別認定者数内訳						
	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
8,490 人	740 人	1,447 人	1,464 人	1,532 人	1,333 人	1,259 人	715 人
	8.7%	17.0%	17.3%	18.1%	15.7%	15.7%	8.4%

オ 補助（助成）金交付

a 社会福祉法人による介護保険利用者負担の軽減に対する補助金

目 的 本市の介護保険の被保険者のうち、特に生計が困難であると認められる者に対し、介護保険サービスを提供した社会福祉法人が利用者負担の一部を軽減した場合において、当該法人に対して補助金を交付する。

施行年月日 平成 17 年 8 月 1 日

補 助 概 要 軽減の対象者は、市町村民税非課税者等であって、他に財産や世帯の状況、介護保険サービス利用の自己負担額等を総合的に勘案し、生活が困難であると認められた者とする。

社会福祉法人は、利用者負担の軽減対象として県に申し出ている介護保険サービス（対象となるのは、介護老人福祉施設サービス、訪問介護、通所介護、短期入所等【介護予防サービスも含む】）を提供し、軽減を行った際に、市長に対し補助金の交付を申請する。審査後適当と認められたときは、補助金交付決定通知を受け、請求書を市長に提出し交付を受ける。

R 3 年度実績 件数 0 件 助成金額 0 円

b 八代市介護保険住宅改修支援事業補助金

目 的 居宅介護住宅改修費の支給に際し、「住宅改修が必要な理由書」を作成する業務（住宅改修支援）を行った者に対して補助金を交付する。

施行年月日 平成 17 年 8 月 1 日

補 足 概 要 補助対象者は八代市の被保険者であって、居宅介護支援の提供を受けていないものに対し、住宅改修支援を行った居宅介護支援事業者その他住宅改修費の支給の対象となる住宅改修について十分な専門性を有すると認められる者とし、住宅改修支援 1 件につき 2 千円を支給する。

R 3 年度実績 件数 6 件 助成金額 12,000 円

カ 八代市介護保険特別給付介護用品購入費支給 ※地域支援事業から H31 年度移行

施行年月日 平成 31 年 4 月 1 日

受給対象者 ア 要介護者の要件

- ・本市に居住し、住民基本台帳に登録されているもので、住宅において常時介護を必要とする 65 歳以上の者
- ・介護保険法第 19 条第 1 項に規定する要介護認定において要介護 3、4 又は 5 と判定された者
- ・その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が当該年度分の市町村民税が課税されていない者
- ・在宅生活において現に介護用品を必要としている者

イ 介護者の要件

- ・本市に居住し、住民基本台帳に登録されている者
- ・その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が当該年度分の市町村民税が課税されていない者

支 給 用 品 紙おむつ・尿取りパッド・お尻拭き・からだ拭き・清拭剤など

支 給 の 方 法 月額 8,000 円を上限の支給券を支給 ※1 割を自己負担

R 3 年度実績 延べ件数 831 件（実人員 106 人） 支給金額 5,200,159 円

(4) 地域支援事業

①介護予防・日常生活支援総合事業

- 目的 住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けていけるよう、介護サービスだけでなく、地域全体で高齢者を支える取り組みである。対象者自身の状況に応じたサービスを利用しながら、自立を目指すことを目的とする。
- 実施年月日 平成 28 年 4 月 1 日
- 対象者 要支援 1 要支援 2 の認定者 及び※事業対象者
※「基本チェックリスト」による判定で、要介護・要支援となるリスクが高いと判定された高齢者のこと。
- 事業概要 対象者自身の状況に応じて、ア「集中介入期」イ「移行期」ウ「生活期」の 3 段階の体制によりサービスを作る。
- ア ①元気アップチャレンジ教室 ②元気が出る学校
③口腔機能の向上教室 ④スポット訪問リハビリ
- イ ①介護予防訪問介護相当サービス ②介護予防通所介護相当サービス
③えぷろんケアサービス ④お達者クラブ
- ウ ①いきいきサロン ②老人クラブ等

総合事業実績 (R4. 3. 31 現在)

サービス内容	事業所数	利用件数 (R3 年度)	事業費 (R3 年度)
元気アップチャレンジ教室	6	3,094	60,151,910
元気が出る学校	1	481	8,545,465
口腔機能の向上教室	1	49	318,500
スポット訪問リハビリ	1	22	331,782
介護予防訪問介護相当サービス	27	374	8,112,581
介護予防通所介護相当サービス	38	452	14,086,700
えぷろんケアサービス	15	2,628	21,288,343
お達者クラブ	26	6,323	127,347,763

②いきいきサロン事業

- 目的 高齢者が抱える社会的孤立感や不安を解消し、心身機能の向上や仲間づくりを通じた社会参加を図り、「健康で心豊かに生活できるための町づくり」「地域ネットづくり(人づくり)」「要介護にならない自立をめざす」拠点として参加者が主体的な活動により地域交流の場として推進することを目的とする。
- 実施年月日 平成 12 年 4 月 1 日
- 対象者 本市に住所を有するおおむね 65 歳以上の高齢者
- 事業概要 各町内の公民館等において、参加者自らが自主的な運営を行うことができるように、人づくり・組織づくりのコーディネーターとしてのサロン活動指導員を配置し、趣味講座・教養レクレーション等を行う。
- R3 年度実績 サロン数 226 カ所
参加者数 延べ 11,224 人
実施回数 1068 回

③ふれあい高齢者訪問奉仕

- 目的 ひとり暮らしや虚弱な高齢者を支援する社会づくりをめざし、併せて高齢者の社会参加と、いきがづくり活動の一層の推進を図ることを目的とする。
- 実施年月日 平成 17 年 8 月 1 日
- 業務委託先 八代市老人クラブ連合会
- 対象者 ひとり暮らし及び寝たきり老人

事業概要	八代市老人クラブが事業主体となり、各単位クラブが実施する次の事業内容 (1) 話し相手 (2) 在宅福祉サービスの紹介 (3) 家事援助 (4) 日常生活援助 (5) 介護援助 (6) 施設等での奉仕活動
R3 年度実績	訪問延べ件数 11,340 件
訪問回数	(1 週につき) 老人 1 人につき 1 回以上

④高齢者短期入所事業（ショートステイ）

目的	高齢者を一時的に介護する必要があると認められる場合、当該高齢者を一時的に養護老人ホームで預かることにより、これら高齢者及びその家族の生活を支援し、もって高齢者福祉の向上を図ることを目的とする。
施行年月日	平成 17 年 8 月 1 日（改正：平成 26 年 4 月 1 日）
対象者	本市に住所を有するおおむね 65 歳以上の高齢者で介護保険要介護認定・要支援認定において非該当と判定されたもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。 ア ひとり暮らしの高齢者で、病気、災害等の理由により一時的に介護をする必要があると認められるもの イ 同居人がいる高齢者で、介護する同居人が疾病、出産、冠婚葬祭、事故、失踪、出張、転勤、看護、学校等の公的行事への参加等の社会的理由により当該高齢者を一時的に介護することができないと認められるもの ウ 同居人がいる高齢者で、介護する同居人が私的理由（前号以外の理由で市長が特に認めたもの）により当該高齢者を一時的に介護することができないと認められるもの
施設	養護老人ホーム「保寿寮」、「すずらんの杜」
期間	原則として 7 日以内。ただし、特別の事情があると認められるときは延長することができる。
利用料	1 日 1,750 円（生活保護受給者；1 日 300 円）
R3 年度実績	延べ 6 件 延べ 19 日

⑤緊急通報装置設置（安心相談確保）

実施年月日	平成 17 年 8 月 1 日（改正：平成 21 年 7 月 1 日）
対象者	おおむね 65 歳以上のひとり暮らしの老人
設置台数	376 台（R4. 3. 31 現在）
事業内容	独居老人等に対し、緊急通報装置によって急病及び災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図る。

⑥八代市食の自立支援事業

目的	食事の準備や調理等が困難な 65 歳以上の高齢者に対して、配食サービスを行うことにより健康増進及び安否確認を図り、在宅での自立した生活を支援することを目的とする。
施行年月日	平成 17 年 8 月 1 日（改正：平成 28 年 4 月 1 日）
対象者	本市に住所を有し、食事の支度をすることが困難な高齢者で次の各号のいずれかに該当するもの ア 65 歳以上の単身高齢者又は高齢者のみで構成される世帯のもの イ その他市長が特に必要と認めたもの
事業内容	ア 昼食又は夕食の居宅への配達。ただし、配食の回数は、1 週間につき 3 回以内（医師の指示がある場合の糖尿病食の配達または中山間地域（坂

本、東陽、泉地域)に居住される利用者にあつては、5回以内)とする。

イ 配食の際における安否確認

R3 年度実績 配食数 40,006 食

⑦八代市地域包括支援センター

委託年月日 平成 19 年 4 月 1 日

主 な 業 務

- ・第 1 号介護予防支援事業 (介護予防ケアマネジメント)
- ・総合相談支援事業
- ・高齢者虐待防止などの権利擁護事業
- ・包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

設 置 数 6 カ所

⑧あんしん相談センター

実施年月日 平成 18 年 4 月 1 日

対 象 者 おおむね 65 歳以上の要援護高齢者及びその家族

事 業 内 容 介護予防や生活支援等の総合的な相談に応じ、福祉サービスの手続代行、地域包括支援センターと合同で巡回相談窓口を開催し、高齢者が安心して暮らせるよう援助する。

設 置 数 2 カ所 (泉町・坂本町)

(5) 高齢者福祉施策

①長寿祝品の贈呈事業

目 的 高齢者の長寿を祝福するとともに、その福祉の増進と市民の敬老意識の高揚を図ることを目的とする。

施行年月日 平成 17 年 8 月 1 日 (改正: 令和 2 年 4 月 1 日)

受 給 資 格

- (1) 当該年度の 9 月 1 5 日現在において、本市に引き続き 1 年以上住所を有している者 (本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。) で、当該年度中に百歳に到達し、又は到達する見込みの者。
- (2) 当該年度の 4 月 1 日現在において、本市に引き続き 1 年以上住所を有している者 (本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。) で、本市で最高齢の者。

祝 品

区分	長寿祝品
100歳の者	表彰状及び記念品
最高齢の者	表彰状、記念品及び花束

R3 年度実績 (100 歳の者) 記念品贈呈者数 69 件

(最高齢の者) 表彰なし 最高齢者 108 歳 (千丁町) R2 年度表彰済

②老人クラブ結成状況

結 成 数 90 クラブ 会員数 3,041 人 (R4. 3. 31 現在)

③公益社団法人八代市シルバー人材センター

設 立 昭和 61 年 1 月 22 日

事務所所在地 八代市古城町 1719 番地 2 (シルバーワークプラザ八代内)

目 的 センターは定年退職後等において、臨時的、短期的な就業を通じて自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

事業概要 会 員 1,145 人 (R4.3.31 現在)
 役 員 任期 2 年
 理事長 (1 人)、副理事長 (1 人)、理事 (11 人)、
 監事 (2 人)、職員 (事務局) 12 人

令和 4 年度事業計画

- (1) 「自主・自立・共働・共助」の理念のもと、会員主導によりシルバー人材センター事業の普及啓発活動を推進し、事業の適正化と拡充を図る。
- (2) 安定的に未就業会員の状況把握を行い、適切なマッチング業務を進める。
- (3) 安全対策を強化し、事故の撲滅を図る。
- (4) インボイス制度導入に向けて、段階的な対応準備に着手する。
- (5) 高齢者活用・現役世代サポート雇用事業を柱として、適正就業の推進を図りながら、会員の就業の場の確保を図る。
- (6) 新規会員の入会促進と退会会員の抑制により、会員の増強を図る。
- (7) ジェネレーションギャップの解消と事務局体制の強化を図るため、正職員の採用試験を行う。

④ シルバーワークプラザ八代

目 的 高年齢者の就業の機会及び技能研修の場を提供するとともに、市民の福祉の増進を図ることを目的とする。

使 用 料

区 分	午前	午後	夜間	全日
	9 時～12 時	13 時～17 時	18 時～22 時	9 時～22 時
会議室 1	620 円	830 円	830 円	2,300 円
会議室 2	620 円	830 円	830 円	2,300 円
会議室 3	620 円	830 円	830 円	2,300 円
研修作業室	830 円	1,150 円	1,150 円	3,140 円

所 在 地 八代市古城町 1719 番地 2
 工 期 着工 平成 12 年 9 月 11 日 竣工 平成 13 年 3 月 30 日
 敷地面積 2,207 m²
 延床面積 622 m²

⑤ 西松江城老人憩いの家

事業内容 ア 各種集会に場所を提供すること
 イ 身上、健康等の各種相談に応じること
 ウ 講演会、研修会等を開催し、教養の向上に努めること
 エ 娯楽設備等を設け、レクリエーションを行うこと

使用範囲 ア 本市に住所を有する 60 歳以上の者
 イ その他市長が特に利用を認める者

使 用 料	60 歳以上の者	1 日 200 円
	市長が利用を認めた者	1 日 300 円

全館貸切 (浴場を除く) の場合、1 日につき 2,090 円

所 在 地 八代市西松江城町 2-17

開 設 昭和 50 年 4 月 1 日
(施設概要等は総合福祉センター内に設置につき、同項に記載)
R3 年度利用実績 利用者数延べ 3,074 人／年間利用料 614,800 円

⑥認知症高齢者見守りネットワーク事業

目 的 徘徊の恐れのある高齢者の事故を未然に防止し、その家族等が安心して介護できる環境を整備するため、徘徊している高齢者を早期に発見できるGPS（全地球測位システム）機能を有する機器（以下「徘徊探知機」という。）の利用に際し、その初期費用の一部を補助する。

施行年月日 平成 31 年 4 月 1 日

受給対象者 ア 徘徊高齢者の要件

- ・ 65 歳以上の認知症による徘徊のおそれのある高齢者
- ・ 本市の住民基本台帳に記録されている者
- ・ 市税に滞納がない者

イ 介護者の要件

- ・ 徘徊高齢者と同居している者又は徘徊高齢者の親族であって、当該徘徊高齢者を介護しているもの
- ・ 本市の住民基本台帳に記録されている者
- ・ 市税に滞納がない者

対象経費 徘徊探知機の利用に係る初期費用

- ・ 徘徊探知機の本体の購入費
- ・ 徘徊探知機の附属機器の購入費
- ・ 加入手数料又は登録手数料

補助金額 対象経費に相当する額（上限 1 万円）
※徘徊高齢者一人につき 1 回限り

R3 年度実績 2 件。1 万 9 0 0 0 円

(6) 在宅医療・介護連携推進事業

目 的 国が進めている地域包括ケアシステムの構築に向け、在宅医療介護連携推進事業を推進するための事業を行うことにより、医療や介護が必要となっても、安心して住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう地域包括ケアの体制づくりを進めることを目的とする。

実施期間 令和 4 年 4 月 1 日～5 年 3 月 31 日

実施主体 八代市・氷川町・八代市医師会・八代郡医師会

事業内容 ①八代地域医療介護資源調査検討委員会

医療資源調査の実施、介護関係資源の把握と情報提供

②在宅医療・介護多職種連携検討会

在宅医療・介護連携の課題の共有や解決策に向け、関係機関と連携した体制構築に向けた検討

③情報共有検討会

病院地域医療連携室を中心に構成し、居宅介護支援事業所・地域包括支援センターと入退院支援における連絡体制づくりの検討

④八代地域医療・介護多職種連携研修会

医療・介護の多職種関係者による地域包括ケアシステムの構築に関する講話及び事例検討によるグループワーク

⑤マッシュアップ研修会

医療・介護等関係職種が連携するうえで必要な業務内容や連携方法について、事例を交えた研修会

⑥高齢者関連施設管理者セミナー

地域包括ケアと介護保険をテーマとしたセミナーを開催。対象は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム、グループホーム等の高齢者施設経営者及び管理者

⑦地域包括ケア推進住民講演会

住民が興味・関心を持ちやすい、地域包括ケアシステム構築に向けた身近な話題をテーマにした講演会の開催

⑧住民向けチラシ配布

研修部会でテーマ協議を行った後、チラシ作成。八代市・氷川町に全戸配布し、関係機関である病院・診療所・歯科診療所・薬局、民生委員・地域包括支援センター等に配布。

⑨住民向け啓発講座

地域包括ケアシステム周知に向けた啓発講座の実施

事業費 2,591千円（介護保険特別会計）

4 障がい者（児）福祉

(1) 手帳の交付

①身体障害者手帳台帳登録数

(令和3年度末現在 単位：人)

障害区分	級区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害		126	116	22	24	41	19	348
聴覚・平衡機能障害		11	139	78	219	2	266	715
音声、言語、そしゃく機能障害		0	2	32	22	0	0	56
肢体不自由		566	575	444	652	285	199	2,721
内部障害		1,280	14	162	526	0	0	1,982
合計		1,983	846	738	1,443	328	484	5,822

*障害区分毎の人数のため、実際の身体障害者手帳所持者数とは異なります。

②療育手帳台帳登録数

(令和3年度末現在 単位：人)

A1	A2	B1	B2	計
238	263	485	745	1,731

③精神障害者保健福祉手帳台帳登録数

(令和3年度末現在 単位：人)

1級	2級	3級	計
304	925	242	1,471

(2) 障害福祉サービス給付事業

目的 障害者総合支援法に基づき、障がいのある人が、地域で自立した生活をおくれるよう総合的な障害福祉サービスを提供し支援を行うことで、障がいの有無に関係なく、全ての人が安心して暮せる社会の実現を目的とする。

施行年月日 平成18年4月1日

事業内容 ①介護給付

障がい程度が一定以上の障がい者（児）とその家族などの日常生活の介護を中心に援助する。

(サービスの種類)

居宅介護・重度訪問介護・行動援護・短期入所・重度障害者等包括支援・同行援護・療養介護・生活介護・施設入所支援

②訓練等給付

障がい者の就労を援助するもので、施設等で身体的または社会的リハビリテーションや就労につながる支援を行う。

(サービスの種類)

自立訓練(機能訓練・生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援(A型・B型)・共同生活援助・就労定着支援・自立生活援助

費用負担 原則費用の1割、ただし、所得に応じた月額負担上限額が設定される。

財源内訳 国1/2、県1/4、市1/4

令和3年度実績 事業費 2,815,000,549円

(3) 補装具費の給付

目的・内容 身体障がい者（児）の失われた身体機能を補完または代替する用具である補装具の費用を支給することにより、障がい者の職業その他日常生活の能率の向上、また、障がい児については、将来、社会人として独立自活するための素地を育成・増長すること等を目的とする。

費用負担 原則費用の一分割、ただし、所得に応じた月額負担上限額が設定される。

財源内訳 国 1/2、県 1/4、市 1/4

(令和3年度実績)

補装具名		交 付				修 理			
		件数	金 額 (円)			件数	金 額 (円)		
			公費	自己負担	計		公費	自己負担	計
視覚障がい者 安全つえ	者	7	27,540	719	28,259	0	0	0	0
	児	0	0	0	0	0	0	0	0
補 聴 器	者	86	5,336,183	133,313	5,469,496	35	871,308	22,129	893,437
	児	8	1,192,168	85,512	1,277,680	12	137,480	13,155	150,635
義 肢	者	5	2,011,129	104,949	2,116,078	5	70,708	0	70,708
	児	0	0	0	0	0	0	0	0
装 具	者	29	1,821,258	23,566	1,844,824	6	71,706	0	71,706
	児	74	3,574,870	335,576	3,910,446	0	0	0	0
電 動 車 い す	者	0	0	0	0	7	509,102	0	509,102
	児	0	0	0	0	0	0	0	0
車 い す	者	11	2,184,270	34,474	2,218,744	26	1,217,100	2,848	1,219,948
	児	0	0	0	0	4	634,189	44,630	678,819
そ の 他	者	20	4,070,243	7,722	4,077,965	1	146,831	0	146,831
	児	4	1,220,451	33,251	1,253,702	2	334,644	37,182	371,826
計	者	158	15,450,623	304,743	15,755,366	80	2,886,755	24,977	2,911,732
	児	86	5,987,489	454,339	6,441,828	18	1,106,313	94,967	1,201,280

(4) 自立支援医療（更生医療）

更生医療は、疾病、事故、災害等による身体損傷に対する一般医療（治療）を終え、すでに治癒した身体障がい者に対し、その障がいを除去または軽減し、日常生活を容易にすることを目的とした医療である。

更生医療の対象となる医療例

じん臓機能障がい 人工透析療法、CAPD（腹膜透析）、シャント作成術、じん移植術、じん移植術後の抗免疫療法

心臓機能障がい	弁置換術、心房（室）欠損閉鎖術、経皮的冠動脈形成術、バイパス術、ペースメーカー埋め込み術など ※手術前提のための内科的治療のみのもは対象外
肢体不自由	関節置換術、関節形成術、骨切り術、抜釘術、義肢装具装着のための断端形成術、手術後のリハビリなど ※骨髓炎手術、骨接合術（偽関節の際は該当）、関節切開術、滑膜切除術、半月板切除術、切断（再切断や断端形成術の場合は該当）、ヘルニア除去術、椎弓切除術は対象外
免疫機能障がい 訪問看護	抗 HIV 療法、免疫調整療法 形成術や脳血管障害後のリハビリ、補装具の装着指導、ストマの装着状況の管理、CAPD の管理、中心静脈栄養の管理
視覚障がい	角膜移植術、水晶体摘出術、硝子体切除術など
聴覚障がい	人工内耳埋込み術、鼓室形成術など
言語障がい	外傷性（顎口蓋形成術、外傷性発音構語障害の形成術など）薬物や暗示療法など
小腸機能障がい	中心静脈栄養法など
肝臓機能障がい	肝臓移植術、肝臓移植術後の抗免疫療法
財源内訳	国 1/2、県 1/4、市 1/4
令和3年度実績	給付延べ件数 5,268 件 医療給付費 207,431,490 円

（5）自立支援医療（育成医療）

18歳未満の身体上に障がいのある児童、または現存する疾患を放置すると将来障がいを残すと認められる児童で、確実な治療効果が期待できる場合、指定医療機関で受けた医療の一部を公費で負担する。

対象となる疾患例

対象障がい	症例
肢体不自由	脊椎側湾症、内反足、多指症、ペルテス病、斜頸
視覚障がい	眼瞼下垂、未熟児網膜症、先天白内障、外斜視
聴覚、平衡機能障がい	小耳症、高度難聴、慢性中耳炎
音声・言語・そしゃく機能障がい	口蓋裂、唇顎裂、ピエールロバン症候群
内臓機能障がい	(心臓) 心室中隔欠損症、動脈管開存症、ファロー四徴症 (腎臓) 慢性腎不全（腹膜透析、腎移植） (小腸) 腸回転異常症、小腸閉鎖症 (肝臓) 生体肝移植 (その他) ヒルシュスプルング病、漏斗胸、膀胱尿管逆流
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	

給付の範囲	○診察 ○薬剤又は治療剤料の支給 ○医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術 他
財源内訳	国 1/2、県 1/4、市 1/4
令和3年度実績	給付延べ件数 62 件 医療給付費 1,500,819 円

(6) 地域生活支援事業

目 的	障がい者（児）がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、もって障がい者（児）の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。
施行年月日	平成 18 年 10 月 1 日
事業内容	<p>①相談支援事業 障がい者や障がい児の保護者のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う。また、障がい者（児）に対する虐待の防止・早期発見のため、関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行う。</p> <p>②理解促進研修・啓発事業 障がい者等の理解を深めるための研修や啓発を通じて地域住民へ働きかけ、社会的な障壁を除去し共生社会の実現を図ることを目的とし、研修・啓発事業を行う。</p> <p>③地域活動支援センター事業 創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など、さまざまな活動を行い、障がい者の地域生活を支援する。</p> <p>④意思疎通支援事業 聴覚、音声機能、視覚その他の障がいのため意思の伝達に支援が必要な障がい者（児）に対して、手話通訳者等を派遣する事業などを行う。</p> <p>⑤日常生活用具等給付事業 重度の障がい者（児）の自立した日常生活を支援するために、介護・訓練用支援用具、在宅療養等支援用具などの給付を行う。</p> <p>⑥移動支援事業 障がい者（児）の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出時の移動を支援する。</p> <p>⑦訪問入浴サービス事業 自宅で入浴することが困難な重度の身体障がい者（児）を対象に、訪問により浴槽を提供し、入浴サービスを行う。</p> <p>⑧日中一時支援事業 障がい者（児）の家族の就労支援及び障がい者（児）を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし、障がい者（児）の日中における活動の場を確保する。</p> <p>⑨手話奉仕員養成研修事業 聴覚障がい者のコミュニケーションの確保を図り、積極的な社会参加を促進するために、その支援を担う手話奉仕員を養成する。</p> <p>⑩社会参加促進事業</p> <ul style="list-style-type: none">・障がい者スポーツ大会開催事業・点字・声の市報発行事業・自動車運転免許取得助成事業・自動車改造助成事業 <p>⑪知的障がい者職親委託制度事業 就職に必要な素地を与えると同時に雇用の促進と職場における定着を高めるため、知的障がい者を一定期間、職親に預け、生活指導及び技能習得訓練等</p>

を行う。

⑫福祉ホーム事業

住居を必要としている障がい者に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行う。

⑬成年後見制度利用支援事業

知的障がい者、精神障がい者で判断能力が十分でない方を保護し支援するための制度で、成年後見制度の申し立てに要する経費及び後見人等の報酬の助成を行う。

財源内訳 国 1/2、県 1/4、市 1/4

令和3年度実績 事業費 122,978,240 円

(7) 障がい児通所支援事業

目的 児童福祉法に規定する障害児通所支援に関する事業を行うことにより、障がい児の福祉の増進を図ることを目的とする。

施行年月日 平成 24 年 4 月 1 日

事業内容

①児童発達支援

未就学の障がい児及び障がいの疑いのある児を対象に、施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を供与する。

②医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童を対象に、医療型児童発達支援センターに通わせ、児童発達支援及び治療を行う。

③放課後等デイサービス

就学している障がい児及び障がいの疑いのある児を対象に、授業の終了後又は休業日に、施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する。

④居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいの状態その他これに順ずる状態であって、児童発達支援等の通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を供与する。

⑤保育所等訪問支援

保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児を対象に、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与する。

財源内訳 国 1/2、県 1/4、市 1/4

令和3年度実績 事業費 528,468,858 円

(8) 重度心身障がい者（児）の医療費助成

目的 重度心身障がい者の福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成する。

重度心身障がい者 八代市においては、次に掲げる者をいう。

①身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障がいの程度が身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当するもの。

②熊本県療育手帳交付要項により療育手帳の交付を受けた者で、その知的障が

	いの程度が最重度（A1）又は重度（A2）に該当するもの。
	③特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第1に該当するもの。
	④精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障がいの程度が障害等級1級に該当するもの。
受給資格	上記に定める重度心身障がい者で、次の各号のすべてに該当し、市長が医療費助成対象者として認定したもの。
	①満3歳以上の者で、かつ、八代市内に居住し、住民登録をしている者又は障害者総合支援法の規定により八代市が支給決定を行うべきもの。
	②医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者。
支給の内容	重度心身障がい者が受けた保険給付に係る一部負担金を次の区分により支給する。
	①通院については、自己負担額から1,020円を引いた額
	②入院については、自己負担額から2,040円を引いた額
財源内訳	県1/2、市1/2
登録者	3,137人（令和4年3月31日現在）
令和3年度実績	助成延べ件数 47,281件 助成金額 224,862,000円

(9) 特別障害者手当等の支給

①特別障害者手当

昭和61年4月から、障がい者の所得保障の確立を図るための障害基礎年金が創設されたことに伴い、従来の福祉手当制度を再編した「特別障害者手当」が創設され、障がいによる特別な負担の軽減が図られている。

支給対象 20歳以上であって日常生活において常時特別の介護を要するような在宅重度障がい者（所得制限有）

対象外 施設入所者、3カ月以上の入院者

手当額 令和4年4月現在：月額 27,300円

②障害児福祉手当

支給対象 20歳未満であって、精神又は身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とするもの（所得制限有）

対象外 施設入所者

手当額 令和4年4月現在：月額 14,850円

③経過的福祉手当

支給対象 従来福祉手当受給者で障害基礎年金及び特別障害者手当を受給しないもの（新規認定なし）

手当額 令和4年4月現在：月額 14,850円

(10) 心身障害者施設

○八代市立希望の里たいよう（八代市高下西町1704）（※指定管理者制度導入・H20年6月1日～）

設置年月日 平成20年6月1日

設置目的 障がい者が働く意欲と能力を發揮し、地域で生きがいをもち、自立した社会生活が実現できるように支援する。

施設種別 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業所

工期 着工 平成19年7月13日 竣工 平成20年5月25日

工 事 費	624,000 千円
敷地面積	6,733.44 m ²
建物面積	2,243.71 m ²
建物の構造	鉄骨造平屋建
施設内容	本体：玄関、ホール、パン工房たいよう、軽作業室、印刷室、デイルーム、会議室、コミュニティホール、静養室、相談室、事務室、更衣室、多目的トイレ 別棟：買物カゴ洗浄作業場、ポンプ室
定 員	77 人
現 員 数	79 人 (R4.3.31 現在)
事業内容	ア 就労移行支援事業 イ 就労継続支援B型事業 ウ 生活介護事業
生産活動	パン製造・販売、買物カゴ洗浄、印刷、軽作業、公園作業
運 営	指定管理者 社会福祉法人 八代市社会福祉事業団
職 員 数	20 人

(11) 八代市障がい者サポーター制度

目 的	「ともに支えあい 自分らしく暮らせる 心のかよいあうまち やつしろ」の実現を目指し、障がいの特性及び必要な配慮についての市民の理解の促進並びに障がい者の暮らしの充実及び社会参加の促進を図る。
施行年月日	平成 30 年 4 月 1 日
役 割	研修を受講した障がい者サポーター及び障がい者サポート企業・団体により次の事項を行う。 ①障がい及び障がい者について積極的に理解する。 ②暮らしの中で障がい者に対して配慮する。 ③障がい福祉に関するボランティア活動、イベント等に参加する。 ④家庭、職場、学校等地域社会において制度の普及活動を行う。 ⑤地域で生活する障がい者の見守りやその家族への支援を行う。
事業費	令和 3 年度 0 円
令和3年度実績	障がい者サポーター 482 人 (累計 1,792 人)

5 国民年金

(1) 加入状況

区分		年度	H29	H30	R元年	R2年	R3年
被 保 険 者	第1号被保険者	(人)	16,169	15,570	15,174	14,828	14,111
	任意加入	(人)	116	126	118	118	98
	小計	(人)	16,285	15,696	15,292	14,946	14,209
	第3号被保険者	(人)	6,041	5,821	5,579	5,358	5,105
	合計	(人)	22,326	21,517	20,871	20,304	19,314

区分		年度	H29	H30	R元年	R2年	R3年
被 保 険 者	法定免除	(人)	1,518	1,531	1,492	1,515	1,572
	申請免除	(人)	5,938	5,844	5,691	6,194	6,082
	合計	(人)	7,456	7,375	7,183	7,709	7,654
	免除率	(%)	46.1	47.4	47.3	52.0	54.2

(2) 国民年金保険料

区分		年度	H29	H30	R元年	R2年	R3年
定額保険料	(円)		16,490	16,340	16,410	16,540	16,610
付加保険料	(円)		400	400	400	400	400

(3) 納付状況

区分		年度	H29	H30	R元年	R2年	R3年
納付対象月数	(月)		112,242	105,537	97,866	92,820	86,038
納付月数	(月)		76,509	73,679	69,910	68,122	66,214
納付率	(%)		68.2	69.8	71.4	73.4	77.0

(4) 適用状況

区分		年度	H29	H30	R元年	R2年	R3年
学 生	(人)		383	135	102 ^{*1}	1	0
適用もれ者	(人)		400	64	31	26	70
20歳到達者	(人)		427	755	749	851	756
第2号被保険者からの移行者	(人)		2,305	2,689	2,506	2,600	2,299
外国からの転入	(人)		397	560	554	306	43
その他	(人)		481	477	431	415	361
合計	(人)		4,393	4,680	4,373	4,199	3,529

(5) 保険料及び年金額

* 1: R1.10～学生と20歳到達統合 R2は職権調査によるもの

		改正前	改正後
保険料 (令和4年4月現在)	定額保険料	16,610円	16,590円
	付加保険料	400円	400円
年金額 (令和4年4月現在)	老齢基礎年金	780,900円	777,800円
	障害基礎年金	1級 976,125円	972,250円
		2級 780,900円	777,800円
	遺族基礎年金 (子1人)	1,005,600円	1,001,600円
	基本	780,900円	777,800円
	子の加算	224,700円	223,800円
	3子以降の加算	74,900円	74,600円

6 その他の福祉

(1) 八代市総合福祉センター（八代市西松江城町 2-17）

開館 昭和 50 年 4 月 1 日
 設置目的 社会福祉を増進し、市民の福祉の増進と生活の向上を図る。
 敷地面積 1,851.51 m²
 工期 着工 昭和 49 年 9 月 30 日 竣工 昭和 50 年 3 月 25 日
 建物の構造 鉄筋コンクリート 2 階建
 延床面積 本館 855.36 m² (1・2 階とも 427.68 m²)
 別館 178.17 m² (西松江城老人憩いの家)
 施設内容 本館 1 階 玄関、ホール、療育室、相談室、事務室、便所、多目的トイレ
 機械室、倉庫
 本館 2 階 相談室、会議室、便所、湯沸室、各種福祉団体事務室
 別館 玄関、浴室、脱衣室、機械室、便所、湯沸室
 工事費 125,370 千円
 財源内訳 国庫補助金（工業再配置促進費補助金） 100,000 千円
 一般財源 25,370 千円
 使用料 令和元年 10 月 1 日施行

区 分	9 時～12 時	13 時～17 時	9 時～17 時
東会議室	640 円	850 円	1,280 円
西会議室	640 円	850 円	1,280 円

(2) 八代市坂本地域福祉センター（八代市坂本町荒瀬 1307）

開館 平成 8 年 3 月 1 日
 敷地面積 12,964 m²
 工期 着工 平成 6 年 6 月 22 日 竣工 平成 8 年 2 月 26 日
 建物の構造 鉄筋コンクリート造平屋建
 延床面積 センター 1,298.66 m² 車庫 61.5 m²
 施設内容 玄関、事務室、ロビー、相談室、ボランティア室、湯沸室、研修室、会議室、
 便所、倉庫、外部機械室
 工事費 562,319 千円
 財源内訳 国庫負担金 123,755 千円 県補助金 61,879 千円
 地方債 290,800 千円 一般財源 85,885 千円
 事業 ①地域の福祉向上を図るために必要な人材の育成などの研修事業
 ②生活上の心配ごと等について助言等を与える相談事業
 ③健康増進に関する事業
 ④地域福祉活動支援事業
 ⑤幼児児童健全育成事業
 ⑥その他市長が必要と認める事業
 使用料 令和元年 10 月 1 日施行

区 分	料 金
訓練機器	1 回につき 100 円
施設使用料 会議室・研修室等	1 団体の 1 時間につき 260 円

(3) 八代市鏡地域福祉センター（八代市鏡町鏡村 720）

開館 平成 4 年 3 月 27 日
 敷地面積 5,713.3 m²
 工期 着工 平成 3 年 10 月 26 日 竣工 平成 4 年 3 月 10 日
 建物の構造 鉄骨造平屋建（一部コンクリートブロック補強造）
 延床面積 699.50 m²

施設内容 玄関、ホール、事務室、集会室、休憩室、ステージ、娯楽室、相談室、機械室、倉庫
 工事費 111,001 千円
 財源内訳 国庫補助金 48,173 千円 地方債 61,600 千円
 一般財源 1,228 千円
 事業 ①老人の生活、住居、身上等に関する相談及び指導援助
 ②老人の生業及び就労等の指導
 ③老人の後退機能の回復訓練
 ④老人の教養の向上及びレクリエーション等のための事業並びに必要な便宜の提供
 ⑤前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

使用料 令和元年10月1日施行

区分	使用料
市内	1日 100円
市外	1日 210円

(4) 八代市東陽地域福祉保健センター (八代市東陽町南 1075)

開館 平成7年12月1日
 敷地面積 3,401.92 m²
 工期 着工 平成7年1月25日 竣工 平成7年11月10日
 建物の構造 鉄筋コンクリート造3階建
 延床面積 1846.47 m²
 施設内容 調理室、書庫、倉庫、ボランティアルーム、研修室、機械室、事務室等
 工事費 543,396 千円
 財源内訳 国・県補助金 234,018 千円
 地方債 265,100 千円
 一般財源 44,278 千円
 事業 ①福祉活動の推進に関すること
 ②健康保持増進に関すること
 ③前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること

使用料 令和元年10月1日施行

区分	9時から12時まで	13時から17時まで	9時から17時まで	冷暖房使用料 (1時間当たり)
集団検診室	890円	1,220円	1,670円	210円
研修室	440円	550円	890円	100円
調理実習室	1,000円	1,340円	1,790円	100円
健康相談室	440円	550円	890円	100円
母子指導室	440円	550円	890円	100円
相談室	220円	330円	440円	100円
陶芸窯	320円 (1時間当たり)			

(5) 八代市泉地域福祉センター (八代市泉町下岳 2974) (※指定管理者制度導入・H18年度～)

開館 平成6年4月1日
 敷地面積 10519.73 m² (泉憩いの家と共有)
 工期 着工 平成5年8月2日 竣工 平成6年1月31日
 (工期増築分) 着工 平成16年10月5日 竣工 平成17年3月10日
 建物の構造 鉄筋コンクリート造平屋建

延床面積 1335.29 m²
 施設内容 デイサービス部門
 事務室、相談室及び介護教室、日常動作訓練室、老人休憩室、食堂、厨房、
 玄関廊下、特浴室、大浴場、小浴場、機械室、更衣室、倉庫、便所
 居住部門
 居室、生活援助員室、洗濯室、談話コーナー、玄関廊下
 ヘルパーステーション他
 ヘルパーステーション、事務室、相談室、展示室、玄関廊下

工事費 440,298 千円
 財源内訳 国庫支出金 43,460 千円 }
 県支出金 21,730 千円 } 泉憩いの家分を含む
 地方債 224,500 千円 }
 基金等 142,000 千円 }
 一般財源 8,608 千円 }

増築工事費 29,591 千円
 増築財源内訳 県補助金 19,892 千円 }
 地方債 9,100 千円 } 居住部門増築分
 一般財源 599 千円 }

事業 ①介護保険法に規定する通所介護に関すること
 ②介護保険法に規定する第1号通所事業に関すること
 ③居住部門事業に関すること
 ④一般入浴事業に関すること

使用料 令和元年10月1日施行

区 分			金 額
浴 場	市内	大人（中学生以上）	100 円
		子供（小学生以下）	50 円
	市外	大人（中学生以上）	210 円
		子供（小学生以下）	100 円
居住設備	基本使用料 (1月当たり)	1 人部屋	1,500 円
		2 人部屋	3,000 円
	収入区分別使用料 (利用者 1 人につき 1 月ごとに基本使用 料に加算)	1,200,000 円以下	0 円
		1,200,001 円以上 1,300,000 円以下	4,000 円
		1,300,001 円以上 1,400,000 円以下	7,000 円
		1,400,001 円以上 1,500,000 円以下	10,000 円
		1,500,001 円以上 1,600,000 円以下	13,000 円
		1,600,001 円以上 1,700,000 円以下	16,000 円
		1,700,001 円以上 1,800,000 円以下	19,000 円
		1,800,001 円以上 1,900,000 円以下	22,000 円
		1,900,001 円以上 2,000,000 円以下	25,000 円
		2,000,000 円以上	30,000 円

(6) 八代市柿迫生きがいセンター (八代市泉町柿迫 5157-2) (※指定管理者制度導入・H18年度～)

開館 平成15年4月1日
敷地面積 1291.30 m²
工期 着工 平成14年10月9日 竣工 平成15年3月4日
建物の構造 鉄筋コンクリート造平屋建
延床面積 267.35 m²
施設内容 世代間交流室、浴室、サウナ、脱衣室、食堂、調理室、ボイラー室、食品庫、休憩室、集会室、健康増進室、便所、廊下
工事費 40,804 千円
財源内訳 国庫支出金 26,101 千円
地方債 12,900 千円
一般財源 1,803 千円
事業 ①市民の福祉保健活動の推進に関する事
②市民の健康管理及び健康保持増進に関する事
③高齢者の福祉保健の増進に関する事
④障がい者(障がいのある児童を含む。以下同じ。)の福祉の増進に関する事
⑤母子、父子及び寡婦並びに児童の福祉の増進に関する事
⑥前各号に定めるもののほか、市民の福祉保健の増進及び社会参加の促進のために必要と認める事項に関する事

使用料 令和元年10月1日施行

区 分		使用料	備 考	
施設利用料 (団体のみ)	65歳以上 (障がい者を含む)	無 料	市外居住者の 使用料は 2倍とする	
	一 般	10人未満		1人当たり 100 円
		10人以上		1,060 円
入浴利用料	65歳以上 (障がい者を含む)	100 円		
	一 般 (中学生以上 65歳未満)	210 円		

(7) 八代市泉憩いの家 (八代市泉町下岳 2974) (※指定管理者制度導入・H18年度～)

開館 平成6年4月1日
敷地面積 10519.73 m² (泉地域福祉センターと共有)
工期 着工 平成5年8月2日 竣工 平成6年1月31日
建物の構造 鉄筋コンクリート造平屋建
延床面積 215.99 m²
施設内容 和室、ステージ、広縁、給湯室、控え室、倉庫、玄関、廊下、便所
工事費 440,298 千円
財源内訳 国庫支出金 43,460 千円
県支出金 21,730 千円
地方債 224,500 千円
基金等 142,000 千円
一般財源 8,608 千円
事業 ①各種集會に場所を提供すること
②身上、健康等の各種相談に応ずること
③講演会、研究会等を開催し、教養の向上に努めること
④娯楽、レクリエーションを行うこと
使用料 無料

泉地域福祉センター分を含む

(8) 八代市五家荘憩いの家 (八代市泉町椎原又 1-1) *休止中

開館 平成12年4月1日
敷地面積 3717.34 m² (五家荘デイサービスセンターと共有)

工 期	着工 平成 11 年 6 月 19 日	竣工 平成 11 年 9 月 30 日
建物の構造	軽量鉄骨造平屋建鉄板葺	
延床面積	308.05 m ²	
施設内容	給湯室、和室、技術室、事務室、更衣室、倉庫、便所、玄関、廊下	
工事費	35,968 千円	
財源内訳	県補助金 14,630 千円	地方債 16,400 千円 一般財源 4,938 千円
事業	①各種集会に場所を提供すること ②身上、健康等の各種相談に応ずること ③講演会、研究会等を開催し、教養の向上に努めること ④娯楽、レクリエーションを行うこと	
使用料	無料	

(9) 八代市五家荘デイサービスセンター (八代市泉町椎原又 1-1)
(※指定管理者制度導入・H19 年度～)

開 館	平成 12 年 4 月 1 日	
敷地面積	3,717.34 m ² (五家荘憩いの家と共有)	
工 期	着工 平成 10 年 8 月 8 日	竣工 平成 11 年 2 月 15 日
建物の構造	鉄骨造平屋建	
延床面積	360.24 m ²	
施設内容	事務室、教育室、相談室、訓練室、食堂、休憩室、厨房、脱衣室、浴室、機械ボイラー室、倉庫、備品庫、更衣室、便所、玄関、廊下	
工事費	149,610 千円	
財源内訳	県補助金 28,970 千円	地方債 53,500 千円 基金等 20,000 千円 一般財源 47,140 千円
事業	①介護保険法に規定する通所介護に関すること ②介護保険法に規定する第 1 号通所事業に関すること	
使用料	介護保険法等に定める額	

7 健康福祉施設

(1) 八代市保健センター (八代市高下西町 1726-5)

工 期	着工 平成 2 年 6 月 25 日	竣工 平成 3 年 3 月 28 日
敷地面積	6,087.06 m ²	
建 物	鉄筋コンクリート 2 階建 845.55 m ²	
延床面積	1,344.14 m ²	
主な施設	1 階 (事務室、集団検診室 (大・小)、歯科指導室、会議室、健康相談室) 2 階 (栄養指導室、保健指導室 (和室)、保健指導室 (大・小))	
総 工 費	612,974 千円	内訳：工事費 453,834 千円 土地購入費 122,364 千円 等

(2) 八代市鏡保健センター (八代市鏡町大字内田 453-1)

工 期	着工 平成 6 年 7 月 20 日	竣工 平成 7 年 3 月 17 日
敷地面積	11,826.755 m ²	
建 物	鉄筋コンクリート造 2 階建・一部鉄骨造 建築面積 587.755 m ²	
延べ床面積	1,066.293 m ²	
主な施設	1 階 (事務室、集団検診室、栄養指導室、保健指導室 (和室)) 2 階 (多目的ホール、研修室 (大)、研修室 (中))	
総 工 費	(全体) 315,881 千円	
	(内訳)	新築工事費 301,790 千円
		付帯工事費 3,605 千円
		設計委託費 5,336 千円 (H5 年度実施)
		工事・監理委託費 5,150 千円

(3) 八代市千丁健康温泉センター (八代市千丁町新牟田 1433)

開館 平成8年4月1日
敷地面積 4,409 m² (八代市公民館と共有)
工期 着工 平成6年10月13日 竣工 平成8年2月23日
建物の構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造3階建
延床面積 2183.946 m² (八代市公民館と共有)
施設内容 浴室、休憩室、2階和室(もくせい、きく)、
展示ギャラリー等
工事費 2,451,192千円(全体)
財源内訳 地方債 1,727,400千円 基金 611,110千円
一般財源 112,682千円
事業 ①入浴、休憩及び健康づくりの場の提供に関する事
②前号に掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するために必要な事業
使用料 令和元年10月1日施行

区 分		使用料	回数券(12枚)
大人	中学生以上	420円	4,200円
	65歳以上及び障がい者等	320円	3,200円
子供	4歳以上小学生以下	320円	3,200円
	3歳以下	無料	

※(1)八代市保健センター及び(2)八代市鏡保健センターの事業内容と令和3年度実績については240ページ参照

事業名	事業内容	令和3年度 利用人数(実施数)	
1. 高齢者医療確保法に基づく保健事業	※健康診査	特定健康診査 *	7,351人
		高齢者健診 (医科健診)	2,199人
		高齢者健診 (歯科健診)	32人
		特定保健指導事業(初回面接実施者数)	528人
2. 健康増進事業	健康診査	基本健診	34人
		肺がん検診	6,484人
		大腸がん検診 *	5,657人
		胃がん検診	2,670人
		腹部超音波検診 *	6,273人
		乳がん検診	4,140人
		子宮頸がん検診	3,636人
		前立腺がん検診	286人
		歯周病検診	99人
		肝炎ウイルス検診 (個別勧奨)	(40歳のみ) 262人
	ヤング健診	基本健診及び歯周病検診	(基本健診のみ) 336人
		腹部超音波検診	278人
		乳がん検診 (超音波検査)	170人
		子宮頸がん検診	141人
	健康教育	集団健康教育	227人 (14回)
	健康相談	重点健康相談	1,213人(439回)
総合健康相談		184人(34回)	
	訪問指導	50人	
	39歳以下及び65歳以上の教育・相談・訪問	延3,322人	
3. 食生活改善推進事業 ※食生活改善推進員が開催した教室への参加者数及び実施回数		1,782人(708回)	
4. 結核検診事業		6,484人	
5. 精神保健事業 (相談・訪問・講演会)		605人(134回)	
6. 歯科保健事業		歯科健康教育	668人 (24回)
		心身障害児 (者) 歯科健康教育	52人(4回)
		歯の祭典	625人
		2歳児歯科健診	712人
		フッ化物洗口実施園	43園
		フッ化物洗口実施小中学校	40校
7. 母子保健事業	健康診査	4ヶ月児健診	758人(43回)
		7ヶ月児健診	790人(41回)
		1歳6ヶ月児健診	805人(40回)
		3歳児健診	918人(40回)
		妊婦健康診査	1,154人(延8,891人)
		妊婦歯科健診	350人
		産婦健診	634人
	教育・相談	母子手帳交付	723人
		こども発達相談	116組(33回)
		赤ちゃん広場	中止
		両親学級	中止
離乳食教室		中止	
	個別相談 (電話相談含む)	4,075人	
	訪問指導	2,156人	
8. 予防接種事業	定期予防接種	三種混合	0人
		四種混合	3,057人
		二種混合	860人
		不活化ポリオ	0人
		日本脳炎	2,728人
		麻しん・風しん・MR	1,734人
		B C G	773人
		水痘	1,452人
		子宮頸がん	473人
		ヒブ	2,984人
		小児用肺炎球菌	3,002人
		B型肝炎	2,250人
		インフルエンザ	26,841人
		高齢者の肺炎球菌	1,815人
		風しんの追加的対策事業 (H31~R3年度)	156人(抗体検査638人)
9. 不妊治療費助成事業	特定不妊治療	82人 (延108人)	
	一般不妊治療 (R元年10月~)	58人 (延58人)	

※「1. 高齢者医療確保法に基づく保健事業」特定健診利用人数は、受診者総数であり、法定報告対象者数とは異なる。

* 国保人間ドック受診者を含む受診者総数である。

8 医療機関

(1) 経営別医療機関

(令和4年4月1日現在)

	公営・公的	法人	個人	計	病床数 (床)	
病院	2	9	0	11	(内訳)	775
					精神	0
					結核	4
					感染症	520
					療養	1,014
					その他	
医院 (診療所)	4	86	32	122		376
歯科医院 (診療所)	1	22	42	65		0
計	7	117	74	198		2,689

(2) 診療科別医療機関

診療科別医療機関	内科	心療内科	精神科	神経科	神経内科	呼吸器科	消化器科
機関数	109	4	8	3	5	16	9
診療科別医療機関	胃腸科	循環器科	アレルギー科	リウマチ科	小児科	外科	整形外科
機関数	22	21	7	8	22	28	25
診療科別医療機関	形成外科	美容外科	脳神経外科	呼吸器外科	心臓血管外科	小児外科	性病科
機関数	2	0	6	2	2	2	0
診療科別医療機関	こう門科	皮膚泌尿器科	皮膚科	泌尿器科	産婦人科	産科	婦人科
機関数	6	0	12	6	2	3	4
診療科別医療機関	眼科	耳鼻いんこう科	気管食道科	リハビリテーション科	放射線科	歯科	矯正歯科
機関数	8	5	2	26	15	63	21
診療科別医療機関	小児歯科	歯口腔外科	麻酔科				
機関数	36	18	7				

(3) 救急告示医療機関

種別	総数	外科	内科
病院	2	2	2
診療所	1	0	1
計	3	2	3

(4) 一次救急医療

① 休日在宅医

診療内容 外科、内科・小児科

診療時間 日曜日・祝祭日、午前9時～午後5時

(5月3日～5日、12月31日～1月3日も診療)

委託料 6,430千円

② 夜間急患センター

八代市夜間急患センター（八代市医師会立病院内）

診療内容 総合診療、小児科

診療時間 月曜日～土曜日、午後7時～午後10時

(祝祭日、五月連休及び年末年始除く。小児科は日曜・祝祭日も診療。)

委託料 32,304千円

(5) 二次救急医療

病院群輪番制病院

熊本総合病院、熊本労災病院、

八代北部地域医療センター

補助金 12,369千円

年末年始（12月31日～1月3日）

熊本総合病院、熊本労災病院、

八代北部地域医療センター

補助金 2,308千円

(6) 救急歯科診療

① 休日救急歯科診療

八代歯科医師会口腔保健センター

診療時間 日曜日・祝祭日、午前10時～午後4時

補助金 582千円

② 五月連休・年末年始救急歯科診療

八代歯科医師会口腔保健センター

診療時間 5月3日～5日、午前10時～午後4時

12月30日～1月3日、午前10時～午後4時

委託料 440千円

9 国民健康保険事業

事業開始	昭和29年1月1日（一部実施）
	昭和31年8月1日（全面実施）
被保険者数	30,998人（令和4年3月末日現在）
加入世帯数	19,309世帯（ ” ” ）

(1) 保険給付

①給付割合

種別	年齢等の区分	割合
一般	義務教育就学前	8割
	就学後～69歳	7割
	70歳以上	8割
	70歳以上(現役並み所得者)	7割

②高額療養費

ア 70歳未満の場合、同じ月内に、同じ医療機関（入院・外来は別計算）で支払った自己負担額が下表の自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を支給。

区分	自己負担限度額	
年間所得901万円超	$252,600円 + (\text{かかった医療費} - 842,000円) \times 1\%$	[140,100円] ※
年間所得600万円超	$167,400円 + (\text{かかった医療費} - 558,000円) \times 1\%$	[93,000円] ※
年間所得210万円超	$80,100円 + (\text{かかった医療費} - 267,000円) \times 1\%$	[44,400円] ※
年間所得210万円以下	57,600円	[44,400円] ※
住民税非課税世帯	35,400円	[24,600円] ※

※ [] 内は過去12カ月以内に4回以上高額療養費の支給があった場合の、4回目以降の限度額。

イ 70歳以上の場合、外来の自己負担限度額を個人単位で適用した後、入院も含めた自己負担限度額を世帯単位で適用する。同じ月内に支払った自己負担額が下表の自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を支給。

区分	外来の限度額	入院及び世帯の限度額
課税所得690万以上	$252,600円 + (\text{かかった医療費} - 842,000円) \times 1\%$	[140,100円] ※
課税所得380万以上	$167,400円 + (\text{かかった医療費} - 558,000円) \times 1\%$	[93,000円] ※
課税所得145万以上	$80,100円 + (\text{かかった医療費} - 267,000円) \times 1\%$	[44,400円] ※
一般	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 [44,400円] ※
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

※ [] 内は過去12カ月以内に4回以上高額療養費の支給があった場合の、4回目以降の限度額。

ウ 世帯合算

70歳未満の場合、1つの世帯で、同じ月内に、個人毎、医療機関毎、入院・外来毎に、合計した医療費の自己負担額が 21,000円以上のものを合算して、合計で、アの自己負担限度額を超えた額を支給。

70歳以上の場合、1つの世帯で、同じ月内に、すべての医療費の自己負担額を合算し、イの自己負担限度額を超えた額を支給。（70歳未満のように 21,000円以上という合算対象額はない）

エ 特定疾病の長期療養

血友病、人工透析の必要な慢性腎不全及び後天性免疫不全症候群の場合、一カ月10,000円（70歳未満の人工透析が必要な上位所得者は20,000円）を自己負担すると、超える額は国保より医療機関へ支払われる。

③高額医療・高額介護合算制度（平成20年4月1日から）

「高額療養費（医療保険）」と「高額介護サービス費（介護保険）」の自己負担額の1年間の支払いが下記の算定基準額に500円を加えた額を上回る場合、超えた額を支給。

算定基準額：毎年8月1日～翌年7月31日までの12カ月

所得区分	70歳～74歳	所得区分	70歳未満
課税所得690万以上	212万円	年間所得901万円超	212万円
課税所得380万以上	141万円	年間所得600万円超	141万円
課税所得145万以上	67万円	年間所得210万円超	67万円
一般	56万円	年間所得210万円以下	60万円
低所得者Ⅱ	31万円	住民税非課税世帯	34万円
低所得者Ⅰ	19万円		

④その他

ア 出産育児一時金の支給 出産時1人につき408,000円(420,000円)

※産科医療補償制度に加入する医療機関等において出産した場合は42万円の支給

イ 葬祭費の支給 死亡1人につき 20,000円

(2) 保険税

①基礎課税

所得割	所得割率 10.6/100	
均等割	被保険者1人につき	29,600円
平等割	1世帯につき	22,000円
その他	課税限度額	650,000円

②後期高齢者支援金（等）課税

所得割	所得割率 3.3/100	
均等割	被保険者1人につき	9,300円
平等割	1世帯につき	6,900円
その他	課税限度額	200,000円

③介護納付金課税（40歳以上65歳未満の介護保険第2号被保険者）

所得割	所得割率 2.7/100	
均等割	被保険者1人につき	14,900円
その他	課税限度額	170,000円

※国民健康保険税の軽減措置

- a 世帯の所得水準に応じて、保険料の「均等割額」「平等割額」が7割、5割、2割軽減される。
- b 健保組合や船員保険、共済組合などの被用者保険の被扶養者は、激変緩和の観点から、「所得割額」は課されず、資格取得から2年間に限り、均等割額が5割軽減される。また、旧被扶養者のみで構成される世帯の場合は、平等割額も5割軽減される。
- c 国民健康保険加入の世帯員が後期高齢者医療制度に移行することにより国民健康保険加入者が1人となった世帯は、平等割額を5年間は2分の1を減額し、その後3年間は4分の1を減額する。（ただし、世帯内の国保加入者が2人以上になった場合や世帯主を変更した場合は適用されない。）
- d 非自発的失業（離職）により国民健康保険へ加入する人の保険税について、失業（離職）から一定の期間（離職日の翌日から翌年度末までの期間）、前年の給与所得を30%として算定して賦課することにより軽減する。ただし、世帯に属する他の被保険者の所得は通常の間額を用いる
- e 令和4年度から、国民健康保険へ加入する未就学児の保険税のうち「均等割」が5割軽減される。

(3) 医療費の推移（実績）

		年 度		H28	H29	H30	R1	R2
一 般	被 保 険 者 数	(人)		36,762	35,636	34,478	33,393	32,647
	医 療 費 総 額	(千円)		13,658,697	13,996,497	13,802,756	13,866,437	13,405,592
	医 療 費 一人当たりの額	(円)		371,544	392,763	400,335	415,250	410,622
	受 診 率	(%)		1,718	1,760	1,785	1,821	1,761
	高 額 療 養 費 支 給 額	(千円)		1,458,240	1,515,731	1,564,372	1,605,764	1,561,614
退 職 者	被 保 険 者 数	(人)		820	472	180	43	0
	医 療 費 総 額	(千円)		373,591	195,405	88,603	14,019	0
	医 療 費 一人当たりの額	(円)		455,599	413,994	492,240	326,028	0
	受 診 率	(%)		1,982	2,056	2,247	2,474	0
	高 額 療 養 費 支 給 額	(千円)		48,139	27,496	12,038	1,155	0

(4) 事業運営年度推移 (実績)

(金額単位: 財政状況・千円、その他・円)

項目		年度		H28	H29	H30	R1	R2	
被保険者数(人)				37,582	36,108	34,658	33,436	32,647	
加入世帯数(世帯)				21,604	21,162	20,642	20,218	20,002	
加入率	対人口比(%)			28.93	27.98	27.07	26.64	26.01	
	対世帯比(%)			39.12	38.01	36.83	35.64	35.26	
賦 課	基礎	所得割			9.6/100	9.6/100	10.6/100	10.6/100	10.6/100
		均等割			24,800	24,800	29,600	29,600	29,600
		平等割			19,200	19,200	22,000	22,000	22,000
	後期	所得割			3.9/100	3.9/100	3.3/100	3.3/100	3.3/100
		均等割			6,200	6,200	9,300	9,300	9,300
		平等割			4,800	4,800	6,900	6,900	6,900
	介護	所得割			2.9/100	2.9/100	2.7/100	2.7/100	2.7/100
		均等割			8,000	8,000	14,900	14,900	14,900
		平等割			5,700	5,700	-	-	-
一人当たりの調定額(現年度分)				92,045	93,706	104,821	105,132	106,250	
一世帯当たりの調定額(現年度分)				160,120	159,887	175,994	173,864	173,420	
課税総数(人)				43,044	41,688	40,401	38,850	37,706	
課税限度額		基礎	540,000	基礎	540,000	基礎	580,000	基礎	610,000
		後期	190,000	後期	190,000	後期	190,000	後期	190,000
		介護	160,000	介護	160,000	介護	160,000	介護	170,000
課税限度額を超える世帯				974	981	1,002	841	806	
課税軽減世帯				15,381	15,187	15,006	14,697	14,246	
財 政 状 況	歳 入	保険税	(3,217,686)	(3,157,805)	(3,389,751)	(3,292,848)	(3,267,499)		
			3,337,409	3,288,093	3,513,081	3,425,742	3,424,489		
		国庫支出金	5,097,015	5,272,168	0	3,358	13,879		
		県支出金	940,174	943,366	12,123,399	12,150,373	11,778,872		
		療養給付費交付金	375,145	246,159	0	0	0		
		前期高齢者交付金	3,839,797	4,261,730	0	0	0		
		共同事業交付金	4,806,327	4,843,772	0	0	0		
		一般会計繰入金	1,374,177	1,371,488	1,544,886	1,494,795	1,492,548		
		基金繰入金	300	0	0	0	0		
		繰越金	0	0	0	0	0		
		その他の収入	32,261	42,069	25,770	71,511	64,985		
	歳入合計	19,802,605	20,268,845	17,207,136	17,145,779	16,774,773			
	歳 出	総務費	198,082	210,125	206,253	198,196	191,041		
		保険 給 付 費	療養諸費	10,227,689	10,382,277	10,123,125	10,152,603	9,873,906	
			審査支払手数料	34,510	33,831	32,564	30,934	30,846	
			高額療養費	1,509,654	1,547,848	1,578,291	1,611,071	1,563,232	
			出産育児一時金	56,911	59,430	45,279	42,295	46,739	
			葬祭費	6,150	5,430	4,000	4,180	3,760	
		小計	11,834,914	12,028,816	11,783,259	11,841,083	11,518,483		
		国民健康保険事業費納付金	0	0	4,783,944	4,575,830	4,556,313		
後期高齢者支援金		2,016,510	1,981,697	0	0	0			
前期高齢者納付金		1,455	7,266	0	0	0			
老人保健拠出金		67	43	0	0	0			
介護納付金		827,247	798,702	0	0	0			
共同事業拠出金		4,851,145	4,935,518	787	794	806			
保健事業費		135,458	133,772	135,672	138,472	112,607			
基金等積立金		300	0	0	0	0			
その他の支出		433,226	570,108	722,078	443,171	73,157			
歳出合計		20,298,404	20,666,047	17,631,993	17,197,546	16,452,407			

※税額中()内の額は現年課税分で、下段の額の再掲。

X 産業経済

1. フードバレー推進	249
2. 農 業	251
3. 林 業	266
4. 水 産 業	270
5. 商 業	271
6. 工 業	277
7. 観 光 ・ 物 産	287
8. 産業活性化支援事業	294
9. 地 籍 調 査 事 業	295



1 フードバレー推進

(1) 八代港農林水産物輸出リーファーコンテナ利用補助金

設置目的	八代港の国際コンテナ定期航路及び国内コンテナ定期航路を利用した農林水産物（加工品を含む）の輸出促進を目的として、リーファーコンテナで輸出する荷主に対し、予算の範囲内で八代港農林水産物輸出リーファーコンテナ利用補助金を交付する。
対象者	補助金の交付の対象となる者は、補助金の交付を受けようとする年度に八代港の国際コンテナ定期航路又は国内コンテナ定期航路を利用する企業（個人経営の企業を含む。）であって、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。 ①リーファーコンテナ（国内コンテナ定期航路にあっては、国際フィーダー貨物に限る。以下同じ。）で農林水産物を輸出する八代市内の荷主（商社等との契約により直接荷主とならない場合において、実質上の荷主であると市長が認めるものを含む。以下同じ。）であること。 ②リーファーコンテナで八代地域の農林水産物を輸出する荷主であること。
対象経費	補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるとおりとする。 ①海上運賃 ②ターミナル取扱費用 ③書類作成費用 ④コンテナ封印費用 ⑤燃油割増料 ⑥通貨調整料 ⑦通関手数料 ⑧貨物取扱手数料 ⑨貨物のコンテナ搬入に係る費用 ⑩港湾内のコンテナ輸送費 ⑪貨物のラベル貼付に係る費用 ⑫その他市長が特に認めるもの
補助金額	補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、20フィート又は40フィートのコンテナ1個当たりの上限額は14万円とする。
補助実績	1件 合計 150,000円（平成29年度） 1件 合計 150,000円（平成30年度） 1件 合計 116,000円（令和元年度） 1件 合計 111,000円（令和2年度） 1件 合計 140,000円（令和3年度）

(2) 八代市農林水産物等販路拡大事業補助金

設置目的 農林水産物の高付加価値化、販路拡大、認知度向上を通じて関連産業の活性化に資するため、PR事業を行う生産者団体、出荷者組織、事業者等に対して補助金を交付する。

対象者 市内に主たる事業所等を有する農林水産業者、商工業者等。

対象事業 農林水産物等のPRに資する商談会、展示会その他イベントの開催、出展等であって、当該年度の3月第2金曜日までに事業を完了するもの。
過去に本補助金を活用して実施した事業については、3回を上限に補助対象事業とすることができる。

対象経費 補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げるもの。(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)

- ①出展料
- ②会場使用料
- ③展示装飾費
- ④輸送費
- ⑤広告物製作費
- ⑥通訳費
- ⑦旅費
- ⑧委託料
- ⑨サンプル費
- ⑩その他市長が必要と認める経費

補助金額 補助金の額は、次に掲げる額を合算して得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、30万円を上限とする。

(1) 補助対象経費の額から次号に規定する額を減じて得た額に2分の1を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)

(2) 補助対象経費のうち、海外販路開拓を目的とする市主催のフェア及び展示

会出展に係る旅費について、1事業者当たり2名を上限とした当該旅費の全額

補助実績

15 団体 合計 4,290,000 円 (平成 29 年度)

12 団体 合計 3,961,621 円 (平成 30 年度)

10 団体 合計 2,861,700 円 (令和元年度)

0 団体 合計 0 円 (令和 2 年度)

1 団体 合計 181,000 円 (令和 3 年度)

※令和3年度については、2団体より申請があったものの、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により商談会等が中止となり1団体は取下げ。

2 農 業

(1) 経営概要

①農家戸数 (単位:戸)

農家戸数	農業就業人口	自給的農家戸数
3,437	5,810	780

(2020年 農林業センサス)

②耕地面積 (令和3年) (単位:ha)

田	畑	計
6,450	616	7,070

(第68次九州農林水産統計年報)

③生産額 (令和元年)

品目	野菜	米	工芸作物	果樹	花き	畜産	その他	合計
生産額 (百万円)	37,707	4,291	3,327	1,092	562	197	136	47,312
割合 (%)	79.7%	9.1%	7.0%	2.3%	1.2%	0.4%	0.3%	100.0%

(八代市推計)

(2) 農業協同組合

①現数 (令和4年6月)

農協名	組合員人数	役員数	職員数
八代地域農協	(正)6,300人 (准)3,819人 合計 10,119人	理事 28人 計 36人 監事 8人	366人

(3) 農業振興地域整備計画

整備計画名	地域指定年月日	計画策定年月日	最終変更年月日 (全体見直し)
八代(合併後)	平成21年 6月 2日	平成21年10月14日	平成29年4月26日
八代	昭和45年12月25日	昭和48年 3月 4日	平成15年 5月16日
坂本村	昭和48年10月25日	昭和49年 3月30日	平成10年11月10日
千丁町	昭和45年12月25日	昭和47年 9月22日	平成14年 9月30日
鏡町	昭和45年12月25日	昭和46年 9月 2日	平成15年11月12日
東陽村	昭和47年10月11日	昭和48年 9月14日	平成 9年12月 3日
泉	昭和47年10月11日	昭和48年 9月14日	平成 5年 3月22日

八代(合併後)に統合

農用地区域の地目別面積（令和3年12月31日現在）

（単位：ha）

	農用地				山林 原野	農業用 施設	その他	合計	市域に占める 割合（%）
	田	畑	樹園地	計					
農業振興地域（A）	6,486.0	1,169.8	35.3	7,691.1	10,552.9	30.1	3,406.9	21,681.0	31.9%
農用地区域（B）	5,871.2	281.7	32.0	6,184.9	13.2	30.1	71.8	6,300.0	9.3%
（B） / （A） %	90.5%	24.1%	90.6%	80.4%	0.1%	100.0%	2.1%	29.1%	--

（参考）市全域面積 680.24km²

（４）農業関係施設

①八代市農事研修センター（八代市鏡町内田1339番地1）平成29年度から鏡コミュニティセンターへ移行

事業の種類 農村総合整備モデル事業

事業の目的 農業者はもとより農村地域住民が各種の研修、集会、生活改善等を組織的に推進する。

工期 着工 昭和55年9月15日 竣工 昭和56年9月16日

敷地面積 5,777m²

建築面積 鉄筋コンクリート造2階建 1,785.66m²

総事業費 368,780千円

財源内訳 国庫補助金 170,545千円、地方債 126,300千円、一般財源 71,935千円

・土壌分析診断事業

精密迅速な土壌分析結果に基づき的確な施肥改善策を指導する。

pH・EC・腐植・アンモニア態窒素・硝酸性窒素

置換性石灰・苦土・加里・CEC

有効態リン酸 10項目普通分析

主な分析機器

土壌・作物体総合分析装置

pHメータ、ECメータ

年間処理件数415件 有料 150件

（令和3年度） 無料 265件

・市青年農業者クラブ(4H)の活動支援・指導 クラブ員 13名

※令和3年度をもって、活動支援（補助金）を終了

・生活研究グループの活動支援

（旧八代）加工品作り・健康講座（5団体 12名）

農山漁村フォーラム（5団体 9名）

（鏡町）加工品作り・料理講習会（2団体 10名）

（坂本町）加工品作り・リーダー研修・郷土料理伝承・視察研修（4団体 20名）

②深水生活改善センター（八代市坂本町深水い1542番地2）

事業の種類	第二期山村振興農林漁業特別対策事業			
事業の目的	農山村の生活改善を図り、住民福祉の向上に資する。			
工期	着工	昭和57年10月16日	竣工	昭和58年2月8日
敷地面積	1,208㎡			
建築面積	鉄筋コンクリート造平屋建 206.0㎡			
総事業費	23,000千円			
財源内訳	国庫補助金 11,500千円、県補助金 2,300千円、地方債 7,500千円、 一般財源 1,700千円			
施設内容	広間・和室・調理室			

施設の利用状況（令和3年度実績）

室	区分	利用回数(回)	割合(%)	利用人員(人)	割合(%)
広間		45	78.9	477	80.2
和室		12	21.1	118	19.8
調理室		0	0.0	0	0.0
計		57回		595人	

③鶴喰生活改善センター（八代市坂本町鶴喰2220番地）

事業の種類	第二期山村振興農林漁業特別対策事業			
事業の目的	農山村の生活改善を図り、住民福祉の向上に資する。			
工期	着工	昭和54年11月13日	竣工	昭和55年2月29日
敷地面積	876㎡			
建築面積	鉄骨造平屋建 199.23㎡			
総事業費	20,700千円			
財源内訳	国庫補助金 10,350千円、県補助金 2,070千円、地方債 7,500千円、 一般財源 780千円			
施設内容	広間・和室・調理室			

施設の利用状況（令和3年度実績）

室	区分	利用回数(回)	割合(%)	利用人員(人)	割合(%)
広間		42	29.0	497	69.9
和室		23	15.8	127	17.9
調理室		80	55.2	87	12.2
計		145回		711人	

④久多良木地区多目的集会施設（八代市坂本町百済来下694番地）

事業の種類	第三期山村振興農林漁業特別対策事業			
事業の目的	農山村の生活改善を図り、住民福祉の向上に資する。			
工期	着工	平成5年10月25日	竣工	平成6年3月25日
敷地面積	3,738㎡			
建築面積	鉄筋スレート造平屋建 243.67㎡			
総事業費	45,714千円			

財源内訳 国庫補助金 22,179千円、県補助金 3,992千円、地方債 17,000千円、
 一般財源 2,543千円
 施設内容 広間・和室・調理室

施設の利用状況（令和3年度実績）

室	区分	利用回数(回)	割合(%)	利用人員(人)	割合(%)
広間		38	82.6	551	93.2
和室		8	17.4	40	6.8
調理室		0	0.0	0	0.0
計		46回		591人	

⑤西部地区多目的集会施設（八代市坂本町西部は1896番地）

事業の種類 第三期山村振興農林漁業特別対策事業
 事業の目的 農山村の生活改善を図り、住民福祉の向上に資する。
 工期 着工 平成6年8月31日 竣工 平成7年3月30日
 敷地面積 2,030㎡
 建築面積 木造平屋建 281.58㎡
 総事業費 63,944千円
 財源内訳 国庫補助金 26,065千円、県補助金 4,692千円、地方債 21,300千円、
 一般財源 21,271千円
 施設内容 広間・和室・調理室

施設の利用状況（令和3年度実績）

室	区分	利用回数(回)	割合(%)	利用人員(人)	割合(%)
広間		26	66.7	613	79.4
和室		11	28.2	139	18.0
調理室		2	5.1	20	2.6
計		39回		772人	

⑥生活館（八代市坂本町鮎埴い1299番地）

事業の種類 農村地域トータルライフ向上対策事業
 事業の目的 農村地域住民の自主性かつ共同性をいかしながら地域に見合った集落ビジョンの策定及び風土をいかした快適な環境づくりと活力あるまちづくりを総合的に推進する。
 工期 着工 昭和61年12月1日 竣工 昭和62年3月20日
 敷地面積 468㎡
 建築面積 鉄骨木造二階建 211.53㎡
 総事業費 46,291千円
 財源内訳 国庫補助金 12,723千円、地方債 23,500千円、一般財源 10,068千円
 施設内容 ふれあい室、創作活動室、村の歴史館、農産加工室、洗濯室

施設の利用状況（令和3年度実績）

室	区分	利用回数(回)	割合(%)	利用人員(人)	割合(%)
ふれあい室		1	1.0	13	3.8
創作活動室		0	0.0	0	0.0
村の歴史館		0	0.0	0	0.0
農産加工室		94	94.9	325	95.0
洗濯室		4	4.1	4	1.2
計		99回		342人	

⑦東陽農産物加工施設（八代市東陽町南1024番地2）

事業の種類	単独事業				
事業の目的	特産品の開発及び農作物の加工・販売を促進すると共に、農産物の地産地消の推進を図り、地域農業の振興と活性化に寄与することを目的とする。				
工期	着工	平成15年8月21日	竣工	平成15年12月10日	
敷地面積	711.00㎡				
建築面積	木造平屋建 135.00㎡				
総事業費	22,221千円				
財源内訳	一般財源 22,221千円				
施設内容	加工所、休憩室、ボイラー室、資材室				

施設の利用状況（令和3年度実績）

室	区分	利用回数(回)	割合(%)	利用人員(人)	割合(%)
加工所		119	100.0	646	100.0
計		119回		646人	

⑧東陽定住センター（八代市東陽町南1058番地1）

事業の種類	新農村地域定住促進対策事業				
事業の目的	農村生活の改善合理化、農村リーダーの育成、農業技術の助言指導及び農産加工品の開発と販路開拓を図る。				
工期	着工	昭和61年12月12日	竣工	昭和62年5月30日	
敷地面積	3,136.9㎡				
建築面積	鉄骨造平屋建 721.64㎡				
総事業費	104,336千円				
財源内訳	国庫補助金 42,047千円、県補助金 9,390千円、一般財源 52,899千円				
施設内容	大研修室、和室、資料閲覧室、調理室、事務室				

施設の利用状況（令和3年度実績）

室	区分	利用回数(回)	割合(%)	利用人員(人)	割合(%)
大 研 修 室		37	75.6	898	91.1
和 室		6	12.2	59	6.0
資 料 閱 覧 室		6	12.2	29	2.9
調 理 室		0	0.0	0	0.0
計		49 回		986 人	

⑨泉農林産物流通加工施設（八代市泉町栗木49）（※指定管理者制度導入・H18年度～）

事業の種類 山村振興農林漁業対策事業
 事業の目的 特産品の開発及び農作物の加工・販売を促進すると共に、農産物の地産地消の推進を図り、地域農業の振興と活性化に寄与することを目的とする。
 工 期 着工 平成7年12月4日 竣工 平成8年10月30日
 敷地面積 1043.5㎡
 建築面積 鉄骨造平屋建 282.5㎡
 総事業費 117,000千円
 財源内訳 国庫補助金 58,500千円、県補助金 10,530千円、一般財源 47,970千円
 施設内容 加工所、ボイラー室、資材室、休憩室

施設の利用状況（令和3年度実績）

室	区分	利用回数(回)	割合(%)	利用人員(人)	割合(%)
加 工 所		280	100.0	1,953	100.0
計		280回		1,953人	

⑩泉農村研修センター（八代市泉町下岳1700）

事業の種類 第三期山村振興農林漁業対策事業
 事業の目的 市の農業振興の担い手を養成する活動の拠点として、農業従事者等の研修、食生活の改善及び健康増進等を図る。
 工 期 着工 昭和61年9月30日 竣工 昭和62年2月25日
 建築面積 鉄骨造平屋建 269.7㎡
 総事業費 28,540千円
 財源内訳 国庫補助金 14,270千円、一般財源 14,270千円
 施設内容 健康増進室、小会議室、調理実習室

施設の利用状況（令和3年度実績）

室	区分	利用回数(回)	割合(%)	利用人員(人)	割合(%)
健康増進室		0	0.0	0	0.0
小 会 議 室		14	40.0	70	55.6
調 理 実 習 室		21	60.0	56	44.4
計		35 回		126 人	

(5) 担い手育成支援

①新規就農者育成講座

目的 就農から3年程度までの農業者を対象として、農業経営に関する講座による知識・技術の習得により、八代農業の担い手を育成する。

設置年月日 昭和43年4月1日（農業青年ゼミナールとして開講）
平成24年4月1日（八代農業技術者養成講座に名称変更）

研修回数 3回

研修内容 インボイス制度及び及び農業者の確定申告講座、農産物販路拡大講座、土づくり基礎講座

受講対象者 市内居住の新規就農者及び就農後3年程度の人

講師 税務署職員、株式会社農テラス代表取締役、株式会社クボタ職員

受講者実績

年 度	H29	H30	R1	R2	R3
参加者数	3	9	9	82	40
(うち女性)	(0)	(0)	(1)	(10)	(8)

(昭和43年開設以降延べ1,415名修了)

②農業後継者育成事業

目的 研修事業や独身男女の交流事業等により総合的に農業後継者を支援育成する。

事業主体 八代地域農業後継者育成事業推進協議会

事業費 令和3年度 0千円
(八代市補助金 0千円 八代地域農業協同組合負担金 0千円 氷川町負担金 0千円)

③農村女性活動促進事業

目的 担い手女性の農業経営参画、社会参画を通じて、自分の持てる能力を十分発揮できる活動条件整備を目的とする。

事業主体 八代市

活動内容 女性農業者講座、農産加工グループ及び直売所活動支援、農業経営・技術研修会への参加、男女共同参画推進、農業女性アドバイザー活動支援、くまもとふるさと食の名人活動支援、家族経営協定の推進支援

家族経営協定締結実績 令和2年度まで 456戸 } 合計476戸
令和3年度 20戸 }

④認定農業者の認定及び育成

担い手を支援・育成する団体として、八代市担い手育成総合支援協議会及び八代市認定農業者連絡協議会等があり、経営改善、法人化、農業簿記等の研修や全国・九州担い手サミットへの参加等を通じ、農業者の経営向上を図っている。

・認定農業者の認定

申請された農業経営改善計画については、八代市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の基準に基づき、認定農業者に認定している。

年度別認定件数

年 度		H29	H30	R1	R2	R3
認定件数	新規	21	23	17	16	17
	再認定	154	107	250	356	330

・八代市担い手育成総合支援協議会

認定農業者の認定促進、担い手の経営改善、農地利用推進、法人化推進等の事業を行っている。また、八代農業高校と連携し、若年農業者や就農希望の高校生等を対象とした研修「八代農業塾」を実施している。

【構成】 JAやつしろ、農業共済組合、認定農業者連絡協議会、農業委員会
八代農業高校、熊本県、八代市

⑤集落営農組織化支援活動

目 的 地域でまとまって集落営農組織を作り、将来的に効率的で安定した経営を行うよう助言、指導する。

令和3年度までの集落営農組織 8組織
令和3年度の集落活動支援重点地区 西牟田下地区

(7) 主要農作物生産及び家畜家さん飼養羽数の推移

年度	穀物・いも類						野菜						工業農作物						家畜・家さん						果樹(かんきつ)					
	米		小麦		ばれいしよ		トマト		キヤバツ		冬レタス		メロン		イグサ		乳牛		肉用牛		豚		ブロイラー		晩白柚		計			
	作付面積 ha	収穫量 t	作付面積 ha	収穫量 t	作付面積 ha	収穫量 t	作付面積 ha	収穫量 t	作付面積 ha	収穫量 t	作付面積 ha	収穫量 t	作付面積 ha	収穫量 t	作付面積 ha	収穫量 t	飼育戸数	飼育頭数	飼育戸数	飼育頭数	飼育戸数	飼育頭数	飼育戸数	飼育頭数	飼育戸数	飼育頭数	作付面積 ha	収穫量 t	作付面積 ha	収穫量 t
H23	4,210	21,100	142	453	143	3,560	454	52,400	229	8,203	142	5,150	180	4,648	682	7,843	3	59	6	156	4	83	2	49	650	123	1,490			
H24	4,210	21,400	156	395	142	3,730	458	49,000	255	8,827	145	5,000	140	2,822	693	8,601	3	22	5	115	4	85	2	49	670	118	1,540			
H25	4,330	21,900	146	405	145	3,680	449	54,400	283	10,830	154	5,280	100	3,500	661	9,583	3	54	7	118	4	85	2	49	680	110	1,506			
H26	4,280	21,800	191	598	143	3,930	470	56,720	291	10,930	153	5,430	90	3,150	601	8,233	3	57	5	86	4	78	2	49	690	110	1,514			
H27	4,150	20,500	203	443	133	3,790	496	58,210	296	10,710	159	4,710	85	2,975	567	6,294	3	17	3	67	2	78	2	51	500	113	1,278			
H28	4,030	21,300	214	379	130	3,380	494	61,060	274	9,158	146	5,410	80	2,800	517	6,721	3	24	4	34	2	78	2	51	530	114	1,307			
H29	4,000	21,400	194	438	143	3,800	500	58,890	268	8,252	163	5,300	71	2,324	470	6,956	3	25	4	13	1	78	2	51	620	114	1,433			
H30	3,980	21,400	205	473	128	3,380	506	67,750	259	9,500	173	6,160	71	2,640	443	6,156	3	27	4	0	0	78	2	51	650	113	1,534			
R1	4,010	20,200	199	631	114	2,860	522	68,100	260	10,360	177	6,920	71	2,300	389	5,841	3	18	2	0	0	82	2	51	645	113	1,436			
R2	4,070	20,400	205	677	108	2,360	532	70,120	235	7,580	188	6,260	52	2,112	346	5,149	3	13	2	0	0	82	3	51	590	113	1,309			

農業振興課調べ

(8) 農業基盤整備事業

①国営土地改良事業

ア 国営かんがい排水事業

地区名 八代平野地区
 事業年度 国 営 昭和39年度～同48年度
 県 営 昭和41年度～同56年度
 団体営（土地改良区） 昭和45年度～昭和60年度
 事業量 頭首工 1カ所 用水路工 35,000m 排水路工 4,000m
 水利計画 取水量 25トン（1秒間につき）
 うち農業用19.5トン（球磨川北岸15.5トン、同南岸4.0トン）、
 工業用 5.5トン
 受益面積 6,340ha
 うち旧八代市3,783ha（球磨川北岸2,569ha、同南岸1,214ha）、
 旧千丁町815ha、旧鏡町1,718ha、旧宮原町24ha
 受益農家数 6,068戸
 うち旧八代市3,665戸、旧千丁町664戸、旧鏡町1,314戸、
 旧宮原町 425戸

事業費

(単位：千円)

種 別	全 体	共同事業	内 訳		
			工 業	農 業	
				かんがい排水	災害復旧
国営事業	4,144,607	1,401,000	585,618	493,152	322,230
うち頭首工	1,178,000	1,198,000	500,764	421,696	275,540
うちかんがい排水工	2,966,607	203,000	84,854	71,456	46,690
県営事業	10,310,265				
団体営事業	606,996				
うちかんがい排水工	606,996				
合 計	15,061,868	1,401,000	585,618	493,152	322,230

事業費 国 営 国 58% 県 21% 受益者 21%
 負担割合 県 営 国 50% 県 25% 受益者 25%
 団体営 国 55% 受益者 45%
 受益者負担 完工払い 負担額の20%、融資による年賦払い 80%
 金の支払い
 融資金の 国 営 17年（据置2年）
 償還期限 県 営 20年（据置5年）
 団体営 15年

イ 国営造成土地改良施設整備事業

地区名 八代平野地区
 事業年度 昭和62年～平成2年
 事業量 頭首補強工 1式 ゲート補修 10門 幹線用水路補修
 受益面積 6,340ha
 うち旧八代市3,783ha（球磨川北岸2,569ha、同南岸1,214ha）、
 旧千丁町815ha、旧鏡町1,718ha、旧宮原町24ha
 事業費 784,234千円

ウ 国営八代平野土地改良事業

地区名 八代平野地区
 事業年度 平成30年度～令和12年度（予定）
 事業量 頭首工(改修・耐震化)1箇所 導水路(改修・耐震化)0.5km
 幹線用水路(改修)33.6km 排水機場(新設)2箇所
 排水路(新設・改修)5.8km 水管理施設(新設)1式
 受益面積 5,448ha（八代市5,425ha、氷川町23ha）
 受益者数(人) 7,443（うち個人有7,192 共有240 法人有10 公有1）
 事業概算額 376億8500万円（うち農業関係事業費358億5200万円）
 （消費税及び地方消費税10%込み）

種 別	農業関係事業費35,852（単位：百万円）				
	国	県	八代市	氷川町	受益者
国 営 事 業	25,056	7,557	2,692	17	530

負担割合 国69.89% 県21.08% 市7.51% 氷川町0.05% 受益者1.48%
 負担金 完工払い

エ 直轄海岸保全施設整備事業

地区名 八代地区（昭和海岸、郡築海岸）
 事業年度 令和3年度～令和21年度（予定）
 事業量 堤防工5.4km（昭和2.3km、郡築3.1km） 排水樋門7箇所等
 防護面積 5,489ha
 事業費 約300億円
 負担割合 国2/3、県1/3、（八代市負担なし）

②その他の整備事業

【本庁】

○県営排水対策特別事業

地区名	事業年度	受益面積	事業内容	事業費
第二郡築地区	H25～R2	311.1ha	排水機場工 (横軸斜流 Ø1,650mm×350kw×4台)	2,453,500千円
竜西地区	H22～26	119.7ha	排水路工 L=5,907m	514,000千円

○県営水利施設等保全合理化事業（農地集積促進型）

地区名	事業年度	受益面積	事業内容	事業費
古閑浜地区	H30～R4	63.6ha	排水機場工 1式 排水路工 L=1,328m	1,074,000千円

○県営湛水防除事業

地区名	事業年度	受益面積	事業内容	事業費
金剛地区	H30～R6	201.6ha	排水機場工 1式	1,912,000千円

○県営基幹水利施設補修事業（ストックマネジメント事業）

地区名	事業年度	受益面積	事業内容	事業費
郡築地区	H25～R2	612.6ha	主ポンプ設備補修 3台 主エンジン更新 3台 電気設備更新 一式	781,290千円

○県営経営体育成基盤整備事業

地区名	事業年度	受益面積	事業内容	事業費
昭和地区	H25～R4	341.7ha	用水路工 L=20,400m 排水路工 L=12,300m 暗渠排水 A=15.7ha 道路工 L=6,100m 排水機場 一式	4,524,000千円

○非補助土地改良融資事業（かんがい排水・農道）

目的 八代平野の農業振興地域は、干拓により造成された低平地で地下水位が高く、耕作条件の改善や農地の汎用化を図るため、道路や排水路等の農業用施設の基盤整備に係る工事資金を日本政策金融公庫から融資を受けて実施する。

事業主体 八代市

実施期間 昭和53年度～

財源 日本政策金融公庫からの融資を八代市土地基盤整備連合（JA事務局）が借入主体となり、市に分担金として納入し、次年度以降、市が償還金を全額補助する。

償還期間 15年(5年据え置き)

項目	年度							合計
	H28まで	H29	H30	R1	R2	R3		
事業費(千円)	6,179,972	95,100	97,947	99,398	60,485	60,465	6,593,367	
路線数	465	8	7	8	5	5	498	
延長(m)	122,604.7	1,543.6	1,528.6	1,593.6	574.7	790.5	128,635.7	
受益面積(ha)	3,017.8	23.0	23.1	20.9	11.7	22.3	3,118.8	

○団体営農業農村整備事業(農地耕作条件改善型)

事業名	地区名	事業年度	受益面積 (ha)	事業費 (千円)	事業内容	
団体営農業農村整備事業	日奈久新開東割	H27	10.6	58,500	排水路工	L=1064.5m
団体営農業農村整備事業	日奈久新開東割2	H28	18.3	32,000	排水路工	L=513m
団体営農業農村整備事業	日奈久新開町塘添上	H29~H30	4.9	55,800	排水路工	L=970m
団体営農業農村整備事業	日奈久新開町4	R2~R3	2.3	16,000	排水路工	L=429.1m

○団体営農業農村整備事業(農業水路等長寿命化・防災減災型)

事業名	地区名	事業年度	受益面積 (ha)	事業費 (千円)	事業内容	
団体営農業農村整備事業	日奈久新開町	H30	2.0	13,000	排水路工	L=214.6m
団体営農業農村整備事業	日奈久新開町2	H31	4.6	7,600	排水路工	L=213.0m
団体営農業農村整備事業	日奈久新開町塘添下	H31~R3	9.4	66,260	排水路工	L=1315.0m
団体営農業農村整備事業	日奈久新開町3	R2~R3	3.2	4,800	排水路工	L=136.7m
団体営農業農村整備事業	昭和同仁	R3~R5	2.8	74,500	排水路工	L=400.0m

【千丁支所】

○県営事業

事業名	地区名	事業年度	受益面積 (ha)	事業費 (千円)	事業内容	
湛水防除事業	八代新地区	H12~18	132.0	554,590	排水機場工 導水路工 排水ポンプ 吐出量(全体)	1カ所 L=867m φ900mm 4機 6.7m ³ /s
排水対策特別事業	八代新地区	H12~18	72.0	270,200	排水路工	L=1,759.6m
排水対策特別事業	新牟田地区	H17~23	190.0	1,417,700	排水路工 排水機場工 排水ポンプ 吐出量(全体)	L=750m 1カ所 φ1800mm 4機 28m ³ /s
排水対策特別事業	東牟田地区	H19~24	27.0	366,000	排水路工 排水機場工 排水ポンプ 吐出量(全体)	L=210m 1カ所 φ700mm 2機 1.5m ³ /s

※ 新牟田地区の排水機場は、県土木とのアロケ事業として1/4を県土木部が負担。

※ 東牟田地区は平成18年度調査、平成19年度採択。

【鏡支所】

○県営事業

事業名	地区名	実施年度	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)	総事業費 (千円)	事業内容	
経営体育成基盤整備事業	鏡町塩浜	H24～R3	64.3	111	580,880	排水路 L=5.7km 農道 L=1.0km 客土 25.0ha 暗渠 18.9ha	
	野崎	H25～R5	164.4	105	888,000	排水機場 1カ所 排水路 L=6.0km 農道 L=1.3km 客土 36.3ha 暗渠 12.5ha	
	両出	H26～R5	166.0	179	1,338,000	排水路 L=9.2km 用水路 L=13.7km 農道 L=6.7km 客土 24.9ha 暗渠 9.0ha	
	貝洲	H28～R4	23.7	51	498,000	区画整理 23.7ha	
	担い手支援	新屋敷	H18～H22	23	46	220,000	排水路 2,900m 農道 1,400m 客土 6.0ha 暗渠 6.8ha
		第二西区	H18～H23	40	56	490,000	排水路 2,964.5m 農道 2,626.2m 客土 17.4ha 暗渠 27.3ha
事業名	地区名	実施年度	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)	総事業費 (千円)	事業内容	
湛水防除事業	野崎	H25～R2	164.4	114	695,300	排水機場 1カ所	
水利施設等保全高度化事業 (排水対策特別)	津口・芝口一期	R3～R9	205.1	203	3,288,220	排水機場 1カ所 排水路 L=1.2km	

○団体営農業農村整備事業(農地耕作条件改善型)

事業名	地区名	実施年度	受益面積 (ha)	事業費(千円)	事業内容
団体営農業農村整備事業	下村・内田	H28	13.9	64,900	排水路工 L=1,255m
団体営農業農村整備事業	下村・内田2	H29	2.1	14,900	排水路工 L=442m
団体営農業農村整備事業	下村・内田3	H30～R2	13.4	68,800	排水路工 L=1,331m
団体営農業農村整備事業	内田1	R4～R6	13.6	95,800	排水路工 L=743m
団体営農業農村整備事業	宝出1	R4～R6	7.8	56,800	排水路工 L=390m

(10) 農業委員会

①農業委員会定数

区 分	定数 (人)	備 考
農 業 委 員	19	八代市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員定数条例
農地利用最適化推進委員	29	
計	48	

②農地移動状況

区 分		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		件数(件)	面積(㎡)	件数(件)	面積(㎡)	件数(件)	面積(㎡)	件数(件)	面積(㎡)	件数(件)	面積(㎡)
法第3条	所有権	79	346,856	47	163,406	61	179,070	45	171,000	55	267,204
	使用貸借	0	0	0	0	1	597	1	17,925	0	0
	賃借権	0	0	1	5,561	0	0	0	0	0	0
法 第 4 条		42	27,526	23	10,800	22	27,836	19	8,533	28	12,595
法第5条	所有権	160	127,995	167	139,421	137	122,689	159	174,390	160	160,692
	賃借権 使用貸借	39	71,745	51	49,637	31	27,093	21	13,257	30	22,095
法第18条6項		225	1,123,928	167	865,161	151	514,588	176	812,141	165	765,937
その他	許可不要 転用届	55	34,484	37	12,736	57	15,544	17	13,754	26	12,394
	時効取得	13	10,418	22	21,409	46	26,750	15	4,010	13	13,748
計		613	1,742,952	515	1,268,131	506	914,167	453	1,215,010	477	1,254,665

※ 法第3条は、区分地上権を除く

③転用状況

区分	種 別	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		筆数・件数	面積(㎡)	筆数・件数	面積(㎡)	筆数・件数	面積(㎡)	筆数・件数	面積(㎡)	筆数・件数	面積(㎡)
地 目 別	田	349 筆	196,133	326 筆	179,320	254 筆	140,948	287 筆	182,301	256 筆	167,034
	畑	118	31,133	89	20,538	99	36,670	63	13,879	129	28,348
	計	467	227,266	415	199,858	353	177,618	350	196,180	385	195,382
目 的 別	住宅用地	147 件	100,162	167 件	97,340	135 件	84,505	136 件	80,177	143 件	83,951
	工業用地	27	29,986	25	43,234	9	15,372	6	11,349	3	8,237
	公共用地	3	881	4	5,176	6	8,298	5	11,286	4	6,827
	その他の用地	64	96,237	45	54,108	40	69,443	52	93,368	68	96,367
	計	241	227,266	241	199,858	190	177,618	199	196,180	218	195,382

※ 一時転用を除く

3 林 業

(1) 概要

①林業経営体数

林家数 58戸

②土地利用状況

土地面積 (ha)	林野面積 (ha)				林野比率 (%)
	計	国有林	民有林		
			公有林	私有林	
68,136	50,097	9,868	1,806	38,423	74

※資料:熊本県林業統計要覧(令和元年度版)

③民有林林種樹種別面積

ア 人工林

(単位: ha)

スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ	その他	計
17,351.30	9,171.90	355.58	234.18	154.18	27,267.14

イ 天然林

(単位: ha)

マツ	クヌギ	広葉樹等	その他	計
5.18	16.07	12,244.79	43.18	12,309.22

ウ 未立木地等

(単位: ha)

未立木地	更新困難地	竹林	特殊林	計
235.00	106.76	301.46	9.39	652.61

④造林種別実績(民有林)

(単位: ha)

再 造 林	拡大造林	複 層 林	計
73	0	0	73

⑤除間伐実績(民有林)

(単位: ha)

国庫補助事業	県有林事業	治山事業	針広混交林化促進事業	融資	自力等	計
112	0	76	31	0	90	309

※資料:熊本県林業統計要覧(令和元年度版)

(2) 林道

林道及び作業道は、多面的機能を有する森林の適切な整備、保全を図り、効率的な林業経営や農山村地域の振興のために必要不可欠な基盤施設である。

①林道整備

(単位: 路線、m)

全幅5.0m以上		4.0m以上～5.0m未満		全幅4.0m未満		計	
路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長	路線数	延長
3	39,574	27	126,189	39	100,308	69	266,071

※資料:八代市林道台帳

R4.4.1

②作業道現況

路線数 601路線

延 長 494,308m

※資料:熊本県林業統計要覧(令和元年度版)

(3) 緑の少年団

次代を担う子どもたちが、森林での学習活動、地域の社会奉仕活動、野外活動を通じて、自然や人を愛し、自ら社会を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした、子どもが主体となった地域の緑化推進団体。

①少年団の構成

(令和4年4月現在)

少年団名		八代ナザレ園 緑の少年団			東陽小学校 緑の少年団			泉わくわく 緑の少年団			泉蜂の子 緑の少年団			八竜 緑の少年団		
学校名等		八代ナザレ園			東陽小学校			泉小学校			泉第八小学校			八竜小学校		
役員	会長	0名			1名			1名			1名			1名		
	指導員	1名			1名			1名			1名			1名		
団員数		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
	～3年生	1	2	3	20	9	29	4	8	12	0	2	2	2	12	14
	4年生	3	1	4	1	5	6	3	3	6	1	0	1	2	7	9
	5年生	2	0	2	9	4	13	3	3	6	0	0	0	3	7	10
	6年生	1	3	4	6	7	13	1	2	3	0	1	1	6	6	12
	合計	7	6	13	36	25	61	11	16	27	1	3	4	13	32	45

②主な活動内容

- ア 年間活動（他の団体と活動する行事）
緑化啓発イベント（2月）
- イ 自主活動行事（各少年団ごとに行う活動行事）
学習活動、奉仕活動、野外活動（レクレーション等）

(4) 八代産材利用促進事業

① 事業目的

森林整備と木材利用を図るため、八代産材を使用した、建築主自らが居住する木造住宅の新築、改築、増築又はリフォーム（以下「新築等」）を行う場合に、その経費の一部を助成するものであり、八代産材の需要拡大と、木材関連産業等の振興を図るとともに、八代市の林業の活性化及び森林の健全化を促進する。

② 施行年月日

平成 21 年 4 月 1 日

③ 対象者

- ア 補助対象住宅の建築主であること。
- イ 市内に住所を有する者（新築等に伴い、市内に転入する者を含む。）
- ウ 市税等の滞納がない者

④ 対象住宅

- ア 建築主自らが居住するために新築等をする木造住宅で、市内において建築されるものであること。
- イ 新築等に当たり、八代産材を 80%以上使用していること。
- ウ 市内の事業者による施工であること。
- エ 新築においては、八代市産の畳を 6 畳以上使用していること。
- オ 契約を締結した日から 60 日以内かつ、棟上げ前に申請すること。（リフォームの場合工事着工の 5 日前まで）
- カ 原則として、交付申請をした日の属する年度の末日までに新築等が完了し、実績報告ができるものであること。

⑤ 補助額

補助金の額は、次に掲げる新築等の区分に応じ算出する。（その数に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）ただし、新築にあつては 20 万円、増築、改築又はリフォームにあつては 10 万円を限度額とする。

ア 新築、改築及び増築の場合

補助対象住宅の新築、改築及び増築に係る床面積の坪数に 4,000 円を乗じて得た額

イ リフォームの場合

補助対象住宅のリフォームに係る 1 立方メートル単位で表示した木材使用材積数量に 1 万円を乗じて得た額

⑥ 事業費

令和 3 年度 1,620 千円

⑦ 財源内訳

市：1,620 千円

⑧ 事業実績

申請件数： H28(13), H29(21), H30(12), R1(21), R2(9), R3(12)

(5) 森林経営管理事業

① 事業目的

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立のため、森林所有者自らが適切に経営・管理できない森林については、市が仲介役となり、森林所有者と林業経営者をつなぐ新たな森林経営管理制度の下、森林所有者の経営意欲低下や所有者不明森林の増加など森林資源が適切に管理されていないといった課題を解決し、森林の経営管理を持続的に行い国土保全に寄与する。

② 施行年月日

平成 31 年 4 月 1 日

③ 対象者及び施設

- ・ 市民及び森林所有者、林業事業者等
- ・ 民有林及び林道関連施設

④ 事業内容

森林環境譲与税を財源として、森林所有者への経営管理に関する意向調査を概ね 15 年程度で完了させ、調査の結果、所有者自ら経営管理できない森林は、意欲と能力のある林業経営者や市が管理を行っていく。また、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する事業を行う。

(令和 4 年度の主な事業)

- ・ 所有者意向調査委託 (泉町仁田尾地区、東陽町、坂本町)、担い手対策、森林シカ被害対策、苗木対策等を行う協議会の運営、林道除草委託、林道・作業道の修繕、シカ防護柵修繕、作業道開設補助、木質バイオマス利活用推進、間伐材流通経費補助、造林事業嵩上補助

⑤ 事業費

令和 4 年度 : 106,000 千円

⑥ 財源内訳

市 : 106,000 千円 (森林環境譲与税 見込み額 : 106,000 千円)

4 水産業

(1) 概要

①海面・内水面漁協組合員数等

漁協名	組合員数（人）			漁業経営体数	漁船数（隻）			
	正	准	計		動力船	無動力船	総数	
海面	鏡町	49	256	305	39	108	—	108
	千丁	23	63	86	12	28	—	28
	昭和	34	102	136	15	28	—	28
	八代	100	111	211	79	147	—	147
	日奈久	22	5	27	16	18	—	18
	二見	23	6	29	20	17	—	17
	計	251	543	794	181	346	—	346
内水面	球磨川	932	31	963	—	—	—	—
	郡築内水面	88	0	88	—	—	—	—
	八代南部内水面	45	0	45	—	—	—	—
	氷川	181	0	181	—	—	—	—
	計	1,246	31	1,277	—	—	—	—

※出典：令和4年発行版熊本県の水産 組合員数：令和2事業年度末、漁船数：令和3年12月末
漁業経営体数：平成30年11月1日 現在（5年毎更新）

②養殖漁業・生産量

項目	経営体数	生産量	摘要	
海面	アオノリ	25	209 kg	八代漁協、二見漁協
	カキ	5	8.3 t	鏡町漁協

※出典：漁協聞き取り、熊本県県南広域本部水産課聞き取り（令和3年度末現在）

③魚種別漁獲量

単位：t

魚種	令和元年度	令和2年度	令和3年度
このしろ	36	32	17
しらす	0	0	0
ひらめ	7	8	6
たちうお	7	4	2
くろだい・へだい	26	17	21
すずき類	6	7	4
くるまえび	0	0	0
その他のえび類	1	1	0
がざみ類	3	2	2
あさり類	35	20	11
いか類	5	5	1
たこ類	8	4	3

※出典：八代鮮魚商協同組合、熊本県県南広域本部水産課聞き取り（令和3年度末現在）

5 商 業

(1) 商店数の推移

年度	市町村名	商店数 (店)		従業員数 (人)		年間販売額 (万円)			
		卸売	小売	卸売	小売	卸売	小売	総数	
H14	旧八代市	330	1,389	1,719	7,556	10,207	12,375,989	10,226,177	22,602,166
	旧坂本村	2	61	63	202	206	x	x	x
	旧千丁町	35	70	105	268	487	732,362	434,631	1,166,993
	旧鏡町	51	225	276	956	1,345	2,383,096	1,180,720	3,563,816
	旧東陽村	1	21	22	67	70	x	x	x
	旧泉村	2	48	50	103	106	x	x	x
	計	421	1,814	2,235	9,152	12,421	15,501,093	12,118,015	27,619,108
H16	旧八代市	336	1,361	1,697	7,571	10,178	11,810,900	10,746,400	22,557,300
	旧坂本村	3	57	60	181	187	7,800	140,600	148,500
	旧千丁町	34	68	102	243	420	625,000	305,500	930,500
	旧鏡町	50	213	263	837	1,198	1,505,000	1,064,300	2,569,200
	旧東陽村	2	22	24	62	68	x	x	84,400
	旧泉村		61	61	125	125		64,600	64,600
	計	425	1,782	2,207	9,019	12,176	13,963,530	12,391,004	26,354,534
H26	八代市	342	1,055	1,397	6,242	8,614	11,473,300	10,612,900	22,086,200

※「x」は、その数字に該当する値が1又は2の場合、その秘密を保護するために、数字を秘匿したことを示す。
 なお、秘匿数字が推計できる場合は、値が3以上でも「x」で秘匿している。

商業統計調査

(2) 中小企業金融対策

八代市中小企業融資制度

(令和4年3月31日現在)

制度名	貸付対象者	資金の用途	貸付限度額	貸付期間	貸付利率	保証料率	令和3年度	
							貸付枠 (預託額) 〔累計出損額〕	件数 (残件数)
八代市小口資金 融 資 制 度	市内に1年以上引き続き住所 又は、事務所、店舗、工場を 有する従業員20人以下の企業 で市税を完納しているもの	(1) 事業経営に必要な 資金	1企業 1,000万円 以内	30カ月 45カ月 60カ月	年2.00% 年2.10% 年2.20%	年0.45%~1.25%で 協会が定めた料率 補給後料率 年0.225%~0.625%	0件 (27件)	0千円 (39,930千円)
八代市中小企業 経 営 安 定 制 度 特 別 融 資 制 度	中小企業信用保険法第2条 第1項に規定する中小企業者 ア 市内で引き続き1年以上同 一事業を営んでいること イ 市税を完納していること	(1) 事業経営に必要な 資金	1企業 1,500万円 以内	3年以内 5年以内 7年以内	年2.10% 年2.20% 年2.30%	年0.25%~1.70%で 協会が定めた料率 補給後料率 年0.125%~0.85%	2件 (50件)	6,000千円 (118,275千円)
八代市中小企業 大 規 模 小 売 店 別 対 策 特 別 融 資 制 度	中小企業信用保険法第2条 第1項に規定する中小企業者 ア 市内で引き続き1年以上同 一事業を営んでいること イ 市税を完納していること ウ 大規模小売店の新設、増 床、営業時間変更又は倒 産等により影響を受ける こと	(1) 事業経営に必要な 資金	1企業 1,500万円 以内	6年以内	年1.90%	年0.45%~1.90%で 協会が定めた料率 補給後料率 年0.225%~0.95%	0件 (0件)	0千円 (0千円)
八代市中小企業 設 備 近 代 化 融 資 制 度	中小企業信用保険法第2条 第1項に規定する中小企業者 ア 市内で引き続き1年以上同 一事業を営んでいること イ 市税を完納していること	(1) 店舗の新築、改 築、改造等の施 設整備資金 (2) 機械器具、装置 等の購入資金	1企業 8,000万円 以内	5年以内 7年以内 10年以内	年2.10% 年2.20% 年2.30%	年0.45%~1.90%で 協会が定めた料率	0件 (6件)	0千円 (12,101千円)

制度名	貸付対象者	資金の用途	貸付限度額	貸付期間	貸付利率	保証料率	令和3年度貸付実績		
							令和3年度 貸付枠(預託額) 〔累計出損額〕	件数 (残件数)	金額 (貸付残額)
八代市中小企業 高度化資金 融資制度	(1) 中小企業等協同組合法第3条 に規定する事業協同組合、 協同組合連合会及び企業組合 (2) 商店街振興組合法第2条に規 定する商店街振興組合及び 同連合会	(1) 工場、店舗等の 集約化又は協業 化資金 (2) 協同事業として の建物施設の増 築、増設等資金 又は土地の造 成、購入等資金 (3) 市長が特に認め た組合(連合会) 事業資金	1組合 (連合会) 2億円以内	10年以内	年1.75%		6,000千円 (3,000千円)	0件 (0件)	0千円 (0千円)
八代市中小企業 団合理化 資金融資制度	(1) 中小企業団体の組織に関する 法律第3条に規定する中小企 業団体 (2) 商店街振興組合法第2条に規 定する商店街振興組合及び同 連合会 (3) (1)及び(2)の構成員 が市内で引き続き1年以上同一 事業を営んでいること イ市税を完納していること	(1) 経営の合理化、 近代化資金	1団体 1億円以内 1構成員 1,000万円 以内	7年以内	年1.75%	年0.45%~1.90% で定めた保証料 が必要な場合が あります。	0千円 (0千円)	0件 (0件)	0千円 (0千円)
八代市中小企業 勤労者特別 融資制度	(1) 本市に居住し、住民基本台帳 に登録されている者 (2) 中小企業基本法に規定する中 小企業その他市長が認める事 業所に引き続き1年以上勤務 している者 (3) 市税を完納している者	(1) 生活資金全般	1勤労者 150万円以内	5年以内	年2.7%		9,000千円 (3,000千円)	0件 (0件)	0千円 (0千円)

(3) やつしろハーモニーホール

(※指定管理者制度導入・H19年度～)

(ネーミングライツ制度導入・R2年度5月～ 愛称：桜十字ホールやつしろ)

①やつしろハーモニーホール (八代市新町5番20号)

工 期 着工 平成9年11月25日 竣工 平成12年3月23日
 開 館 平成12年6月1日
 敷地面積 16,602.39 m²
 建築面積 3,809.769 m² (うち床面積2,600.57 m²)
 延床面積 6,101.475 m²
 建 物 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階 地上4階
 1階 多目的ホール、情報コーナー、喫茶コーナー、楽屋、事務室
 2階 市民ホール、練習室、スタジオ、録音調整室
 3階 大会議室A・B、中会議室、研修室、第1・2・3小会議室、和室
 駐 車 場 228台
 総 工 費 約2,895,000千円
 財源内訳 国庫補助金 700,000千円 地方債 1,650,000千円
 一般財源 545,000千円
 事 業 貸施設

②多目的広場 (ハーモニーホールに隣接して整備)

工 期 平成5年度～平成9年度 (工事は平成8年度～平成9年度)
 敷地面積 6,000 m²
 総 工 費 約234,000千円
 財源内訳 国庫補助金 78,000千円 地方債 117,000千円
 一般財源 3,900千円
 構 造 物 トイレ、ウォーターカーテン、せせらぎ水路、パーゴラ、ベンチ、その他 (タイル舗装、植栽、車止め、照明灯)
 使 用 料 (令和元年10月1日改定) (円)

施 設 名	(午前) 9:00～12:00	(午後) 13:00～17:00	(夜間) 18:00～22:00	(全日) 9:00～22:00	時間外 1時間当たり
市民ホール	8,800	11,760	11,760	32,320	3,300
市民ホール(舞台のみ)	3,300	4,400	4,400	12,100	1,100
楽屋1・2・3・4	650	870	870	2,410	210
練習室	1,630	2,200	2,200	6,030	530
スタジオ	970	1,310	1,310	3,610	310
大会議室A・B	1,750	2,300	2,300	6,360	530
中会議室	1,410	1,860	1,860	5,150	430
第1・第2小会議室	1,410	1,860	1,860	5,150	430
第3小会議室	1,200	1,630	1,630	4,490	430
和室	1,750	2,300	2,300	6,360	530
研修室	1,630	2,200	2,200	6,030	530
多目的ホール	4,400	5,810	5,810	16,040	1,410
多目的広場	2,200	2,960	2,960	8,120	1,100

〈備考〉

- 1 時間外とは、午前9時以前、午後0時から午後1時まで、午後5時から午後6時まで及び午後10時以降をいう。
- 2 午後0時から午後1時まで及び午後5時から午後6時までについては、その前後の時間帯における利用に支障がないと認められる場合に限り、時間外として利用の許可をするものとする。この場合において、午前から午後まで連続して利用するときにあつては午後0時から午後1時までについて、午後から夜間まで連続して利用するときにあつては午後5時から午後6時までについて、それぞれ使用料を徴収しないものとする。
- 3 物品等の販売又は営利を目的とした宣伝行為等の催物を行う場合の使用料は、上記使用料の10割増とする。
- 4 物品等の販売又は展示を目的とする場合の利用は、多目的ホール及び多目的広場に限るものとする。
- 5 楽屋1・2・3・4の利用は、市民ホール又は市民ホール(舞台のみ)の利用者に限り、許可するものとする。
- 6 前項の場合において、市民ホールの利用者からは、楽屋1・2・3・4の使用料は徴収しない。

令和3年度 やつしろハローモニターホール利用状況

施設	区分	使用可能日数 (A)	使用日数 (B)	使用率 (B/A)	使用可能回数 (C)	使用回数				合計(D)	回転率 (D/C)	使用件数 (E)	入場者数	稼働率 (E/A)
						午前	午後	夜間	回					
市民ホール		338	149	44.1	1,014	88	111	90	289	289	28.5	161	17,943	47.6
多目的ホール		338	286	84.6	1,011	259	180	143	582	582	57.6	351	26,534	103.8
練習室		338	288	85.2	1,011	190	203	243	636	636	62.9	459	7,128	135.8
スタジオ		338	75	22.2	1,011	13	40	42	95	95	9.4	87	236	25.7
大会議室A		338	275	81.4	1,011	176	240	93	509	509	50.3	358	15,272	105.9
大会議室B		338	250	74.0	1,011	156	233	90	479	479	47.4	308	13,628	91.1
中会議室		338	277	82.0	1,011	153	227	134	514	514	50.8	377	8,496	111.5
小会議室1		338	255	75.4	1,011	87	204	148	439	439	43.4	324	2,363	95.9
小会議室2		338	198	58.6	1,011	90	151	91	332	332	32.8	240	2,347	71.0
小会議室3		338	275	81.4	1,011	146	221	148	515	515	50.9	385	4,443	113.9
和室		338	124	36.7	1,011	88	74	34	196	196	19.4	145	1,688	42.9
研修室		338	234	69.2	1,011	140	186	76	402	402	39.8	276	4,726	81.7
広場		338	83	24.6	1,014	78	53	37	168	168	16.6	122	7,671	36.1
合計		4,394	2,769	63.0	13,149	1,664	2,123	1,369	5,156	5,156	39.2	3,593	112,475	81.8

6 工 業

(1) 分類別製造事業数

①現況（平成28年経済センサス-活動調査：従業者4人以上）

分 類	事 業 所 数		従 業 員 数		製 造 品 出 荷 額	
	実 数 (所)	構 成 比 (%)	実 数 (人)	構 成 比 (%)	実 数 (万円)	構 成 比 (%)
食 料 品	40	20.7	1,364	18.4	3,296,231	13.4
飲 料	9	4.7	164	2.2	1,927,769	7.8
織 維	14	7.3	184	2.5	98,641	0.4
木 材	15	7.8	132	1.8	244,271	1.0
家 具	2	1.0	22	0.3	x	-
パ ル プ ・ 紙	9	4.7	949	12.8	7,076,170	28.7
印 刷	5	2.6	59	0.8	49,564	0.2
化 学	6	3.1	264	3.6	1,372,724	5.6
石 油 ・ 石 炭	2	1.0	39	0.5	x	-
プ ラ ス チ ッ ク	9	4.7	598	8.1	1,807,896	7.3
ゴ ム 製 品	3	1.6	31	0.4	20,759	0.1
皮 革	-	-	-	-	-	-
窯 業 ・ 土 石	17	8.8	254	3.4	448,302	1.8
鉄 鋼	5	2.6	123	1.7	244,270	1.0
非 鉄 金 属	-	-	-	-	-	-
金 属 製 品	23	11.9	1,464	19.8	3,835,211	15.6
は ん 用 機 器	1	0.5	4	0.1	x	-
生 産 用 機 器	8	4.1	509	6.9	1,348,484	5.5
業 務 用 機 器	2	1.0	91	1.2	x	-
電 子 部 品	2	1.0	310	4.2	x	-
電 気 機 器	3	1.6	96	1.3	186,600	-
情 報 通 信 機 器	-	-	-	-	-	-
輸 送 用 機 器	8	4.1	609	8.2	2,106,579	8.6
そ の 他	10	5.2	128	1.7	172,442	0.7
総 計	193	100.0	7,394	100.0	24,624,130	100.0

(小数点以下2位を四捨五入)

②年別推移

年 度	事業所数（所）		従業者数（人）		製造品出荷額（万円）	
		前年対比 （%）		前年対比 （%）		前年対比 （%）
H22	192	97.5	6,911	100.6	21,641,940	105.3
H23	182	94.8	6,961	100.7	21,471,318	99.2
H24	183	100.5	7,098	102.0	23,378,784	108.9
H25	173	94.5	7,012	98.8	22,928,829	98.1
H26	167	96.5	6,769	96.5	24,068,616	105.0
H28	193	115.6	7,394	109.2	24,624,130	102.3

（小数点以下2位を四捨五入）

（２）八代市企業振興促進条例（要旨）

設置目的 市内に工場等を投資する民間事業者に対し、奨励措置及び便宜

の供与を行い、もって本市産業の振興と雇用機会の拡大に寄与する。

奨励措置（適用工場）の基準

1. 投下固定資産総額（土地、家屋、償却資産）が、事業の用に直接供するもので、1億円以上（中小企業者にあつては2,000万円以上）かつ以下の①②③のいずれかの要件を満たすもの

①増加市民雇用数5名以上（中小企業にあつては2名以上）

②地域経済牽引事業計画の県知事の承認を受けたもの

③事業所の労働生産性が年平均3%以上向上するもの

2. 対象業種並びに地域指定

（ア）製造業、運輸業、卸売業、電気・ガス・熱供給業など

（イ）（ア）の業種に係る研究、開発、検査及び整備施設

（ウ）不動産業者等が（ア）のために建設、取得する施設（立地決定済みのものに限る）

奨励措置内容

①固定資産税の減免（対象基準①又は③を満たすもの）

固定資産税の減免の期間は、適用工場の操業開始後その投資に係る投下固定資産に対し、初めて固定資産税が賦課される年度から適用する。

固定資産税の減免の額は、前項の固定資産に対して賦課される固定資産税の額に次の表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に掲げる減免率を乗じて得た額とする。

区分	減免率
初年度	100/100
2年度	100/100
3年度	100/100
4年度	50/100
5年度	50/100

※操業開始時の投下固定資産総額が20億円以上かつ新規雇用者が100名以上の製造業に属する適用工場のうち市長が認めるものその他市長が特に認め

る適用工場等の場合は、操業開始以後3年以内に取得した固定資産も「投資に係る投下固定資産」とみなし減免する。

- ②工場等建設補助金（対象基準①を満たし、かつ下記の条件を満たすもの）
適用工場のうち、投資に係る操業開始時の投下固定資産総額が1億円以上の工場等に対し、次の表により算出した額を工場等建設補助金として交付する。

ア 投下固定資産総額が1億円以上の工場等の場合

投下固定資産総額	新規雇用者数	工場等建設補助金の額
1億円以上	10人未満	投下固定資産総額×1%（土地代を除く）
	10人以上 40人未満	投下固定資産総額×2%（土地代を除く）
	40人以上	投下固定資産総額×3%（土地代を除く）
20億円以上	100人以上	投下固定資産総額×5%（土地代を除く）

イ 操業開始時の投下固定資産総額が20億円以上かつ新規雇用者が100名以上の製造業の適用工場のうち市長が認めるものその他市長が特に認める適用工場等の場合

投下固定資産総額	新規雇用者数	工場等建設補助金の額
20億円以上	100人以上	投下固定資産総額×5% （土地代を除く） （操業開始から3年以内の分も含む）

- ③用地取得等補助金

（対象基準①を満たし、かつ投下固定資産総額1億円以上のもの）

ア 投下固定資産総額が1億円以上の工場等の場合、土地の取得価格の30/100

イ 工場等を賃借する場合、敷金等を除く1年間の賃借料の1/2

- ④雇用奨励金（対象基準①を満たすもの）

新規雇用者（正社員）1人につき、50万円

新規雇用者（正社員以外）1人につき、30万円

補助金の限度額

奨励措置（固定資産税の減免を除く）の合計額の上限額は、次の表に掲げる区分に応じた額とする。

投下固定資産総額	新規雇用者数	補助金の限度額
1億円未満	10人未満	5,000万円
1億円以上	10人未満	1億円
	10人以上 40人未満	2億円
	40人以上	3億円
20億円以上	100人以上	6億円

便宜の供与 ①適用工場の投資に必要な資料を提供すること。

- ②用地の取得、労務の充足、輸送施設の整備、その他の適用工場の投資のために必要な事項につき、援助及び協力を行うこと。

(3) 八代市情報通信関連等事業所立地促進補助金

設置目的 情報通信関連産業の立地促進及び雇用機会の拡大を図り、本市の経済活性化に資することを目的とする。

施行年月日 平成 31 年 4 月 1 日

奨励措置（適用事業所）の基準

①対象業種

- ア 日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示 405 号）に掲げる情報通信業
- イ コールセンター事業
- ウ サテライトオフィス

②事業所の開設にかかる投下固定資産額及び投下リース資産額の合計が 100 万円以上であること。

③事業所開設時点の新規雇用者が 3 人以上であること。

奨励措置内容

①設備投資補助金

事業所の開設に要した投下固定資産額の 1/3 を補助。（限度額 1 億円）

②事業所賃借料補助金

事業所開設後、1 年目から 3 年目までに要した、事業所の年間賃借額（敷金等除く）及び投下リース資産費用の 1/2 を補助。（事業所の年間賃借額については、月額賃借料 1 坪当たり 1 万円を上限）

③専用通信回線等補助金

事業所開設後、1 年目から 3 年目までに要した専用通信回線等利用料の 1/2 を補助。（年間上限 200 万円）※クラウドサービス利用料含む

④雇用促進補助金

次に掲げる期間に雇用され当該期間において純増した新規雇用者で、常時正社員として雇用されていた者の数に 30 万円を乗じて得た額と当該常時正社員として雇用されていた者以外の者の数に 15 万円を乗じて得た額を合計した額

(1) 事業所開設日から 1 年を経過する日

(2) 事業所開設日から 2 年を経過する日

(3) 事業所開設日から 3 年を経過する日

(4) 八代高等職業訓練校（八代市清水町 2-94）（※指定管理者制度導入・H18 年度～）

（訓練校校舎）

（実習棟）

敷地	1,777.33 m ²		
着工	昭和 56 年 7 月 29 日	平成 12 年 10 月 16 日	
竣工	昭和 57 年 2 月 4 日	平成 13 年 1 月 28 日	
建物	鉄筋コンクリート 3 階建 666 m ²	鉄骨造 215.3 m ²	
	普通教室、特別教室、事務室	実習室 3 室、渡り廊下	
運営主体	職業訓練法人 八代職業訓練運営会		
種別	事業内職業訓練校		
訓練期間	2 年間（普通課程）		

【普通職業訓練普通課程】（令和4年3月末現在）

訓練科目の名称	訓練生の数(人)		
	1年生	2年生	合計
建築施工系木造建築科	0	0	0
建築施工系鉄筋コンクリート施工科	(休)	(休)	(休)
建築仕上系左官・タイル施工科	(休)	(休)	(休)
塗装系建築塗装科	(休)	(休)	(休)
木材加工系木工科	(休)	(休)	(休)
裁縫系和裁科	(休)	(休)	(休)
金属加工系構造物鉄工科	(休)	(休)	(休)
機械系機械加工科	(休)	(休)	(休)
計	0	0	0

【自主訓練】（令和3年度）

職業訓練ではあるが、県の補助金対象外となる訓練。

科名（コース名）	訓練期間	実施回数	受講生数
和裁科	2年間	1	4

【委託事業】

●離職者訓練事業（令和3年度実施）

求職中の方が、新たな知識・技能を短期間で身につけ、再就職に役立てられる能力を開発するため、パソコン、簿記等の資格取得を目指す訓練を実施。入校は雇用保険受給者が優先。入校者は安定所、県で選定。

委託元	科名（コース名）	実施期間	受講生数
熊本県立熊本高等技術専門校	OA事務科3月生 (R3.3.4~R3.5.31)	3カ月	12名
	OA経理販売科6月生 (R3.6.4~R3.11.24)	6カ月	15名
	経理事務科12月生 (R3.11.26~R4.2.25)	3カ月	20名
	OA事務科3月生 (R4.3.3~R4.5.31)	3カ月	11名

(5) 働く婦人の家（フレンドリーやつしろ）（八代市清水町2-94）

（※指定管理者制度導入・H21年度～）

工期 着工 昭和56年7月29日 竣工 昭和57年2月4日
 開館 昭和57年6月1日
 建物 鉄筋コンクリート造2階建 709.79㎡（1階347.05㎡ 2階362.74㎡）
 敷地 2,150.39㎡
 施設内容 1階 講習室、講習室2、和室、託児室、事務室、相談室、

ロビー（図書コーナー）
 2階 体育室、調理実習室
 総工費 144,066千円
 財源内訳 国庫補助金 30,000千円 県補助金 30,000千円 一般財源 16,766千円
 地方債 67,300千円（中小企業退職金共済事業団還元融資）
 設置目的 市内に居住または勤務している女性及び男性を対象とし、これら女性及び男性の福祉に関する事業を総合的に行い、その福祉増進を図る。
 事業内容 ①生活・職業・健康・育児等に関する相談及び指導
 ②一般教養・職業生活技術及び家庭生活技術に関する研修会・鑑賞会・展示会等の開催
 ③グループ活動及びクラブ活動の推進及び指導
 ④休養・レクリエーション等余暇の活用のための便宜供与
 ⑤その他市長が必要と認める事業

令和3年度定期講座

主催講座（4月～翌年3月） 42講座（短期講座含む）

自主クラブ（前期、後期） 17講座

令和3年度利用状況

（単位：人）

区分	勤 労	家 庭	男 性	託 児	合 計
講 座	3,685	6,378	744	0	10,807
ク ラ ブ	1,380	1,731	194	0	3,305
主催・共催事業	219	393	80	0	692
団 体 利 用	0	0	0	0	0
個 人 利 用	100	149	24	0	273
合 計	5,384	8,651	1,042	0	15,077

施設別利用状況

区分 \ 年度	H29	H30	R1	R2	R3
体 育 室	8,735	8,685	7,563	5,333	5,968
講 習 室	5,359	5,383	4,646	3,067	3,821
講 習 室 2	1,826	1,737	1,822	833	798
和 室	1,347	1,209	1,285	1,158	1,342
調 理 室	2,179	1,954	1,736	1,540	1,890
館 外 活 動	4,161	3,283	2,573	160	83
相 談 室・ロビー	507	694	643	93	74
託 児 室	31	88	37	30	0
宮嶋財団・総合体育館	1,673	1,368	415	655	548
全 館	145	129	161	578	553
計	25,818	24,530	21,539	13,447	15,077

（6）サンライフ八代（八代市日置町 692-1）（※指定管理者制度導入・H18年度～）

工 期 着工 昭和 60 年 12 月 25 日 竣工 昭和 61 年 8 月 24 日

建 物 鉄筋コンクリート 2 階建 1,386.685 m²

1 階 教養・文化室、トレーニング室、体育館、事務室、小会議室

2 階 研修室（1）・（2）、会議室、職業技能講習室

敷 地 2,544.47 m²

建設費 300,000 千円（雇用促進事業団）

目 的 市民の雇用の促進と福祉の向上を図るため、職業相談・職業情報の提供等を行

うと共に、心身の健康保持・体力の増進及び教養文化などのための便宜を供与することを目的する。

業務内容 職業・技能講習室、雇用・就業情報展示室、健康相談室、教養・文化室、体育室等の運営に関する業務を行う。

令和3年度運営実績（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

区分	件数	延べ利用者数		
		中高年者 (45歳以上)	左記以外の者	合計
教養文化室	202	2799	1	2800
研修室1	97	1204	74	1278
研修室2	114	1544	13	1557
研修室(1・2)	2	14	32	46
会議室	10	40	13	53
小会議室	25	50	4	54
職業技能講習室	70	872	12	884
トレーニング室	4745	3022	1723	4745
体育室	1334	9844	2957	12801
その他	2	98	0	98
計	6601	19487	4829	24316

*平成14年度までは、雇用・能力開発機構の委託事業として実施。

*平成15年度からは、八代市が（財）サンライフ八代へ委託して事業を実施。

*平成18年度からは、指定管理者として（財）サンライフ八代へ管理運営委託。

年度別利用者数

年度	H29	H30	R1	R2	R3
件数	38,435	36,597	33,145	19,098	24,316

(7) 雇用促進対策

①八代市就業資格取得支援助成金制度

内容：就職のために必要な免許や資格の取得に係る費用（講座等の受講費用・試験等の受験費用など）の2分の1（上限5万円）を助成。

対象者：公共職業安定所を通じて求職活動を行っている方。

中学・高校・大学等を卒業後5年以内で、市内の事業所に在職中の方。

②利用実績（令和3年度）

取得資格内容	対象数（人）	補助額
医療・介護関係（医療事務、介護福祉士、薬局事務）	7	225,000円
事務関係（OA）	2	38,000円
運輸関係（大型一種、大型二種、フォークリフト、中型自動車）	1	18,000円
その他（ISO9001審査員、無人航空従事者）	2	90,000円
合計	12	371,000円

(8) 八代市産業活性化人材・企業育成支援事業

目 的	研究開発、技術の向上、経営の安定化等のため、経営者及び従業員に研修を受講させ、又は副業人材を事業に活用する企業に対し補助金を交付することにより、人材・企業の育成を支援し、もって本市の産業活性化を図ることを目的とする。
助 成 対 象	技術向上、研究開発、経営について、人材育成の必要性がある従業員に研修を受講させる、又は副業人材を活用する八代市内の次の企業 (ア) 建設業、サービス業、小売業などの中小企業 (イ) 製造業、情報通信業、運輸業、卸売業の中小企業 (ウ) 八代市未来チャレンジ企業として市長の認定を受けた企業
対象となる研修	①企業等の業務に関連する知識や技術の向上、経営の安定化を図る講座・セミナー ②企業価値を高める資格・免許取得に係る講習 ③企業等の価値を高めるCSR（企業の社会的責任）に関する講座・セミナー ④技術指導者を招聘しての研修等 ⑤副業人材の募集
補助対象経費	①補助金の交付の対象となる経費は、交通費、受講料、研修講師招へい経費、副業人材募集時の経費とする。 ②補助対象経費のうち、交通費、受講料に対する補助は、同一年度内において、同一従業員につき1回限りとする。
補助金額・限度額	補助金の額は、補助対象経費に次の表の掲げる補助率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合、その端数を切り捨てた額）とする。

業 種	補助率	補助限度額 (1人あたり)	補助限度額 (1企業あたり)
上記(ア)の業種	1/3	3万円	8万円 (別途講師招聘・副業人材活用5万円)
(ア)の業種のうち、新規雇用者のへの研修実施企業	1/2	5万円	8万円
上記(イ)の業種	1/2	5万円	15万円 (別途講師招聘・副業人材活用8万円)
上記(ウ)の業種	2/3	7万円	20万円 (別途講師招聘・副業人材活用10万円)

令和2年度実績	補助件数 53 件 (研修受講者数 147 名) 補助金支給金額 1,223,000 円
令和3年度実績	補助件数 60 件 (研修受講者数 117 名) 補助金支給金額 1,347,000 円

(9) 未来チャレンジ企業創出支援事業

目 的 八代市内において、今後、市内及び県経済をリードしていくことが期待される企業を支援及び創出することで市内企業の更なる発展につなげ、本市経済の活性化及び新たな雇用機会の創出を目指し、成長に向けた計画を有している中小企業者を八代市未来チャレンジ企業として認定し、総合的、継続的な支援を行うことにより高い付加価値額を産み出す企業を育成・創出する。

実施年度 平成30年4月から

認定の有効期間 認定日から約3年間

※3年経過後、最大2年間の延長を可能とする。

対象者（申請要件）

以下に掲げる要件をすべて満たす者

- ・市内に事業所を有する中小企業で、今後10年以上事業所を有し続ける見込みがあること
- ・八代市企業振興促進条例に規定する業種
(製造業・運輸業・卸売業・電気・ガス・熱供給業)
- ・本市において地域経済をけん引する企業となることを目指し、その計画を有していること
- ・市税を完納していること

支援内容

- ・八代市未来チャレンジ企業成長助成補助金の交付（H30年度新規）
認定を受けた企業が行う新規性を有する技術開発やその技術を活かした新商品開発、販路開拓及びDXに係る取組に対して補助金を交付。別途、申請及び審査を受ける必要あり。
- ・補助率：3分の2以内
- ・補助上限額：150万円
- ・八代市産業活性化人材・企業育成支援事業補助金の優遇（H30年度新規）
従業員や経営層の人材育成（研修受講等）を行う未来チャレンジ企業に対して、補助率等を引き上げ。
- ・未来チャレンジ企業創出支援コーディネータによるハンズオン支援
(H30年度新規)
市が配置するコーディネータが認定企業の技術的課題の解決やアドバイス、大学等研究機関・連携企業との橋渡しを実施。

実績

・認定企業件数：9件

年度	H30	R1	R2	R3
認定企業	(株)パワーバンクシステム	アドバンフィット(株)	※認定企業なし	横場工業(株)
	(有)福島刃物製作所	高原木材(株)		(株)藤興機
	シントワールド(株)	(有)西岡養蜂園		
	(株)末松電子製作所			

・八代未来チャレンジ企業成長助成補助金

	H30	R1	R2	R3
採択企業件数	2件	3件	2件	2件
補助金支給金額	2,000,000円	3,583,000円	3,798,000円	2,804,000円

(10) 未来創造塾運営事業

目的	八代の地場企業や農業の二代目などの意欲のある若手事業者（後継者等を集め、本市の魅力ある地域産業資源や異業種の技術を活かした“新たな事業”にチャレンジするための場）を創出。日本の“いま”の活きた最前線の情報をカリキュラムに盛り込み、塾生に感じ・知ってもらうことで、今後の事業の方向性に活路を見出すきっかけとし、最終的には、新たなビジネスプランを実現することで、活力が溢れ、躊躇なく新たなチャレンジができる“やつしろ”を創造することを目的とし、稼げる事業の創出と八代の賑わいの創出を実現する。
実施年度	令和2年度から
対象者（申請要件）	<ul style="list-style-type: none">・定員12名・市内の地場企業や農業などの若手事業主（二代目・後継者など）・年度内に14回開催予定のカリキュラムに参加できる意欲のある人材・おおむね30歳代を想定（20歳～45歳）
取組内容	<ul style="list-style-type: none">・先進事例である「魚津三太郎塾」に倣い、和歌山県田辺市にて開講した「たなべ未来創造塾」をモデルと位置づけ、令和2年度より“やつしろ未来創造塾”を開講。開講にあたっては、上記の事業に主体的に関わり、本市と包括連携協定を締結している熊本大学 熊本創生推進機構 地域連携部門長 金岡省吾教授（富山大学名誉教授）の指導のもと、実施。・令和3年度を“第2期”と位置づけ、講義9回・演習3回のカリキュラムを組み、実施（項目7参照）。カリキュラムについては、金岡教授及び先進地であるたなべ未来創造塾の担当者と協議のうえ、決定。・5月末から6月中旬にかけて塾生公募をスタート。（参加について内諾をいただいている方々にも正式にエントリーの依頼を行う。）・塾生選定については、市内部で審査会を開催し決定する。審査員には各部次長に依頼。狙いとして、当塾の柱に“地方創生”があり、官民連携を強化するためにも、様々な業種の塾生の参加が想定されるため、当塾の取組みを市内部でも共有するとともに、関係部署との連携構築などのきっかけとする。・また年内に講義を終え、年明けから具体的なビジネスプラン作成の演習に入るが、講義終了後の12月に事務局による塾生ヒアリングを実施。ヒアリングでは、これまでの講義の理解度を確認するとともに、ビジネスプラン作成に向けた意見交換を行う。また、政策金融公庫の同行ができれば、資金面でのアドバイス等も行う。・塾の運営事務局として、商工・港湾振興課工業振興係が本事業の全ての調整を行う。・第1期の修了生についても、ビジネスプランの実行率50%以上を目標に、継続してフォローを行うとともに、1期及び2期生の交流の場を設け、新たなビジネス創出を促す。
関係機関	<協力>熊本大学 地方創生推進機構 <関係機関>日本政策金融公庫、肥後銀行、熊本第一信用金庫、熊本中央信用金庫、八代商工会議所、八代市商工会、八代経済開発同友会、八代青年会議所
実績	<R2年度：第1期> 塾生15名 ビジネスプラン実行率 60%（9名） <R3年度：第2期> 塾生11名 ビジネスプラン実行率 54%（6名）

7 観光・物産

(1) 主要観光施設・行事

①施設

地域	施設名
八代	八代市立博物館(未来の森ミュージアム)、松浜軒(松井文庫)、龍峯山自然公園、古麓歴史自然公園、東片自然公園、万葉の里公園、八代市松中信彦スポーツミュージアム、日奈久ドリームランド「シー・湯・遊」、新八代駅がめさん公園、日奈久ゆめ倉庫、日奈久温泉イベント広場
坂本	さかもと八竜天文台、八竜山自然公園、百済来川遊水公園、くま川ワイワイパーク
千丁	いぐさの里公園
鏡	赤星公園、鏡ヶ池公園
東陽	東陽石匠館、笠松公園、石橋公園、黒木止善館
泉	矢山岳山頂公園、五家荘平家の里、五家荘自然塾、五家荘溪流キャンプ場、久連子古代の里、縦木の吊橋、梅の木轟公園吊橋、氷川ダム湖、白岩戸公園、五家荘草花資料館、釈迦院、緒方家、左座家

②自然

地域	内容
八代	松浜軒の肥後花菖蒲・カキツバタ、松井神社の臥龍梅、八代草、春光寺のアジサイ、妙見宮(八代神社)の樟、八王社の樟、流藻川水源、妙見町・二見越猪地区のホテル
坂本	薬師堂の銀もくせい、走水の滝、坂本町日光の棚田、鮎婦地区・百済来地区のホテル
鏡	赤星公園のぼたん
東陽	登尾神社の桂、清水堂の棕・榎、清水堂湧水
泉	岩宇土山周辺の福寿草、五家荘の紅葉、せんだん轟の滝、梅の木轟の滝、泉町の雲海、二本杉峠・峰越峠の樹氷、泉町白岩戸・岩奥の棚田、しゃくなげ、雁俣山のカタクリ・白岩戸地区・本屋敷地区のホテル、宮の崎の大桜

③史跡

地域	史跡名
八代	八代城跡(都市公園)、麦島城跡、万葉の里水島、河童渡来の碑、旧郡築新地甲号樋門、八代神社(妙見宮)、十三重石塔、懐良親王の墓、春光寺、悟真寺龍峯史跡群、二見眼鏡橋群と薩摩街道
坂本	百済来地藏堂、大門薬師堂の鰐口、大門観音堂の鰐口
鏡	鏡が池、大鞆樋門
千丁	岩崎神社
東陽	東陽町の石橋
泉	木造男女神坐像、法浄寺の梵鐘、銅造釈迦如来立像

④祭り行事

月	祭り行事	月	祭り行事
4月	印鑰神社春季大祭鮎取り神事(7日) 釈迦院花まつり(8日) 岩崎神社春季大祭(15日) 五家荘山開き(下旬)	10月	やつしろ全国花火競技大会(第3土曜日) せんちょうい草の里まつり(第3日曜日) 東陽しょうが祭(第4日曜日) 五家荘紅葉祭(10月最終日曜～11月30日) みなと八代フェスティバル(10月～11月予定)
5月	カーネーション風呂(母の日) ふる郷愛鏡祭(第4日曜日) 氷室祭(31日深夜から6月1日未明)	11月	坂本ふるさとまつり(第2日曜日) 八代妙見祭(22～23日) 塩屋八幡宮祭(25日)
6月	平家いずみお茶まつり (第1土・日曜日)	12月	晩白柚風呂(12月半ば～1月末) 火流の彩(31日～1月1日)
7月	十八夜祭くふるさと夏祭り>(18日) 日奈久温泉丑の湯祭り(土用丑の日) ヤマメつかみ取り大会(下旬)	1月	
8月	八代くま川祭り(第1土曜日)	2月	城下町「やつしろ」のお雛祭り (中旬～3月上旬)
9月	九月は日奈久で山頭火(1か月) 日奈久温泉十五夜綱引き大会 (旧暦8月15日) 貝洲加藤神社秋季例大祭(24日)	3月	日奈久温泉スプリングフェスタ (最終日曜日) 九州国際スリーデーマーチ (第1土曜日を基準とした金曜日・土曜日・ 日曜日の3日間)

【期日不確定】 蛇籠・日奈久・鏡の朝市

⑤伝統芸能

地域	伝統芸能
八代	植柳盆踊り、二見洲口町雨乞い踊り
坂本	鮎帰地区雨乞い踊り、鶴喰地区棒踊り・久多良木地区棒踊り
千丁	大鞆節、千丁町銭太鼓、女相撲
鏡	芝口棒踊り、上鏡獅子舞、大鞆名所、貝洲加藤神社の神楽
東陽	東陽町棒踊り、東陽町銭太鼓、稚児舞
泉	樅木神楽、本屋敷神楽、葉木神楽、岩奥神楽、久連子古代踊り

⑥海洋レジャー基地(やつしろ舟出浮き)

八代観光の目玉の一つとして、八代に古くから伝わる漁法(ツボ網、羽瀬網、カニ網、イカ網、えび流し網漁)を見学し、新鮮な海の幸を無人島で味わってもらう「やつしろ舟出浮き」。海のレジャー基地として三ツ島の一つの中ノ島に栈橋と休憩所2棟、簡易休憩所1棟、簡易水洗便所、野外テーブル5卓、ベンチ10基、野外カマド1基(10連)を設置。その他黒島に栈橋と休憩所2棟、野外カマド1基(5連)、太陽光発電式バイオトイレを設置。

<やつしろ舟出浮きの漁法>

カニ網・籠(7月～11月)、羽瀬・つぼ網(4月～11月)、エビ流し網(7月～11月)、イカ網・籠(4月～6月)、カレイ網(7月～11月)

(2) 交通アクセス

- ・九州新幹線 J R 博多駅から新八代駅まで 48 分
J R 熊本駅から新八代駅まで 11 分
J R 鹿児島中央駅から新八代駅まで 45 分
- ・肥薩おれんじ鉄道 (八代～川内間)
- ・高速道路 (八代・八代南・日奈久 I C)
..... 福岡 I C から八代 I C まで 120 分
熊本 I C から八代 I C まで 40 分
鹿児島 I C から八代 I C まで 120 分

(3) 宿泊・休養(憩)施設

① 宿泊施設

区 分	施設数(軒)	収容能力(人)	
		団 体	一 般
日奈久地区	14	384	384
八 代 地 区	14	1,276	1,276
千 丁 地 区	0	0	0
東 陽 地 区	0	0	0
鏡 地 区	1	49	49
坂 本 地 区	5	62	62
泉 地 区	7	195	195
合 計	41	1,966	1,966

② 休養(憩)施設

ア 日奈久温泉センターばんぺい湯 (※指定管理者制度導入・H18 年度～)

経営主体 一般社団法人八代弘済会

竣 工 平成 21 年 6 月 15 日

建 物 鉄筋コンクリート及び鉄骨造り 3 階建 (1,299.20 m²)

1 階 公衆浴場、物産コーナー、軽食コーナー、事務室

2 階 大浴場、食事処及び大広間

3 階 家族風呂 5

屋外 足湯

事業費 499,355 千円

本体工事 268,000 千円 電気設備工事 45,602 千円

機械設備工事 99,081 千円 空調設備工事 24,360 千円

屋外付帯工事 19,740 千円 駐車場整備事業 10,080 千円

その他 31,692 千円

財源内訳 国庫補助金 216,640 千円 合併特例債 80,400 千円

市民公募債 170,000 千円 一般財源 32,315 千円

イ 西湯 (※指定管理者制度導入・H18 年度～H27 年度)

竣 工 (改築) 昭和 48 年 7 月 17 日

建 物 鉄筋コンクリート平屋建 92.16 m² (平成 28 年 3 月 31 日をもって閉館)

ウ 東湯（※指定管理者制度導入・H18年度～）

経営主体 一般社団法人八代弘済会

竣工 昭和52年7月11日

建物 鉄筋コンクリート平屋建 190.88 m²

エ 東陽交流センターせせらぎ（※指定管理者制度導入・H19年度～）

経営主体 （株）東陽地区ふるさと公社

竣工 平成17年2月5日

建物 鉄筋コンクリート地下1階、地上2階建

地階 職員用休憩室、倉庫、機械室

1階 事務室、職員休憩室、料理提供室、菓子製造直売室、産地情報コーナー、加工品直売コーナー、調理室、ホール、トイレ

2階 大浴場(男女各1)、家族風呂2、休憩室、受付、事務室、ホール、トイレ、バルコニー

※令和2年7月1日 道の駅「東陽」として登録される

事業費 619,953 千円

建築本体工事 306,516 千円 電気設備工事 41,836 千円

機械設備工事 100,139 千円 温泉送水工事 51,640 千円

厨房設備工事 33,600 千円 備品購入費 44,400 千円

地質調査費 840 千円 設計・監理費 24,675 千円

その他 16,307 千円

財源内訳 国庫補助金 90,471 千円 地方債（過疎債） 85,900 千円

地方債（その他） 4,572 千円

オ さかもと温泉センター「クレオン(球麗温)」(※指定管理者制度導入・H18年度～)

経営主体 さかもと温泉センター(株)

竣工 平成7年2月20日

建物 木造2階建造 地上2階建

鉄骨平屋造 機械室

1階 エントランス、ホール、ラウンジ、浴室、脱衣室(男女各1)、家族風呂、脱衣室2、事務室

2階 休憩室2、遊戯室

事業費 364,138 千円（敷地造成、送湯施設、給水施設等含まず）

本体工事 240,402 千円 機械設備工事 100,425 千円

電気設備工事 23,311 千円

<追加工事>

竣工 平成11年3月25日

建物 木造平屋造 265.00 m²

1階 レストラン、和室、厨房

事業費 66,835 千円

本体工事 46,433 千円 機械設備工事 13,871 千円

電気設備工事 6,531 千円

<追加工事>

竣工 平成27年4月9日

建物 鉄骨平屋造 29.25 m²

設 備 木質バイオマスボイラー、太陽光発電パネル、リチウムイオン蓄電池
 事業費 61,796 千円
 建築工事 4,529 千円 機械設備工事 35,424 千円
 電気設備工事 19,980 千円 設計・監理 1,863 千円
 財源内訳 国：55,222 千円 市：6,574 千円

カ 坂本憩いの家（※指定管理者制度導入・H18 年度～）
 経営主体 さかもと温泉センター(株)
 竣 工 平成 9 年 2 月 20 日
 建 物 木造一部鉄筋コンクリート平屋造
 (建築面積 265.00 m²、延床面積 348.72 m²)
 ロビーホール、浴室、脱衣室(男女各 1)、休憩室、事務室
 事業費 115,309 千円 (駐車場整備費等含まず)
 本体工事 55,105 千円 機械設備工事 52,530 千円
 電気設備工事 7,674 千円

(4) 観光宣伝

①施設

- ア 八代観光案内所（八代駅）(TEL:0965-32-2436)
 開 設 昭和 29 年
 運 営 (一社) DMO やつしろ
- イ 八代市観光物産案内所（新八代駅）(TEL:0965-35-6627)
 開 設 平成 16 年
 運 営 (有) 西岡養蜂園 (R2.8 月～)
- ウ 日奈久温泉観光案内所（日奈久観光交流施設）(TEL:0965-38-0267)
 (※指定管理者制度導入・H24 年度～)
 開 設 昭和 32 年
 運 営 九州総合サービス株式会社

②宣伝活動

- ア 市及び(一社) DMO やつしろとタイアップした大会、会議、各種イベントの積極的な誘致及び特産品プレゼント等、宣伝活動を実施
- イ 八代観光案内所・八代市観光物産案内所・日奈久観光案内所を通じ、本市来訪者等への宣伝・観光案内
- ウ マスコミ活用及びパンフレット、ポスター、新聞広告等による宣伝

(5) 来訪観光客 ※令和 3 年

年	観光客数 (人)	前年比 (%)
平成 29 年	2,846,679	128.44
平成 30 年	2,534,812	89.04
令和元年	2,169,748	76.22
令和 2 年	1,542,504	71.09
令和 3 年	1,626,831	105.5

※熊本県観光統計算定基準をもとに算出

旅館(日帰客+宿泊客)+観光レジャー施設利用客+大会・会議+イベント参加者(市外客)

(6) 物産

①特産物

ア 農産物

晩白柚、イグサ(熊本畳表)、メロン、トマト・ミニトマト、塩トマト、お茶、しょうが、しいたけ、ゆず、イチゴ、じゃがいも

イ 伝統工芸品及び民芸品

高田焼、い草製品(花ゴザ・い草縄・テーブルセンター他)、竹細工、手打ち刃物、刀剣、おきん女人形、武者のぼり、葉書・葉画

ウ 食品

日奈久竹輪・蒲鉾・天ぷら、海苔、海草珍味、青のり、焼鮎、鮎のうるか、鮎のひらき、鏡オイスター(牡蠣)、しゃくみそ・しゃく漬、このしろ寿司、吉野すし、ハモ御膳、焼酎、とうふの味噌づけ、かずら豆腐、からし蓮根、漬物、柚子製品、しょうが製品、い草製品(粉末、うどん麺、素麺、ソフトクリーム等)、トマト製品(焼酎、ドライトマト、トマピーエン、トマトラーメン等)、晩白柚みそ、日奈久みそ、蜂蜜製品(蜂蜜酒、蜂蜜焼酎等)、やつしろ菜の花ファーム 987 関連製品(菜の花蜂蜜、菜の花油、純米酒「菜々」、菜の花米、玄米黒酢)

エ お菓子

い草のお菓子、トマトのお菓子、晩白柚のお菓子、雪もち、ニッケ玉、彦一もなか、河童饅頭、亀蛇おかき、いきなり万十、かるかん万十、お告げの石、よくいにん糖

オ その他

晩白柚石けん、晩白柚入浴剤、マキシト(晩白柚カクテル)

(7) 物産施設

①広域交流地域振興施設(八代市上日置町 4459-1)(※指定管理者制度導入・H20 年度～)

施設名称	八代よかところ物産館
事業費	約 300,000 千円
整備年度	平成 19 年度～20 年度
開設年月日	平成 20 年 12 月 26 日
構造	鉄骨造平屋建て
敷地面積	3,968.81 m ²
建築面積	806 m ² (建物本体:601 m ² 屋外通路:205 m ²)
主な施設	物産スペース、レストラン、フリースペース、トイレ、事務室等

②広域交流センターさかもと館(八代市坂本町荒瀬 1239-1)(※指定管理者制度導入・H18 年度～)

事業費	246,056 千円
整備年度	平成 6 年度
開設年月日	平成 7 年 4 月 5 日
構造	木造一階建て
敷地面積	8,129 m ²
建築面積	819.47 m ²
主な施設	情報物産館、体験学習室、レストラン、喫茶コーナー、厨房、大研修室、事務室、コミュニティルーム、トイレ、駐車場

※平成 6 年 4 月 道の駅「坂本」として登録される

<追加工事>

竣 工 平成 30 年 3 月 30 日
建 物 鉄骨造・平屋建 182.00 m²
1 棟 イベント交流施設
事 業 費 56,011 千円
 本体工事 32,980 千円 機械設備工事 9,778 千円
 電気設備工事 9,192 千円 設計 4,061 千円
財源内訳 国：25,835 千円 市債：25,500 千円 一般財源：4,676 千円
主な施設 多目的交流スペース、厨房

<R2 年 7 月豪雨後、仮復旧工事>

- (1) 建 物 広域交流センターさかもと館仮復旧工事（電気・建築・建具・空調）
 仮復旧費 8,068 千円
 開設年月日 令和 3 年 5 月 プレオープン（情報物産館のみ）
(2) 建 物 イベント交流施設（鮎やな）仮復旧工事
 仮復旧費 706 千円

③農林産物等直売施設「菜摘館」（八代市東陽町南 1051-1）（※指定管理者制度導入・H19 年度～）

事 業 費 61,650 千円
財 源 内 訳 国庫補助金 27,500 千円 県補助金 4,950 千円
 一般財源 29,200 千円
整 備 年 度 平成 7 年度（平成 8 年 2 月 28 日竣工）
開 設 年 月 日 平成 8 年 4 月 1 日
構 造 木造平屋建て コロニアル葺
敷 地 面 積 2,356.81 m²（東陽交流センター「せせらぎ」含む）
建 築 面 積 267.75 m²
主 な 施 設 事務所（16.36 m²）、売り場（227.0 m²）、トイレ（24.39 m²）

※令和 2 年 7 月 1 日 道の駅「東陽」として登録される

④ふれあいセンターいずみ（八代市泉町下岳 3296-1）（※指定管理者制度導入・H18 年度～）

事 業 費 955,037 千円
財 源 内 訳 地域総合整備事業債 652,900 千円 一般財源 302,137 千円
整 備 年 度 平成 7～8 年度
開 設 年 月 日 平成 9 年 4 月 1 日
構 造 鉄骨造 2 階建
敷 地 面 積 8,477 m²
建 築 面 積 1,991 m²
主 な 施 設 特産品販売所、レストラン、体験工房、きなっせホール（多目的集会ホール）
 和室・事務室等

8 産業活性化支援事業

(1) 八代市農地集積対策事業

目 的 高齢化、兼業化等による担い手不足により、今後遊休化が懸念される農地について、担い手農家への集積を促進し、露地野菜等の土地利用型農業の推進を図る。

施行年月日 平成 23 年 4 月 1 日

対 象 者 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。
 ①賃借権の設定を行っていること。
 ②市内に住所を有する農業を営む者で市税の滞納がないこと。
 ③国又は熊本県から同種の助成を受けていないこと。

事 業 内 容 新規の賃借権設定により平成 30 年度末と比較して経営耕地面積が一定以上増加した経営体に対し、規模拡大に必要な機械の導入経費の補助を行う。
 (補助率：1/2 以内、上限：100 万円または 50 万円)
 令和 2 年度からは、一定の要件をすべて満たす場合に、2 回目の申請を可能としている。

事 業 費 令和 3 年度 20,000 千円

財 源 内 訳 市 (10/10) : 20,000 千円

年 度	機械導入補助		農地集積補助		農地集積面積 面積 (㎡)
	補助金額 (千円)	件数	補助金額 (千円)	件数	
平成 29 年度	14,968	17	7,120	84	514,021
平成 30 年度	14,625	15	6,235	58	461,841
令和元年度	12,808	15	2,701	41	486,745
令和 2 年度	19,485	20			267,865
令和 3 年度	19,481	23			347,712

農地集積補助は、平成 29 年度から令和元年度まで実施。

9 地籍調査事業

目的 地籍調査は「国土調査法」に基づいて一筆ごとの土地について、所有者、地番、地目、境界及び面積を調査・測量し、地籍図と地籍簿を作成することにより土地に関する最も基礎的な情報を整備するものである。
わが国の土地に関する記録の多くは、明治時代の地租改正によって作られた地図（公図）を基にしたもので、土地の境界や測量に不備・欠陥がある。限りある国土の有効活用・保全のためには、土地の実態を正確に把握する地籍調査を実施する必要がある。地籍調査の成果は、個人の土地取引から公的機関による地域の整備まで、およそ土地に関するあらゆる行為のための基礎データとなるものである。

事業費負担割合 国 1/2 県 1/4 市 1/4

調査対象面積 566.99 km²
【内訳】 八代地区 128.67 km²
 千丁地区 11.12 km²
 鏡地区 25.40 km²
 坂本地区 139.32 km²
 東陽地区 54.99 km²
 泉地区 207.49 km²

※第7次十箇年事業計画(R2～R11)
策定に基づき数量調整を実施。

これまでの実績

(単位：km²)

地区名	年度					R3年度までの実績（累積）
	H29	H30	R1	R2	R3	
調査済面積(換算)	19.14	5.06	3.56	3.56	13.59	355.19 (市全体進捗率 62.64%)
八代地区	0.14			0.22	0.66	29.70 (進捗率 23.08%)
千丁地区						11.12 (進捗率 100.00%) H17完了
鏡地区						25.40 (進捗率 100.00%) H23完了
坂本地区						139.32 (進捗率 100.00%) H23完了
東陽地区	2.74	1.31	2.80	2.61	1.29	41.69 (進捗率 75.81%)
泉地区	16.26	3.75	0.76	0.73	11.64	107.96 (進捗率 52.03%)

*坂本地区の実績については、単独事業での実施分19.06km²を含む。

令和4年度の事業概要（補助事業申請）

事業費（市全体）	191,332 千円
調査面積（換算）	10.38 km ²
【内訳】 八代地区	0.65 km ²
東陽地区	1.71 km ²
泉地区	8.02 km ²

XI 建設

1. 都市計画	299
2. 市街地開発	306
3. 道路（橋梁）	306
4. 建築	311
5. 下水道事業	318
6. 日奈久港整備事業	339
7. 鏡港整備事業	340
8. 九州新幹線整備関連事業	343



1 都市計画

(1) 都市計画の指定

①都市計画区域

区域名称	都市計画決定	面積	備考
八代都市計画	平成22年3月30日	18,662ha	旧八代都市計画及び旧鏡都市計画の再編及び旧千丁町、龍峯地区の編入による。
【旧八代都市計画】			
都市計画決定（適用）	昭和10年4月19日（区域指定は昭和11年10月24日）		
区域変更	昭和32年7月5日（町村合併による）		
面積		13,306 ha（龍峯校区を除く旧八代市域）	
【旧鏡都市計画】			
都市計画決定	昭和27年9月12日		
区域変更	昭和32年7月5日（町村合併による）		
面積		2,717 ha（旧鏡町域）	

②地域地区

ア 用途地域

区域名称	決定年月日	備考
八代都市計画	(変更) 平成22年3月30日	旧八代都市計画及び旧鏡都市計画の再編及び旧千丁町、龍峯地区の編入による。
	(変更) 平成25年8月21日	土地利用方針が明確で転換の必要性が高い、八代市鏡町有佐、古城町、田中町の一部を変更
	(変更) 令和2年3月4日	土地利用方針が明確で転換の必要性が高い、八代市十条町の一部を変更
旧八代都市計画	(当初) 昭和41年9月20日（4地域） (変更) 昭和48年12月27日（8地域） (変更) 昭和60年10月29日（ ） (変更) 平成8年2月1日（12地域）	(変更) 平成10年9月16日（12地域） (変更) 平成17年3月25日（ ） (変更) 平成19年9月28日（ ）
旧鏡都市計画	(当初) 昭和51年4月1日（8地域） (変更) 昭和51年10月14日 (変更) 平成8年4月1日（12地域） (変更) 平成19年9月28日	

種類	区域名称	面積	旧八代都市計画	旧鏡都市計画	
第1種低層住居専用地域	八代都市計画	91ha	88ha	3ha	
第1種中高層住居専用地域		493ha	449ha	44ha	
第2種中高層住居専用地域		521ha	521ha	—	
第1種住居地域		230ha	156ha	74ha	
第2種住居地域		205.3ha	205.3ha	—	
準住居地域		72ha	72ha	—	
近隣商業地域		182ha	171ha	11ha	
商業地域		80.1ha	71ha	9.1ha	
準工業地域		203.7ha	174.7ha	29ha	
工業地域		53ha	33ha	20ha	
工業専用地域		453ha	453ha	—	
合計			2,584.1ha	2,394ha	190.1ha

イ 臨港地区

決定年月日	名称	面積	備考
(変更) 令和4年1月21日	八代都市計画臨港地区	449.5ha	クルーズ港区追加に伴う変更
旧八代都市計画		旧鏡都市計画	
八代港	日奈久港	鏡港	
【決定年月日】 (当初) 昭和40年4月10日 (変更) 昭和46年8月28日 (変更) 昭和49年9月17日 (変更) 平成9年4月4日 (変更) 平成15年3月10日 (変更) 平成17年9月28日 (変更) 平成18年12月6日 (変更) 令和4年1月21日 【地域】 八代内港、外港の周辺隣接地 【面積】 446.5ha 商港区 20.1ha 特殊物資港区 79.4ha 工業港区 234.9ha 保安港区 15.4ha 漁港区 3.7ha クルーズ港区 9.0ha 分区の指定なし 84ha	【決定年月日】 (当初) 平成21年12月10日 【地域】 日奈久港の周辺隣接地 【面積】 2.1ha 分区の指定なし	【決定年月日】 (当初) 平成21年1月30日 【地域】 鏡港の周辺隣接地 【面積】 0.9ha 分区の指定なし	

ウ 防火地域・準防火地域

	決定年月日	地域	面積
防火地域	昭和50年3月17日	日奈久中町、日奈久上西町、日奈久中西町の一部	6.0ha
準防火地域	(当初) 昭和42年1月6日 (変更) 昭和50年3月17日	旧八代市の商業地域一体及び日奈久地区の商業地域一体	230.8ha

エ 風致地区

決定年月日	地域	面積
(当初) 昭和23年3月31日(松江城風致地区) (変更) 昭和46年4月10日(松江城風致地区廃止) " (古麓風致地区指定)	古麓町の一部	13.7ha

オ 特別用途地区

決定年月日	名称	備考
(変更) 平成22年3月30日	特別用途地区	約227ha 旧八代都市計画及び旧鏡都市計画の再編に伴う変更
(変更) 平成25年8月21日		約227ha 八代市鏡町有佐において、準工業地域の一部を変更
(変更) 令和2年3月4日		約227.7ha 八代市十条町において、準工業地域の一部を変更
旧八代都市計画		旧鏡都市計画
大規模集客施設制限地区		大規模集客施設制限地区
【決定年月日】 (当初) 平成19年9月28日 (変更) 令和2年3月4日 【地域】 旧八代都市計画の準工業地域全域 【面積】 約174.7ha	【決定年月日】 (当初) 昭和51年10月15日 【地域】 旧鏡町の宝出、内田、鏡村、有佐、下有佐地区の一部 【面積】 約24ha	【決定年月日】 (当初) 平成19年9月28日 (変更) 平成25年8月21日 【地域】 旧鏡都市計画の準工業地域全域 【面積】 約29ha

カ 特定用途制限地域

決定年月日	名称	面積	備考
平成19年12月20日	特定用途制限地域	95ha	新八代駅周辺地区

キ 地区計画

決定年月日	名称	面積	
平成22年11月24日	通町地区	A地区	B地区
		1.6ha	0.9ha

(2) 土地区画整理事業

①土地区画整理事業施行状況

事業名	施行者	事業認可日 換地処分 公告の日	施行面積 (㎡)	減 歩 率		事業費 (千円)	施行地区の整理前現況					
				公共 (%)	保留地 (%)		合算 (%)	地区内 人口 (人)	所有者 数 (人)	借地権 者 数 (人)	筆 数 (筆)	建 戸 数 (戸)
1 太田郷	市	S16.07.09	169,797	13.6	1.0	1,284	—	169	—	563	—	—
		S27.10.07										
2 野上	組合	S27.12.24	668,553	14.8	6.1	15,000	968	398	5	997	242	10
		S33.06.01										
3 植柳第一	市	S33.01.14	36,067	16.0	7.0	22,770	252	82	19	186	85	72
		S45.06.04										
4 麦島第一	市	S53.03.23	544,682	17.6	4.8	260,542	1,679	653	17	1,597	350	150
		S56.06.18										
5 八の字	組合	S44.01.14	199,420	16.7	10.2	103,606	29	211	0	358	13	4
		S55.05.27										
6 八の字西	組合	S45.01.19	25,749	19.5	6.2	17,311	0	58	0	98	0	0
		S55.12.27										
7 北 部	組合	S46.12.13	589,132	16.2	9.3	1,402,149	175	237	0	1,033	70	31
		S56.04.07										
8 古 城	共同	S54.07.23	56,760	29.4	0	614,171	0	6	0	109	0	0
		S59.02.02										
9 松 高	組合	S56.02.03	195,372	20.6	4.4	1,256,570	157	98	0	338	58	16
		S63.02.02										
10 球磨川 駅	市	H03.12.09	113,413	17.0	4.8	3,856,541	650	190	4	415	187	109
		H20.11.25										
11 八 千 把	市	H12.08.30	440,389	21.0	7.9	5,744,000 注1)	294	174	0	773	80	68
		—										
12 大村橋周辺	市	H16.04.14	8,895	29.9 (4.8)	0	838,199	48	27	1	28	19	19
		H24.05.08										
13 田 中 町	組合	H22.04.15	8,580	18.5	30.6	81,986	0	10	0	29	0	0
		H26.12.24										
合 計			3,056,809			14,214,129						

*括弧書きは減価補償金による用地取得後の数字
注1) 令和4年6月1日現在

(3) 街路事業

①八代都市計画

路線番号	路線名称	幅員 (m)	計画延長 (m)	改良済延長 (m)	備考
1.3.1	八代日奈久道路線	25	12,880	12,880	暫定整備済
3.2.1	八代臨港線	32	8,650	8,650	完了
3.4.2	西幹線	20	2,700	1,960	
3.3.3	北部幹線	22	2,840	2,840	完了
3.4.4	中央線	16	2,960	1,671	
3.4.5	東幹線	16	3,510	3,510	完了
3.4.6	麦島線	18	2,650	2,650	完了
3.5.7	萩原出町線	16	1,440	1,440	完了
3.4.8	八代港線	20	3,860	3,860	完了
3.3.9	国道3号線	22	7,430	5,480	
3.3.10	八代駅前線	24	240	240	完了
3.4.11	西片西宮線	16	1,020	629	(街)整備中
3.3.12	沖新開線	22	1,940	-	
3.5.13	海士江古閑中線	12	2,170	406	(区)整備中
3.4.15	八の字線	16	1,260	1,260	完了
3.4.18	三楽古閑中線	16	730	730	完了
3.4.20	リバーサイド線	16	1,030	-	
3.4.21	千仏線	16	480	480	完了
3.4.22	スポーツセンター線	16	500	216	
3.4.23	レインボープロムナード線	16	190	190	完了
3.2.24	南部幹線	30	5,630	1,369	(街)完了・(県街)整備中
3.4.25	古閑浜古閑下線	18	580	-	
3.4.26	古閑中1号線	18	900	683	(区)整備中
3.5.27	古閑中2号線	14	390	208	
3.5.28	古閑中3号線	14	270	247	(区)整備中
3.4.29	西片新八代停車場線	17	990	990	完了
3.4.30	鏡有佐線	8	1,080	1,080	完了
3.4.31	松橋鏡線	11	1,510	1,510	完了
8.7.1	八代緑の回廊線	7.5	6,850	6,850	完了
合計			76,680	62,029	

②事業施工状況(現在施工中の事業)

路線名	施工区間	施工期間	延長	幅員	総事業費	令和3年度までの実績
西片西宮線 (2工区)	市道西宮町西片町線 ～市道上日置町西宮町1号線	平成29年度 ～令和5年度	(m) 350	(m) 16	(千円) 650,000	(千円) 500,000
西片西宮線 (3工区)	市道上日置町西宮町1号線 ～一般国道3号	令和4年度 ～令和10年度	(m) 310	(m) 16	(千円) 950,000	(千円) 0

※3工区は令和4年5月27日に事業認可の告示

③八代緑の回廊線整備事業

ア 概要

本事業は、廃線敷地と旧用水路敷地を利用し、各公共施設を連絡する回廊性の自転車・歩行者専用道路整備事業である。

イ 整備方針

- a 自転車道と歩行道はできる限り分離し、共存した場合は舗装等で分離する。
- b 幅員が広い区間は、植栽・せせらぎ水路・ベンチ等を設置し、市民のための憩いと安らぎのある公共空間の場として整備する。
- c 自転車道においてはサイクリング道路としても位置づけ、分岐点には道わかれスポット、中間点付近には既設公園と一体化したポケットスペースを設け、休憩所（東屋・ベンチ等）を設置する。
- d 全体的に植樹帯を設け環境線化に努める。
- e 本路線は災害時の避難路として、また、ジョギングロードとしても活用できるよう整備する。

ウ 事業内容

全体計画

事業年度	平成5年度～平成19年度
事業総延長	6,850m
事業費	32億9,440万円
財源内容	国 12億 600万円
	地方債 13億 8,290万円
	一般財源 7億 550万円

事業内訳

都市・地域整備局関連事業

事業名	国庫補助事業、緊急地方道路整備事業、地方特定道路整備事業
事業認可期間	平成6年度～平成19年度
事業延長	4,750m
事業費	21億2,000万円
財源内訳	国 7億2,200万円
	地方債 7億5,500万円
	一般財源 6億4,300万円

道路関連事業

事業名	緊急地方道路整備事業、地方特定道路整備事業
事業認可期間	平成5年～平成12年度
事業延長	2,100m
事業費	11億7,440万円
財源内訳	国 4億8,400万円
	地方債 6億2,790万円
	一般財源 6,250万円

(4) 八代市の公園

種別	公園名	所在地	計画決定	事業認可	開設	面積(ha)	摘要
運動	県南運動公園	新港町	昭和63年12月17日	平成元年2月27日	平成8年10月14日	13.00	
特殊	八代城跡公園	松江城町の丸町	昭和28年4月21日	昭和49年1月22日	平成3年6月12日	8.20	歴史公園
	〃		-	-	平成3年3月27日	0.35	中央コミュニティー広場 産業再配置促進費補助
都市緑地	球磨川河川緑地	渡町、高下東町	昭和54年3月31日	平成3年11月22日	平成5年3月30日	18.80	
	本町緑地	本町一丁目	昭和63年12月14日	-	平成2年3月31日	0.16	
	大島公園	大島町	-	-	昭和60年5月24日	0.24	石油貯蔵施設立地対策費補助
	東片自然公園	東片町	-	-	平成4年6月1日	0.38	産業再配置促進費補助
	水無川緑地	上日置町	-	-	平成6年4月1日	0.59	
	東部山麓歴史自然公園	妙見町	-	-	平成16年3月31日	0.90	
	万葉の里公園	水島町	-	-	平成21年3月28日	1.57	
	水辺のプロムナード	建馬町	-	-	平成22年3月31日	0.33	
	豊原上中公園	渡町	-	-	平成22年10月16日	0.32	
地区	日奈久ドリームランド「シー・湯・遊」	日奈久平成町	-	-	平成21年8月1日	4.96	
近隣	麦島東公園	麦島東町	昭和43年12月28日	昭和45年8月20日	昭和47年7月1日	1.40	
	高島公園	高島町	昭和47年8月1日	昭和47年12月16日	平成8年11月21日	3.50	
	北部中央公園	田中西町	昭和50年9月9日	昭和51年6月15日	昭和53年4月1日	1.20	
	松崎公園	松崎町	昭和54年3月31日	昭和54年5月8日	昭和56年12月15日	1.80	
	緑公園	緑町	昭和42年10月30日	-	昭和62年4月6日	1.20	
	会地公園	上野町	平成9年1月21日	平成9年7月4日	平成13年3月30日	2.00	
	川の交流広場	蛇籠町	-	-	平成16年3月31日	1.23	
	鏡町西部公園	鏡町	昭和50年12月16日	-	昭和55年3月31日	1.50	
	鏡ヶ池公園	鏡町	-	-	平成20年7月19日	2.81	
	新八代駅がめさん公園	西片町、長田町	-	-	平成22年3月31日	1.89	
	いぐさの里公園	千丁町	-	-	平成11年3月25日	0.86	H23. 12. 28都市公園開設公告
	龍峯やまびこ公園	興善寺町	-	-	平成28年3月21日	1.21	
街区	植柳児童公園	植柳元町	昭和31年12月11日	-	昭和55年9月1日	0.13	
	清水児童公園	清水町	昭和38年5月10日	昭和44年10月25日	昭和45年6月24日	0.48	
	末広児童公園	萩原町一丁目	昭和38年5月10日	昭和42年10月30日	昭和43年4月1日	0.38	
	東中洲児童公園	黄金町、弥生町	昭和38年5月10日	昭和39年8月17日	昭和40年4月1日	0.66	
	西中洲児童公園	弥生町、錦町	昭和38年5月10日	昭和43年12月28日	昭和44年4月1日	0.51	
	内膳児童公園	麦島西町	昭和43年12月28日	昭和44年10月25日	昭和45年6月24日	0.16	
	古町児童公園	千反町一丁目	昭和43年12月28日	昭和44年10月25日	昭和45年6月24日	0.18	
	新開児童公園	新開町	昭和45年12月12日	昭和45年12月22日	昭和46年6月15日	0.19	
	田中東児童公園	田中東町	昭和50年9月2日	昭和50年10月7日	昭和51年6月25日	0.25	
	田中西児童公園	田中北町	昭和50年9月2日	-	昭和54年12月3日	0.25	工業再配置促進費補助
	横手新町児童公園	横手新町	昭和53年3月15日	昭和53年5月13日	昭和54年4月1日	0.30	
	上日置児童公園	上日置町	昭和55年3月7日	昭和55年5月8日	昭和56年3月20日	0.24	
	植柳新町北児童公園	植柳新町一丁目	昭和56年1月19日	昭和59年3月24日	昭和60年4月19日	0.24	
	植柳新町西児童公園	植柳新町一丁目	昭和56年1月19日	-	平成31年3月20日	0.08	
	植柳新町南児童公園	植柳新町二丁目	昭和56年1月19日	昭和56年4月25日	昭和56年10月1日	0.37	
	松高1号児童公園	高小原町	昭和56年8月13日	昭和60年5月14日	昭和61年2月1日	0.27	
	松高2号児童公園	田中西町	昭和56年8月13日	昭和61年3月15日	昭和62年4月6日	0.30	
	横手本町児童公園	横手本町	昭和56年11月28日	昭和57年1月14日	昭和57年9月2日	0.21	
	築添児童公園	築添町	昭和57年3月5日	昭和57年6月15日	昭和59年2月21日	0.17	
	上片児童公園	上片町	昭和58年1月10日	昭和58年2月3日	昭和59年2月21日	0.27	
	古城児童公園	古城町	昭和59年7月6日	昭和60年5月14日	昭和61年2月1日	0.19	
	豊原下児童公園	豊原下町	昭和62年12月17日	昭和63年1月28日	平成元年4月12日	0.23	
	西片児童公園	西片町	昭和62年12月17日	昭和63年1月28日	平成2年2月8日	0.30	
	井上児童公園	井上町	平成元年12月22日	平成2年1月24日	平成3年3月18日	0.11	
	沖町児童公園	沖町	平成3年2月22日	平成3年3月8日	平成4年3月21日	0.20	
	大福寺児童公園	大福寺町	平成3年2月22日	平成3年4月10日	平成5年3月30日	0.23	
	田中児童公園	田中町	平成3年11月20日	平成4年5月6日	平成6年3月29日	0.11	

種別	公園名	所在地	計画決定	事業認可	開設	面積(ha)	摘要
街区	古麓児童公園	古麓町	平成4年12月24日	-	平成7年3月31日	0.25	
	水島児童公園	水島町	-	-	昭和55年9月5日	0.22	
	港町児童公園	港町	-	-	昭和56年3月20日	0.32	
	船江ふれあい広場	松崎町	-	-	平成7年3月31日	0.36	
	古閑下公園	古閑下町	-	-	平成8年3月29日	0.31	
	日置公園	日置町	-	-	平成11年2月1日	0.29	
	出町公園	新町	平成3年2月22日	-	平成17年3月31日	0.22	
	新町公園	新町	-	-	平成17年12月1日	0.12	
	朝日児童公園	鏡町	昭和49年4月11日	-	昭和50年3月31日	0.13	
	内田児童公園	鏡町	昭和50年12月12日	-	昭和51年3月31日	0.25	
	宝出児童公園	鏡町	昭和50年12月12日	-	昭和52年3月31日	0.14	
	植柳下町公園	植柳下町	-	-	平成19年4月10日	0.27	市営住宅跡地利用
	大島しおさい公園	大島町	-	-	平成20年12月1日	0.50	市立松高小学校大島分校跡地利用
	下有佐かがやき公園	鏡町	-	-	平成21年4月6日	0.11	
普通	裏鶴児童公園	鏡町	-	-	昭和49年12月1日	0.12	
	上鏡やすらぎ公園	鏡町	-	-	平成11年4月1日	1.22	
	有佐児童公園	鏡町	-	-	平成6年4月1日	0.22	
	下有佐児童公園	鏡町	-	-	平成2年4月1日	0.23	
	下村児童公園	鏡町	-	-	平成6年4月1日	0.23	
	中島児童公園	鏡町	-	-	平成8年4月1日	0.24	
	貝洲児童公園	鏡町	-	-	平成元年4月1日	0.24	
	碓原公園	鏡町	-	-	平成16年4月1日	1.36	
	塩浜公園	鏡町	-	-	平成3年4月1日	0.17	
	大還児童公園	鏡町	-	-	平成7年4月1日	0.93	
	外出児童公園	鏡町	-	-	平成3年4月1日	0.23	
	北出児童公園	鏡町	-	-	平成7年4月1日	0.19	
	東区公園	鏡町	-	-	-	0.07	
	中区公園	鏡町	-	-	-	0.09	
	西区公園	鏡町	-	-	-	0.41	
	くま川ワイワイパーク	坂本町	-	-	平成20年8月1日	4.60	
	グリーンパークさかもと	坂本町	-	-	平成17年4月1日	0.88	
	百済来川遊水公園	坂本町	-	-	平成14年4月1日	0.37	
	八代新地公園	千丁町	-	-	平成6年6月20日	0.11	
	上外牟田公園	千丁町	-	-	平成6年6月20日	0.11	
黒瀨河川自然公園	東陽町	-	-	平成17年6月17日	6.11		
森下歴史水辺公園	東陽町	-	-	平成16年5月1日	1.67	(通称:石橋公園)	
その他	竜峰山自然公園	川田町東	-	-	平成元年4月1日	1.10	
	古麓歴史自然公園遊歩道	古麓町	-	-	昭和51年3月26日	1.60	
	郡築大碓多目的運動場	郡築四番町	-	-	平成7年3月31日	0.93	
	岡町谷川ふれあい広場	岡町谷川	-	-	-	0.09	
	ほたるの里公園	妙見町	-	-	平成13年8月24日	0.60	
	鏡が池児童遊園	迎町二丁目	-	-	-	0.02	
	白島児童遊園	港町	-	-	平成16年6月3日	0.04	
	新地町児童遊園	新地町	-	-	平成16年6月3日	0.01	
	古閑出広場	昭和日進町	-	-	-	0.10	
	前川右岸プロムナード	本町一丁目～三丁目	-	-	平成8年2月29日	0.37	
	笹堀広場	本町二丁目	-	-	-	0.03	
	鏡川公園	鏡町	-	-	-	1.21	
	鏡川水辺の散歩道公園	鏡町	-	-	平成20年3月31日	0.02	
	園田川水辺の広場	鏡町	-	-	平成21年3月31日	0.01	

2 市街地開発

(1) 開発許可状況(都市計画法)

年度	件数	面積 (㎡)	用途別				備考	
			自己業務用		非自己用			
			件数	面積(㎡)	件数	面積(㎡)		
R3	7	35,367	6	31,500	1	3,867	店舗・工場等 分譲住宅等	6件 1件

(2) 優良宅地証明発行状況(租税特別措置法)

年度	件数	面積(㎡)	備考
R3	0	0	

(3) 土地売買等の届出(国土利用計画法)

届出年	件数	面積(㎡)	備考
R3	12	181,755	山林等

3 道路(橋梁)

(1) 道路・橋梁

道路の延長・面積

(令和4.4.1道路現況調査)

区分		路線数(線)	実延長(m)	面積(㎡)
国道	国管理分	(3号) 1	33,729	738,192
	県管理分	(219・443・445号) 3	54,270.8	1,145,925.4
県道		25	274,703.6	3,601,620.2
市道		2,283	1,696,211.5	10,293,569.3
計		2,312	2,058,914.9	15,779,306.9

道路舗装状況

区分		路線数(線)	実延長(m)	舗装率(%)
国道	国管理分	(3号) 1	33,729	100.0
	県管理分	(219・443・445号) 3	54,270.8	100.0
県道		25	263,526.7	95.9
市道		2,283	1,506,890.4	88.8
計		2,312	1,858,416.9	

道路幅員別延長

		幅員	19.5m以上	13.0m以上	5.5m以上	5.5m未満	計
改良済	国道	国管理分	(3号) 3,563m	3,367m	26,799m		33,729m
		県管理分	(219・443・445号) 0m	483.8m	44,649.8m	409.1m	45,542.7m
		県道	117.7m	12,265.8m	121,127.8m	21,152.1m	154,663.4m
		市道	1137.6m	2992.2m	213,337.5m	653,228.1m	870,695.4m
		幅員	5.5m以上	3.5m以上	3.5m未満		計
未改良	国道	国管理分					
		県管理分	(443・445号) 744.4m	5,247.5m		2,736.2m	8,728.1m
		県道	9,423.2m	64,362.7m		35,061.3m	108,847.2m
		市道	19,069.5m	205,669.9m		587,885.9m	812,625.3m

橋梁（市道関係）

級別	橋数（カ所）	延長（m）	種別橋数（カ所）		
			永久橋	木橋	石橋
1級	152	1,684.7	149	0	3
2級	155	1,646.0	154	0	1
その他	1,648	10,406.2	1,632	1	15
計	1,955	13,736.9	1,935	1	19

橋梁（国・県道関係）

級別		橋数（カ所）	延長（m）	種別橋数（カ所）			
				永久橋	木橋	石橋	
国道	一般	国	48	3,778	48	0	0
		県	56	2,196.4	56	0	0
県道	主要地方道		138	2,712.1	138	0	0
	一般		247	4,707.7	246	0	1
	計		385	7,419.8	384	0	1
計		489	13,394.2	488	0	1	

資料 { 国道—国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所八代維持出張所
 ※南九州西回り自動車道含む
 県道—熊本県県南広域本部土木部

(2)市道占用料（「八代市道路占用料に関する条例」令和2年4月1日施行）

占用物件		占用料の単位	占用料の金額（円）
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	830
	第2種電柱		1,280
	第3種電柱		1,730
	第1種電話柱		740
	第2種電話柱		1,190
	第3種電話柱		1,640
	その他の柱類		70
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	7
	地下に設ける電線その他の線類		4
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	730
	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	440
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,490
	郵便差出箱及び信書便差出箱		620
	広告塔	表示面積1㎡につき1年	950
その他のもの	占用面積1㎡につき1年	1,490	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1m未満のもの	長さ1mにつき1年	40
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		60
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		90
	外径が0.2m以上0.4m未満のもの		170
	外径が0.4m以上1m未満のもの		440
	外径が1m以上のもの		800
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			1,490
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路		470
	地下に設ける通路		280
その他のもの		1,490	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1㎡につき1日	10
	その他のもの	占用面積1㎡につき1月	90

占有物件			占有料の単位	占有料の金額（円）
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下この表において「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	90
		その他のもの	表示面積1㎡につき1年	950
	標識		1本につき1年	1,190
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	10
		その他のもの	1本につき1月	90
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	10
		その他のもの	その面積1㎡につき1月	90
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	950
		その他のもの		470
	令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1㎡につき1年	950
令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.034を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1㎡につき1月	90	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			150	
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.019を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額	
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.019を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.014を乗じて得た額	
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.024を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.014を乗じて得た額	
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.019を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額	
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.034を乗じて得た額	
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに0.019を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.024を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.034を乗じて得た額	

注）法とは道路法（昭和27年法律第108号）、令とは道路法施行令（昭和27年政令第179号）

(3) 市道認定基準

目 的 市道の路線認定について必要な基準を定め、道路の適正な管理と道路網の整備を図るため。

施行年月日 平成17年8月1日

○認定対象路線（次の各号のいずれかに該当するもの）

- ①市が新設し、又は改良した道路
- ②都市計画法、土地区画整理法、土地改良法、その他関係法令に基づき施行され、市が引継ぎを受けた道路
- ③道路法（昭和27年法律第180号）第20条の協議に基づき協議が成立した道路
- ④国道及び県道のうちその供用が廃止された道路
- ⑤私道で寄附を受けた道路
- ⑥その他市長が市道として必要と認める道路

○市道認定基準（法令に定めのあるものを除くほか、次に定める構造を備え、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの）

- ①起点及び終点が公道に接続し、系統的で生活上重要な道路であること
- ②道路の沿線に集落又は公共施設があること
- ③市長が諸般の交通事情及び公益的見地から、市道に認定することが適当と認めた道路であること

○市道の構造条件

道路の縦横断、勾配等道路の技術的な基準は、原則として、道路構造令によるものとし、道路の幅員は、原則として4メートル以上であること。

○農道等を含む路線認定

農道等を含めた拡幅道路を申請により市道に認定する場合は、上記の市道認定基準、市道の構造条件に定めるもののほか、当該道路（農道等の部分を除く。）のうち、新たに拡幅した個人所有に係る部分及び道路に附属する施設又は工作物が所有者全員の寄附申込により市に所有権の移転登記ができるものでなければならない。

○宅地造成地内等の道路認定（宅地造成地内等の私道を市道に認定する場合は、上記の市道認定基準及び市道の構造条件に定めるもののほか、次に定めるところによる）

- ①道路敷所有者が寄附申込書を市長に提出すること
- ②宅地造成地内等の私道を寄附しようとする者は、工事着手前に道路計画図（縮尺500分の1程度）により市と協議すること
- ③認定後直ちに道路敷及び道路に附属する施設又は工作物が市に所有権移転登記ができること
- ④建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に基づき特定行政庁からその指定を受けたもの
- ⑤路面は舗装され、側溝排水系統又は道路敷地境界杭が完備していること。

4 建 築

(1) 市営住宅

①建設年度別管理戸数

令和4年3月31日現在

団 地 名	建 設 年 度	管 理 戸 数	建 物 構 造	一 戸 当 たり 建 築 面 積 (m ²)	摘 要
迎 町	S25	5	木造平屋建	24.97~36.30	
	S28	2	〃	36.20	
	S31	0	〃	23.14	
毘 舍 丸	S26	1	〃	28.00~36.30	
古 城 町	S27	8	簡易耐火二階建	47.20	
	S28	8	〃	47.20	
	S29	8	〃	46.20	
沖 町	S28	2	木造平屋建	36.30	
妙 見 町	S28	2	〃	28.00	
日 奈 久	S29	5	〃	28.00~36.30	
海士江町道上	S36	3	〃	29.70~34.70	
	S37	4	〃	31.47	
若 宮	S39	20	〃	31.72~37.06	
	S40	20	〃	31.72~37.06	
	S41	11	〃	31.50~36.84	
三 江 湖	S40	20	〃	31.62	
井 揚	S42	16	〃	31.50~36.84	
	S43	40	〃	31.50~36.84	
	S44	36	〃	31.50~36.84	
	S45	46	〃	31.11~36.84	
流 藻 川	S46	34	〃	31.11~36.84	
	S47	30	〃	34.96~38.30	
	S48	45	〃	36.63~39.96	
	S49	25	〃	41.60~44.50	
	S50	5	〃	44.50	
	S49	18	中層耐火三階建	49.60	
	S50	54	〃	48.82~51.26	
西 宮	S53	12	簡易耐火平屋建	70.61	
	S55	12	中層耐火三階建	61.69	
築 添	S51	40	中層耐火四階建	51.34~54.73	
	S52	48	〃	54.66~57.16	
	S53	48	〃	57.16~61.70	

団地名	建設年度	管理戸数	建物構造	一戸当たり建築面積 (㎡)	摘要	
築添	S54	48	中層耐火四階建	57.16~61.70		
	S55	48	〃	59.64~61.60		
高島	S56	48	〃	61.69~65.17		
	S57	48	〃	61.69~65.17		
麦島	S59	24	〃	62.46		
	S60	32	〃	62.46~65.07		
	S62	32	〃	62.46		
	S63	16	〃	62.46		
	H元	24	〃	62.46		
西片町	H 5	16	木造二階建	61.33~86.58		
		14	中層耐火三階建	66.81~69.90		
海士江町	H 7	26	耐火二階建	57.55~71.22		
		12	中層耐火三階建	67.90~69.15		
植柳上町第一	H13	24	〃	56.65~72.85		
		H14	5	耐火二階建		63.70~65.40
			18	中層耐火三階建		62.10~82.60
中次	S43	23	簡易耐火準平屋建	31.50~36.84		
		S44	23	〃		31.50~36.84
		S45	27	〃		31.50~36.84
		S46	23	〃		31.50~36.84
郷開	S57	30	中層耐火三階建	74.90		
		S58	30	〃		71.40
渕ノ本	S63	5	木造平屋建	59.94~60.98		
		H元	2	〃		60.95
		H元	3	木造二階建		72.09
下岳上	S57	4	木造平屋建	61.49		
		S58	2	〃		61.49
平	H 9	2	〃	89.29		
氷川台	H12	8	木造二階建	52.25		
氷川台第二	H 5	2	木造平屋建	64.98~70.93		
上日置	S54	12	簡易耐火二階建	78.46		
新町	H12	24	中層耐火四階建	51.70~74.30	従前居住者用住宅	
楠	H 9	23	鉄筋コンクリート造壁式構造4階建	58.61~97.29	特定公共優良賃貸住宅	
合計	1,306					

※ 家賃は、住宅の建設年度、利便性、部屋の広さ及び入居世帯の収入によって各々算出。

②団地別管理戸数

令和4年3月31日現在

団地名	建 物 構 造								計	団地面積(m ²)
	木造平屋	木造二階	簡易平屋	簡易二階	耐火二階	中耐三階	中耐四階			
迎町	7								7	5,459
毘舎丸	1								1	4,982
古城町				24					24	2,430
沖町	2								2	4,945
妙見町	2								2	115
日奈久	5								5	2,033
海士江町道上	7								7	5,044
古閑中町									0	3,206
若宮			51						51	11,044
三江湖			20						20	2,826
井揚			138						138	17,270
流藻川			139			72			211	26,592
西宮			12			12			24	3,840
築添							232		232	20,745
高島							96		96	9,110
麦島							128		128	9,434
西片町		16				14			30	4,201
海士江町					26	12			38	8,030
植柳上町第一					5	42			47	6,338
坂本駅前									0	1,863
中次			96						96	15,055
郷開						60			60	7,247
淵ノ本	7	3							10	2,170
下岳上	6								6	1,610
平	2								2	578
氷川台		8							8	2,171
氷川台第二	2								2	689
上日置				12					12	2,451
新町							24		24	2,542
楠							23		23	2,343
合計	41	27	456	36	31	212	503	1,306	186,363	

(2) 建築行政

業務内容 建築主事の権限において 建築基準法に基づく建築確認及び検査に関する事務を行い、特定行政庁として建築物に関する建築許可・認可、指導、違反建築に対する是正措置、道路の指定、バリアフリー法、熊本県やさしいまちづくり条例、建設リサイクル法、建築物省エネルギー法等の建築行政に関する事務を行う。

①建築確認申請取扱件数

区分	年度		H29		H30		H31(R1)		R2		R3	
	市	指定機関	市	指定機関	市	指定機関	市	指定機関	市	指定機関	市	指定機関
建築物	657	157	646	144	602	115	528	104	610	103		
	指定機関	500		502		487		424		507		
工作物	20	3	19	3	16	4	19	2	20	3		
	指定機関	17		16		12		17		17		
建築設備	1	0	6	0	10	0	11	2	7	0		
	指定機関	1		6		10		9		7		
合計	678	160	671	147	628	119	558	108	637	106		
	指定機関	518		524		509		450		531		

②検査申請取扱件数

区分	年度		H29		H30		H31(R1)		R2		R3	
	市	指定機関	市	指定機関	市	指定機関	市	指定機関	市	指定機関	市	指定機関
建築物	529	118	580	140	645	116	507	95	542	105		
	指定機関	411		440		529		412		437		
工作物	16	4	26	5	15	4	19	2	17	3		
	指定機関	12		21		11		17		14		
建築設備	2	0	6	0	6	0	14	2	7	0		
	指定機関	2		6		6		12		7		
合計	547	122	612	145	666	120	540	99	566	108		
	指定機関	425		467		546		441		458		

中間検査	0	0	1	0	2	0	5	0	0	0
	指定機関	0	指定機関	1	指定機関	2	指定機関	5	指定機関	0

③市関係確認及び検査申請手数料

年度	H29	H30	H31(R1)	R2	R3
手数料(千円)	5,463	5,952	5,202	4,241	4,746

④計画通知

年度	H29	H30	H31(R1)	R2	R3
通知件数	27	13	15	23	17

⑤許認可関係(受付)

年度	H29	H30	H31(R1)	R2	R3
許認可等の件数	21	21	25	24	18

※指定機関による認定を含む

⑥道路位置指定件数

年度	H29	H30	H31(R1)	R2	R3
指定件数	16	12	14	5	15

⑦その他

年度	H29	H30	H31(R1)	R2	R3
イ.熊本県やさしいまちづくり条例に基づく事前協議件数	46	41	43	41	38
ロ.建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律に基づく届出件数	242	247	229	210	230
ハ.長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく申請件数	69	89	96	86	126
ニ.建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく届出件数	58	57	64	47	28
ホ.建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく認定件数	0	0	0	2	13
ヘ.建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく適合性判定件数	0	0	0	0	6
ト.都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定件数	1	0	5	2	2

(3) 八代市民間建築物耐震化促進事業

事業概要 平成7年の阪神・淡路大震災の際、被害の大きかったとされている昭和56年5月31日以前に着工したもの及び熊本地震で罹災したことが確認できる民間の戸建木造住宅の耐震診断、耐震改修、及び建替え工事等と、大地震の際に道路を閉塞するおそれのある緊急輸送道路沿道の建築物の耐震診断の費用について、市が補助するもの。

補助限度額又は負担額 耐震診断については、戸建木造住宅耐震診断士派遣の申請者負担額は図面があるときは5,500円、図面がないときは19,000円。緊急輸送道路沿道建築物の限度額は一棟あたり600千円までとする。

耐震改修等の限度額については、改修設計とシェルター工事は200千円まで、改修工事は600千円まで、改修設計工事と建替工事は1000千円までとする。

補助率 1/2：戸建木造住宅の改修工事とシェルター工事
2/3：緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断、戸建木造住宅の改修設計
4/5：戸建木造住宅の改修設計工事と建替工事

補助実績

年 度		H30	H31 (R1)	R2	R3	
取扱件数	耐震診断※	戸建木造住宅耐震診断士派遣	22	36	23	20
		緊急輸送道路沿道建築物	0	0	0	0
	耐震改修等	戸建木造住宅改修設計	2	1	0	0
		戸建木造住宅改修工事	5	0	0	0
		戸建木造住宅改修設計工事	1	4	3	3
		戸建木造住宅耐震建替工事	2	9	12	14
		耐震シェルター工事	1	1	0	1
補助金（千円）		6,349	13,400	15,000	19,639	

※ 耐震診断：戸建木造住宅耐震診断士派遣は、令和2年度まで県の事業によるもの。

(4) 八代市危険ブロック塀等除却促進事業

事業概要 地震発生時等における人身事故の発生を防止し、並びに輸送及び避難経路を確保するため、道路に面した「危険ブロック塀等」の除却を行う費用について、市が補助するもの。

事業の対象 危険ブロック塀等で次の①～④の要件のすべてに該当するもの

- ①緊急輸送道路、避難路の道路等に面するもの
- ②路面より塀の高さ80センチ以上のもの
- ③ブロック塀等自体の高さが60センチ以上のもの
- ④災害時に倒壊などで人に危害を及ぼす恐れがある危険ブロック等と判定したもの

補助限度額 除却する長さ当り1万2千円/mとし、1件当たり20万円まで

補助実績

年 度	H30年度	H31 (R1) 年度	R2年度	R3年度
取 扱 件 数	9	16	14	4
補 助 金 (千円)	1,432	2,098	2,449	681

※平成30年度より実施

(5) 八代市アスベスト調査分析事業

事業概要 劣化や損傷等により飛散したアスベストによる健康被害を防止するため、吹付建材を使用した建築物等の所有者が吹付建材にアスベストの含有がないか調査分析を行う費用について、市が補助するもの。

補助限度額 サンプル採取や分析等に要する費用（消費税を除く）で、1棟あたり25万円まで

補助実績

年 度	H29年度	H30年度	H31 (R1) 年度	R2年度	R3年度
取 扱 件 数	0	0	4	6	6
補 助 金 (千円)	0	0	150	613	821

(6) 八代市老朽危険空き家等除却促進事業

事業概要 市民の生活環境に危険、不安等の影響を与えている放置された「老朽危険空き家」の除却費用に対して、市が補助するもの。

事業の対象となる建物

次の①～③の要件のすべてに該当する住宅、兼用住宅（建築基準法別表第2（イ）第一号及び第二号に相当するもの）、及びそれに附属する建物をいう。

- ①【空き家】概ね1年以上、常時無人の状態、管理されないまま放置されたもの。
- ②【老朽】構造又は設備が著しく不良であるため居住の用に供することが著しく不適當なもの。
- ③【危険】倒壊や外装材の落下又はそれらの恐れのある危険性があり、近隣及び道路等に影響を及ぼす可能性のあるもの。

補助限度額 1件当たりの補助限度額 60万円（財源内訳：国 1/2、市 1/2）

補助率 補助対象経費（解体工事費用の8/10）の3分の2

補助実績

年 度	H29	H30	H31(R1)	R2	R3
取扱件数（戸）	62	39	45	48	63
補助金（千円）	36,179	21,449	24,498	26,682	35,360

(7) 八代市営住宅長寿命化計画策定事業

目 的 八代市営住宅の現況に基づき、今後10年間(R3～R12)の団地別活用方針を判定する。また、判定の結果、長寿命化を図る団地については、計画期間内の修繕・改善事業の実施方針及びその内容を取りまとめ、「市営住宅長寿命化計画」を策定する。この計画に沿った修繕・改善を実施することにより、住宅事業におけるライフサイクルコストの縮減を図る。

計画期間 令和3年度から令和12年度まで

事業対象 八代市営住宅

事業内容 市営住宅の建設年度、建物種別に応じて現況調査を行い、団地別活用方針を策定する。

- ①長寿命化を図り、維持管理していく住宅
- ②建替えを検討する住宅
- ③用途廃止を検討する住宅

長寿命化を図る住宅については、計画期間内の修繕・改善事業の実施方針、およびその内容をコンサル業者へ委託し、策定する。

以上のことについて、コンサル業者へ委託する。

事業費 令和2年度 5,720千円

財源内訳 (国) 4.5/10 (市) 5.5/10

補助実績 令和2年度 2,574千円

(8) 八代市住生活基本計画策定事業

目 的 市総合計画の基本構想である「やすらぎと活力にみちた 魅力かがやく元気都市” やつしろ”」の理念に基づいて、高齢者が暮らしやすい環境づくり、子育てしやすい環境づくり、災害に強い環境など、本市の住まい・町づくりの推進にあたり、住宅政策に関する基本的な方針、目標、方向性を明確にして、安全に安心して、快適に生活できる住まい、住環境づくりを進めるための指針を示す。

計画期間 平成25年度から平成34年度まで

事業対象 市内全域

事業内容 住まい・住環境に関する市民アンケート調査、事業者アンケート調査等を実施し、現状の把握・課題を整理し、今後の住まい・町づくりのための基本理念・目標・施策の基本方針・重点施策を策定する。

- ①基本計画の内容については、有識者等による外部策定委員会（委員数11名）を設置し検討を行う。（実施回数5回）
- ②策定委員会への資料を提出するために、市職員による作業部会（部会員数18名）を設置し検討を行う。（実施回数5回）
- ③各地域審議会において、計画策定に対する意見聴取を行う。
- ④パブリックコメントの実施。

※上記の策定業務については、コンサルタント業者に委託し策定する。

また、基本計画策定業務の関連事項として、今後の市営住宅の運営についての検討をあわせて委託する。

※県の「住宅マスタープラン」の策定作業の遅れに伴い、平成25年度へ事業を繰越す。

事業費 平成24年度 1,480千円

平成25年度（平成24年度繰越） 3,455千円

財源内訳 (国) 5/10 (市) 5/10
 補助実績 平成 24 年度 748 千円 平成 25 年度 (平成 24 年度繰越) 1,727 千円

(9) 八代市空き家バンク制度

目 的 市内における空き家の有効活用のため、空き家情報登録制度「空き家バンク」を実施し、都市住民等の交流及び移住・定住の促進による地域の活性化を図る。

施行年月日 平成 28 年 4 月 1 日

事業内容 制度要件に適合する利活用可能な空き家等について、所有者に空き家バンクの登録を促進し、登録された物件については市のホームページ等を通じて、UJI ターン希望者等に紹介する。また、登録物件を購入後、補助要件を満たせば登録物件のリフォーム等を行う際に工事費用の一部を補助する。

《空き家バンク活用促進事業補助金》 ※財源内訳：市 (10/10)

- ①不要物の撤去 補助率 1/2 限度額 5 万円
- ②改修工事等 補助率 1/2 限度額 40 万円
- ③引越 (市外のみ) 補助率 1/2 限度額 5 万円

物件登録実績

年 度	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3
登録件数	8	14	25	24	25

5 下水道事業

(1) 公共下水道事業（八代・八代東部処理区）

① 沿革

昭和48年 9月14日	八代市都市計画審議会答申 (議案 八代都市計画下水道の決定変更)	}	当初		
昭和48年10月11日	八代都市計画下水道変更の承認				
昭和48年10月22日	八代都市計画下水道変更の告示 (市告示)				
昭和49年 2月22日	下水道法第4条の規定による認可				
昭和49年 2月25日	都市計画法による認可				
昭和49年 3月 2日	都市計画法による告示 (県告示)				
平成29年12月 4日	下水道法第4条の規定による変更認可			}	直近
平成29年12月22日	都市計画法による変更認可				
平成30年 2月27日	都市計画法による変更の告示 (県告示)				
令和3年 3月16日	下水道法第4条の規定による変更認可				
令和3年 3月16日	都市計画法による変更認可				
令和3年 3月16日	都市計画法による変更の告示 (県告示)				

② 事業計画

事項		計画区分		基本計画(全体)			都市 計画 決定	事業認可計画		
		公共下水道 (八代処理区)	特定環境 公共下水道 (八代東部処理区)	計	公共下水道 (八代処理区)	特定環境 公共下水道 (八代東部処理区)		計		
計 画 年 度		S48～R17	H18～R17		-	S48～R8	H18～R8			
排水・処理 面	(ha)	1,910	49	1,959	1,910	1,524.6	49	1,573.6		
処 理 人 口	(人)	47,360	1,560	48,920	-	51,770	1,580	53,350		
処 理 方 法		標準活性汚泥法			-	標準活性汚泥法				
終末 処理場	設置数	(箇所)	1	-	1	-	1	-	1	
	敷地 面積	(㎡)	62,610			62,610	62,610			
	計画 汚水量	(㎥/日)	32,900	700	33,600	-	27,200	700	27,900	
	処理 能力	(㎥/日)	33,600			-	33,600			
ポン プ場	設置数 (箇所)	汚水	3	-	3	3(見込)	3	-	3	
		雨水	4	-	4	4(見込)	4(見込)	-	4(見込)	
排 除 方 式		分 流 式			同 左	分 流 式				

③ 使用料、受益者負担金

ア 八代市下水道条例

当初：平成17年 8月 1日施行
直近：平成31年 4月 1日改正

種 別	基 本 使 用 料		超 過 使 用 料 (1立方メートルにつき)	
	汚 水 量	使 用 料	汚 水 量	使 用 料
一 般 汚 水	8立方 メートルまで	1,192円	8立方メートルを超え 20立方メートルまで	186円
			20立方メートルを超え 30立方メートルまで	191円
			30立方メートルを超え 50立方メートルまで	202円
			50立方メートルを超え 100立方メートルまで	207円
			100立方メートルを超えるもの	218円
公衆浴場汚水	1立方メートルにつき 29円			

※消費税別途

イ 八代市公共下水道事業(八代処理区・八代東部処理区)受益者負担及び受益者分担に関する条例

処理区域の名称	単 位 負 担 金 額
八 代 処 理 区	1平方メートル当り 245円

当初：平成17年 8月 1日施行
直近：平成26年 1月 1日改正

処理区域の名称	単 位 分 担 金 額
八 代 東 部 処 理 区	1平方メートル当り 245円

④ 事業施工状況

施工実績 昭和48年度～令和3年度
事業総額 70,666,616千円（建設事業費・起債対象）※八代処理区・八代東部処理区

⑤ 工事の種類及び事業量内訳

ア 管 渠 汚水管 $\ell=281.20\text{km}$
雨水管 $\ell=27.34\text{km}$
イ 雨水ポンプ場関係一式、水処理センター一式、汚水中継ポンプ場関係一式

⑥ 施設内容（既設）

ア 雨水ポンプ施設
a 野上ポンプ場（既設部：昭和47年度供用、増設部：平成25年1月供用）
敷地面積 1,916 m^2
ポンプ場建築延面積 既設部：304 m^2 増設部：605 m^2

ポンプ設置台数	4台	$\left\{ \begin{array}{l} \text{(i)} \phi 700 \times 66 \text{m}^3/\text{分} \times 2.5\text{m} \times 45\text{kW} \times 1\text{台} \quad (\text{既設部}) \\ \text{(ii)} \phi 1,000 \times 132 \text{m}^3/\text{分} \times 2.5\text{m} \times 125\text{ps} \times 1\text{台} \quad (\text{既設部}) \\ \text{(iii)} \phi 700 \times 70.2 \text{m}^3/\text{分} \times 5.0\text{m} \times 110\text{kW} \times 1\text{台} \quad (\text{増設部}) \\ \text{(iv)} \phi 1,200 \times 198 \text{m}^3/\text{分} \times 5.0\text{m} \times 260\text{kW} \times 1\text{台} \quad (\text{増設部}) \end{array} \right.$
現有排水能力	7.700m ³ /秒	
計画流入量	7.756m ³ /秒	
計画排水能力	7.767m ³ /秒	
機 種	(i)、(ii) : 横軸軸流、 (iii)、(iv) : 立軸斜流	
発 電 機	旧 : 115kVA×1台、 新 : 250kVA×1台	
そ の 他	電気設備一式、沈砂池3池、ポンプ井2槽、吐出水槽1槽、放流水路1水路	

b 中央ポンプ場（昭和56年度供用）

敷地面積	13,963m ²	
ポンプ場建築延面積	1,903m ²	
ポンプ設置台数	5台	$\left\{ \begin{array}{l} \text{(i)} \phi 500 \times 36 \text{m}^3/\text{分} \times 4.3\text{m} \times 45\text{kW} \times 2\text{台} \quad \text{立軸斜流} \\ \text{(ii)} \phi 1,500 \times 325 \text{m}^3/\text{分} \times 3.7\text{m} \times 320\text{kW} \times 2\text{台} \quad \text{横軸斜流} \\ \text{(iii)} \phi 1,800 \times 460 \text{m}^3/\text{分} \times 3.5\text{m} \times 410\text{kW} \times 1\text{台} \quad \text{横軸斜流} \end{array} \right.$
現有排水能力	19.700m ³ /秒	
計画流入量	26.110m ³ /秒	
計画排水能力	27.367m ³ /秒	
発 電 機	500kVA×1台	
そ の 他	ポンプ井、吐出井1槽、沈砂池4池、沈砂池機械・電気設備一式、自動除塵機4基	

c 徳淵ポンプ場（昭和42年度供用）

敷地面積	32.37m ²	
ポンプ場建築延面積	25m ²	
ポンプ設置台数	1台	(i) $\phi 600 \times 41 \text{m}^3/\text{分} \times 3.3\text{m} \times 37\text{kW} \times 1\text{台}$
機 種	立軸二床式軸流	
計画排水能力	0.68m ³ /秒	

d 麦島ポンプ場（平成17年度供用）

敷地面積	4,006m ²	
ポンプ場建築延面積	1,050m ²	
ポンプ設置台数	3台	$\left\{ \begin{array}{l} \text{(i)} \phi 800 \times 90 \text{m}^3/\text{分} \times 5.3\text{m} \times 132\text{kW} \times 2\text{台} \\ \text{(ii)} \phi 1,500 \times 316 \text{m}^3/\text{分} \times 5.5\text{m} \times 440\text{kW} \times 1\text{台} \end{array} \right.$
現有排水能力	8.270m ³ /秒	
計画流入量	13.523m ³ /秒	
計画排水能力	13.533m ³ /秒	
機 種	立軸斜流	
発 電 機	500kVA×1台	
そ の 他	ポンプ井、吐出井1槽、沈砂池3池、沈砂池機械・電気設備一式、自動除塵機2基	

イ 汚水中継ポンプ施設

a 中央中継ポンプ場（昭和59年度供用）

敷地面積	1,942m ²
ポンプ場建築延面積	594m ²
ポンプ設置台数	3台 { (i) φ300×12.6m ³ /分×10m×37kW×1台（予備） (ii) φ250×6.3m ³ /分×10m×22kW×2台
現有排水能力	0.210m ³ /秒
計画流入量	0.291m ³ /秒
計画排水能力	0.292m ³ /秒
機種	着脱式水中汚水ポンプ
発電機	中央ポンプ場へ集約
その他	電気設備一式、沈砂池2池、ポンプ井1槽

b 松崎中継ポンプ場（平成6年度供用）

敷地面積	1,391m ²
ポンプ場建築延面積	1,005m ²
ポンプ設置台数	3台 { (i) φ250×7.0m ³ /分×15m×37kW×2台（内1台予備） (ii) φ300×8.1m ³ /分×15m×37kW×1台
現有排水能力	0.252m ³ /秒
計画流入量	0.404m ³ /秒
計画排水能力	0.405m ³ /秒
機種	着脱式水中汚水ポンプ
発電機	200kVA×1台
その他	電気設備一式、沈砂池2池、ポンプ井2槽、しき破碎機

c 麦島中継ポンプ場（平成18年度供用）

敷地面積	554m ²
ポンプ場建築延面積	251m ²
ポンプ設置台数	2台 (i) φ150×3.0m ³ /分×28m×30kW×2台（内1台予備）
現有排水能力	0.050m ³ /秒
計画流入量	0.078m ³ /秒
計画排水能力	0.078m ³ /秒
機種	着脱式水中汚水ポンプ
発電機	150kVA×1台
その他	電気設備一式、しき破碎機

d 小規模ポンプ施設

マンホールポンプ	44箇所
----------	------

ウ 八代市水処理センター

敷地面積	62,603.22m ²
職員数	職員 5名 委託人数 17名（ポンプ場管理含む）
工期	着工 昭和55年11月 竣工 昭和60年3月
供用開始	昭和60年3月30日
処理方法	標準活性汚泥法
処理能力	全体計画 33,600m ³ /日
	認可 33,600m ³ /日
	現有 27,500m ³ /日

施設概要	管理棟、機械棟、沈砂池、ポンプ棟、汚泥処理棟、濃縮棟、その他
現有設備概要	主ポンプ 立軸斜流渦巻ポンプ $\phi 350 \times 15\text{m}^3/\text{分} \times 3$ 台
送風機	多段ターボブロワ 40 $\text{m}^3/\text{分} \times 2$ 台 60 $\text{m}^3/\text{分} \times 1$ 台
発電機	875kVA $\times 1$ 台
脱水機	ベルトプレス式 3m幅 $\times 2$ 台

エ 北部中央雨水調整池（令和3年度供用）

施工年度	平成30年度～令和3年度
寸法	縦39m \times 横39m \times 高さ6.1m
貯留量	7,100 m^3
ポンプ設置台数	2台 (i) $\phi 300 \times 10\text{m}^3/\text{分} \times 7\text{m} \times 18.5\text{kW} \times 2$ 台

(2) 都市下水路事業

① 日奈久都市下水路事業（補助対象事業）

計画決定	昭和50年 9月 6日（告示）
事業認可	昭和51年 1月17日（告示）
事業年度	昭和50年度～同53年度
集水区域	約31ha（日奈久塩南町の全部及び日奈久浜町、日奈久東町の一部）
事業内容	下水管渠 第1号幹線 220m（放流は、日奈久港）総施工延長 370m
ポンプ施設	敷地 505 m^2 排水ポンプ $\phi 500 \times 40\text{m}^3/\text{分} \times 55\text{kW} \times 3$ 台（内1台予備）

② 前川都市下水路事業 ※ 平成元年度より公共下水道に編入

計画決定	昭和57年 7月22日（告示）																		
事業認可	昭和57年11月30日（告示）																		
計画集水面積	137ha																		
計画幹線延長	5,190m																		
事業施工状況	<table> <tr> <td></td> <td>県施工分</td> <td>市施工分</td> </tr> <tr> <td>施工年度</td> <td>昭和48年度～同56年度</td> <td>昭和57年度～同63年度</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>970,583千円</td> <td>176,000千円</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td>$\phi = 1,981\text{m}$</td> <td>$\phi = 386\text{m}$</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>$\square 2,500\text{mm} \times 1,450\text{mm}$</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>$\square 2,300\text{mm} \times 1,380\text{mm}$</td> </tr> </table>		県施工分	市施工分	施工年度	昭和48年度～同56年度	昭和57年度～同63年度	事業費	970,583千円	176,000千円	事業内容	$\phi = 1,981\text{m}$	$\phi = 386\text{m}$			$\square 2,500\text{mm} \times 1,450\text{mm}$			$\square 2,300\text{mm} \times 1,380\text{mm}$
	県施工分	市施工分																	
施工年度	昭和48年度～同56年度	昭和57年度～同63年度																	
事業費	970,583千円	176,000千円																	
事業内容	$\phi = 1,981\text{m}$	$\phi = 386\text{m}$																	
		$\square 2,500\text{mm} \times 1,450\text{mm}$																	
		$\square 2,300\text{mm} \times 1,380\text{mm}$																	

③ 宮地都市下水路事業

計画決定	昭和58年11月29日（告示）
事業認可	昭和58年12月21日（当初認可） 平成元年 7月26日（最終認可）
計画集水面積	103ha
計画幹線延長	2,480m
施工延長	2,340m

ア 妙見幹線

施工年度 昭和58年度～同62年度
事業費 52,000千円
事業内容 $\ell=283\text{m}$ $\left\{ \begin{array}{l} \square 1,400\text{mm} \times 1,400\text{mm} \\ \square 1,200\text{mm} \times 1,200\text{mm} \\ \square 1,200\text{mm} \times 800\text{mm} \end{array} \right.$
樋門 1門

イ 宮地幹線（アピール下水道）

施工年度 昭和60年度～平成元年度
事業費 242,100千円
事業内容 $\ell=1,478.2\text{m}$ $\square 1,200\text{mm} \times 4,000\text{mm} \sim 6,000\text{mm}$
伏越工 $\ell=51.8\text{m}$ $\square \square 1,500\text{mm} \times 1,000\text{mm} \times 2\text{連}$

ウ 宮地幹線（水緑景観事業）

施工年度 昭和63年度～平成元年度
事業費 28,900千円
事業内容 歩道橋 $\ell=18.1\text{m}$ $W=2.0\text{m}$
植樹工一式

エ 古麓幹線

施工年度 平成元年度～平成2年度
事業費 104,400千円
事業内容 $\ell=527\text{m}$ $\left\{ \begin{array}{l} \square 1,600\text{mm} \times 900\text{mm} \\ \square 1,000\text{mm} \times 700\text{mm} \end{array} \right.$
樋門 1門

(3) 八代北部流域下水道

① 沿革

平成 2年10月 八代北部流域下水道促進期成会設立（旧千丁・鏡・竜北・小川）
平成 6年 3月 流域下水道基本計画策定
平成 6年12月 事業採択大蔵省内示
平成 7年 3月 流域下水道事業計画策定、関連4町下水道基本計画策定
平成 7年12月 事業採択・予算内示
平成 8年 1月 関連4町下水道事業認可
平成 8年 2月 旧小川町・鏡町都市計画事業認可
平成 8年度 管渠工事着手・終末処理場基本計画・用地買収
平成 9年度 終末処理場管理橋建設・管渠工事促進
平成10年度 終末処理場造成・道路、水路付け替え・管渠工事促進
平成11年度 終末処理場本体工事着工・管渠工事促進
平成12年度 終末処理場・管渠工事促進
平成13年度 終末処理場・管渠工事促進（千丁処理区50ha、鏡処理区50ha）
八代北部流域下水道一部供用開始（平成14年1月）
平成17年度 管渠促進（千丁処理区136ha、鏡処理区186.5ha）
平成19年度 管渠促進（千丁処理区182.5ha、鏡処理区288ha）
平成26年度 管渠促進（千丁処理区209.0ha、鏡処理区345.5ha）

- ア 特定環境保全公共下水道事業（千丁処理区）
- 平成 8年 1月19日 下水道法第4条の規定による許可(50ha)
- 平成13年 3月23日 下水道法第4条の規定による変更許可(86ha)
- 平成19年12月11日 下水道法第4条の規定による変更許可(46.5ha)
- 平成27年 3月 6日 下水道法第4条の規定による変更許可(26.5ha)
- 平成30年10月18日 下水道法第4条の規定による変更許可(計画人口及び原単位の変更)

- イ 公共下水道事業（鏡処理区）
- 平成 7年 7月11日 鏡町都市計画審議会答申
- 平成 7年 8月21日 鏡都市計画下水道変更（都決）の承認
- 平成 7年 8月28日 鏡都市計画下水道変更（都決）の告示(町告示)
- 平成 8年 1月19日 下水道法第4条の規定による変更許可(50ha)
- 平成 8年 1月23日 都市計画法による変更許可
- 平成26年12月10日 鏡都市計画下水道変更（都決）の告示(市告示)
- 平成27年 2月 9日 下水道法第4条の規定による認可(57.5ha)
- 平成27年 3月 6日 都市計画法による認可承認
- 平成27年 3月17日 都市計画法による変更の告示（県告示）
- 平成30年10月18日 下水道法第4条の規定による変更許可(計画人口及び原単位の変更)
- 平成30年10月18日 都市計画法による認可承認
- 平成30年10月30日 都市計画法による変更の告示（県告示）
- } 当初
- } 直近

② 事業計画

事項	計画区分	基本計画 (流域全体)	都市計画決定 (鏡処理区)	事業認可計画	
				千丁処理区	鏡処理区
計 画 年 度		H7～R17	—	H7～R6	H7～R6
排水・処理面積 (ha)		1,309	412	209	345.5
処 理 人 口 (人)		30,900	—	5,780	8,990
処 理 方 法		標準活性汚泥法	—	—	—
終末処理場	設置数 (箇所)	1	—	—	—
	敷地面積 (㎡)	約41,800	—	—	—
	処理能力 (㎡/日)	13,600	—	—	—
ポンプ場	設置数	汚 水	3	—	—
		雨 水	—	—	—
排 除 方 式		分流式	—	同 左	同 左

※参考 八代北部流域事業認可計画（基本計画）

事項	計画区分		八代市	宇城市 小川処理区	氷川町 竜北処理区	氷川町 宮原処理区	計
	千丁処理区	鏡処理区					
排水・処理面積	209.0 (220.8)	345.5 (412.2)	347.5 (347.5)	183 (183)	145.0 (145.0)	1,230.0 (1,309)	
処 理 人 口	5,780 (5,300)	8,990 (9,100)	8,880 (7,900)	6,020 (5,100)	4,100 (3,500)	33,770 (30,900)	
計画汚水量	1,968 (1,802)	3,061 (3,096)	3,502 (3,146)	2,041 (1,755)	1,826 (1,586)	12,400 (11,390)	

③ 使用料、受益者負担金

ア 八代市下水道条例

当初：平成17年 8月 1日施行

直近：平成31年 4月 1日改正

種 別	基 本 使 用 料		超 過 使 用 料 (1立方メートルにつき)	
	汚 水 量	使 用 料	汚 水 量	使 用 料
一 般 汚 水	8立方 メートルまで	1,192円	8立方メートルを超え 20立方メートルまで	186円
			20立方メートルを超え 30立方メートルまで	191円
			30立方メートルを超え 50立方メートルまで	202円
			50立方メートルを超え 100立方メートルまで	207円
			100立方メートルを超えるもの	218円
公衆浴場汚水	1立方メートルにつき	29円		

※消費税別途

イ 八代市下水道事業（千丁処理区）受益者分担に関する条例

八代市都市計画下水道事業（鏡処理区）受益者負担に関する条例

処理区域の名称	金 額
一 般 世 帯	均等割 180,000円
事 業 所 等	1. 7人槽までは、180,000円 2. 8人槽以上については、180,000円に7人槽を超えた人槽分に1,000円を乗じた金額を加算した額とする。 ただし、501人槽以上になる場合は674,000円とする。

④ 事業施工状況（建設事業・起債対象）※八代市分のみ（県・氷川町・宇城市施工分除く）

施工実績 平成7年度～令和2年度

事業総額 13,708,325千円（千丁処理区：5,654,565千円、鏡処理区：8,053,760千円）

⑤ 工事の種類及び事業量内訳

ア 管 渠 汚水管 0=126.30km(千丁処理区 55.86km・鏡処理区70.44km)

小規模ポンプ施設 マンホールポンプ 47箇所(千丁処理区：30箇所、鏡処理区：17箇所)

イ 八代北部浄化センター

敷地面積 41,800㎡

職員数 指定管理者（平成18年度より）

全体計画 平成7年度～令和17年度

供用開始 平成14年1月

処理方法 標準活性汚泥法

処理能力 全体計画 13,600m³/日

認 可 13,600m³/日

現 有 13,400m³/日

施設概要 管理棟、消毒棟、沈砂池ポンプ棟、汚泥処理棟、水処理施設、その他

現有設備概要 主ポンプ
吸入スクュー式水中ポンプ { φ200×3.8m³/分×2台
φ250×6.8m³/分×1台
φ350×13.5m³/分×1台

送風機 ロータリーブロワ { 16m³/分×2台
32m³/分×2台

発電機 ガスタービン発電装置 6,600V 375KVA 一式

脱水機 スクレープレス式 φ700×1台

公共下水道事業整備調書（八代処理区）

区 分		H30.3.31	H31.3.31	R2.3.31	R3.3.31	R4.3.31	備 考	
行政 区域	面 積 (ha)	14,688	14,688	14,688	14,688	14,688	H25.3.31以降↓	
	人 口 (人)	98,009	97,369	96,495	95,874	94,693	外国人登録人口含む	
	外国人登録者数 (人)							
	世 帯 数 (戸)	43,514	43,941	44,162	44,540	44,512		
認可 区域	面 積 (ha)	1,495.60	1,495.60	1,495.60	1,524.60	1,524.60		
	人 口 (人)	54,489	54,112	53,948	54,952	54,589	外国人登録人口含む	
	世 帯 数 (戸)	24,666	24,832	25,062	25,715	25,864		
整備 面積	面 積	汚水	1,216.12	1,238.40	1,249.59	1,263.37	1,288.39	
		雨水	485.21	486.47	486.47	486.71	486.71	
		全体	1,267.57	1,289.85	1,301.04	1,314.82	1,339.84	
	人 口	汚水	44,854	45,386	45,385	45,483	45,356	外国人登録人口含む
		雨水	18,644	18,499	18,210	18,141	17,876	外国人登録人口含む
		全体	46,139	46,570	46,542	46,614	46,449	外国人登録人口含む
供用 開始 区域	面 積	汚水	1,204.77	1,227.93	1,236.63	1,252.18	1,288.39	
		雨水	485.21	486.47	486.47	486.71	486.71	
		全体	1,253.35	1,276.51	1,285.21	1,300.76	1,336.97	
	人 口	汚水	44,758	45,386	45,337	45,483	45,356	外国人登録人口含む
		雨水	18,644	18,499	18,210	18,141	17,876	外国人登録人口含む
		全体	46,043	46,570	46,542	46,614	46,449	外国人登録人口含む
	世 帯 数	汚水	20,674	21,035	21,244	21,530	21,752	
普 及 状 況	水洗化人口 (人)	38,125	38,946	40,066	40,579	41,115	外国人登録人口含む	
	水洗化戸数 (戸)	18,538	19,066	19,201	19,567	20,088		
	普及率 (人口比%)	45.7	46.6	47.0	47.4	47.9	汚水供用人口÷行政人口	
	水洗化率 (人口比%)	85.2	85.8	88.4	89.2	90.6	水洗化人口÷汚水供用人口	
	水洗化率 (戸数比%)	89.7	90.6	90.4	90.9	92.4	水洗化戸数÷汚水世帯数	
	整備率 (認可区域比%)	81.3	82.8	83.6	82.9	84.5	汚水整備面積÷認可面積	
管 渠 延 長	汚 水 (km)	265.27	267.44	269.73	272.37	274.86	整備延長(決算ベース)	
	雨 水 (km)	26.81	27.11	27.14	27.33	27.34	整備延長(決算ベース)	
処 理 場	現有処理能力 (土木)	4/5	4/5	4/5	4/5	4/5	既設/全体計画	
	(20,400m ³ /日) (機械)	3/5	3/5	3/5	4/5	4/5	既設/全体計画	
	流入水量(日平均m ³ /日)	15,623	15,392	15,220	15,439	15,614	晴天時	
	流入水量(日最大m ³ /日)	17,408	18,233	17,777	18,766	16,775	晴天時	
	有収水量(m ³ /日)	12,604	12,818.2	12,863.8	12,821.4	12,882.3		
	有 収 率 (%)	80.7	81.5	81.9	79.2	79.4	有収水量÷日平均流入水量	
	脱水汚泥量(t/日)	7.6	8.2	8.3	8.3	8.1	日平均	
	流 入 BOD	164.0	236.0	191.0	171.0	196.0	日平均	
	水 質 SS	180.0	239.0	199.0	228.0	248.0	日平均	
	(mg/l)放流 BOD	2.2	2.4	1.4	1.3	2.1	日平均	
S S SS	2.2	2.7	2.0	2.3	2.4	日平均		
ポン プ 場	汚 水 (箇所)	3/3	3/3	3/3	3/3	3/3	既設/認可計画	
	雨 水 (箇所)	3/4	3/4	3/4	3/4	3/4	既設/認可計画	
マンホールポンプ (箇所)		35	36	38	40	40		
建設事業費 [起債対象] (千円)	単 年 度	882,937	1,790,842	1,768,151	1,862,877	1,675,069	決算ベース	
	累 計	63,136,666	64,927,508	66,695,659	68,558,536	70,233,605		

特定環境保全公共下水道（千丁処理区）

区 分		H30.3.31	H31.3.31	R2.3.31	R3.3.31	R4.3.31	備 考
行政区域	面 積 (ha)	1,119	1,119	1,119	1,119	1,119	H25.3.31以降↓
	人 口 (人)	7,195	7,277	7,289	7,356	7,324	外国人登録人口含む
	外国人登録者数 (人)						
	世 帯 数 (戸)	2,662	2,739	2,802	2,885	2,909	
認可区域	面 積 (ha)	209.00	209.00	209.00	209.00	209.00	
	人 口 (人)	6,649	6,559	6,435	6,307	6,144	外国人登録人口含む
	世 帯 数 (戸)	2,488	2,506	2,510	2,508	2,501	
整備面積	面 積 汚水	166.44	168.80	171.76	174.41	188.60	
	雨水						
	全体	166.44	168.80	171.76	174.41	188.60	
	人 口 汚水	6,094	6,031	5,991	6,107	6,038	外国人登録人口含む
	雨水						外国人登録人口含む
	全体	6,094	6,031	5,991	6,107	6,038	外国人登録人口含む
供用開始区域	面 積 汚水	166.20	167.60	169.01	174.41	188.60	
	雨水						
	全体	166.20	167.60	169.01	174.41	188.60	
	人 口 汚水	6,094	6,011	5,963	6,107	6,038	外国人登録人口含む
	雨水						外国人登録人口含む
	全体	6,094	6,011	5,963	6,107	6,038	外国人登録人口含む
	世 帯 数 汚水	2,269	2,284	2,307	2,417	2,435	
普及状況	水洗化人口 (人)	4,614	4,769	5,014	5,204	5,284	外国人登録人口含む
	水洗化戸数 (戸)	1,638	1,710	1,711	1,881	1,906	
	普及率 (人口比%)	84.7	82.6	81.8	83.0	82.4	汚水供用人口÷行政人口
	水洗化率 (人口比%)	75.7	79.3	84.1	85.2	87.5	水洗化人口÷汚水供用人口
	水洗化率 (戸数比%)	72.2	74.9	74.2	77.8	78.3	水洗化戸数÷汚水世帯数
	整備率 (認可区域比%)	79.6	80.8	82.2	83.4	90.2	汚水整備面積÷認可面積
管渠延長	汚 水 (km)	52.87	53.81	54.46	55.10	55.86	整備延長(決算ベース)
	雨 水 (km)						整備延長(決算ベース)
処理場	流入水量(日平均m³/日)	1,309	1,332	1,358	1,447	1,464	晴天時
	流入水量(日最大m³/日)	2,438	3,613	2,468	3,732	4,073	晴天時
	有収水量(m³/日)	1,195.6	1,234.5	1,278.5	1,320.1	1,354.3	
	有 収 率 (%)	91.3%	92.7%	94.1%	91.2%	92.5%	有収水量÷日平均流入水量
マンホールポンプ (箇所)		27	28	28	30	30	
建設事業費 [起債対象] (千円)	単 年 度	285,306	171,165	120,190	140,840	94,038	決算ベース
	累 計	5,222,370	5,393,535	5,513,725	5,654,565	5,748,603	

公共下水道事業整備調書（鏡処理区）

区 分		H30.3.31	H31.3.31	R2.3.31	R3.3.31	R4.3.31	備 考	
行政区域	面 積 (ha)	2,827	2,827	2,827	2,827	2,827	H25.3.31以降↓	
	人 口 (人)	14,731	14,609	14,396	14,310	13,999	外国人登録人口含む	
	外国人登録者数 (人)							
	世 帯 数 (戸)	5,857	5,921	5,955	6,037	5,923		
認可区域	面 積 (ha)	345.50	345.50	345.50	345.50	345.50		
	人 口 (人)	10,015	9,808	9,489	9,272	8,942	外国人登録人口含む	
	世 帯 数 (戸)	4,095	4,075	4,030	4,011	3,911		
整備面積	面 積	汚水	250.33	251.85	255.41	262.22	279.17	
		雨水	11.00	11.00	11.00	11.00	11.00	
		全体	250.33	251.85	255.41	262.22	279.17	
	人 口	汚水	7,960	7,866	7,724	7,695	7,570	外国人登録人口含む
		雨水						外国人登録人口含む
		全体	7,960	7,866	7,724	7,695	7,570	外国人登録人口含む
供用開始区域	面 積	汚水	250.33	251.85	255.41	262.22	279.17	
		雨水	11.00	11.00	11.00	11.00	11.00	
		全体	250.33	251.85	255.41	262.22	279.17	
	人 口	汚水	7,960	7,866	7,724	7,695	7,570	外国人登録人口含む
		雨水	380	380	380			外国人登録人口含む
		全体	7,960	7,866	7,724	7,695	7,570	外国人登録人口含む
世 帯 数	汚水	3,338	3,340	3,332	3,364	3,338		
普及状況	水洗化人口 (人)	4,789	4,875	5,032	5,066	5,159	外国人登録人口含む	
	水洗化戸数 (戸)	1,703	1,758	2,082	2,132	1,945		
	普及率 (人口比%)	54.0	53.8	53.7	53.8	54.1	汚水供用人口÷行政人口	
	水洗化率 (人口比%)	60.2	62.0	65.1	65.8	68.2	水洗化人口÷汚水供用人口	
	水洗化率 (戸数比%)	51.0	52.6	62.5	63.4	58.3	水洗化戸数÷汚水世帯数	
	整備率 (認可区域比%)	72.5	72.9	73.9	75.9	80.8	汚水整備面積÷認可面積	
管渠延長	汚 水 (km)	65.82	66.65	67.37	69.01	70.44	整備延長(決算ベース)	
	雨 水 (km)	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	整備延長(決算ベース)	
処理場	流入水量(日平均m ³ /日)	1,614	1,557	1,604	1,660	1,659	晴天時	
	流入水量(日最大m ³ /日)	3,670	4,276	3,541	3,724	4,900	晴天時	
	有収水量(m ³ /日)	1,357.1	1,361.8	1,376.1	1,409.2	1,442.6		
	有 収 率 (%)	84.1	87.5	85.8	84.9	87.0	有収水量÷日平均流入水量	
マンホールポンプ (箇所)		12	12	13	16	17		
建設事業費 [起債対象]	単 年 度	216,121	153,742	225,953	324,161	312,882	決算ベース	
	(千円) 累 計	7,349,904	7,503,646	7,729,599	8,053,760	8,366,642		

公共下水道事業整備調書（八代東部処理区）

区 分		H30.3.31	H31.3.31	R2.3.31	R3.3.31	R4.3.31	備 考	
行政 区域	面 積 (ha)	49	49	49	49	49	H25.3.31以降↓	
	人 口 (人)	652	659	672	745	747	外国人登録人口含む	
	外国人登録者数 (人)							
	世 帯 数 (戸)	307	307	314	353	356		
認可 区域	面 積 (ha)	49.00	49.00	49.00	49.00	49.00		
	人 口 (人)	500	504	523	582	599	外国人登録人口含む	
	世 帯 数 (戸)	230	226	239	272	276		
整備 面積	面 積 (ha)	汚水	44.18	44.18	44.88	44.88	45.73	
		雨水	0					
	全体	44.18	44.18	44.88	44.88	45.73		
	人 口	汚水	509	519	529	609	603	外国人登録人口含む
		雨水	0					外国人登録人口含む
		全体	509	519	529	609	603	外国人登録人口含む
供用開始 区域	面 積 (ha)	汚水	39.69	39.69	40.39	40.39	45.69	
		雨水	0					
		全体	39.69	39.69	40.39	40.39	45.69	
	人 口	汚水	509	519	529	609	603	外国人登録人口含む
		雨水	0	0	0	0	0	外国人登録人口含む
		全体	509	519	529	609	603	外国人登録人口含む
	世 帯 数	汚水	255	256	261	301	302	
普及 状況	水洗化人口 (人)	420	432	454	597	707	外国人登録人口含む	
	水洗化戸数 (戸)	222	228	226	233	331		
	普及率 (人口比%)	78.1	78.8	78.7	81.7	80.7	汚水供用人口÷行政人口	
	水洗化率 (人口比%)	82.5	83.2	85.8	98.0	117.2	水洗化人口÷汚水供用人口	
	水洗化率 (戸数比%)	87.1	89.1	86.6	77.4	109.6	水洗化戸数÷汚水世帯数	
	整備率 (認可区域比%)	90.2	90.2	91.6	91.6	93.3	汚水整備面積÷認可面積	
管渠 延長	汚 水 (km)	6.10	6.10	6.18	6.18	6.32	整備延長(決算ベース)	
	雨 水 (km)	0	0	0	0	0	整備延長(決算ベース)	
処 理 場	現有処理能力 (土木)						既設/全体計画	
	(20,400m ³ /日) (機械)						既設/全体計画	
	流入水量(日平均m ³ /日)						晴天時	
	流入水量(日最大m ³ /日)						晴天時	
	有収水量(m ³ /日)	209.1	222.7	233.0	224.4	259.7		
	有 収 率 (%)						有収水量÷日平均流入水量	
	脱水汚泥量(t/日)						日平均	
	流 入 BOD						日平均	
水 質 SS						日平均		
(mg/l)放流 BOD						日平均		
S SS						日平均		
ポン プ 場	汚 水 (箇所)	0	0				既設/認可計画	
	雨 水 (箇所)	0	0				既設/認可計画	
マンホールホ ^ン フ (箇所)		4	4	4	4	4		
建設事業費 [起債対象] (千円)	単 年 度	0	2,138	27,707	0	9,080	決算ベース	
	累 計	394,086	396,224	423,931	423,931	433,011		

(4) 生活扶助世帯に対する排水設備費等補助金交付事業

設置目的 公共下水道の処理区域内において、排水設備を公共下水道に接続しようとする生活扶助世帯に対して、当該改造費用を補助し、水洗化を促進する。

施行年月日 平成17年8月1日

設置目的 生活扶助世帯の所有に係る公共下水道の処理区域内の建築物（現にその世帯の生活の用に供している建築物に限る。）に設けられている排水設備を公共下水道に接続するための工事に必要な経費を、予算の範囲内において市長が認定した額を交付する。

助成措置の実績 なし

(5) 農業集落排水処理施設事業

① 沿革

泉町下岳上地区農業集落排水事業

事業採択申請年月日 平成 4年 2月24日

事業採択年月日 平成 4年 4月10日

供用開始年月日 平成 8年10月 1日

東陽町南区地区農業集落排水事業

事業採択申請年月日 平成 6年 8月16日

事業採択年月日 平成 7年 4月 4日

供用開始年月日 平成12年 4月 1日

② 事業計画

事 項		処 理 区	泉町下岳上処理区	東陽町南区処理区
計 画 年 度			平成4年度～平成8年度	平成7年度～平成11年度
集 落 圏 面 積 (ha)			440	220
事業計画区域面積 (ha)			24	48
計画処理対象人口 (人)			820	2300
処 理 方 法			嫌気性ろ床併用接触ばっ気方式 日本農業集落排水協会 (JARUS) -Ⅲ型	回分式活性汚泥方式 日本農業集落排水協会 (JARUS) -Ⅺ96型
処 理 場	設置数 (箇所)		1	1
	計画汚水量 (m ³ /日)		222	621
	処理能力 (m ³ /日)		246	690
ポンプ施設 管渠	設置数 (箇所)		16	31
	延長 (km)		10.9	19.6
放流水質	BOD (mg/ℓ)		20 (除去率90%)	20 (除去率90%)
	SS (mg/ℓ)		50 (除去率75%)	50 (除去率75%)
排 除 方 式			分 流 式	分 流 式

③ 使用料、受益者分担金

ア 八代市農業集落排水処理施設条例

当初：平成17年8月1日施行
直近：平成31年4月1日施行

区 分	金 額 (月 額)	備 考
基本料金	2,219円	
世帯員割	739円	事務所等の従業員を含む
業務料金	1,479円	店舗面積により加算
その他の料金	440円	学校職員、児童生徒

※消費税抜き

イ 八代市農業集落排水処理施設事業分担金徴収条例

単位分担金額	
1世帯につき	100,000円

当初：平成17年8月1日施行

④ 泉町下岳上地区農業集落排水処理施設

ア 事業施工状況

施工実績 平成4年度～平成8年度
事業総額 934,000千円（建設事業費・起債対象）

イ 工事の種類及び事業量内訳

- a 管 渠 汚水管 L=10.9km
小規模ポンプ施設 マンホールポンプ 16箇所
- b 処理場一式
- 型 式 名 称 日本農業集落排水協会（JARUS）-Ⅲ型
- 処 理 能 力 全体計画 246m³/日
現 有 246m³/日
- 施 設 概 要 処理場上屋（RC造1階建） 処理場 820人槽
ばっ気沈砂槽、流量調整槽、嫌気性濾床槽
接触ばっ気槽、沈殿槽、消毒槽、汚泥濃縮貯留槽
機械電気設備一式
- 現有設備概要 原水ポンプ
80φ×0.445m³/分×9.25m×2.2kW×2台
非常用エンジンポンプ
50φ×0.445m³/分×10m×4.5PS×1台
水中攪拌ポンプ
0.98m³/分×2.80m 80φ×50φ×2.2kW×1台
嫌気性ろ床槽攪拌装置
VP40 有孔管 12基
汚泥引抜ポンプ（横型自吸式）
50φ×0.15m³/分×10m×2.2kW×1台
- 送 風 機 ブロワ
65φ×1.59m³/分×4,500mmAq×3.7kW×2台
- 発 電 機 ディーゼルエンジン発電機
20kVA×1台、13kVA×1台、8.0kW×1台

⑤ 東陽町南区地区農業集落排水処理施設

ア 事業施工状況

施工実績 平成7年度～平成11年度
事業総額 1,970,000千円（建設事業費・起債対象）

イ 工事の種類及び事業量内訳

a 管 渠 汚水管 L=19.6km
小規模ポンプ施設 マンホールポンプ 31箇所

b 処理場一式

型 式 名 称 日本農業集落排水協会（JARUS）-XI96型
処 理 能 力 全体計画 690m³/日
現 有 690m³/日

施 設 概 要 処理場上屋（RC造2階建） 処理場 2,300人槽
ばっ気沈砂槽、流量調整槽、回分槽
散水ポンプ槽、消毒槽、汚泥濃縮槽、汚泥貯留槽
放流施設、機械電気設備一式

現 有 設 備 概 要 原水ポンプ
100φ×0.6m³/分×7.0m×2.2kW×3台
非常用エンジンポンプ
80φ×0.6m³/分×10m×6.0PS×2台
水中攪拌ポンプ
80φ×3.7kW×2台
回分槽ばっ気攪拌装置
3.7kW×2台
汚泥引抜ポンプ（エアリフト式）
PVC製 1台
上澄水排出装置 堰式
1.5m×0.2kW×2台

送 風 機 ブロワ
65φ×1.41m³/分×5,000mmAq×3.7kW×3台

発 電 機 ディーゼルエンジン発電機
20kVA×1台、6.0kVA×2台

脱 水 機 多重円板型
40kg-DS×8.85kW×1台

⑥ 生活扶助世帯に対する排水設備費等補助金交付事業

設 置 目 的 農業集落排水の処理区域内において、排水設備を農業集落排水に接続しようとする生活扶助世帯に対して、当該改造費用を補助し、水洗化を促進する。

施 行 年 月 日 平成17年8月1日

助 成 概 要 生活扶助世帯の所有に係る農業集落排水の処理区域内の建築物（現にその世帯の生活の用に供している建築物に限る。）に設けられている排水設備を農業集落排水に接続するための工事に必要な経費を予算の範囲内において市長が認定した額を交付する。

助成措置の実績 なし

農業集落排水処理施設事業整備調書（泉町下岳上地区）

		H30.3.31	H31.3.31	R2.3.31	R3.3.31	R4.3.31	備 考
行政区域	面積 (ha)	26,659	26,659	26,659	26,659	26,659	
	人口 (人)	1,976	1,835	1,759	1,687	1,586	
	世帯数 (世帯)	813	799	791	782	746	
事業計画	集落圏面積 (ha)	440	440	440	440	440	
	事業計画区域面積 (ha)	24	24	24	24	24	
	人口 (人)	820	820	820	820	820	
	世帯数 (世帯)	180	180	180	180	180	
整備区域	面積 (ha)	24	24	24	24	24	
	人口 (人)	478	457	469	459	428	
	世帯数 (世帯)	181	195	195	195	179	
供用開始区域	面積 (ha)	24	24	24	24	24	
	人口 (人)	478	457	469	459	428	
	世帯数 (世帯)	181	195	195	195	179	
普及状況	水洗化人口 (人)	429	388	386	362	345	
	水洗化世帯数 (世帯)	154	152	151	149	143	
	普及率 (人口比%)	24.2%	24.9%	26.7%	27.2%	27.0%	供用開始人口÷行政人口
	水洗化率 (人口比%)	89.7%	84.9%	82.3%	78.9%	80.6%	水洗化人口÷供用開始人口
	水洗化率 (世帯比%)	85.1%	77.9%	77.4%	76.4%	79.9%	水洗化世帯数÷供用開始世帯数
	整備率 (面積比%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	整備面積÷事業計画区域面積
管渠延長	汚水 (km)	10.9	10.9	10.9	10.9	10.9	整備延長(決算ベース)
処理場	現有処理能力(246m ³ /日)	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	既設/全体計画
	流入水量(日平均m ³ /日)	190	174	163	167	159	
	流入水量(日最大m ³ /日)	331	400	390	514	546	
	有収水量(日平均m ³ /日)	190	174	163	167	159	
	有収率 (%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	有収水量÷日平均流入水量
	発生汚泥量 (t/日)	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	日平均(脱水前)
	放流水質 BOD	6.4	5.5	6.2	8.2	5.5	月平均
	(mg/l) SS	8.5	5.4	4.8	4.9	4.2	月平均
マンホールポンプ (箇所)		16	16	16	16	16	
建設事業費 [起債対象]	単年度	0	0	0	0	0	
	(千円) 累計	934,000	934,000	934,000	934,000	934,000	

農業集落排水処理施設事業整備調書（東陽町南区地区）

		H30.3.31	H31.3.31	R2.3.31	R3.3.31	R4.3.31	備 考
行政区域	面積 (ha)	6,456	6,456	6,456	6,456	6,456	
	人口 (人)	2,192	2,077	2,012	1,948	1,911	
	世帯数 (世帯)	817	810	816	807	817	
事業計画	集落圏面積 (ha)	220	220	220	220	220	
	事業計画区域面積 (ha)	48	48	48	48	48	
	人口 (人)	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	
	世帯数 (世帯)	518	518	518	518	518	
整備区域	面積 (ha)	48	48	48	48	48	
	人口 (人)	1,513	1,452	1,426	1,381	1,352	
	世帯数 (世帯)	556	560	570	566	574	
供用開始区域	面積 (ha)	48	48	48	48	48	
	人口 (人)	1,513	1,452	1,426	1,381	1,352	
	世帯数 (世帯)	556	560	570	566	574	
普及状況	水洗化人口 (人)	1,244	1,214	1,191	1,153	1,130	
	水洗化世帯数 (世帯)	455	465	469	466	451	
	普及率 (人口比%)	69.0%	69.9%	70.9%	70.9%	70.7%	供用開始人口÷行政人口
	水洗化率 (人口比%)	82.2%	83.6%	83.5%	83.5%	83.6%	水洗化人口÷供用開始人口
	水洗化率 (世帯比%)	81.8%	83.0%	82.3%	82.3%	78.6%	水洗化世帯数÷供用開始世帯数
	整備率 (面積比%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	整備面積÷事業計画区域面積
管渠延長	汚水 (km)	19.6	19.6	19.6	19.6	19.6	整備延長(決算ベース)
処理場	現有処理能力(690m ³ /日)	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	既設/全体計画
	流入水量(日平均m ³ /日)	504	509	471	445	429	
	流入水量(日最大m ³ /日)	647	807	749	820	872	
	有収水量(日平均m ³ /日)	504	509	471	445	429	
	有収率 (%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	有収水量÷日平均流入水量
	発生汚泥量 (t/日)	0.19	0.17	0.14	0.19	0.15	日平均(H25より脱水後)
	放流水質 BOD	2.8	2.8	1.3	1.8	2.3	月平均
	(mg/l) SS	3.4	3.4	2.1	2.3	3.8	月平均
マンホールポンプ (箇所)		31	31	31	31	31	
建設事業費 [起債対象]	単年度	0	0	0	0	0	
	(千円) 累計	1,970,000	1,970,000	1,970,000	1,970,000	1,970,000	

(6) 公共浄化槽等整備推進事業

① 目的

市町村が設置主体となって戸別の浄化槽を特定の地域を単位として整備し、し尿と雑排水を併せて処理することにより、生活環境の保全および公衆衛生の向上に寄与する。

② 対象地域

浄化槽処理促進区域（泉町、東陽町で農業集落排水処理施設の処理区域外の地域）

③ 事業の要件

以下のアからエのすべてを満たすものであること。

ア 事業の実施地域は、将来的に浄化槽の整備が妥当と判断される地域内において設定されること。

イ 原則として、事業実施地域内の全戸に戸別の浄化槽を整備する事業であること。

ウ 適正な維持管理を確実に確保するため住民等の協力体制が整っていること。

エ 市町村の公営企業として実施し、本事業により整備された浄化槽は特別会計により経理し、適正な料金の徴収が確実に見込まれるもの。

④ 財政措置の概要

- ・ 国庫補助金 1/3 （循環型社会形成推進交付金）
- ・ 起債 17/30 （下水道債、過疎債）
- ・ 受益者分担金 1/10

⑤ 事業計画と整備状況

令和4年3月31日現在

事業区域		泉地区	東陽地区	合計
事業期間		平成14年度～令和2年度	平成13年度～令和2年度	平成13年度～令和2年度
計画	計画基数	510基	190基	700基
	計画人口	1,620人	992人	2,612人
	計画区域内現在人口	1,158人	559人	1,717人
整備状況	設置済基数	277基	160基	437基
	水洗化人口	556人	355人	911人

⑥年度別・人槽別整備状況

(単位：基)

地区名	人 槽	寄附	H13～ H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	合計
泉	5人槽	15	95		2	1		3	3	3	1	3	2	128
	6人槽	8												8
	7人槽	21	91		2									114
	8人槽	9												9
	10人槽	3	9											12
	14人槽		1											1
	20人槽		1											1
	45人槽	1												1
	50人槽	1	1											2
	60人槽	1												1
	合 計	59	198	0	4	1	0	3	3	3	1	3	2	277
累 計	59	257	257	261	262	262	265	268	271	272	275	277		
東 陽	5人槽		74		1					1				76
	7人槽		83											83
	14人槽		1											1
	合 計		158	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	160
	累 計		158	158	159	159	159	159	159	160	160	160	160	
合 計	5人槽	15	169		3	1		3	3	4	1	3	2	204
	6人槽	8												8
	7人槽	21	174		2									197
	8人槽	9												9
	10人槽	3	9											12
	14人槽		2											2
	20人槽		1											1
	45人槽	1												1
	50人槽	1	1											2
	60人槽	1												1
	合 計	59	356	0	5	1	0	3	3	4	1	3	2	437
累 計	59	415	415	420	421	421	424	427	431	432	435	437		
設置基数進捗状況		8.4%	59.3%	59.3%	60.0%	60.1%	60.1%	60.6%	61.0%	61.6%	61.7%	62.1%	62.4%	

⑦使用料、受益者分担金

ア 八代市公共浄化槽条例

a 公共浄化槽使用料

一般世帯の公共浄化槽の使用料

当初：平成17年8月1日施行

直近：令和3年4月1日施行

区分	料金 (税別)
基本料金 (1件当たり)	3,800円
世帯員割 (6人以上据置)	420円

事業所等の公共浄化槽の使用料

人槽区分	金額
5 人槽	5,360円
6 人槽	5,450円
7 人槽	5,540円
8 人槽	5,810円
10 人槽	6,180円
11～15人槽	9,450円
16～20人槽	11,950円
21～25人槽	14,560円
26～30人槽	17,060円
31～35人槽	19,150円
36～40人槽	21,230円
41～45人槽	22,060円
46～50人槽	26,230円
60 人槽	30,750円

備考 公民館、集会所等の公共浄化槽の使用料は、3,800円とする。

b 公共浄化槽受益者分担金

【泉地区】当初：平成17年8月1日施行

人槽区分	分担金額
5 人槽	100,000円
6 人槽	100,000円
7 人槽	100,000円
8 人槽	100,000円
10 人槽	100,000円
11～15人槽	200,000円
16～20人槽	300,000円
21～25人槽	400,000円
26～30人槽	450,000円
31～40人槽	550,000円
41～50人槽	600,000円

【東陽地区】

分担金額
100,000円

当初：平成17年8月1日施行

公共浄化槽等整備推進事業整備調書（泉地区）

		H30.3.31	H31.3.31	R2.3.31	R3.3.31	R4.3.31	備 考
行政区域	面積 (ha)	26,659	26,659	26,659	26,659	26,659	
	人口 (人)	1,976	1,835	1,759	1,687	1,586	
	世帯数 (世帯)	813	799	791	782	746	
事業計画区域	事業計画区域面積 (ha)	26,219	26,219	26,219	26,219	26,219	
	計画人口 (人)	1,620	1,620	1,620	1,620	1,620	
	計画基数 (基)	510	510	510	510	510	
	現在人口 (人)	1,495	1,378	1,290	1,228	1,158	
	現在世帯数 (世帯)	631	604	596	587	567	
処理区域	面積 (ha)	26,219	26,219	26,219	26,219	26,219	
	人口 (人)	667	635	608	580	556	
	設置済基数 (基)	268	271	272	275	277	
普及状況	水洗化人口 (人)	667	635	608	580	556	
	水洗化世帯数 (世帯)	256	257	239	260	255	
	普及率 (人口比%)	33.8%	34.6%	34.6%	34.4%	35.1%	処理区域人口÷行政人口
	水洗化率 (人口比%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	水洗化人口÷処理区域人口
浄化槽	計画処理能力 (m ³ /日)	550	550	550	550	550	
	現在処理能力 (m ³ /日)	374	377	378	365	360	Σ (人槽×基数) *0.2
	現在平均処理水量 (m ³ /日)	133	127	121	116	111	0.2m ³ ×水洗化人口
	年間総処理水量 (m ³)	48,691	46,355	44,506	42,340	40,588	0.2m ³ /人・日換算
	年間有収水量 (m ³)	48,691	46,355	44,506	42,340	40,588	0.2m ³ /人・日換算
	有収率 (%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	年間有収水量÷年間総処理水量
建設事業費 (千円)	単年度	2,841	2,749	935	2,855	2,090	人件費含まず
	累計	218,147	220,896	221,831	224,686	226,776	

公共浄化槽等整備推進事業整備調書（東陽地区）

		H30.3.31	H31.3.31	R2.3.31	R3.3.31	R4.3.31	備 考
行政区域	面積 (ha)	6,456	6,456	6,456	6,456	6,456	
	人口 (人)	2,192	2,077	2,012	1,948	1,911	
	世帯数 (世帯)	817	810	816	807	817	
事業計画区域	事業計画区域面積 (ha)	6,236	6,236	6,236	6,236	6,236	
	計画人口 (人)	992	992	992	992	992	
	計画基数 (基)	190	190	190	190	190	
	現在人口 (人)	701	625	586	567	559	
	現在世帯数 (世帯)	264	250	246	241	243	
処理区域	面積 (ha)	6,236	6,236	6,236	6,236	6,236	
	人口 (人)	424	400	386	365	355	
	設置済基数 (基)	159	160	160	160	160	
普及状況	水洗化人口 (人)	424	400	386	365	355	
	水洗化世帯数 (世帯)	150	150	147	148	145	
	普及率 (人口比%)	19.3%	19.3%	19.2%	18.7%	18.6%	処理区域人口÷行政人口
	水洗化率 (人口比%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	水洗化人口÷処理区域人口
浄化槽	計画処理能力 (m ³ /日)	266	266	266	266	266	
	現在処理能力 (m ³ /日)	194	195	195	182	178	Σ (人槽×基数) *0.2
	現在平均処理水量 (m ³ /日)	85	80	77	73	71	0.2m ³ ×水洗化人口
	年間総処理水量 (m ³)	30,952	29,200	28,255	26,645	25,915	0.2m ³ /人・日換算
	年間有収水量 (m ³)	30,952	29,200	28,255	26,645	25,915	0.2m ³ /人・日換算
	有収率 (%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	年間有収水量÷年間総処理水量
建設事業費 (千円)	単年度	0	907	0	0	0	人件費含まず
	累計	161,866	162,773	162,773	162,773	162,773	

6 日奈久港整備事業

事業主体 八代市

事業年度 着手 平成3年度

※「八代市公共事業評価規程」に基づき、第3回目の事業評価を実施し、「事業休止」の方針決定。

(1) 全体計画

①日奈久港改修（地方）事業【補助事業】

施設名	数量	施設名	数量	施設名	数量
防波堤（A）	60m	物揚場（B）	80m	道路（B）	100m
防波堤（B）	75m	船揚場	20m		
護岸（防波）	280m	ポンツーン	330m		
物揚場（A）	250m	浮棧橋	1基		

平成22年度までの総事業費 2,774百万円
 財源内訳 国 1,110百万円
 地方債 1,422百万円
 一般財源 242百万円

②日奈久港港湾環境整備事業【補助事業】

施設名	数量	施設名	数量	施設名	数量
護岸（Ⅰ）	207m	護岸（Ⅱ）	80m	突堤	65m
砂止堤	34m	緑地	1,525㎡		

平成22年度までの総事業費 439百万円
 財源内訳 国 171百万円
 地方債 197百万円
 一般財源 71百万円

③日奈久港港湾施設整備事業【市単独事業】

施設名	数量	施設名	数量	施設名	数量
護岸（D）	30m	護岸（E）	35m	照明灯	9基
緑地	440㎡	航路（-1.5m）	520m	15号護岸	34m

平成26年度までの総事業費 1,025百万円
 財源内訳 一般財源 1,025百万円

④日奈久港みなと振興交付金事業【交付金事業】

施設名	数量	施設名	数量	施設名	数量
人道橋	2基	休憩所	1基	通路工	110m

社会実験・・・一式

平成26年度までの総事業費 160百万円
 財源内訳 国 75百万円
 一般財源 85百万円

(2) 事業経過

年度	事業内容	年度	事業内容
H 3	業務委託	H13	物揚場(A)、船揚場、防波堤(A) 付帯工事
H 4	業務委託、漁業補償	H14	船揚場、防波堤(A)、付帯工事
H 5	業務委託、漁業補償、航路浚渫工事	H15	船揚場、道路(B)、埠頭用地埋立 付帯工事
H 6	業務委託、航路・泊地浚渫工事、付帯工事	H16	業務委託、護岸(Ⅱ)、突堤、護岸(D) 付帯工事
H 7	業務委託、泊地浚渫、護岸工事、付帯工事	H17	物揚場(B)、浮棧橋、護岸(Ⅰ) 護岸(Ⅱ)、突堤、護岸(D)、付帯工事
H 8	業務委託、物揚場(B)、道路護岸工事 付帯工事	H18	物揚場(B)、浮棧橋、護岸(Ⅰ) 砂止堤、突堤、付帯工事
H 9	護岸(防波)、物揚場(A)、道路護岸工事 付帯工事	H19	防波堤(B)、護岸(Ⅰ)、付帯工事
H10	護岸(防波)、物揚場(A)、付帯工事	H20	防波堤(B)、護岸(Ⅰ)・養浜 付帯工事、業務委託
H11	物揚場(B)、泊地(床止)、付帯工事	H21	防波堤(B)、養浜・緑地、人道橋・休憩所 付帯工事
H12	物揚場(A)、物揚場(B)、船揚場 付帯工事	H22	防波堤(B)、養浜・緑地、人道橋 付帯工事

平成22年度までの総事業費	4,316百万円
財源内訳	
国	1,356百万円
地方債	1,619百万円
一般財源	1,341百万円

7 鏡港整備事業

【第Ⅰ期】

事業主体	八代市(旧鏡町)		
事業年度	着手	昭和53年度	
	竣工	昭和57年度	
	供用開始	昭和57年11月24日	

(1) 全体計画

①鏡港改修(局改)事業【補助事業】

施設名	数量	施設名	数量
物揚場(-1.0m)	100m	船揚場	15m
泊地(-1.0m)	(12,200m ²) 7,900m ³		

総事業費	193百万円		
財源内訳			
国	64百万円	県	19百万円
地方債	104百万円	一般財源	6百万円

(2) 事業経過

昭和53年度 業務委託
昭和54年度 物揚場 (-1.0m) 工事、船揚場工事
昭和55年度 物揚場 (-1.0m) 工事、船揚場工事
昭和56年度 物揚場 (-1.0m) 工事、船揚場工事、泊地浚渫工事
昭和57年度 物揚場 (-1.0m) 工事、船揚場工事、泊地浚渫工事

【第Ⅱ期】

事業主体 八代市(旧鏡町)
事業年度 着手 平成5年度
竣工 平成12年度
供用開始 平成13年3月31日

(1) 全体計画

①鏡港改修(局改)事業【補助事業】

施設名	数量	施設名	数量
物揚場 (-1.0m)	130m	泊地 (-1.0m)	(13,000m ²) 33,100m ³

総事業費 570百万円
財源内訳 国 190百万円 県 54百万円
地方債 269.4百万円 一般財源 56.6百万円

(2) 事業経過

平成5年度 業務委託
平成6年度 物揚場 (-1.0m) 工事
平成7年度 物揚場 (-1.0m) 工事
平成8年度 物揚場 (-1.0m) 工事
平成9年度 物揚場 (-1.0m) 工事
平成10年度 物揚場 (-1.0m) 工事
平成11年度 物揚場 (-1.0m) 工事
平成12年度 物揚場 (-1.0m) 工事、泊地浚渫工事

【第Ⅲ期】

事業主体 八代市(鏡支所)
事業年度 着手 平成19年度
竣工 平成23年度
供用開始 平成23年7月29日

(1) 全体計画

①鏡港整備交付金事業【交付金事業】

施設名	数量
航路 (-1.0m)	(20,000m ²) 20,000m ³

総事業費 205百万円
財源内訳 国 80百万円
一般財源 125百万円

(2) 事業経過

平成19年度 業務委託
平成20年度 泊地浚渫工事 (単独)
平成22年度 航路浚渫工事

【第Ⅳ期】

事業主体 八代市
事業年度 着手 平成29年度

(1) 全体計画

①社会資本整備総合交付金事業【交付金事業】

施設名	数量
泊地 (-1.0m)	(27,000m ²) 72,000m ³

令和3年度までの総事業費 237百万円
財源内訳 国 79百万円
地方債 142百万円
一般財源 16百万円

(2) 事業経過

平成28年度 鏡港泊地浚渫工事
平成28年度 鏡港泊地浚渫工事 (その2)
平成29年度 鏡港泊地浚渫工事
平成30年度 鏡港泊地浚渫工事
令和 2年度 鏡港泊地浚渫工事
令和 3年度 鏡港泊地浚渫工事

8 九州新幹線整備関連事業

(1) 駅舎整備

①新幹線新八代駅

整備主体 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
 整備年度 平成13年度～平成15年度
 施設概要 高架駅
 1階：改札口、駅事務室、みどりの窓口、待合室、トイレ（男女・多目的）等
 2階：ホーム（8両対応）、旅客上屋、待合室
 昇降設備：エレベーター、エスカレーター

②観光物産案内所（八代市観光物産案内所）

運営 八代市 観光・クルーズ振興課
 サービス内容 ・観光及び物産の案内等を目的とした情報の提供（各種情報誌・市内案内図・パンフレット・ポスター等）
 ・物産品の展示
 ・各種行事・イベント等のPR及び情報提供

事業費 112,000千円
 財源内訳：地方債 80,200千円
 一般財源 31,800千円

面積 観光物産案内所 136.36㎡ 一般通路 204.80㎡
 公衆トイレ 63.05㎡ 浄化槽埋設地 156.49㎡

③在来線新八代駅

整備主体 JR九州
 事業費 326,225千円
 整備年度 平成14年度～平成15年度
 施設概要 橋上駅舎
 ホーム2面（上下線）、駅務室・改札（有人）、トイレ（男女・多目的）
 エレベーター（上下線に各1基）

④自由通路

事業費 411,229千円
 整備年度 平成14年度～平成15年度
 建築面積 1,155㎡
 延長 130m（横断距離L≒40m）
 幅員 4m
 構造 鉄骨造2階建
 斜路付立体横断施設（手押し自転車通行可）
 昇降施設 通過型エレベーター2基（車椅子対応11人乗り）

(2) 駅前広場整備

①東口駅前広場

整備面積 10,580㎡
 整備年度 平成14年度～平成15年度
 主な施設 バス乗降場………4バース タクシー乗降場………3バース
 一般車乗降場………2バース 身障者乗降場………2バース
 タクシープール………12台 モニュメント………1基

②南口広場

整備面積 1,570㎡
 整備年度 平成15年度
 主な施設 駐輪場………約40台 サークルベンチ………1基

*東口駅前広場及び南口広場事業費 907,133千円

③西口駅前広場

事業費	177,116千円	
整備面積	1,820 m ²	
整備年度	平成15年度	
主な施設	バス乗降場……………	1 バース
	一般車乗降場……………	2 バース
	タクシープール……………	2 台
	時計塔……………	1 塔
	タクシー乗降場……………	1 バース
	身障者乗降場……………	1 バース
	一般者待合場……………	4 基
	駐輪場……………	約 50 台

(3) アクセス道路

①県道西片新八代停車場線

整備主体	熊本県
整備年度	平成13年度～平成15年度
施設概要	延長：980m
	幅員：17m

(4) 肥薩おれんじ鉄道

九州新幹線の開業に伴い、鹿児島本線八代～川内間が、JR九州から経営分離されることを受け、熊本県と鹿児島県、そして沿線の10市町（現在7市町）などの出資により、第三セクター鉄道会社として、肥薩おれんじ鉄道株式会社が設立される。

肥薩おれんじ鉄道株式会社（八代市萩原町1丁目1番1号）

設立年月日	平成14年10月31日
開業日	平成16年3月13日
株主	【熊本県側】熊本県、八代市、水俣市、芦北町（旧芦北町、旧田浦町） 津奈木町 【鹿児島県側】鹿児島県、薩摩川内市（旧川内市）、出水市（旧出水市、旧高尾野町、旧野田町）、阿久根市 【JR貨物】
駅の数	28駅（有人駅10駅・無人駅18駅）

①初期投資に対する負担割合について

- ア 熊本県側：鹿児島県側＝1：1
*ただし、新八代駅の折り返し設備に関する費用（65,000千円）は熊本県側で負担する。
- イ 県：沿線市町＝85：15
- ウ 沿線市町間の負担割合＝均等割1/10 人口割6/10 新幹線駅割3/10
*新幹線駅割の負担率は、八代市50%、水俣市45%、津奈木町5%とする。
- エ 負担率

	割合 (%) (端数調整前)
熊本県	85.00
八代市	8.32 (8.325)
水俣市	4.02
旧田浦町	0.59 (0.585)
旧芦北町	1.23
津奈木町	0.84
合計	100.00

②設立当時（平成14年度～平成16年度）における出資金及び補助金

ア 出資金：市負担	60,750,000円
	全体 1,560,000,000円
イ 補助金：市負担	194,819,520円
	全体 4,615,330,183円

XII 教 育

1. 学 校 教 育	347
2. 社 会 教 育	358



1 学校教 育

(1) 市立小・中学校、特別支援学校及び幼稚園設置状況

(令和4年5月1日現在)

区分	学校名	児童数 (人)	学級数 (室)	校地		校舎 積実面 (㎡)	教室数		教 職 員							給食状況		体育施設		竣工年度 校舎 (年度)	体育館 (年度)							
				面積 (㎡)	運動場 外 (㎡)		普通 (室)	特別 (室)	校長 (人)	副校長 (人)	教頭 (人)	主任 教諭 (人)	指導 教諭 (人)	養護 教諭 (人)	講師 (人)	計 (人)	事務員 県費 (人)	事務員 市費 (人)	その他 市費 (人)			養護 教諭等 県費 (人)	給食 従事員 市費 (人)	用務員 市費 (人)				
小	代陽小学校	409	特21	34,870	22,697	5,974	22	18	1	1	23	1	6	27	1	(4)	1	(1)	1,065	S53	S49							
	太田郷小学校	736	特32	29,305	15,645	7,610	33	16	1	1	35	1	3	40	2	(5)	1	(1)	1,048	S43	S63							
	植柳小学校	206	特15	27,341	9,604	4,348	13	16	1		12	1	1	15	1	(4)		(1)	1,461	S50	H19							
	松高小学校	746	特44	26,165	11,351	5,897	35	15	2	1	39	1	5	44	1	(7)		(1)	1,744	S48	H19							
	金剛小学校	168	特15	17,247	10,537	3,367	12	7	1		11	1	2	14	1	(3)		(1)	646	H26	S44							
	(弥次分校)	57	特7	6,682	3,512	1,248	5	3			5	1	1	6					416	H15	S52							
	高田小学校	347	特21	19,078	9,103	5,296	19	12	1	1	20	1	1	23	1	(4)		(1)	909	S66	S58							
	八千把小学校	744	特47	24,671	16,242	6,455	31	9	1	1	36	1	6	41	2	(5)		(1)	935	S52	S55							
	郡築小学校	173	特9	14,701	7,675	3,465	9	13	1	1	11	1		14	1	(3)		(1)	1,185	S55	H22							
	八代小学校	224	特23	27,996	13,801	4,666	15	11	1	1	15	1	2	18	1	(4)		(1)	1,214	S59	H23							
	宮地小学校	148	特7	13,017	6,568	3,300	9	10	1	1	12	1		15	1	(2)		(1)	480	S52	S46							
	日奈久小学校	68	特5	24,730	10,908	3,416	8	13	1	1	6	1		9	1	(2)		(1)	589	S53	S49							
	昭和小学校	41	特4	15,072	6,033	2,768	6	8	1	1	5	1		8	1	(1)		(1)	893	H11	H23							
	二見小学校	29	特2	17,860	10,171	2,612	6	10	1	1	3	1		6				(1)	439	S45	S43							
	龍峯小学校	56	特4	11,146	7,082	2,052	8	7	1	1	9	1		12	1	(1)		(1)	497	S54	S50							
麦島小学校	384	特45	24,623	11,307	5,113	21	10	1	1	25	1	5	28	1	(5)		(1)	1,183	S57	H23								
八竜小学校	41	特3	18,603	6,136	2,863	7	8	1	1	7	1		10	1	(2)		(1)	882	H14	H13								
千丁小学校	416	特31	21,026	11,123	4,552	21	6	1	1	25	1	1	28	1	(3)		(1)	1,257	S33	H16								
鏡小学校	372	特27	18,385	9,930	4,606	18	8	1	1	18	1	3	21	1	(5)		(1)	1,332	S38	S63								
有佐小学校	100	特8	13,823	6,806	2,210	11	4	1	1	9	1	2	12	1	(1)		(1)	1,087	S55	H5								
文政小学校	247	特20	29,601	11,813	4,113	17	8	1	1	15	1	4	18	1	(5)		(1)	1,311	S50	H4								
東陽小学校	52	特9	11,803	7,645	1,895	8	7	1	1	7	1	1	10	1	(2)		(1)	532	S58	S51								
泉小学校	26	特1	16,692	4,222	664	4	-	※1	1	3	1	1	6	1	(1)		(0)	604	S40	H24								
泉第八小学校	4	特0	13,472	4,528	566	2	3	1		2			3	1	(1)		(1)	420	S59	S59								
合 計		5794 特400	219 特85	477,909	234,439	89,056	340	222	22	1	23	4	2	353	23	(44)	428	(44)	20	(7)	(19)	(70)	6 (1)	7 (10)	(21)	22,129		

※は泉中学校と兼務 ()は会計年度任用職員又は臨時的任用職員

区分	学校名	生徒数 (人)	学級数 (室)	校地		校舎		教室数		職員										給食状況		体育施設		竣工年度 (年度)		
				面積 (㎡)	運う 跡屋 場外 (㎡)	面積 (㎡)	普通 (室)	特別 (室)	校長 (人)	副校長 (人)	教頭 (人)	主任 教諭 (人)	指導 教諭 (人)	教諭 (人)	養護 教諭 (人)	講師 (人)	計 (人)	専任 員 費 (人)	事務員 費 (人)	その他 費 (人)	養護 教諭等 費 (人)	給食 従事員 費 (人)	用務員 費 (人)		プール	体育館 (㎡)
中 学	第一中学校	665 特48	19 特8	25,036	13,165	6,743	29	20	1	1	1	33	1(1)	9	38(10)	2	(1)	(8)					有	1,544	S44	S56
	第二中学校	368 特26	11 特5	25,963	14,671	4,788	16	16	1	1	1	24	1	4	28(4)	1	(1)	(4)	1				"	1,581	S53	H17
	第三中学校	294 特33	9 特6	36,307	24,869	5,971	16	20	1	1	1	17	1	9	21(9)	1	(1)	(4)					"	1,344	S56	S56
	第四中学校	322 特23	10 特3	20,972	12,145	4,246	14	14	1	1	1	18	1	3	23(3)	1	(1)	(5)					"	1,494	S51	H26
	第五中学校	149 特12	5 特2	17,114	4,680	3,569	8	16	1	1	1	11	(1)	4	13(5)	1		(2)					"	1,461	S52	H18
	第六中学校	115 特7	4 特2	19,024	11,315	3,311	7	14	1	1	1	9	1(1)	2	12(3)	1		(2)	1				"	1,595	S53	H27
	第七中学校	115 特6	5 特1	19,048	10,681	3,110	6	14	1	1	1	8	1	3	11(3)	1		(1)					"	1,297	S52	H24
	第八中学校	64 特6	3 特2	17,395	11,901	2,607	5	8	1	1	1	9	1	1	12(1)	1							"	1,487	H21	H21
学 校	日奈久中学校	25 特0	3 特0	18,349	10,661	2,764	3	11	1	1	8	1(1)	1	10(1)	1								休	812	S54	S41
	二見中学校	10 特1	3 特1	14,352	7,862	2,061	4	8	1	1	8	1	2	11(2)	(1)								有	608	S47	S44
	坂本中学校	21 特2	3 特1	41,960	11,986	2,437	4	11	1	1	8	1(1)	2	11(3)	1	(1)							休	1,640	H17	S50
	千丁中学校	210 特11	7 特2	24,883	15,003	3,912	10	13	1	1	10	1	4	13(4)	1	(1)	(3)						有	1,995	S47	H14
	鯨中学校	349 特19	10 特4	37,472	20,565	6,891	16	16	1	1	1	21	1	1	25(1)	2	(1)	(4)	1				"	1,455	H9	S48
	東陽中学校	38 特2	3 特1	13,252	6,551	2,066	5	8	1	1	1	7	1	2	10(2)	1							"	746	S44	S46
	泉中学校	20 特2	3 特1	14,679	3,713	2,728	4	10	1	※1	1	7	1	2	11(2)	(1)	(5)						"	767	S40	H24
	合 計	2765 特198	98 特39	345,806	179,768	57,204	147	199	15	0	15	5	2	14(5)	226(53)	15(1)	(8)	(38)	3(1)					19,826		
特 別 学 校 支 援 校	八代支援学校(小・中等部)	76	17																							
	八代支援学校(高等部)	15	4	20,597	3,547	4,437	21	12	1	1	26	1(1)	14	27(15)	3(1)			(9)					有	322	S47	S49
幼 稚 園	代陽幼稚園	23	3	2,268	1,410	1,016	3	1	1	1	2			4			(1)					有	無	S54	無	
	太田郷幼稚園	28	3	2,933	1,859	1,080	3	1	1	1	1		(1)	3(1)			(1)					無	"	S43	"	
	植柳幼稚園	18	3	4,119	1,386	933	3	1	1	1	2		(1)	4(1)			(1)					有	"	H14	"	
	美島幼稚園	12	3	3,342	1,502	762	3	1	1	1	2			4			(1)					"	"	H5	"	
	松高幼稚園	16	3	4,665	2,064	958	3	1	1	1	2		(1)	4(1)			(1)					"	"	H9	"	
	千丁幼稚園	17	3	2,785	1,390	560	3	1	1	1	1		(1)	3(1)			(1)					"	"	S52	"	
合 計	114	18	20,112	9,611	5,309	18	6	6	6	10			22(4)			(6)										

※は泉小学校と兼務 ()は会計年度任用職員又は臨時の任用職員

(2) 特色ある学校づくり

①教育研究校（園）推進事業

毎年、幼・小・中学校 3～4 校を研究指定校（園）として委嘱し、地域や児童生徒の実態の上
に立った研究により、「特色ある学校づくり」ができるように研究助成を行う。

	委 嘱	研究内容	H30	R元	R2	R3	R4
植柳小学校	文・県・市	教育課程	◎				
有佐小学校	市	I C T教育推進モデル校			○	◎	
東陽小学校	県・市	学校給食・食育	○	◎			
第一中学校	県	学力向上			○	◎	
第二中学校	市	I C T教育推進モデル校					○
第三中学校	市	I C T教育推進モデル校	○	◎			
鏡中学校	県	学校体育研究推進校					○
泉中学校	文・県・市	人権教育	○	◎			

(注) ○：研究年度、◎：発表年度

※研究発表を伴わない推進事業の指定校

- ・ 歯と口の健康づくり研究推進校 宮地小学校（令和 4・5 年度）
- ・ 子どもの体力向上実践事業 昭和小学校（令和 3・4 年度）
- ・ 食育体験活動育成事業 八代小学校（令和 4 年度）
- ・ I C T 教育推進校 高田小学校・日奈久小学校・鏡小学校・
日奈久中学校・坂本中学校（令和 4 年度）

②「八代型小中一貫・連携教育」

- ・「八代型小中一貫・連携教育」とは子供たちの「生きる力」を育むため、義務教育 9 年間を見通した小中共通の目標（めざす子供像等）、指導内容及び指導方法等を共有し、中学校区の実態に応じて、小中相互に連携・交流し合いながら、育ちと学びの連続性を図る教育である。
- ・平成 23 年 3 月策定の「八代市小中一貫・連携教育推進計画」に基づき、モデル校区を中心とした取組を進め、平成 27 年度から全市完全導入となった。
- ・平成 28 年度から「やつしろスピリッツ」を完全導入した。

やつしろスピリッツ ～育ちと学びの土台づくり～ 愛言葉 あいさつ・ききかた・そろえかた ○自分からすすんであいさつをする ○話す人の顔を見てしっかり話を聴く ○靴のかかとを靴箱の手前のへりにそろえる
--

- ・「八代型小中一貫・連携教育」実践校
 平成 30 年度 第六中学校・金剛小学校
 令和元年度 第四中学校・八千把小学校
 令和 2 年度 第五中学校・高田小学校
 令和 3 年度 二見中学校・二見小学校
 令和 4 年度 第八中学校・宮地小学校

③いじめ対策等推進事業

目 的	いじめ等の生徒指導上の諸事態に対し、学校、教育委員会、児童生徒及び保護者への専門的な立場から、指導・支援を通じて課題の解決を図り、子どもたちの学びと育ちを保障するため。
施行年月日	平成 26 年 1 月 8 日
対 象 者	本市の各学校の児童生徒及びその保護者、教職員、教育委員会
事 業 内 容	ア いじめ等の生徒指導上の課題を抱える小中学校及び特別支援学校(以下「当該校」という。)からの要請を受け、課題解決のため、状況の把握と専門性を生かした対応策の検討を行う。 イ 問題解決に向けた関係機関との連携及び支援・協力についての指導・助言を行う。 ウ 当該校並びに当該校の児童生徒及び保護者並びに教育委員会への具体的な指導・支援及び学校と家庭の関係修復に向けた働きかけを行う。 エ 総合質問紙調査 i-check を行うことによって、児童生徒の実態を把握し、いじめの未然防止及び早期発見を図る。(令和 4 年度から)
事 業 費	令和 4 年度予算 3,833,000 円
財 源 内 訳	市(全額)

(3) 八代市学校教育指導の重点に伴う事業

◎郷土学習資料の開発と学習による愛郷心の育成

生活科・社会科・総合的な学習の時間等の学習資料作成

(令和 4 年度配付) 総経費: 0 円 (R3 年度: 1,221 千円) ⇒児童生徒にタブレット PC が 1 人 1 台整備されたため、ホームページ又はミライムでの配付となるため、これまでの冊子印刷配付なし。

・小学 1 年生「やつしろ行って見マップ」 ・小学 3 年生「わたしたちの八代市」

・小学 5 年生「未来につなごう 美しき八代」

令和 3 年度より HP への PDF 掲載による配付

◎教育に関する相談事業

○教育サポート相談事業

目 的 経験豊かで実践的指導力がある退職教員(2 人)を八代市教育サポートセンターに配置し、本市教育課題の解決に資する事業や教育現場の教育的ニーズに応える事業を行う。

施行年月日 平成 22 年 4 月 1 日

対 象 者 八代市立幼稚園、小、中、特別支援学校の教職員、保護者、園児児童生徒

事 業 内 容 学力向上と不登校防止に必要な学校への助言支援
教職員の指導力向上に必要な各種研修及び助言、支援
指導方法や教材選定などについての教職員への助言
学校(園)経営の質の向上のための校長・園長支援
教育課程の編成や授業への関係資料の提供

事 業 費 令和 4 年度予算 5,460 千円

財 源 内 訳 市(10/10) 5,460 千円

実 績 令和 3 年度教育サポーター活動件数 423 件(のべ件数)

○特別支援教育相談事業

目 的 特別支援学級の担任や特別支援教育コーディネーター、通常学級担任保護者など園児児童生徒の支援を実施する者の相談を受け助言することで、特別支援教育に係る課題解決を図る。

施行年月日 平成 28 年 4 月 1 日

対 象 者 八代市立幼稚園、小、中、特別支援学校の教職員、保護者、園児児童生徒

事業内容	対象となる園児児童生徒や学校のニーズの把握と指導内容・方法に関する助言 校内における支援体制づくりへの助言 特別支援教育コーディネーターの育成 個別の指導計画の作成への協力 他専門機関等と学校をつなぐこと 校(園)内での実態把握実施への助言 授業場面の行動観察 校(園)内委員会やケース会議等への支援、助言 保護者との連携・支援 特別支援教育支援員への助言 校(園)内研修における講話、助言		
事業費	令和4年度予算	4,840千円	
財源内訳	市(10/10)	4,840千円	
実績	令和3年度特別支援教育アドバイザー活動件数	1,802件	(のべ件数)
○子ども支援相談事業(やつしろ子ども支援相談室)			
目的	子育てやいじめ及び不登校等をめぐる悩みや諸問題について、園児児童生徒及び保護者に対し、相談員が助言を行う。		
施行年月日	平成23年4月1日		
対象者	八代市立幼稚園、小、中、特別支援学校に在籍する園児児童生徒とその保護者及び教職員		
事業費	令和4年度予算	1,913千円	
財源内訳	市(10/10)	1,913千円	
実績	令和3年度相談件数	231件	(のべ件数)
◎学校教育活動支援事業	令和4年度予算	127,853千円	
・学校図書館支援員の配置	(計25名)		
・特別支援教育支援員の配置	(小46名・中19名・支援5名)		
・生徒指導支援員の配置	(中7名)		
・看護師の配置	(支援4名・小1名)		
・幼稚園保育支援員の配置	(幼7名)		
◎語学指導外国青年招致事業(12名)	令和4年度予算	60,530千円	
◎コミュニティ・スクール推進事業	令和4年度予算	1,512千円	

(4) 市立八代支援学校

所在地	八代市高島町1番地6		
開校	昭和48年4月10日		
敷地面積	14,921 m ²		
建築年月日	校舎	昭和47年12月	
	増築	昭和55年2月	
	増築(高等部)	平成16年3月	鉄骨造平屋建 431 m ²
	体育館	昭和50年2月	
	改築(小中学部)	平成26年9月	
	プール	昭和55年7月	
建物	校舎	鉄骨造平屋建、鉄筋コンクリート造平屋建	2,249 m ²
		木造平屋建	64 m ²
	体育館	鉄骨造平屋建	321 m ²
	プール		200 m ²

運 営 概 要	対象児童 知的障がい及び重複障がい児童生徒 児童生徒数 (令和 4. 5. 1 現在) 小学部 48 人 (うち他市町村からの委託 0 人) 中学部 28 人 (うち他市町村からの委託 0 人) 高等部 15 人
教 育 課 程	組 編 成 小学部 11 組、中学部 6 組、高等部 4 組 ①各教科等を合わせた指導 ・日常生活の指導 ・作業活動 ・生活単元学習 ②自立活動 ③教科別・領域別の指導 ・教科別の指導 ・領域別の指導 ④総合的な学習の時間 ⑤特別活動 ⑥道徳
事 務 委 託	八代市と氷川町との間の八代市立八代支援学校に就学する学齢児童及び学齢生徒の教育事務
施行年月日	平成 17 年 10 月 1 日
委託事務範囲	学校教育法第 1 条に規定する特別支援学校の小学部及び中学部に関する教育事務
委託団体	氷川町
経 費 負 担	委託事務の管理及び執行に要する経費は、委託団体の負担とし、その額及び交付の時期は、八代市長が委託団体の長と協議して定める。
委託状況	小学部 0 人 中学部 0 人

(5) 八代市適応指導教室「くま川教室」

目 的	不登校状態にある子供に対して、個別や集団での活動を通して適応指導を行うことにより、学校復帰を支援し、社会的な自立を目指す。
施行年月日	平成 22 年 4 月 1 日 (くま川教室の始まりは平成 4 年 9 月) 平成 29 年 4 月 1 日、学校教育課より移管
対 象 者	八代市に居住し、かつ、八代地域に存する小、中、特別支援学校に在籍する不登校児童生徒で、入級することが適当と認められるものとする。
事 業 内 容	教科、ボランティア活動を含め、年間行事の中で、多くの体験と人との出会いを通して自己有用感をもち、自立できる子どもの育成。
事 業 費	令和 4 年度 11,722 千円
財 源 内 訳	国 93 千円 市 11,722 千円
実 績	令和 3 年度通級児童生徒数 32 名 (体験含む)

(6) その他市内の学校

①公立中学校

ア 氷川町及び八代市中学校組合立氷川中学校 (概要：73ページ参照)

イ 県立中学校

学校名	生徒数 () 内は定数	科別人員 () 内は定数	沿革
八代中学校	229 (230)	—	平成20年 8月 県立八代中学校設置 平成21年 4月 県立八代中学校開校

②高等学校

ア 県立高等学校

学校名	生徒数 () 内は定数	科別人員 () 内は定数	沿革
八代高等学校	699 (720)	普通科	明治29年 4月 濟々鬻八代分校を光徳寺内に置く 明治33年 12月 県立八代中学校と改称 昭和23年 4月 県立八代高等学校と改称 昭和40年 9月 現在地(永碓町)へ移転 平成20年 8月 県立八代中学校併設
八代工業高等学校	全日制 582 (840)	インテリア科 79(120) 機械科 186(240) 工業化学科 78(120) 電気科 144(240) 情報技術科 95(120)	昭和19年 5月 八代市立八代工業学校開校 昭和23年 4月 県立八代高等学校第二部となる 昭和24年 4月 県立八代高等学校工業課程と改称 昭和26年 4月 県立八代工業高等学校として独立 昭和42年 4月 定時制創設 平成22年 4月 「県立高等学校再編整備等基本計画実施に向けた準備のための計画(前期)に基づき定時制機械科募集停止し、定時制総合学科を新設 平成25年 3月 定時制機械科を閉科
	定時制 24 (160)	総合学科 24(160)	
八代東高等学校	全日制 248 (480)	普通科 (体育コース) 61(120) 商業科 134(240) 情報ネットワーク科 53(120)	昭和26年 4月 県立八代高等学校定時制課程を独立、 県立城南高等学校と改称 昭和27年 4月 全日制課程を開設 昭和29年 4月 県立八代東高等学校と改称 昭和56年 4月 商業科のみとなる 平成 2年 4月 商業科の一部を情報科・国際科に 改編 平成 3年 4月 商業科の一部を普通科(体育コース) に改編 平成15年 4月 情報科を情報ビジネス科へ改称 " 国際科募集停止 平成22年 4月 情報ビジネス科を情報会計科へ変更 " 定時制課程募集停止 平成25年 3月 定時制課程閉科 平成30年 4月 情報ネットワーク科開設
八代清流高等学校	409 (600)	普通科	平成24年 4月 県立八代南高等学校校地を引き継ぎ (八代市渡町)、県内初の進学重視型 単位制普通科高校として県立八代清流 高等学校開校
氷川高等学校			昭和50年 4月 県立氷川高等学校開校 平成26年 3月 再編統合により閉校
八代南高等学校			昭和54年 4月 県立八代南高等学校開校 昭和61年 4月 理数科を開設 平成17年 4月 理数科募集停止 平成26年 3月 再編統合により閉校

八代農業高等学校	本校	174 (480)	園芸科学科 34(120) 食品科学科 78(120) 農業工学科 26(120) 福祉家庭科 36(120)	大正 9年 6月 県八代農業学校開校 昭和22年 4月 県立八代農業学校、中学校を併設 昭和23年 4月 県立八代農業高等学校 平成21年 4月 園芸科学科, 食品科学科, 農業工学科, 福祉家庭科の4学科に学科改編
	泉分校	33 (120)	グリーンライフ科	昭和30年 4月 県立八代農業高等学校泉分校 (定時制)開校 昭和41年 4月 全日制へ切替 平成10年 4月 グリーンライフ科へ学科改編
熊本県立鏡わかあゆ 高等支援学校		141 (152)	普通科 48(56) 専門学科 93(96)	平成2年 8月 県立鏡わかあゆ高等支援学校開校 ※定数は予定(県教育委員会により決定され、令和5年までに195人まで増加する)

イ 私立高等学校

学校名	生徒数 ()内は定数	科別人員 ()内は定数	沿革
八代白百合学園 高等学校	328 (480)	普通科	明治42年 9月 私立八代女子技芸学校開校 大正10年 4月 八代実科高等女学校に昇格 大正15年 4月 八代成美高等女学校と改称 昭和23年 4月 八代白百合高等学校設置 昭和26年 2月 八代白百合学園高等学校と改称 平成20年 12月 井上町へ移転
秀岳館高等学校	1,017 (1,200)	普通科 757(720) 商業科 125(180) 建設工業科 135(300)	大正12年 4月 八代町立代陽実業補習学校開校 昭和26年 4月 八代商業専修学校創設 昭和27年 5月 八代商業学校と改称 昭和31年 4月 八代商業高等学校設置 昭和38年 4月 八代第一高等学校と改称 平成13年 4月 秀岳館高等学校と改称

③工業高等専門学校

学校名	生徒数 ()内は定数	科別人員 ()内は定数	沿革
熊本高等 専門学校 (八代キャンパス)	714 (648)	機械知能システム工学科 217(200) 建築社会デザイン工学科 217(200) 生物化学システム工学科 214(200) 専攻科 生産システム工学専攻 66(48)	昭和49年 6月 国立八代工業高等専門学校開校 平成元年 4月 生物工学科増設 平成 6年 4月 専攻科増設 平成16年 4月 独立行政法人国立高等専門学校機構 八代工業高等専門学校となる 平成21年 10月 熊本電波工業高等専門学校と八代工 業高等専門学校は高度化再編統合し、 国立熊本高等専門学校となる

④私立短期大学

学校名	生徒数 ()内は定数	科別人員 ()内は定数	沿革
中九州短期大学	133 (200)	経営福祉学科 51(100) 幼児保育学科 82(100)	昭和49年 4月 学校法人八商学園中九州短期大学 開設 平成17年 4月 (学科名称変更) 幼児教育学科を幼児保育学科へ変更 (収容定員変更) 商経学科 100名 幼児保育学科 160名 平成19年 4月 (学科名称変更) 商経学科を経営福祉学科へ変更 令和3年 4月 (入学定員変更) 幼児保育学科 50名

(7) 学校給食

① 単独調理校

(令和4年5月1日現在)

学校名	配送校	所在地	建築年度	建物面積	食数
代陽小学校	八代支援学校、 代陽幼稚園	北の丸町 1-7	S37	230 m ²	655 食
八竜小学校		坂本町荒瀬 6544	H14	152 m ²	62 食
鏡小学校		鏡町鏡村 609-1	S53	246 m ²	434 食
有佐小学校		鏡町中島 1360-1	S56	143 m ²	130 食
文政小学校		鏡町両出 1371-1	S57	202 m ²	297 食
泉第八小学校		泉町縦木 137-4	S59	27 m ²	9 食
坂本中学校		坂本町荒瀬 6000	H17	111 m ²	42 食
鏡中学校		鏡町内田 1038-1	H11	272 m ²	400 食

② 給食センター

(令和4年5月1日現在)

センター名	配送校	所在地	建築年度	建物面積	食数
麦島学校 給食センター	植柳小、麦島小、三 中、植柳幼、麦島幼	迎町 1 丁目 16 号 1-3	S57	629 m ²	1,096 食
南部学校 給食センター	高田小、金剛小、弥 次分校、日奈久小、 二見小、五中、六 中、日奈久中、二見 中	大福寺町 2561-1	S60	886 m ²	1,174 食
西部学校 給食センター	松高小、八千把小、 八代小、郡築小、昭 和小、四中、七中、 松高幼	郡築九番町 66-12	H1	1,143 m ²	2,723 食
中部学校 給食センター	太田郷小、宮地小、 龍峯小、一中、二 中、八中、太田郷幼	島田町 1291-1	H5	1,214 m ²	2,359 食
千丁学校 給食センター	千丁小、千丁中、千 丁幼	千丁町 新牟田 1357-2	H12	687 m ²	734 食
東陽学校 給食センター	東陽小、東陽中、泉 小中	東陽町南 3416-2	H11	434 m ²	208 食

③給食費

ア 単独調理校

(令和4年4月1日現在)

学校名及び園名	月額・回数	学校名及び園名	月額・回数
代陽幼稚園	3,750円×11回	泉第八小学校	3,000円×11回
代陽小学校	4,500円×11回	坂本中学校	6,500円×10回
八竜小学校	5,300円×10回	鏡中学校	5,400円×10回
鏡小学校	4,300円×11回	八代支援学校	小学部4,500円×11回 中学部5,300円×11回 高等部5,300円×11回
有佐小学校	4,300円×11回		
文政小学校	4,800円×10回		

イ 給食センター

(令和4年4月1日現在)

センター名	幼稚園	小学校	中学校
麦島学校給食センター	3,750円×11回	4,500円×11回	5,300円×11回
南部学校給食センター	3,750円×11回	4,500円×11回	5,300円×11回
西部学校給食センター	3,750円×11回	4,500円×11回	5,300円×11回
中部学校給食センター	3,750円×11回	4,500円×11回	5,300円×11回
千丁学校給食センター	3,700円×11回	4,400円×11回	5,100円×11回
東陽学校給食センター		4,500円×11回	5,000円×11回

(8) 公益財団法人八代市学校給食会

設立 昭和58年3月28日(財団法人) 平成25年4月1日 公益財団法人へ移行

事務所 八代市島田町1291-1

目的 八代市における学校給食の適正円滑な運営を図り、もって児童生徒の心身の健全な発達に資するとともに、地域社会の食生活の改善に寄与すること。

- 事業
- ①学校給食の調理及び配送に関する事業
 - ②学校給食用物資の調達に関する事業
 - ③学校給食の普及充実に必要な事業
 - ④その他この法人の目的を達成するため必要な事業

役員

評議員(任期4年以内) 3人~10人以内

理事(任期2年以内) 3人~10人以内(会長1、常務理事1)

監事(任期2年以内) 1人~2人以内

(9) 私立幼稚園助成

設置目的 私立幼稚園の教育の振興のために必要な経費について、補助金を交付する。

施行年月日 平成17年8月1日

助成概要 別表により予算の範囲内で市長が定める。

別表

補助金交付対象区分		配分方法及び限度額
経常経費	均等割	60%
	園児数割	40%
施設設備費		1件につき、その要した経費の3分の1以内とし、その額が30万円を超える場合は、30万円を限度とする。

助成措置の状況 (実績)

補助機関名	年度	H29	H30	R1	R2	R3
	松寿幼稚園		173,000円	171,000円	164,000円	162,000円
聖愛幼稚園		145,000円	141,000円	134,000円	124,000円	119,000円
八千把幼稚園		232,000円	241,000円	—	—	—
八代白百合学園幼稚園		210,000円	208,000円	230,000円	242,000円	239,000円
合計		760,000円	761,000円	528,000円	528,000円	528,000円

(10) 資金貸付

①奨学資金貸付

設置目的 経済的理由により就学困難な者に対して学資を貸付け、その能力に応ずる教育を受ける機会を与え、もって有用な人材を育成するため。

設置年月日 平成17年8月1日

奨学生の資格 本人または保護者が、八代市に引き続き3年以上住所を有している者であって、かつ経済的理由により就学困難な者で次に該当する者(但し日本学生支援機構その他から支給又は貸付を受けている者を除く)

ア 高等学校、高等専門学校、専門学校、短期大学又は大学に進学若しくは在学する者

奨学資金の額 ア 高等学校の生徒及び高等専門学校の第1学年から第3学年までの学生

国公立の学校 月額20,000円以内

私立の学校 月額30,000円以内

イ 大学・短期大学及び専門学校の学生並びに高等専門学校の第4学年及び第5学年の学生

国公立の学校 月額45,000円以内

私立の学校 月額50,000円以内

②宇野奨学基金

設置目的 八代市民のうち経済的理由により就学困難なもの及び学業成績優秀な者に対する奨学資金に充てるため。

設置年月日 昭和46年12月

資金の額 20,000千円(昭和46年度 10,000千円、昭和48年度 10,000千円)

原資 宇野秀雄氏寄附金

運用益金の処理 一般会計予算に計上し、八代市奨学資金貸付に関する条例による貸付金に充当。

2 社会教育

(1) 図書館

①本館(八代市北の丸町2-35)

工 期 着工 昭和 59 年 6 月 15 日 竣工 昭和 60 年 3 月 29 日
 敷 地 3,230.67 m²
 建造物の構造 鉄筋コンクリート造 2階建
 建 築 1階 1,820.55 m² 2階 815.54 m²
 1階 一般書架、児童書架、青少年コーナー、ブラウジングコーナー
 視聴覚室、対面朗読室等
 2階 調査研究室、集会室(3室)
 開 館 昭和 60 年 6 月 8 日
 総 工 費 763,300 千円
 財 源 内 訳 補助金 100,000 千円 地方債 496,000 千円
 一般財源 167,000 千円

蔵書冊数 (図書のみ)

(単位:冊) (令和4年3月31日現在)

区 分	蔵書冊数 (図書のみ)												
	総記	哲学	歴史	社会科学	自然科学	技術	産業	芸術	言語	文学	その他	合計	
本館	一般	7,112	7,986	20,192	35,969	13,537	14,745	6,609	16,475	3,574	73,806	434	200,439
	児童	838	747	2,793	2,872	5,637	1,825	1,144	2,389	924	23,036	26,096	68,301
移動	一般	133	347	293	669	500	1,142	321	636	82	6,401	0	10,524
	児童	70	65	159	211	442	131	106	344	88	2,072	3,344	7,032
合計		8,153	9,145	23,437	39,721	20,116	17,843	8,180	19,844	4,668	105,315	29,874	286,296

利用状況

(令和4年3月31日現在)

年 度	区 分	利用登録者数	貸出利用者数	貸出冊数
R1	本館	46,044 人	61,362 人	277,687 冊
	移動図書館	4,115 人	2,379 人	9,822 冊
R2	本館	46,630 人	44,698 人	211,825 冊
	移動図書館	4,144 人	2,804 人	12,038 冊
R3	本館	58,420 人	43,372 人	202,690 冊
	移動図書館	4,279 人	2,357 人	9,959 冊

②せんちょう分館(八代市千丁町新牟田1428-2)

工 期 着工 平成 15 年 8 月 1 日 竣工 平成 16 年 2 月 9 日
 敷 地 3,138.81 m²
 建造物の構造 鉄骨造 平屋建
 建 築 595.25 m²
 一般書架、児童書架、絵本コーナー、学習コーナー、視聴覚コーナー等

開館 平成 16 年 4 月 1 日
 総工費 192,797 千円
 財源内訳 補助金 6,641 千円 一般財源 186,156 千円

蔵書冊数 (図書のみ) (単位:冊) (令和 4 年 3 月 31 日現在)

区分	総記	哲学	歴史	社会科学	自然科学	技術	産業	芸術	言語	文学	その他	合計
一般	1,253	1,184	3,262	4,468	2,321	3,281	1,016	2,915	575	17,907	116	38,298
児童	346	300	1,065	1,228	1,885	810	500	1,175	387	9,315	12,061	29,072
合計	1,599	1,484	4,327	5,696	4,206	4,091	1,516	4,090	962	27,222	12,177	67,370

利用状況 (令和 4 年 3 月 31 日現在)

年度	利用登録者数	貸出利用者数	貸出冊数
R1	4,195 人	26,621 人	116,758 冊
R2	4,291 人	12,790 人	60,783 冊
R3	4,980 人	11,821 人	59,337 冊

③かがみ分館(八代市鏡町内田 493-1)

工期 着工 平成 9 年 11 月 4 日 竣工 平成 11 年 3 月 19 日
 敷地 612 m² (敷地面積、建築面積共に図書館部分)
 建造物の構造 鉄筋コンクリート造 2 階建 (複合施設=鏡文化センター)
 建築 1 階 612 m² (1 階の一部)
 1 階 一般書架、児童書架、視聴覚コーナー、おはなしの部屋等
 開館 平成 11 年 5 月 20 日
 総工費 1,599,983 千円 (施設全体)
 財源内訳 地方債 1,368,400 千円 一般財源 231,583 千円

蔵書冊数 (図書のみ) (単位:冊) (令和 4 年 3 月 31 日現在)

区分	総記	哲学	歴史	社会科学	自然科学	技術	産業	芸術	言語	文学	その他	合計
一般	881	1,083	2,969	4,497	2,465	3,296	1,329	5,193	586	22,663	17	44,979
児童	315	192	856	1,008	2,183	735	483	975	280	9,369	11,096	27,492
合計	1,196	1,275	3,825	5,505	4,648	4,031	1,812	6,168	866	32,032	11,113	72,471

利用状況 (令和 4 年 3 月 31 日現在)

年度	利用登録者数	貸出利用者数	貸出冊数
R1	7,406 人	20,324 人	100,990 冊
R2	7,499 人	11,941 人	59,681 冊
R3	8,292 人	15,582 人	83,005 冊

(2) 公民館

平成29年4月1日から八代市公民館の1館体制へ移行し、校区公民館は廃止し、施設はコミュニティセンターに移管しました。

八代市公民館（八代市千丁町新牟田1433）

工 期 着工 平成6年10月13日 竣工 平成8年2月23日

開 館 平成8年4月1日

敷地面積 4,409㎡（千丁健康温泉センターとの複合施設）

延床面積 4,450.76㎡

建 物

（単位：㎡）

	公民館	千丁健康温泉センター	渡り廊下	合計
地 階	40.250			40.250
1 階	2,692.885		34.625	2,727.510
2 階	445.949	906.321		1,352.27
3 階	176.770	99.750		276.520
Z 5 階	54.210			54.210
計	3,410.064	1,006.071	34.625	4,450.760

- ・ ホール棟

客席535席（固定席485席、栈敷席38席、親子室10席、車椅子席2席）

楽屋（洋室、和室、個室）、楽屋事務所、舞台、リハーサル室、ホワイエ

- ・ 会議棟

1階 会議室（A、B）、研修室、生涯学習室、和室（A、B）

2階 千丁健康温泉センター管理

総工費 2,451,192千円（複合施設全体）

用地購入費 64,022千円 設計管理委託費 64,916千円

建築主体工事費 1,380,234千円 電気設備工事費 172,708千円

財源内訳 機械設備工事費 528,207千円 その他 241,105千円

地方債 1,727,400千円 基金 611,110千円

一般財源 112,682千円

八代市公民館ホール利用状況

（単位：件・人）

年度	ホール		舞台		ホワイエ		リハーサル室		楽屋等		備考
	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数	
R 3	65	3,848	40	1,515	28	2,214	170	2,298	41	673	

八代市公民館会議室等利用状況

（単位：件・人）

年度	会議室（A・B）		研修室		生涯学習室		和室（A・B）		備考
	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数	
R 3	141	4,940	151	2,825	71	624	21	803	

八代市公民館（会議室等使用料）※令和元年度10月1日利用分から （単位：円）

区 分	9時～12時	13時～17時	18時～22時	全 日	
小会議室 (100㎡以下)	520	620	830	1,880	
中会議室 (101㎡以上 250㎡以下)	730	830	1,040	2,510	
大会議室 (251㎡以上)	1,460	1,670	2,090	5,020	
和室	A又はB	520	620	830	1,880
	両室	1,040	1,250	1,670	3,770

※なお、市外居住者が使用する場合の使用料は上記の50%増とする。

八代市公民館（ホール使用料）※令和元年度10月1日利用分から （単位：円）

区 分		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時	9時以前又は 22時以降 (1時間当たり)
ホール（入場 料を徴収する 場合）	平日	14,660	18,850	23,040	52,380	5,230
	日曜日、土曜 日及び休日	17,800	25,140	29,330	67,040	6,280
ホール（入場 料を徴収する 場合を除く。）	平日	7,330	9,420	11,520	26,190	3,140
	日曜日、土曜 日及び休日	9,420	11,520	13,610	31,420	4,190
舞台のみ	平日	2,090	2,610	3,140	7,330	1,040
	日曜日、土曜 日及び休日	2,610	3,140	4,190	9,420	1,040
ホワイエ		2,090	2,610	3,140	7,330	730
リハーサル室		1,040	1,570	2,090	4,190	520
楽 屋		410	620	830	1,570	—
楽屋事務所		620	830	1,040	2,090	200

(3) 公民館以外の社会教育関係施設

①八代市さかもと青少年センター

目的 自然豊かな環境の中で、青少年及び成人が団体宿泊等による共同生活体験、自然体験活動等を通し社会性豊かな感性を育み、規律、協同、友愛、互助の精神を養う。

②八代市社会教育センター（深水・鮎婦・藤本・中津道・田上・久多良木・仁田尾）

目的 恵まれた自然環境の中で、青少年の健全な育成をはじめ、社会教育に関する活動の推進を図る。

施設名 (所在地)	設置年月	敷地面積 (㎡)	床面積 (㎡)	施設の概要	令和3年度利用状況	
					件数	利用者数
さかもと青少年センター (坂本町中谷い1270)	H16.4	8,764	2,066.00	研修室、調理実習室、和室、多目的室、浴室、体育館	429	6,269
さかもと青少年センター分館 (坂本町中谷い8926-1)	H17.8	1,063	201.00	研修室	13	130
深水社会教育センター (坂本町深水い1471)	H16.4	6,357	1,709.00	研修室、体育館、運動場	172	1,120
鮎婦社会教育センター (坂本町鮎婦は867)	H16.4	5,390	2,436.00	研修室、体育館、運動場	16	340
藤本社会教育センター (坂本町葉木4259)	H16.4	9,163	2,981.78	研修室、体育館、運動場	25	596
中津道社会教育センター (坂本町中津道300)	H16.4	7,813	1,954.00	研修室、体育館、運動場	3	74
田上社会教育センター (坂本町田上2006)	H16.4	17,526	2,212.00	研修室、体育館、運動場	27	438
久多良木社会教育センター (坂本町百済来下664)	H18.4	7,930	2,175.00	研修室、体育館、運動場	95	695
仁田尾社会教育センター (泉町仁田尾96)	H23.4	2,836	464.00	研修室、体育館、運動場	44	397

使用料

区 分		8時30分～12時	12時～17時	17時～22時
研 修 室		410円	410円	520円
屋内運動場（体育館）		520円	520円	520円
屋外運動場		無 料		
屋外運動場照明施設		1時間 310円		
宿 泊	青少年センター	高校生以上	1泊	1,040円
		小・中学生 (小学生未満は無料)	1泊	520円
	社会教育センター	高校生以上	1泊	830円
		小・中学生 (小学生未満は無料)	1泊	310円

③八代市二見自然の森（八代市二見本町3087）

目 的 恵まれた自然環境の中で、安全で快適な憩いの場を提供することにより、市民の余暇の活用及び健康の増進を図る。

設置年月日 平成9年4月1日

面 積 20,852㎡

利用状況

	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件 数	1件	1件	1件	0件	0件
利 用 者 数	39人	37人	34人	0人	0人

④八竜山自然公園（坂本町中谷は335-2）

目 的 恵まれた自然環境と豊かな森林資源を保護しつつ、広域的な教育活動と森林レクリエーション活動の場を提供し、青少年の健全育成を図る。

設置年月日 平成9年4月1日

面 積 22,729㎡

施設の概要
 ・さかもと八竜天文台
 ・ロッジ（6人用）
 ・コテージ（10人用）

使用料

施設名	区 分	基本料	備 考
さかもと八竜天文台	大 人	310円	
	小・中・高生	150円	
ロッジ	1棟 一泊	12,570円	1人増えるごとに1,040円 休憩1時間当たり1,570円
コテージ	1棟 一泊	18,850円	1人増えるごとに1,040円 休憩1時間当たり2,090円

利用状況

施設名	29年度		30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数
さかもと八竜天文台	-	2,166	-	2,959	-	2,639	-	357	-	377
ロッジ	82	417	87	390	93	408	6	29	10	40
コテージ	45	407	37	336	35	366	2	17	3	24

⑤赤星公園（八代市鏡町宝出76-1）

目 的 市民の教育、学術、文化の向上及び市民相互の交流を図る。

設置年月日 平成15年4月1日

面 積 4,278㎡

施設の概要
 ・水竹居の館（研修棟）
 ・工房

使用料

	1部屋	工房	冷暖房	厨房	浴室	屋外
	1時間当たり				1団体	
市内在住者	50円	100円	100円	100円	310円	無料
市外在住者	100円	200円	100円	100円	310円	半日1,040円

利用状況

	部屋		工房		厨房		屋外	
	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数
29年度	161	3,194	31	217	6	60	2	500
30年度	172	3,266	65	411	10	50	2	500
令和元年度	143	2,165	78	621	2	10	2	500
令和2年度	80	722	48	337	0	0	0	0
令和3年度	59	732	80	427	4	170	3	145

(4) 講座等 (令和3年度)

	青少年体験活動事業	おでかけ公民館講座	公民館講座	家庭教育学級
実施回数	4	13	9	245
参加者数	80	170	109	6,915

その他

公民館講座WEB版：5講座（6動画）配信

公民館講座かわら版：4号発行

(5) 八代市社会教育施設（自治公民館）整備費補助金

目的 本市の町内に設置される社会教育施設（自治公民館）の整備に要する経費に対し補助金を交付する。

- 補助概要
- ①新築、増築又は全面改築の場合（延床面積が50㎡以上のものであること。）
総事業費の50%
限度額 ・延床面積が50㎡を超え150㎡以内のときは、200万円
・延床面積が150㎡を超えるときは、300万円
 - ②修繕等の場合（総事業費が20万円以上のものであること。）
総事業費の50% 限度額：50万円
 - ③この補助金を受けた事業者は、翌年度から起算して3年間はこの補助金の交付を受けることができない。

補助実績

年度	事業内容	補助金額
H29	新築 1件	12,550千円
	修繕 29件	
H30	新築 0件	4,661千円
	修繕 16件	
令和元	新築 0件	3,705千円
	修繕 11件	
令和2	新築 0件	6,972千円
	修繕 20件	
令和3	新築 1件	8,931千円
	修繕 24件	

(6) 八代市地域学校協働活動事業

(令和2年度より放課後子供教室推進事業、八代市地域未来塾事業を統合)

目的	地域社会全体の教育力の向上を図るとともに、地域の活性化や子どもたちが安心して暮らせる環境づくりを推進することを目的として、社会教育法に規定する地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施するもの。
対象	地域学校協働活動実施校
事業内容	①様々な学校協力活動 ②放課後子ども教室 ③地域未来塾
事業費及び 財源内訳	平成28年度2,943千円(県支出金(2/3)1,574千円、一般財源1,369千円) 平成29年度3,010千円(県支出金(2/3)1,209千円、一般財源1,801千円) 平成30年度2,327千円(県支出金(2/3)961千円、一般財源1,366千円) 令和元年度2,326千円(県支出金(2/3)649千円、一般財源1,677千円) 令和2年度2,658千円(県支出金(2/3)1,694千円、一般財源964千円) 令和3年度3,944千円(県支出金(2/3)2,484千円、一般財源1,460千円)
令和3年度実績	活動実施校39校(市内全小中特別支援学校) 活動日数(延べ):1,395日 参加児童・生徒数(延べ):23,107人 参加者数(ボランティア等の地域住民):2,094人 地域学校協働活動運営委員会(社会教育委員会)の開催:令和3年度3回開催 放課後対策事業運営委員会の開催:令和3年度1回開催

①様々な学校協力活動

取組内容	授業(家庭科・GT招聘等)補助、登下校見守り、愛校活動・除菌活動支援、学校菜園活動補助、クラブ活動講師連絡、校外活動補助など
実施校(区)	代陽小学校、太田郷小学校、植柳小学校、松高小学校、高田小学校、金剛小学校、八千把小学校、郡築小学校、八代小学校、宮地小学校、日奈久小学校、二見小学校、龍峯小学校、麦島小学校、八竜小学校、千丁小学校、鏡小学校、有佐小学校、文政小学校、東陽小学校、泉第八小学校、泉小中学校、第二中学校、第三中学校、第五中学校、第七中学校、第八中学校、坂本中学校、千丁中学校、東陽中学校、八代支援学校

②放課後子ども教室

取組内容	放課後に小学校の余裕教室等を活用して、子供たちの安全・安心な居場所を設け、地域の方々の参画を得て、子供たちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを実施
実施校(区)	昭和小学校、泉小学校

③地域未来塾

取組内容	学力向上を実現するため、生徒等への学習指導の知識・技能を有する学習支援員を配置し、学力及び地域の教育力の向上を図る。また、実施校の実情に応じ、別室登校生徒への学習機会の提供を行う。
実施校(区)	第一中学校、第三中学校、第四中学校、第六中学校、日奈久中学校、二見中学校、鏡中学校

(7) 八代市立博物館 未来の森ミュージアム

工 期 着工 平成元年 11 月 17 日 竣工 平成 3 年 3 月 27 日
 開 館 平成 3 年 10 月 25 日
 敷地面積 8,997.80 m²
 建 物 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 4 階建 建築面積 1,432 m²
 延床面積 3,418 m²
 施設内容 1 階 第一常設展示室、第二常設展示室（松井文庫）、収蔵庫、
 警備員室、控え室、荷解室、一時保管室
 2 階 エントランスホール、特別展示室、講義室、会議室、館長室、事務室、
 学芸員室、カフェ
 3 階 スタジオ、暗室、作業室、スタッフルーム、倉庫
 4 階 収蔵庫
 外部 屋外展示場、第 1 駐車場(大型バス 4 台、乗用車 30 台)
 第 2 駐車場(乗用車 20 台)
 総工費 2,448,841 千円
 工事費 2,234,780 千円
 土地購入費 214,061 千円(公園用地、第 2 駐車場用地)
 財源内訳 地方債 1,950,792 千円 基金 443,615 千円 一般財源 54,434 千円
 入館料 常設展示観覧料

区 分	個 人	20 人以上団体
一 般	310 円	1 人につき 240 円
大学・高校生	200 円	〃 160 円

※中学生以下、障がい者とその介助者は入館無料。
 (特別展示の場合は、その都度別に定める)

令和 3 年度八代市立博物館観覧統計表

個 人 (人)	団 体 (人)	小 計 (人)	減 免 (人)		小 計 (人)	合 計 (人)	観覧料 (円)	開館日数 (日)	1 日当たり の観覧者数 (人/日)
			児童生徒	その他					
3,875	1,518	5,393	3,747	7,681	11,428	16,821	2,364,810	252	66.7

【令和 3 年度事業】

①展覧会活動

種 別	展 覧 会 名 称	会 期	総入館者数
春季特別展覧会	開館 30 周年記念・春季特別展覧会 「八代城主松井家の武器と武具」	令和 3 年 4 月 23 日(金) ～6 月 6 日(日)※4 月 24 日～6 月 6 日臨時休館	46 人
夏季特別展覧会	開館 30 周年記念・夏季特別展覧会 「やつしろ美術動物園 2 ～博物館には 動物がいっぱい～」	令和 3 年 7 月 16 日(金) ～8 月 29 日(日)	2,633 人
秋季特別展覧会	開館 30 周年記念・秋季特別展覧会 八代の歴史と文化 30「妙見信仰と八代」	令和 3 年 10 月 22 日(金) ～11 月 28 日(日)	3,136 人
冬季特別展覧会	開館 30 周年記念・冬季特別展覧会 「お殿様は買いもの上手～こだわりの 江戸土産～」	令和 4 年 2 月 4 日(金) ～3 月 13 日(日)	1,593 人

②調査研究活動

ア 松井文庫所蔵古文書調査

事業概要 松井文庫に所蔵される古文書約 1 万通の整理・保存・利用を目的として、平成 6 年度より調査を開始した。(通算 7,468 通の調査、3,368 通の解読を終了)

- 事業内容
- a 古文書の燻蒸
 - b 古文書の調査 (306 通)
 - c 目録・写真台帳の作成
 - d 解読作業
 - e 『調査報告書 21』の刊行 (350 部)

イ 干拓関係資料調査

令和 2 年度に寄託を受けた文政・千丁地域の干拓関係の古文書群 (鹿子木家資料 3,204 点)のうち、2,566 点の整理・クリーニングを終了、調書作成を進めた。

③資料収集活動

(i) 寄贈資料 (計 6 件) (通算 1,186 件 20,660 点)

- ・刀剣関係資料及び歴史資料 54 件
- ・守屋昌明写真原板 (明治 2 年京都にて撮影) 1 式
- ・松井興長書状 長岡監物宛 江戸時代前期 1 点
- ・八代地域測量関係資料 近代 45 点
- ・八代関係古美術資料 (高田焼等 20 点・絵画 3 件) 江戸時代中期～近代 23 点
- ・楽太鼓 (八代の仏教行事資料) 昭和 29 年 (1954) 1 点

(ii) 寄託資料 (計 6 件) (総寄託件数 109 件)

- ・絵師・園田耕雪関係資料 (絵画、古文書) 江戸時代末期～近代 18 点
- ・石工・石本文八関係資料 近代 2 点
- ・笠鉾「西王母」雨具古部材 江戸時代後期～近代 27 点
- ・大門観音堂鰐口と棟札 (豪雨被災資料、鰐口は県指定重要文化財) 2 点
- ・八代城本丸元和八年銘擬宝珠 元和 8 年 (1622) 1 点
- ・松井文庫所蔵文芸関係資料 室町～江戸時代 74 点

④教育普及活動

ア 講座・講演会関係

- a 展覧会に伴う特別講演会・講座 2 回開催 (参加者延べ 60 人)
- b 教育普及活動に伴う体験講座 (ミニ屏風作り) 1 回開催 (参加者 7 組 15 人)
- c 古文書講座 上級 6 回開催 (延べ 62 人)
- d 外部への講師派遣・出前講座 18 件 (延べ 829 人)

イ その他

- a 解説シートの設置 (各特別展示・企画展示・常設展示)
- b 児童・生徒・教職員への解説活動 (31 件延べ 1,217 人)
- c 学芸員実習生の受け入れ
- d 各種講演会への講師派遣、新聞・雑誌への寄稿
- e 調査協力・館蔵資料の貸し出し
- f 博物館ホームページの充実

XIII 水道・病院事業

1. 上水道事業	371
2. 病院事業	378



1 上水道事業

(1) 八代市水道局

事業開始年月日	事業創設認可	昭和26年5月23日
	供用開始	昭和30年8月1日
地方公営企業法適用年月日		昭和37年4月1日 (全部適用)
現在給水人口	40,607 人	
同 戸 数	16,855 戸	
普 及 率	59.6 %	
水 源 地	①八代水源地	取水能力 (1日) 11,008 ^{m³} 取水ポンプ、電動機4台 (45kw×2台、37kw×2台)
	②高田水源地	取水能力 (1日) 3,000 ^{m³} 取水ポンプ、電動機2台 (いずれも15kw)
	③松江城水源地	取水能力 (1日) 3,000 ^{m³} 取水ポンプ、電動機1台 (15kw)
	④建馬水源地	取水能力 (1日) 2,864 ^{m³} 取水ポンプ、電動機1台 (18.5kw)
	⑤新開水源地	取水能力 (1日) 3,428 ^{m³} 取水ポンプ、電動機1台 (18.5kw)

取水量 (令和3年度)

1日最大	16,765 ^{m³} (うち日奈久	1,195 ^{m³})
1日平均	14,554 ^{m³} ("	954 ^{m³})
年間総配水量	5,312,256 ^{m³} ("	348,091 ^{m³})

給水量 (令和3年度)

一 般 用	3,019,058 ^{m³}	業務営業用	862,329 ^{m³}
工 場 用	75,589 ^{m³}	そ の 他	11,152 ^{m³}
有 収 水 量	3,968,128 ^{m³}	有 収 率	74.70%
導・送・配水管延長	386,397m		

沿 革

①八代地区

ア 創 設

認 可	昭和26年5月22日	(変更 昭和28年6月30日)
着 工	昭和28年6月	竣 工 昭和34年3月
事 業 費	159,900千円	

給水計画 人口 30,000人 1日最大給水量 5,400^{m³}

イ 第1次拡張事業 (内港船舶用、宮地及び野上地区)

認 可	昭和38年12月28日
着 工	昭和40年3月 竣 工 昭和42年3月
事 業 費	38,789千円 (内港船舶用13,000千円、宮地及び野上地区25,789千円)

給水計画 人口 40,000人 1日最大給水量 8,800^{m³}

- ウ 第2次拡張事業（外港船舶給水用及び大島地区）
- | | | | |
|-------|------------|---------|---------------------|
| 認 可 | 昭和43年3月30日 | | |
| 着 工 | 昭和44年1月 | 竣 工 | 昭和44年6月 |
| 事 業 費 | 27,855千円 | | |
| 給水計画 | 人口 40,000人 | 1日最大給水量 | 8,800m ³ |
- エ 第3次拡張事業（八代地区低水圧解消、市庁舎及び外港船舶給水用）
- | | | | |
|-------|-------------|---------|----------------------|
| 認 可 | 昭和45年12月25日 | | |
| 着 工 | 昭和46年11月 | 竣 工 | 昭和47年3月 |
| 事 業 費 | 50,430千円 | | |
| 給水計画 | 人口 40,000人 | 1日最大給水量 | 12,000m ³ |
- オ 第4次拡張事業（海岸部の塩水化現象の解消及び龍峯地区の無水源解消のため）
- | | | | |
|-------|-------------|------------------|----------------------|
| 認 可 | 昭和56年4月7日 | （変更 昭和59年10月24日） | |
| 着 工 | 昭和56年4月 | 竣 工 | 平成元年3月 |
| 事 業 費 | 2,045,000千円 | | |
| 給水計画 | 人口 43,800人 | 1日最大給水量 | 20,300m ³ |
- カ 第5次拡張事業（球磨川以北の東町を除く全域を給水区域とする）
- | | | | |
|-------|-------------|-----------------|----------------------|
| 認 可 | 平成8年3月29日 | （変更 平成11年2月18日） | |
| 着 工 | 平成8年7月 | 竣 工 | 平成15年3月 |
| 事 業 費 | 3,640,657千円 | | |
| 給水計画 | 人口 59,000人 | 1日最大給水量 | 20,300m ³ |
- キ 市町村合併により水道事業経営の廃止
- | | |
|------|------------|
| 廃止期日 | 平成17年7月31日 |
|------|------------|

②日奈久地区

- ア 創 設
- | | | | |
|-------|------------|---------------|---------------------|
| 認 可 | 昭和29年7月10日 | （再認可 昭和31年3月） | |
| 着 工 | 昭和30年4月 | 竣 工 | 昭和33年5月 |
| 事 業 費 | 31,213千円 | | |
| 給水計画 | 人口 9,000人 | 1日最大給水量 | 1,800m ³ |
- イ 第1次拡張事業
- | | | | |
|-------|--|---------|---------------------|
| 認 可 | 昭和41年10月5日 | | |
| 着 工 | 昭和41年11月 | 竣 工 | 昭和43年3月 |
| 事 業 費 | 103,992千円
（昭和41年度 63,550千円、昭和42年度 40,442千円） | | |
| 給水計画 | 人口 10,000人 | 1日最大給水量 | 3,000m ³ |
- ウ 市町村合併により水道事業経営の廃止
- | | |
|------|------------|
| 廃止期日 | 平成17年7月31日 |
|------|------------|

③八代市水道事業（市町村合併により創設）

- ア 創 設
- | | | | |
|------|------------|---------|----------------------|
| 認 可 | 平成17年8月1日 | | |
| 給水計画 | 人口 69,000人 | 1日最大給水量 | 23,300m ³ |
- イ 軽微な変更
- | | | | |
|------|------------|---------|----------------------|
| 認 可 | 平成23年2月22日 | | |
| 給水計画 | 人口 61,600人 | 1日最大給水量 | 19,654m ³ |

水道使用料金（八代市）

1月につき、次の区分に従い使用水量に応じ、基本料金及び超過料金並びにメータ使用料の合計額（その額に10円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）とする。

①専用給水装置

令和元年10月1日施行

種 別	料 金		
	基本料金（1月につき）		超 過 料 金 （水量1立方メートルにつき）
	水 量	料 金	
一 般 用	8立方メートル	858円	132円
浴場営業用	100立方メートル	4,400円	66円
臨 時 用	1立方メートルにつき 176円		
外国籍及び 外国航路 船舶用	午前8時30分から午後5時まで	1立方メートルにつき 200円	
	上記以外の時間	1立方メートルにつき 300円	
上記以外の 船舶用	午前8時30分から午後5時まで	1立方メートルにつき 220円	
	上記以外の時間	1立方メートルにつき 330円	
私設消火栓 演習用	口径25ミリメートル未満	1回20分まで 264円	
	口径25ミリメートル以上 50ミリメートル未満	1回20分まで 528円	
	口径50ミリメートル以上	1回20分まで 880円	

②共用給水装置

令和元年10月1日施行

料 金		
基本料金（1世帯又は1カ所につき）		超 過 料 金 （水量1立方メートルにつき）
水 量	料 金	
8立方メートル	792円	132円

③メータ使用料（1月につき）

令和元年10月1日施行

口 径	料 金	口 径	料 金
13ミリメートル以上	66円	50ミリメートル以上	1,320円
20 "	121円	70 "	1,595円
25 "	132円	100 "	2,013円
40 "	242円	150 "	4,400円

事業経営状況（八代市）

（単位：千円）

事 項	年 度					
	H29	H30	R1	R2	R3	
給 水 人 口 (人)	40,501	40,665	40,578	40,781	40,607	
普及率（対給水区域人口） (%)	58.24	58.69	58.91	59.27	59.61	
総 配 水 量 (m ³)	4,944,847	4,997,855	5,075,397	5,244,381	5,312,256	
一 日 最 大 配 水 量 (m ³)	15,277	16,400	15,877	16,921	16,765	
有 収 水 量 (m ³)	3,742,483	3,780,838	3,785,156	3,883,738	3,968,128	
有 収 率 (%)	75.68	75.65	74.58	74.06	74.70	
導・送・配水管延長 (m)	378,905	381,519	383,576	384,373	386,397	
職 員 数 (人)	13	10	11	12	12	
収 益 的 収 支	1. 営 業 収 益	473,892	491,944	480,846	491,797	502,649
	うち (1) 給 水 収 益	469,151	473,880	476,165	488,855	498,803
	(2) 受 託 工 事 収 益	2,290	15,536	1,997	575	1,607
	2. 営 業 外 収 益	35,063	16,178	18,783	20,536	76,298
	3. 特 別 利 益	35	95	23	1	6
	総 収 益 (A)	508,990	508,217	499,652	512,334	578,953
	1. 営 業 費 用	409,316	402,573	388,026	398,539	470,378
	うち (1) 人 件 費	122,686	75,090	81,983	91,214	123,415
	(2) 経 費	135,285	173,852	152,651	153,452	195,001
	(3) 減 価 償 却 費	151,345	153,631	153,392	153,873	151,962
	2. 営 業 外 費 用	22,759	22,077	19,245	17,252	15,396
	3. 特 別 損 失	631	616	316	106	18
	総 費 用 (B)	432,706	425,266	407,587	415,897	485,792
	当年度純利益(損失) (A)-(B) (C)	76,284	82,951	92,065	96,437	93,161
	当 年 度 末 処 分 利 益 剰 余 金 (未処理欠損金) (D)	178,350	159,235	175,016	188,501	189,598
利 益 剰 余 金	減 債 積 立 金 等 処 分 額 (E)	102,066	76,284	82,951	92,065	96,437
	年 度 末 積 立 金 残 高 (F)	0	0	0	0	0
	翌 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金 (累計欠損金) (G)					
資 本 的 収 支	(1) 企 業 債 (イ)	0	0	0	0	190,300
	(2) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0
	(3) そ の 他	8,714	37,791	62,418	16,716	11,943
	収 入 計 (H)	8,714	37,791	62,418	16,716	202,243
	(1) 建 設 改 良 費	196,284	168,769	181,874	143,813	304,541
	(2) 企 業 債 償 還 金 (ロ)	72,614	74,431	74,544	76,384	74,885
	(3) そ の 他	0	0	0	0	0
	支 出 計 (I)	268,898	243,200	256,418	220,197	379,426
差 引 き 計 (H)-(I)	△ 260,184	△ 205,409	△ 194,000	△ 203,481	△ 177,183	
流 動 資 産 (J)	539,343	540,905	561,162	619,403	735,566	
流 動 負 債 (K)	180,649	149,704	114,850	128,795	153,466	
不 良 債 務 (K)-(J)	—	—	—	—	—	
企業債現在高(イ)+前年度の(ハ)-(ロ) (ハ)	996,215	921,785	847,241	770,857	886,272	
減 価 償 却 累 計 額	3,941,398	4,091,344	4,226,419	4,372,936	4,495,476	

（２）八代生活環境事務組合

上水道施設については75～77ページを参照

(3) 簡易水道事業

地区名		認可年月日	給水開始年月日	計画給水人口(人)	給水区域内人口(人)	現在給水人口(人)	計画一日最大給水量(m ³ /日)	年間給水量(m ³)	浄水方法	原水の種別	管路延長(m)		
二見洲口町	二見白島簡水	S60. 4. 25	S61. 3. 1	220	72	72	56	7, 130	消毒のみ	地下水	1, 276		
坂本町	西部簡水	古田地区	H28. 3. 25	H28. 11. 1	39	28	27	10	4, 669	緩速ろ過	地下水	607	
			今泉地区	S28. 12. 1	196	201	162	66	15, 278	消毒のみ	地下水	2, 870	
				段地区	S30. 4. 1	227	189	157	77	16, 454	消毒のみ	地下水	3, 574
				袈裟堂地区	S31. 4. 1	39	31	25	17	2, 297	消毒のみ	地下水	1, 881
				原女木地区	S31. 5. 1	65	61	41	29	4, 536	消毒のみ	地下水	1, 815
	下深木簡水	H18. 3. 24	S57. 4. 1	253	149	142	76	8, 562	急速ろ過	表流水	4, 224		
	瀬高簡水	S63. 6. 8	S33. 12. 1	110	39	26	22	2, 144	消毒のみ	地下水	2, 006		
	木々子簡水	S55. 8. 5	S33. 3. 1	200	65	58	40	5, 525	緩速ろ過	表流水	2, 780		
	鮎掃簡水	S55. 8. 5	S32. 4. 1	500	94	86	120	8, 126	緩速ろ過	表流水	5, 486		
	大平簡水	S33. 9. 15	S33. 12. 1	500	50	46	90	3, 767	緩速ろ過	表流水	1, 683		
	川原谷簡水	H18. 3. 30	S47. 3. 1	144	83	77	54	5, 129	緩速ろ過	表流水	4, 167		
	辻簡水	S61. 6. 10	S62. 5. 1	150	40	32	30	2, 329	緩速ろ過	表流水	2, 853		
	日光簡水	S62. 6. 16	S63. 5. 1	130	35	35	26	1, 812	緩速ろ過	表流水	2, 641		
	坂本簡水	片岩地区	坂本地区	H24. 3. 9	S34. 4. 1	230	158	114	58	12, 909	消毒のみ	地下水	0
				S29. 4. 1	155	61	35	81	4, 446	消毒のみ	地下水	15, 339	
				S32. 4. 1	195	121	114	49	22, 795	消毒のみ	地下水	0	
				S33. 4. 1	113	91	78	28	6, 372	消毒のみ	地下水	0	
	合志野簡水	H14. 2. 21	S33. 4. 1	200	76	67	99	7, 642	消毒のみ	地下水	2, 201		
	荒瀬簡水	H17. 3. 29	S53. 3. 1	140	66	52	106	5, 786	消毒のみ	地下水	2, 440		
	藤本簡水	H5. 3. 29	S43. 1. 6	210	46	36	65	3, 382	消毒のみ	地下水	1, 961		
	大門簡水	S63. 12. 22	H1. 5. 1	160	31	31	32	2, 782	消毒のみ	地下水	1, 153		
	中津道簡水	上・下鎌瀬地区	三坂地区	H26. 3. 28	S32. 3. 1	111	85	63	30	4, 211	緩速ろ過	表流水	3, 792
				H27. 4. 1	18	9	9	4	533	消毒のみ	地下水	725	
S31. 4. 1				108	62	53	36	3, 300	緩速ろ過	表流水	5, 171		
S46. 1. 6				12	10	0	3	0	緩速ろ過	表流水	1, 454		
H28. 4. 1				27	13	10	7	475	消毒のみ	地下水	702		
板持簡水	板持地区	田上地区	S60. 6. 26	S61. 5. 1	230	85	81	50	6, 699	緩速ろ過	表流水	4, 721	
			*H30. 4板持地区と統合	123	97	88	7, 998	5, 644					
			H30. 3. 27	H30. 4. 1	90	62	59	18	6, 040			緩速ろ過	地下水
久多良木簡水	H17. 3. 28	S53. 11. 1	170	97	90	43	6, 211	消毒のみ	地下水	2, 771			
小川内簡水	S58. 6. 27	S59. 3. 1	130	39	34	26	4, 145	消毒のみ	地下水	1, 348			
鶴喰簡水	H7. 2. 7	H7. 7. 1	220	146	116	114	7, 736	緩速ろ過	表流水	4, 175			

地区名		認可年月日	給水開始年月日	計画給水人口(人)	給水区域内人口(人)	現在給水人口(人)	計画一日最大給水量(m ³ /日)	年間給水量(m ³)	浄水方法	原水の種別	管路延長(m)		
東陽町	河俣簡水	H18. 3. 24	S37. 4. 1	607	390	352	273	33, 274	急速ろ過	表流水	10, 103		
	箱石簡水	H3. 12. 6	H4. 8. 1	247	119	100	151	10, 140	消毒のみ	地下水	4, 626		
泉町	白岩戸簡水	S28. 10. 1	S29. 4. 1	380	53	51	46	3, 995	消毒のみ	表流水	2, 543		
	落合簡水	S33. 9. 15	S34. 4. 1	700	62	60	105	7, 323	急速ろ過	表流水	4, 798		
	二重簡水	S34. 9. 4	S35. 1. 30	450	53	47	68		急速ろ過	表流水	2, 007		
	打越簡水	H14. 3. 10	S32. 3. 3	105	57	47	31	7, 237	急速ろ過	表流水	7, 949		
	河合場簡水	S35. 9. 1	S36. 4. 1	350	10	8	53	3, 643	消毒のみ	表流水	3, 283		
	一ツ氏簡水	S35. 9. 1	S36. 3. 1	150	22	18	23	4, 163	消毒のみ	表流水	1, 678		
	岩奥簡水	S28. 10. 1	S29. 3. 1	520	74	67	62	16, 132	消毒のみ	表流水	1, 370		
	野添簡水	S33. 9. 15	S34. 4. 1	220	97	85	33	7, 460	急速ろ過	表流水	5, 591		
	赤根簡水	S33. 1. 17	S33. 3. 1	400	43	43	60	11, 449	消毒のみ	表流水	2, 300		
	南川内簡水	S37. 7. 21	S37. 11. 1	200	26	25	19	2, 001	緩速ろ過	表流水	2, 487		
	五家荘簡水	小原地区	椎原地区	H25. 3. 31	S32. 4. 1	23	30	15	6	1, 059	消毒のみ	表流水	1, 610
				S37. 11. 1	41	34	30	30	6, 370	急速ろ過	表流水	5, 947	
				S47. 12. 1	56	44	36	46	4, 351	緩速ろ過	表流水	6, 329	
合計				9, 864	3, 606	3, 100	2, 568	319, 817			157, 060		

(4) 飲料水供給施設

地区名		認可年月日	給水開始年月日	計画給水人口(人)	給水区域内人口(人)	現在給水人口(人)	計画一日最大給水量(m ³ /日)	年間給水量(m ³)	浄水方法	原水の種別	管路延長(m)
坂本町	(飲供) 板ノ平地区		S35. 1. 1	—	12	12	—	641	緩速ろ過	表流水	1, 625
	(飲供) 生名子地区		S35. 12. 1	—	14	9	—	616	消毒のみ	地下水	1, 193
	(飲供) 渋利地区		H17. 8. 1	—	54	50	—	4, 574	消毒のみ	地下水	2, 079
合計				0	80	71	0	5, 831		0	4, 897

総計				9, 864	3, 686	3, 171	2, 568	325, 648	0	0	161, 957
----	--	--	--	--------	--------	--------	--------	----------	---	---	----------

簡易水道使用料金

1月につき、次の区分に従い使用水量に応じ、基本料金及び超過料金並びにメータ使用料の合計額（その額に10円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）とする。

①専用給水装置

ア 二見洲口町、坂本町、東陽町、泉町の計量給水区域

令和元年10月1日施行

種 別	料 金		
	基本料金（1月につき）		超 過 料 金
	水 量	料 金	
一 般 用	8立方メートル	1,573円	水量1立方メートルにつき 169円
臨 時 用	水量1立方メートルにつき 363円		
消 火 栓	無 料		

イ 泉町放任給水区域

令和元年10月1日施行

種 別	料金（1月につき）
一 般 用	600円
消 火 栓	無 料

②メータ使用料（1月につき）

令和元年10月1日施行

口 径	料 金	口 径	料 金
13ミリメートル	66円	40ミリメートル	242円
20 "	121円	50 "	1,320円
25 "	132円		

事業経営状況（簡易水道事業）

（単位：千円）

事 項		年 度				
		H29	H30	R1	R2	R3
給 水 人 口 (人)		4,356	4,211	3,988	3,418	3,171
普及率（対給水区域人口）（%）		94.80	92.31	92.59	87.17	86.03
総 配 水 量 (m ³)		470,995	456,854	423,159	372,534	325,648
一 日 最 大 配 水 量 (m ³)		1,945	1,961	1,559	1,410	1,127
有 収 水 量 (m ³)		458,943	444,909	412,310	328,152	303,312
有 収 率 (%)		97.44	97.39	97.44	88.09	93.14
導・送・配水管延長(m)		151,439	155,711	155,811	154,182	161,957
職 員 数 (人)		6	6	6	5	5
収 益 的 収 支	1. 営 業 収 益	—	—	—	58,376	58,162
	うち(1) 給 水 収 益	—	—	—	57,633	57,522
	(2) 受 託 工 事 収 益	—	—	—	650	505
	2. 営 業 外 収 益	—	—	—	177,675	144,649
	3. 特 別 利 益	—	—	—	36,240	31
	総 収 益 (A)	—	—	—	272,291	202,842
	1. 営 業 費 用	—	—	—	218,029	188,171
	うち(1) 人 件 費	—	—	—	35,174	33,397
	(2) 経 費	—	—	—	41,900	44,466
	(3) 減 価 償 却 費	—	—	—	140,955	110,308
	2. 営 業 外 費 用	—	—	—	16,592	13,252
	3. 特 別 損 失	—	—	—	71,035	8
	総 費 用 (B)	—	—	—	305,656	201,431
	当年度純利益(損失)(A)-(B) (C)	—	—	—	△ 33,365	1,411
当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金 (未 処 理 欠 損 金) (D)		—	—	—	(33,365)	(31,954)
利 益 剰 余 金	減 債 積 立 金 等 処 分 額 (E)	—	—	—	0	0
	年 度 末 積 立 金 残 高 (F)	—	—	—	0	0
	翌 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金 (累 計 欠 損 金) (G)	—	—	—	(33,365)	(31,954)
資 本 的 収 支	(1) 企 業 債 (イ)	—	—	—	102,300	2,000
	(2) 工 事 負 担 金	—	—	—	3,801	0
	(3) 他 会 計 補 助 金	—	—	—	47,882	62,189
	収 入 計 (H)	—	—	—	153,983	64,189
	(1) 建 設 改 良 費	—	—	—	107,286	17,570
	(2) 企 業 債 償 還 金 (ロ)	—	—	—	92,915	93,238
	(3) そ の 他	—	—	—	0	0
	支 出 計 (I)	—	—	—	200,201	110,808
差 引 き 計 (H)-(I)	—	—	—	△ 46,218	△ 46,619	
流 動 資 産 (J)		—	—	—	43,171	37,748
流 動 負 債 (K)		—	—	—	104,198	116,377
不 良 債 務		—	—	—	0	0
減 価 償 却 累 計 額		—	—	—	140,955	251,263
給 水 原 価 (円)		—	—	—	391.12	428.40
供 給 単 価 (円)		—	—	—	175.63	189.65
企 業 債 現 在 高		—	—	—	1,433,099	1,341,861

2 病 院 事 業

(1) 沿革・施設

開 設	昭和 27 年 5 月 1 日	村立宮地病院として開設
	昭和 30 年 4 月 1 日	宮地村の編入に伴い八代市国民健康保険直営病院として運営
廃 止	平成 31 年 3 月 31 日	「八代市病院事業の設置等に関する条例及び国民健康保険八代市立病院条例を廃止する条例」の施行に伴い廃止
敷 地 面 積	6,789.5 m ²	
改 築 工 事	昭和 43 年 11 月 20 日	竣 工 昭和 44 年 10 月 31 日
設 計	村田相互設計事務所	施 工 西田工業株式会社
建 物	鉄筋コンクリート 4 階、塔屋 2 階、医師宿舎鉄筋コンクリート 2 階建他 エックス線棟、鉄筋コンクリート平家建他	
建物延床面積	4,099.28 m ²	
総 工 費	436,798,570 円	(本館 326,570,020 円、医師宿舎等 53,118,550 円、エックス線棟 57,110,000 円) 建物関係工事 275,364,290 円 機械備品 161,434,280 円
財 源 内 訳	企業債 381,700,000 円 一般財源 55,098,570 円	
診 療 科 目	内科、外科、胃腸科、消化器科、循環器科、呼吸器科	
病 床 数	96 床 (一般 66 床、結核 30 床) ※平成 28 年 4 月 20 日より休止	

職員数 (平成 31 年 3 月 31 日現在)

(単位：人)

職 員	嘱託・臨時職員	業務委託職員	合 計
32	2	8	42

卷末資料

○ 令和3年主要付議事件一覧

及びその処理状況 381



◎令和3年主要付議事件一覧及びその処理状況

(1) 議案

提出者	番号	件名	処 理		
議 員	1	八代市議会委員会条例の一部を改正する条例案	3	19	原案可決
	2	八代市議会規則の一部を改正する規則案	3	19	原案可決
	3	新型コロナウイルスワクチンの安定的な供給及び接種の円滑な実施を求める意見書案	3	19	原案可決
	4	八代市議会委員会条例の一部を改正する条例案	10	4	原案可決
	5	令和2年7月豪雨に関する特別委員会を設置する決議案	10	22	原案可決
	6	コロナ禍による財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書案	10	22	原案可決
	7	原油等価格高騰対策に関する意見書案	12	17	原案可決
	8	マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進等を求める意見書案	12	17	原案可決
	9	国土強靱化対策の予算の確保を求める意見書案	12	17	原案可決
市 長	1	令和2年度八代市一般会計補正予算・第16号	3	19	原案可決
	2	令和2年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第4号	3	19	原案可決
	3	令和2年度八代市簡易水道事業会計補正予算・第5号	3	19	原案可決
	4	令和2年度八代市下水道事業会計補正予算・第3号	3	19	原案可決
	5	令和3年度八代市一般会計予算	3	19	原案可決
	6	令和3年度八代市国民健康保険特別会計予算	3	19	原案可決
	7	令和3年度八代市後期高齢者医療特別会計予算	3	19	原案可決
	8	令和3年度八代市介護保険特別会計予算	3	19	原案可決
	9	令和3年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計予算	3	19	原案可決
	10	令和3年度八代市公共浄化槽等整備推進事業特別会計予算	3	19	原案可決
	11	令和3年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計予算	3	19	原案可決
	12	令和3年度八代市診療所特別会計予算	3	19	原案可決
	13	令和3年度八代市久連子財産区特別会計予算	3	19	原案可決
	14	令和3年度八代市椎原財産区特別会計予算	3	19	原案可決
	15	令和3年度八代市水道事業会計予算	3	19	原案可決
	16	令和3年度八代市簡易水道事業会計予算	3	19	原案可決
	17	令和3年度八代市下水道事業会計予算	3	19	原案可決

提出者	番号	件名	処 理		
市 長	18	専決処分の報告及びその承認について（令和2年度八代市一般会計補正予算・第13号）	3	19	承認
	19	専決処分の報告及びその承認について（令和2年度八代市一般会計補正予算・第14号）	3	19	承認
	20	専決処分の報告及びその承認について（令和2年度八代市一般会計補正予算・第15号）	3	19	承認
	21	新市建設計画の変更について	3	19	可決
	22	財産の貸付けについて	3	19	可決
	23	公の施設を長期かつ独占的に利用させることについて	3	19	可決
	24	八代市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	3	19	原案可決
	25	八代市行財政改革推進委員会条例の一部改正について	3	19	原案可決
	26	八代市行政財産使用料条例の一部改正について	3	19	原案可決
	27	八代市コミュニティセンター条例の一部改正について	3	19	原案可決
	28	八代市空家等の適正な管理に関する条例の制定について	3	19	原案可決
	29	八代市手数料条例の一部改正について	3	19	原案可決
	30	八代市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	3	19	原案可決
	31	八代市浄化槽条例等の一部改正について	3	19	原案可決
	32	八代市宅地分譲審査委員会条例の制定について	3	19	原案可決
	33	八代市介護保険条例の一部改正について	3	19	原案可決
	34	八代市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	3	19	原案可決
	35	八代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の全部改正について	3	19	原案可決
	36	八代市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部改正について	3	19	原案可決
	37	八代市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部改正について	3	19	原案可決
	38	八代市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について	3	19	原案可決
	39	八代市国民健康保険条例の一部改正について	3	19	原案可決
	40	坂田道男・道太文庫基金条例の一部改正について	3	19	原案可決
	41	八代市民俗伝統芸能伝承館条例の制定について	3	19	原案可決
42	八代市日本遺産活用推進基金条例の制定について	3	19	原案可決	
43	八代市スポーツ振興基金条例の制定について	3	19	原案可決	
44	八代市森林環境譲与税基金条例の制定について	3	19	原案可決	

提出者	番号	件名	処 理		
市長	45	八代市簡易水道事業給水条例の一部改正について	3	19	原案可決
	46	令和2年度八代市一般会計補正予算・第17号	3	19	原案可決
	47	令和3年度八代市一般会計補正予算・第1号	3	19	原案可決
	48	八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について	3	19	原案可決
	49	八代市長等の給与に関する条例の一部改正について	3	19	原案可決
	50	教育長の任命につき同意を求めることについて	3	19	同 意
	51	令和3年度八代市一般会計補正予算・第3号	6	23	原案可決
	52	専決処分の報告及びその承認について（八代市市税条例等の一部を改正する条例）	6	23	承 認
	53	専決処分の報告及びその承認について（令和2年度八代市一般会計補正予算・第18号）	6	23	承 認
	54	専決処分の報告及びその承認について（令和2年度八代市介護保険特別会計補正予算・第5号）	6	23	承 認
	55	専決処分の報告及びその承認について（令和3年度八代市一般会計補正予算・第2号）	6	23	承 認
	56	専決処分の報告及びその承認について（八代市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例）	6	23	承 認
	57	和解について	6	23	可 決
	58	契約の変更について（八代市新庁舎建設工事）	6	23	可 決
	59	契約の締結について（八代市新庁舎外構工事（I期））	6	23	可 決
	60	契約の締結について（八代市新庁舎造作家具外設置工事）	6	23	可 決
	61	財産の取得について（八代市新庁舎備品（事務机、ロッカー））	6	23	可 決
	62	財産の取得について（八代市新庁舎備品（ワゴン、スクリーン、ホワイトボード））	6	23	可 決
	63	財産の取得について（八代市新庁舎備品（事務椅子、ロビーチェア、パーティション、中軽量ラック））	6	23	可 決
	64	財産の取得について（八代市新庁舎備品（収納庫、システム収納庫、移動書架））	6	23	可 決
	65	財産の取得について（八代市新庁舎備品（会議用机、会議用椅子、カウンター、記載台））	6	23	可 決
	66	市道路線の廃止について	6	23	可 決
67	市道路線の認定について	6	23	可 決	
68	あらたに生じた土地の確認について	6	23	可 決	
69	町区域の変更について	6	23	可 決	
70	八代市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について	6	23	原案可決	
71	八代市手数料条例の一部改正について	6	23	原案可決	
72	八代市浄化槽市町村整備推進事業減債基金条例の廃止について	6	23	原案可決	

提出者	番号	件名	処 理		
市 長	73	八代市介護保険条例の一部改正について	6	23	原案可決
	74	八代市こいこい広場条例の一部改正について	6	23	原案可決
	75	令和3年度八代市一般会計補正予算・第4号	6	23	原案可決
	76	財産の取得について（消防用小型動力ポンプ（車載）9台、消防用小型動力ポンプ（台車）2台）	6	23	可 決
	77	財産の取得について（消防団小型動力ポンプ軽積載車4台）	6	23	可 決
	78	財産の取得について（消防団小型動力ポンプ普通積載車3台）	6	23	可 決
	79	人権擁護委員候補者の推薦について	6	23	同 意
	80	人権擁護委員候補者の推薦について	6	23	同 意
	81	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	6	23	同 意
	82	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	6	23	同 意
	83	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	6	23	同 意
	84	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	6	23	同 意
	85	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	6	23	同 意
	86	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	6	23	同 意
	87	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	6	23	同 意
	88	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	6	23	同 意
	89	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	6	23	同 意
	90	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	6	23	同 意
	91	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	6	23	同 意
	92	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	6	23	同 意
	93	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	6	23	同 意
	94	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	6	23	同 意
	95	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	6	23	同 意
	96	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	6	23	同 意
	97	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	6	23	同 意
	98	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	6	23	同 意
	99	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	6	23	同 意
	100	専決処分報告及びその承認について（熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について）	9	17	承 認

提出者	番号	件名	処 理		
市 長	101	専決処分の報告及びその承認について（令和3年度八代市一般会計補正予算・第5号）	9	17	承 認
	102	専決処分の報告及びその承認について（令和3年度八代市一般会計補正予算・第6号）	9	17	承 認
	103	副市長の選任につき同意を求めることについて	9	17	同 意
	104	監査委員の選任につき同意を求めることについて	9	17	同 意
	105	令和2年度八代市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	10	22	原案可決 及び認定
	106	令和2年度八代市簡易水道事業会計決算の認定について	10	22	認 定
	107	令和2年度八代市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	10	22	原案可決 及び認定
	108	令和3年度八代市一般会計補正予算・第7号	10	22	原案可決
	109	八代市過疎地域持続的発展計画の策定について	10	22	可 決
	110	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	10	22	可 決
	111	八代市防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の廃止について	10	22	原案可決
	112	八代市個人情報保護条例及び八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	10	22	原案可決
	113	八代市庁舎内市民交流エリア条例の制定について	10	22	原案可決
	114	八代市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について	10	22	原案可決
	115	八代市営墓園条例の一部改正について	10	22	原案可決
	116	訴訟上の和解について	10	22	可 決
	117	令和2年度八代市一般会計歳入歳出決算	11	29	原案可決
	118	令和2年度八代市国民健康保険特別会計歳入歳出決算	11	29	原案可決
	119	令和2年度八代市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	11	29	原案可決
	120	令和2年度八代市介護保険特別会計歳入歳出決算	11	29	原案可決
	121	令和2年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算	11	29	原案可決
	122	令和2年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計歳入歳出決算	11	29	原案可決
	123	令和2年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算	11	29	原案可決
	124	令和2年度八代市診療所特別会計歳入歳出決算	11	29	原案可決
	125	令和2年度八代市久連子財産区特別会計歳入歳出決算	11	29	原案可決
	126	令和2年度八代市椎原財産区特別会計歳入歳出決算	11	29	原案可決
	127	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	10	22	原案可決
	128	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	10	22	同 意

提出者	番号	件名	処 理		
市 長	129	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	10	22	同 意
	130	監査委員の選任につき同意を求めることについて	10	22	同 意
	131	監査委員の選任につき同意を求めることについて	10	22	同 意
	132	令和3年度八代市一般会計補正予算・第8号	12	17	原案可決
	133	令和3年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第1号	12	17	原案可決
	134	令和3年度八代市後期高齢者医療特別会計補正予算・第1号	12	17	原案可決
	135	令和3年度八代市介護保険特別会計補正予算・第1号	12	17	原案可決
	136	令和3年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計補正予算・第1号	12	17	原案可決
	137	令和3年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算・第1号	12	17	原案可決
	138	令和3年度八代市診療所特別会計補正予算・第1号	12	17	原案可決
	139	令和3年度八代市水道事業会計補正予算・第1号	12	17	原案可決
	140	令和3年度八代市簡易水道事業会計補正予算・第1号	12	17	原案可決
	141	令和3年度八代市下水道事業会計補正予算・第1号	12	17	原案可決
	142	契約の変更について（八代市新庁舎建設工事）	12	17	可 決
	143	指定管理者の指定について（八代市有線テレビジョン放送施設等）	12	17	可 決
	144	指定管理者の指定について（八代市泉地域福祉センター、八代市泉憩いの家、八代市五家荘デイサービスセンター、八代市柿迫生きがいセンター）	12	17	可 決
	145	指定管理者の指定について（八代高等職業訓練校）	12	17	可 決
	146	指定管理者の指定について（八代市がらっぱ広場、八代市こいこい広場）	12	17	可 決
	147	指定管理者の指定について（八代市日奈久温泉センター、東湯）	12	17	可 決
	148	指定管理者の指定について（八代市産地形成促進施設東陽交流センター「せせらぎ」、八代市農林産物等直売施設「菜摘館」）	12	17	可 決
	149	指定管理者の指定について（八代市総合体育館、八代市テニスコート、八代市弓道場、八代市球技場、八代市民プール、八代市民球場、八代市立武道館、八代市相撲場）	12	17	可 決
150	市道路線の廃止について	12	17	可 決	
151	市道路線の認定について	12	17	可 決	
152	八代市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について	12	17	原案可決	
153	八代市手数料条例の一部改正について	12	17	原案可決	
154	八代市下水道条例の一部改正について	12	17	原案可決	
155	八代市国民健康保険条例の一部改正について	12	17	原案可決	

提出者	番号	件 名	処 理		
市 長	156	八代市国民健康保険税条例の一部改正について	12	17	原案可決
	157	八代市教育サポートセンター条例の一部改正について	12	17	原案可決
	158	令和3年度八代市一般会計補正予算・第9号	12	17	原案可決
	159	契約の締結について（八代市坂本支所庁舎等解体工事）	12	17	可 決
	160	財産の取得について（八代市小・中・支援学校 I C T機器類（タブレット端末機、モニター類、無線機（アクセスポイント）））	12	17	可 決
	161	令和3年度八代市一般会計補正予算・第10号	12	17	原案可決
	162	人権擁護委員候補者の推薦について	12	17	同 意
	163	人権擁護委員候補者の推薦について	12	17	同 意
	164	人権擁護委員候補者の推薦について	12	17	同 意

(2) 請 願

請願 番号	件 名	受理 月 日	委 員 会			本 会 議	
			付託月日	付託委員会	審査終了月日	結果	審査終了月日
1	坂本町に一日も早く、診療所の開設を求めることについて	R3 10 4	R3 10 10	文教福祉	10 15	10 22	審議未了 審議未了

(3) 陳 情

陳情 番号	件 名	受理 月 日	委 員 会			本 会 議	
			付託月日	付託委員会	審査終了月日	結果	審査終了月日
R3年 1	産業廃棄物最終処分場建設反対について	R3 4 28	R3 6 16	建設環境	6 17	9 3	継続審査 任期满了に伴 う審議未了
R3年 2	八代商工会議所・八代市商工会による合同商談会の企画・実施について	R3 5 26	R3 6 16	経済企業	6 17	6 23	審議未了 審議未了
R3年 3	地方たばこ税を活用した分煙環境整備について	R3 12 14	R4 3 10	総務	3 22	6 27	継続審査 採択